

平成23年 第1回

身延町議会定例会会議録

平成23年3月 4日 開会

平成23年3月14日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 3 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 4 日

平成23年第1回身延町議会定例会（1日目）

平成23年3月4日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針
- 日程第5 教育委員長教育方針
- 日程第6 提出議案の報告並びに上程
- 日程第7 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 野 島 俊 博 | 2番 | 望 月 明 |
| 3番 | 河 井 淳 | 4番 | 望 月 秀 哉 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 7番 | 望 月 寛 |
| 8番 | 深 沢 脩 二 | 10番 | 草 間 天 |
| 11番 | 福 与 三 郎 | 12番 | 川 口 福 三 |
| 13番 | 渡 辺 文 子 | 14番 | 穂 坂 英 勝 |
| 15番 | 伊 藤 文 雄 | 16番 | 望 月 広 喜 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- | | | | |
|----|-------|----|---------|
| 6番 | 松 浦 隆 | 9番 | 日 向 英 明 |
|----|-------|----|---------|

4. 会議録署名議員（3人）

- | | | | |
|-----|---------|-----|-------|
| 8番 | 深 沢 脩 二 | 10番 | 草 間 天 |
| 11番 | 福 与 三 郎 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	赤池義明	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	千頭和勝彦	財政課副主幹	遠藤基

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は大変、ご苦労さまです。

平成23年身延町議会第1回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月に入り寒さも緩み、日ごとに温かさを増し、野に山に春の色が濃くなってまいりました。

議員各位には年度末、何かとお忙しい中をご出席いただき、心から敬意を表す次第でございます。

さて、本定例会に町長から提案されます議案は、平成23年度当初予算をはじめとして、平成22年度補正予算、条例の一部改正など多種多様にわたる膨大なものがあります。いずれも重要な内容を有するものでございます。

議事が円滑に進められ、慎重なご審議により適正・妥当な結論が得られるよう、お願い申し上げます。

早春とは申しまして、寒暖の差が激しい時節であります。各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

なお、日向君は入院のため、松浦君は所用のために欠席届が出されております。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

8番 深沢脩二君

10番 草間 天君

11番 福与三郎君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、平成23年3月4日から3月14日までの11日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成23年3月4日から3月14日までの11日間とすることに決定をいた

しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から本定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり出席の通知がありました。

また議会としての報告事項は、お手元に配布のとおり、各種行事等に参加しておりますので、ご了承ください。

日程第4 町長施政方針。

町長が施政方針を行います。

町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

まわりの山の木々にも春が感じられる、大変よい季節になってまいりました。

平成23年身延町議会第1回定例会の開会にあたり、提出いたしました案件のうち主なものにつきまして、その概要をご説明申し上げるとともに、私の所信の一端を申し述べ、議員の皆さん、ならびに町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

私は就任以来、みんなで作ろうみんなのふるさとを政治信条に、公正・公平はもちろんのこと、町民の皆さんが住んでよかったと実感できる町をつくってまいりました。そのことが、私の理想としております「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」につながりますので、職員の先頭に立ちますと申し上げ、職員ともども努力をしてまいりました。

この間、国においては政権の交代がありました。そのため、特に地方自治体の知恵と努力が町の発展や活性化に直結してまいることを実感しております。そして、わが町の人口減に少しでも歯止めをかけるべく、職員ともども全力で取り組み、身延町の発展のために頑張りたい、この気持ちをなお一層、強くしている今日このごろでもございます。わが国の経済は政権も交代し、また年も改まりましたが、今なお、大変厳しい状況にございます。

さて、不安定な政局と厳しい経済状況の中、国の債務残高が平成22年12月末時点で、919兆1,511億円になったと発表をされました。これは平成21年度末に比べ47兆3,030億円の増となり、国民1人当たり約722万円の借金を背負っていることとなります。

ちなみに、わが町の地方債残高は平成22年度見込みで特別会計も含め、179億6,398万円で、平成21年度末に比べて1億4,660万円の減ですが、町民1人当たり119万7千円で、前年度比1万7千円の増となりました。これは、わが町の人口が平成22年3月に比べ、約350人も減ったためでございます。

今後、本町の財政運営において、地方残高の抑制は不可欠でありますので、地方債の発行に際しましては、対象事業の選択等に十分配慮してまいりたいと思います。

次に今回、提案させていただいております一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算につきましては、事業の精査により歳入歳出予算科目全般にわたって、減額等の補正をさせていただいております。

まず歳入ですが、国・県支出金につきましては、主に児童および社会福祉関係事業において、年度内の事業量を考慮し、それぞれの負担に応じ、減額等の補正をさせていただきました。そ

の中で、地方交付税につきましては、4億5,918万8千円および繰越金2億9,238万2千円を追加補正させていただき、今後の財政基盤の強化を図るため、基金に積み立てる予定でございます。

次に歳出ですが、歳入予算で申し上げましたとおり、年度内の各事業量に応じて、それぞれの予算について、増減をさせていただいたところでございます。また諸支出金では、財政調整基金へ3億円、減債基金へ2億円、公共施設整備基金へ1億円の元金積立金を追加補正いたしました。この追加補正により、前年に比べ3億2,500万円余の基金増額がされることとなります。また補正予算のうち第2表において、国・県の追加補正、ならびに事業の進捗状況に伴い、農林業基盤整備事業、道路改良事業、簡易水道事業等の繰越明許費補正をさせていただきました。

繰越事業につきましては、事業の早期完成を目指し、職員一丸となって取り組んでいきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に平成23年度の身延町一般会計予算は総額8億7,240万円で、前年比3.2%の減としたところであります。この主な要因としましては、下部地区地域情報通信施設整備運営事業費のうち、建設事業負担分の完了による1億5千万円の減と公債費1億8,860万円の減によるもので、これは新町として取り組んでまいりました集中改革プラン等によります行財政経費削減の効果であると思われま。

本町の一般財源の主なものとして、町税14億2千万円余を計上させていただきました。また、地方交付税総額は地方交付税と臨時財政対策債を合算した47億7千万円の計上となり、歳入全体の54.7%を占め、自主財源である町税が全体の16.3%であることから、国への依存度の高さを再認識しているところでもあります。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計ほか20の特別会計により、総額66億6,180万1千円となったところであります。主な事業は、ライフラインの整備として、引き続き特別会計において簡易水道事業、ならびに下水道事業を推進いたします。また、社会保障制度の一端を担う国民健康保険特別会計においては、医療負担の増額に伴い、平成23年度に国民健康保険税の税率改正を行い、被保険者への負担増を求めた予算となっております。負担増は現在の経済状況や少子高齢化社会において、大変厳しいものがありますが、国保会計健全化のため、ご理解をいただきたいと存じます。

23年度の主な事業につきましては、国の施策に基づきまして、緊急雇用対策として、ふるさと雇用再生特別基金事業に1,200万円余で、3事業に3名を。緊急雇用創出事業特例基金事業7,300万円余で14事業、38名の雇用を予定しております。

また、町民への交通網の充実を図るため、乗り合いタクシー事業および赤字バス路線の維持費、ならびに町営バス運行経費等に8,200万円余を計上いたしました。特に平成20年10月から実施しております乗り合いタクシー事業について、スタート直後、1日平均20人程度の利用でしたが、平成22年3月には50人を超え、本年1月には70人を超えてきております。

また、利用者を対象としたアンケート調査で、運行の継続を望む回答がほぼ100%近くに達している状況から、3年間の実証運行を終え、本格運行を行いたいと思います。

今後もさらなる公共交通の再編を行い、町民の足の確保を充実してまいりたいと考えております。

次に地域拠点整備施設となる、下部地区公民館新築事業費 2 億 5 千万円余を計上いたしました。下部地区公民館は旧下部支所跡地に新築し、町民が憩いやすく、さらに集まりやすい場として活用されるような施設になることを願っております。

次に地域基盤整備事業として、町道整備等を継続的に実施し、農林業の基盤整備、有害鳥獣対策費を充実させました。特に身延北部地区において実施している、中山間総合整備事業の本格的な事業実施が本年度から行われることから、農業基盤の充実が図れるものと期待しております。

次に、身延町立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、身延町立小中学校統合計画前期計画に基づき進めてきた西嶋小学校、静川小学校の統廃合について、保護者等関係者のご理解・ご協力が得られたため、平成 24 年 4 月 1 日をもって両校の統廃合を行うにあたり、静川小学校について平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止するための条例改正案であります。

次に、人材育成研修についてであります。

行政改革大綱の基本理念である知恵と工夫による地域の発展を目指し、昨年 7 月より若手職員 25 名を対象に、住民の福祉の向上や地域社会の発展のための施策や事務事業の提案を課題とした人材育成研修を行ってまいりました。

参加職員は 6 日間の研修のほか、時間外に自主研修など積極的に行う中、去る 2 月 10 日、4 つのグループにより若者らしい提案がなされ、今後、実施に向け検討をしてみたいと考えております。

次に、景観計画策定についてであります。

本町はご案内のとおり、富士川を中心に広がり、山、川、湖など豊かな自然に開かれた町でございます。随所に観光地や文化、歴史的な資産を背景とした素晴らしい景観が点在しております。1 年を通じて、全国から参拝者が訪れる身延山久遠寺や古くからの湯治場として名高い下部温泉など、観光や歴史、文化的な資産を背景とした恵まれた環境を生かした景観の町として、住民の快適な暮らしと調和した景観づくりを目指すため、景観計画を策定してまいります。

次は公共下水道事業の各戸への早期接続について、お願いをしているところでございます。

公共下水道の各戸への接続については、平成 23 年 2 月 28 日現在、中富処理区が加入戸数 982 戸で、加入率 64.7%。身延処理区は加入戸数 105 戸で、加入率 17.9%。下部処理区は加入戸数 9 戸で、加入率 10.2% という状況でございますが、早期の接続をお願いするところでございます。

これからも厳しい財政運営が続くことが考えられますが、こういうときこそ、町民の皆さんも町が何をしてくれるかを期待するのではなく、今まで以上に自分は町のために、地域のために何ができるかを考えていただくときではないでしょうかと思います。

次に平成 22 年第 4 回定例議会以降の主な行事への参加について、申し上げます。

1 2 月 20 日には飯富病院定例会、同じく 27 日、沖縄県八重瀬町長および児童生徒が来町をいたしました。

明けて 1 月 9 日、148 名の新成人を迎えて、身延町成人式を挙行いたしました。同じく 16 日、400 名余の団員参加の中、身延町消防団出初め式を挙行いたしました。同じく 30 日、山梨県知事選挙を執行いたしました。

2 月 1 日、しもべ黄金の足湯竣工式でございました。2 月 19 日、飯富病院改築および耐震

工事の竣工式を、またその間、各種団体の新年会や総会にも出席をさせていただいております。

結びに「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」の実現に向けて、特に財政の健全化に向けては、職員と知恵を出し合いながら、子や孫に負の財産を残さないよう、先頭に立ってまいる所存でありますので、議員の皆さんや町民の皆さんの格段のご協力をお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(望月広喜君)

町長の施政方針が終わりました。

日程第5 教育委員長教育方針。

教育委員長が教育方針を行います。

教育委員長。

○教育委員長(千須和繁臣君)

平成23年度身延町教育委員会教育方針および主要施策について、ご説明させていただきます。

今、日本は混沌の只中にあります。少子高齢化、不安定な政治状況、グローバル化の中での経済の停滞、財政や金融への不安など、国民は将来への展望が開けず、もがき苦しんでいるように見えます。

こうした中において、わが国の将来の発展の原動力として、教育が果たす役割への国民の期待は、ますます高まっているものと考えます。将来への国づくりやまちづくりの礎をなすものは人づくりであり、すなわち教育において、ほかにありません。

教育は人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ、個人の能力を伸張し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠のものです。こうした教育の使命は、今後、いかに時代が変わろうとも普遍的なものです。こうした教育の果たす使命を常に意識し、私ども教育委員会は教育行政を推進してまいります。

それでは、平成23年度の主要施策を中心にご説明させていただきます。

最初に、身延町の将来を背負って立つ基礎づくりのための学校教育について申し上げます。

子どもたちの確かな学力の向上と生きる力の育成、豊かな心を育む教育の推進を図るためには、まずもって学校間教育環境の整備が必要です。このことを念頭に、次の2つを重点施策として推進します。

1つ目の重点施策は、学校教育環境の整備です。

この中で、まず挙げる事業としては、町内全小中学校普通教室へのエアコン設置事業です。昨年は世界的な気候変動の影響もあってか異常な暑さが続き、子どもたちの健康や学習環境悪化など、大きな懸念材料となりました。これへの対策として、エアコンを設置し良好な教育環境を確保します。

次に、学校統合計画の推進です。

学校統合計画の目指すところは適正規模の確保による、よりよい教育環境の整備にあります。前期計画の進捗状況をふまえながら、次の段階の計画の策定に向けての取り組みを推進し、速やかな適正規模の確保を目指します。

次に、複式学級の解消です。

現在、町内の小学校においては大幅な児童数の減少に伴い、2つの学校で複式学級が生じて

おります。複式学級は2学年を1名の教師が指導する形となり、確かな学力の向上等の観点から教育委員会は解消に努めてまいりました。これについては継続的な取り組みを行い、よりよい教育環境の整備を目指します。

次に、学校統合に伴うスクールバスの購入と運行です。

身延中学校と下山中学校の統合に伴い、スクールバスの購入、運行を行います。スクールバスの運行は、保護者や生徒の負担を軽減するとともに、路線バスの運行本数が少ない中においても良好な通学環境を実現します。また、両校の統合により生徒数が増加するため、身延中学校において陸上部の新設を行います。このことにより、生徒の部活動の選択肢を増やし、学びの環境の充実を図ります。

次に教職員の資質向上のための、研修体制の整備です。

このことについては、町の教育研修センターが中心となり、教職員の研修、相談等を行い、常に教員の資質の向上を目指しています。

次に、特別支援教育の推進です。

学習障害、注意欠陥他動性障害、自閉症等も含めた障害などを持った児童生徒が増加傾向にあり、学級経営が困難な状況に陥るケースがあります。このため、特別支援学級の開設のほか、特別支援教育支援員を配置し、TTの活用などにより個々の障害の状態、発達段階や特性に応じた特別支援教育の推進に努めます。

次に、スクールカウンセラーの配置です。

中学校を中心にスクールカウンセラーを配置し、いじめ、不登校、暴力行為等の未然防止と問題発生時の早期対応を行います。

2つ目の重点施策は、学校教育内容の充実です。

小学校においては、新学習指導要領に基づく教科書改訂が行われ、平成23年度から改訂版教科書を使用し、教育基本法改正等をふまえた、より充実した内容の教育課程が実施されます。教育委員会では確かな学力の定着に向けて、新たな教科書に準拠した教師用指導書、関係図書、資料、教材等の整備を図ります。

また、新学習指導要領では、小学校外国語活動が設けられ、5、6年生ではそれぞれ年間35時間実施が盛り込まれました。こうしたことから、今までの小学校における英語活動をより充実させるため小学生の指導に精通した経験豊かな専門の外国人講師を確保し、英語に慣れ親しみ、英語が使える児童の育成に向けて指導体制を強化します。

次は、中学校における教科書改訂についてです。

中学校では、24年度から新学習指導要領に基づく教育課程が実施されます。それに合わせて、23年度は24年度以降使用する教科書採択を行います。峡南地域各町教育委員会および峡南地域各中学校教職員と連携をとりながら、この地域に最も適した教科書の共同採択を進めます。

以上、学校教育関係を終わります。

次に、まちづくりを支える人づくりのための社会教育の推進です。

今日、町民を取り巻く社会環境は急激に変化しており、従来の生き方や価値観、行動様式のままでは時代の動きに的確に対応することが難しくなりつつあります。このような状況の中、時代の要請に即応し、心豊かな生活を切り開いていくため、多様な機会を捉えて生涯を通じて学習することが重要となっております。

こうした急激な社会環境の変化に対処しながら、町民が学ぶ楽しみ、学びを生活に生かせるよう、公民館、図書館、美術館、各種スポーツ施設等の生涯学習拠点を有効に活用し、学習機会の拡充を図るとともに、各施設間の連携による多様な生涯学習の推進に努めていかなければなりません。このことを念頭に、次の4つを重点施策として推進します。

1つ目の重点施策は、学習機能の整備です。

この中で、まず挙げる事業としては公民館の建設事業です。公民館は町民の暮らしに根付いた学びや交流の場であり、また広く学習情報や学習機会の提供を行う場です。町民一人ひとりが生き生きと楽しく生涯学習が展開できるよう、その指導・充実と整備を図ってまいります。

平成23年度においては、かねてから地域住民の皆さまから要望のあった下部地区公民館の早期実現に向けて事業を進めてまいります。

下部地区への中心的拠点整備として、合併以来、待望されていた公民館建設が建設検討委員会での慎重な協議を経て、23年度具体化される見通しとなりました。地域住民が利用しやすい使い勝手のよい地区公民館が建設できるよう、計画を進めてまいります。

この施設は地域の各集落、公民館活動の拠点である地区分館として、また町内各分館の中核拠点としての役割を果たすこととなります。この施設を中心として、いつでも、どこでも、誰もが学べる機会と場を提供し、町民ニーズを的確に捉えた生涯学習活動を進めてまいります。

なお、未整備の公民館等についても、積極的にその計画実現に向けて、努力を傾注してまいります。

次の事業としては、町の情報拠点である町立図書館の機能整備事業です。

国の助成事業を活用し、視聴覚コーナーをリニューアルし、最新の視聴覚施設やソフトの整備を行うとともに、多数の図書購入も行います。これらを通じて、大幅な学習機能の充実を図ります。

次の事業としては、湯之奥金山博物館の機能充実のための事業です。この事業についても、国の助成事業を活用します。近年、湯之奥金山に関する調査・研究では新たな事実や発見がありましたが、これらから得た事実や成果に基づき、ジオラマ背景映像、金山タッチパネル、Q&Aシステム、金山博物館展示記録映像など追加や再整備を行い、学習機能の充実を図ります。

2つ目は、スポーツ活動への支援です。

生涯にわたり、心身ともに健康で豊かな生活を実現するため、誰でも、いつでも、どこでも町民1スポーツを合言葉に、スポーツを身近に親しむことができる環境整備や町民ニーズに沿った事業の展開を図ります。地域特性を生かしたスポーツ振興を図るため、各種の自主的大会などを支援し、町民のスポーツに対する機運の助成と町民1スポーツのさらなる推進に努めます。

3つ目は、芸術・文化活動の推進です。

町民の日ごろの学習成果を発表し、観賞する機会として文化・芸能発表会、芸術作品展を実施しています。かつては旧町単位で実施していたこの事業を、平成21年度からの試みとして町を挙げての芸能発表、芸術作品発表の場として、身延町総合文化祭と名をうって開催しました。この開催を契機として、町民が一丸となって取り組むことの楽しさが徐々に浸透しつつあります。

今後も多数の文化協会団体のステージ発表、作品展示と多くの町民の参加を呼びかけ、学びの輪を広げ、町民一体となった芸術・文化の振興を図りたいと考えております。

4つ目は、青少年育成推進体制の強化です。

子どもたちのすこやかな成長、発達には家庭と地域の教育力を一層、向上させていくことが大切です。このため、今年度の特に地域の子どもは地域で育てることを基本として、地域住民が一体となり、まちぐるみで子どもたちの育成と安全・安心を確保するように努め、子どもの安全見守り隊、各種研修会への参加の呼びかけ等、家庭・地域・学校が連携する機会を増やし、青少年育成身延町民会議が掲げる大会スローガン「地域の子どもは、地域で守り育てる」のもと、町全域で青少年の健全育成を推進し、子どもたちの豊かな人間性と個性を伸ばす教育的支援に力を注ぎます。

以上4点、申し述べさせていただきました。

教育の目的は人格の完成を目指し、社会の形成者として必要な資質を備え、誰もが豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会や場において行われることが必要であり、生涯にわたって学習できる社会の実現を図ることが重要だと考えます。すなわち町民が心身の発達段階に応じて、社会で自立していくために必要な基礎的・基本的な知識・技能を体系的に身に付け、そして人格を磨きながら豊かな人生を送ることができるようにしなければなりません。

こうした中、教育委員会としましては、その使命と責任を自覚するとともに学校・家庭・地域・関係機関・各団体と一層の連携を深めながら、学校教育、社会教育の振興に全力を傾注してまいります。町民の皆さまおよび町議会議員の皆さまの、より一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。平成23年度身延町教育委員会教育方針とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（望月広喜君）

教育委員長の教育方針が終わりました。

日程第6 提出議案の報告、ならびに上程を行います。

議案第2号 身延町行政組織条例及び身延町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について

議案第3号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第5号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第6号 身延町開発センター条例を廃止する条例について

議案第7号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

議案第8号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第9号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定について

議案第11号 身延町高齢者技術伝承館の指定管理者の指定について

議案第12号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定について

議案第13号 身延町活性化施設の指定管理者の指定について

議案第14号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について

議案第15号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定について

議案第16号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について

議案第 17 号 平成 22 年度身延町一般会計補正予算（第 5 号）について
 議案第 18 号 平成 22 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
 議案第 19 号 平成 22 年度身延町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 20 号 平成 22 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
 議案第 21 号 平成 22 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
 議案第 22 号 平成 22 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
 議案第 23 号 平成 22 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 3 号）について
 議案第 24 号 平成 22 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
 議案第 25 号 平成 22 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 26 号 平成 23 年度身延町一般会計予算について
 議案第 27 号 平成 23 年度身延町国民健康保険特別会計予算について
 議案第 28 号 平成 23 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について
 議案第 29 号 平成 23 年度身延町介護保険特別会計予算について
 議案第 30 号 平成 23 年度身延町介護サービス事業特別会計予算について
 議案第 31 号 平成 23 年度身延町簡易水道事業特別会計予算について
 議案第 32 号 平成 23 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について
 議案第 33 号 平成 23 年度身延町下水道事業特別会計予算について
 議案第 34 号 平成 23 年度身延町青少年自然の里特別会計予算について
 議案第 35 号 平成 23 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について
 議案第 36 号 平成 23 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第 37 号 平成 23 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第 38 号 平成 23 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第 39 号 平成 23 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第 40 号 平成 23 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第 41 号 平成 23 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第 42 号 平成 23 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第 43 号 平成 23 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第 44 号 平成 23 年度身延町西嶋財産区特別会計予算について
 議案第 45 号 平成 23 年度身延町曙財産区特別会計予算について
 議案第 46 号 平成 23 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について
 議案第 47 号 平成 23 年度身延町下山地区財産区特別会計予算について
 以上、46 議案を一括上程いたします。

日程第 7 議案第 2 号から議案第 47 号までについて、町長より提案理由の説明を求めます。
 町長。

○町長（望月仁司君）

それでは、提案議案の提案理由について、一括ご説明を申し上げます。

今回、提出しました議案は条例関係 8 件、指定管理者の指定が 7 件、平成 22 年度補正予算

が9件、平成23年度当初予算が22件の計46件となっております。

それでは、個々について順を追って申し上げます。

議案第2号 身延町行政組織条例及び身延町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について。

身延町行政組織条例及び身延町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

平成23年3月8日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由でございます。

組織改革の見直しを実施するため、身延町行政組織条例及び身延町行政改革推進委員会条例の一部を改正する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第3号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

以下、提出日と提案者名は省略をさせていただきます。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律110号）の一部が改正されたことに伴い、身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由については、国民健康保険財政の健全化および安定運営を図るため、身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第5号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

身延町立学校設置の条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由

平成24年3月31日をもって、身延町立静川小学校を廃止したいため、身延町立学校設置条例の一部を改正する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第6号 身延町開発センターの条例を廃止する条例について。

身延町開発センター条例を廃止する条例の議案を提出いたします。

提案理由

身延町開発センターの取り壊しに伴い、身延町開発センター条例を廃止する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第7号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について。

身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由でございます。

身延町老人保健事業に関わる特別会計の廃止に伴い、身延町特別会計設置条例の一部を改正

する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第 8 号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由

昨年度に引き続き、特別職の給与を減給するため、身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第 9 号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由

昨年度に引き続き、特別職の給与を減給するため、身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第 10 号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定についてでございます。

身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者について、下記のとおり議案を提出いたします。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地
名 称 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所
所在地 山梨県南巨摩身延町西嶋 3 8 0 番地
2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
団 体 の 名 称 みのぶうどん生産組合
主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町西嶋 3 8 0 番地
代 表 者 の 氏 名 組合長 川口美津枝
3. 指定の期間
平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まででございます。

提案理由

平成 23 年 3 月 31 日に指定管理者の指定期間が満了しますので、新たに指定管理者を指定したい。地方自治法第 244 条の 2 第 6 項には、指定管理者を指定するにあたり、議会の議決を経ることと規定されている。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以下、議案第 16 号まで提案理由は同じでございますので、省略をさせていただきたいと思っております。

議案第 11 号 身延町高齢者技術伝承館の指定管理者の指定についてでございます。

身延町高齢者技術伝承館の指定管理者について、下記のとおり議案を提出いたします。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地
名 称 身延町高齢者技術伝承館
所在地 山梨県南巨摩身延町常葉 1 0 2 8 番地
2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
団 体 の 名 称 身延町身体障害者福祉会下部支部
主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町常葉 1 0 2 8 番地
代 表 者 の 氏 名 支部長 池内洋子
3. 指定の期間
平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まででございます。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第 1 2 号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定についてでございます。
身延町下部農村文化公園の指定管理者について、下記のとおり議案を提出いたします。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地
名 称 身延町下部農村文化公園
所在地 山梨県南巨摩身延町古関 4 3 2 1 番地
2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
団 体 の 名 称 農事組合法人 下部特産物食品加工組合
主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町古関 4 3 2 1 番地
代 表 者 の 氏 名 組合長 伊藤晃
3. 指定の期間
平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まででございます。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第 1 3 号 身延町活性化施設の指定管理者の指定について。

身延町活性化施設の指定管理者について、下記のとおり議案を提出いたします。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地
名 称 身延町活性化施設
所在地 山梨県南巨摩身延町相又 4 2 5 番地 1
2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
団 体 の 名 称 企業組合 みのぶゆばの里・とよおか
主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町相又 4 2 5 番地 1
代 表 者 の 氏 名 理事長 井出正博
3. 指定の期間
平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第 1 4 号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定についてでございます。

身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者について、下記のとおり議案を提出いたします。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地
名 称 身延町市之瀬味噌加工所
所在地 山梨県南巨摩身延町市之瀬170番地1
2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
団 体 の 名 称 農事組合法人 下部特産物食品加工組合
主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町古関4321番地
代 表 者 の 氏 名 組合長 伊藤晃
3. 指定の期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第15号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定について

身延町市之瀬茶加工場の指定管理者について、下記のとおり議案を提出いたします。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地
名 称 身延町市之瀬茶加工場
所在地 山梨県南巨摩身延町市之瀬960番地
2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
団 体 の 名 称 下部茶生産組合
主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町市之瀬960番地
代 表 者 の 氏 名 組合長 深沢正光
3. 指定の期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第16号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について。

身延町大島農林産物直売所の指定管理者について、下記のとおり議案を提出いたします。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地
名 称 身延町大島農林産物直売所
所在地 山梨県南巨摩身延町大島2580番地3
2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
団 体 の 名 称 大島農林産物直売所管理会
主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町大島2580番地3
代 表 者 の 氏 名 会長 名取好巳
3. 指定の期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第17号 平成22年度身延町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

平成22年度身延町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,885万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2,890万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第18号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

平成22年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,403万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,392万8千円とする。

以下については、省略をさせていただきます。

次に議案第19号 平成22年度身延町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成22年度身延町の老人保健特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ767万3千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第20号 平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)でございます。

平成22年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,768万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,956万3千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に、議案第21号についてであります。平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)

平成22年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,190万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,701万5千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に、議案第22号でございます。平成22年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成22年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,169万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,771万7千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に、議案第23号でございます。平成22年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)でございます。

平成22年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,462万7千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

次に、議案第24号でございます。平成22年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)でございます。

平成22年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,886万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,758万円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第25号でございます。平成22年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)、平成22年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,457万9千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

○議長(望月広喜君)

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午前10時40分といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長(望月広喜君)

休憩前に引き続き、再開をいたします。

町長。

○町長（望月仁司君）

それでは休憩前に引き続きまして、議案第26号 平成23年度身延町一般会計予算から提案をさせていただきます。

平成23年度身延町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87億2,240万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用でございます。

以下、省略をさせていただきます。

議案第27号でございます。平成23年度身延町国民健康保険特別会計予算。

平成23年度身延町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億5,144万6千円と定める。

以下は、議案第26号と同じでございますので、省略をさせていただきます。

次に、議案第28号でございます。平成23年度身延町の後期高齢者医療特別会計予算。

平成23年度身延町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,817万7千円と定める。

以下は、省略をさせていただきたいと思っております。

次は、議案第29号でございます。平成23年度身延町介護保険特別会計予算。

平成23年度身延町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億1,537万3千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

次は、議案第30号であります。平成23年度身延町介護サービス事業特別会計予算。

平成23年度身延町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ606万2千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第31号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計予算。

平成23年度身延町の簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,135万5千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

次は、議案第32号であります。平成23年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算でございます。

平成23年度身延町の農業集落排水事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,485万6千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

次に、議案第33号であります。平成23年度身延町下水道事業特別会計予算。

平成23年度身延町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4,460万円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

次に、議案第34号であります。平成23年度身延町青少年自然の里特別会計予算。

平成23年度身延町の青少年自然の里特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,887万4千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第35号 平成23年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算についてであります。

平成23年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ636万2千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第36号 平成23年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算でございます。

平成23年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32万円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

次に、議案第37号でございます。平成23年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算でございます。

平成23年度身延町の広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90万4千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第38号 平成23年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算でございます。

平成23年度身延町の第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17万6千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

続いて議案第39号 平成23年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算でございます。

平成23年度身延町の第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19万円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

次は議案第40号 平成23年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算でございます。

平成23年度身延町の大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49万4千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第41号 平成23年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算。

平成23年度身延町の仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40万4千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第42号 平成23年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算。

平成23年度身延町の姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59万4千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

次は議案第43号 平成23年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算でございます。

平成23年度身延町の入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47万9千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

次は議案第44号 平成23年度身延町西嶋財産区特別会計予算。

平成23年度身延町の西嶋財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50万6千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

次は議案第45号 平成23年度身延町曙財産区特別会計予算。

平成23年度身延町の曙財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18万1千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第46号 平成23年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

平成23年度身延町の大河内地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17万4千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

最後の議案第47号 平成23年度身延町下山地区財産区特別会計予算についてであります。

平成23年度身延町の下山地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27万4千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

以上46件について、提案理由を申し上げました。

読み違い等もございましたが、詳細説明で訂正をいたさせますので、ご容赦をいただきたいと思えます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(望月広喜君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、担当課長から詳細説明を受けるわけですが、説明の順序は条例関係、補正予算関係、当初予算関係の順に詳細説明をお願いいたします。

なお、議案第7号および議案第36号から議案第47号までの13件につきましては、詳細説明は省略させていただきます。

まず議案第2号、議案第3号および議案第8号から議案第16号までの11件について、総務課長。

○総務課長(広島法明君)

それでは、議案第2号から説明させていただきます。

議案第2号 身延町行政組織条例及び身延町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について。

この議案第2号につきましては、提案理由のとおり組織機構の見直しとしまして、総務課の

広聴広報担当と政策室の行政改革担当との入れ替えに伴う改正をお願いするものです。

総務課の広聴広報担当につきましては、ホームページの充実、またブログや情報システムの連携を考えれば、企画・政策担当とのタイアップにより、今以上に、よりよい広聴広報担当業務ができるのではないかと。また政策室の行政改革担当につきましては、今年度から始まりました人材育成研修の継続、また行政改革のための組織改革、定員管理等の協議につきまして、総務課庶務担当との内部検討をしたほうがベストではないかということで、課長会議で協議の上、総務課の広聴広報担当と、政策室の行政改革担当を、平成23年度におきまして入れ替えをすることに決定をしました。今回は、それに伴う改正をお願いするものです。

2ページをご覧ください。

第1条の身延町行政組織条例の一部改正につきましては、第1条の本文の第2条につきましては、各課等の分掌事務についての文言です。先ほど言いましたように、総務課に書いてある広報を政策室のほうに、政策室に書いてある行政改革を総務課のほうへという、入れ替えるものです。

そして第2条につきましては、それに伴う身延町行政改革推進委員会条例の一部の改正。この本文の8条につきましては、この行政改革推進委員会の庶務を、どこの課室が担当するかということで、行政改革担当が総務課に移ることによりまして、政策室を総務課に改めるというものです。

次に、第3条の説明をさせていただきます。

この議案第3号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第3号につきましては、提案理由のとおり地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う改正で、非常勤職員の育児休業、育児時間についての改正です。再任用の場合等の非常勤職員が対象なので、今、身延町には該当する職員はいません。しかし、将来的に出てくるかもしれないということで、将来のために国家公務員との均衡保持のための条例改正です。

4ページをお開きください。

4ページの4行目、上から4行目の第2条につきましては、育児休業をすることができない職員についての条文で、その条文に、そこにあります第3号、第4号を付け加えるというものです。

第3号につきましては、身延町一般職の任期付き職員の採用に関する条例、第4条第3項の規定により採用された任期付き短時間勤務職員は育児休業ができないということです。

第4号につきましては、そこにもありますように次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員はできないということです。ここに書いてあるのは、できるという、逆の言い回しです。第4号につきましては、アイウに該当する非常勤職員は育児休業ができるというものです。

そして、下から9行目の新たに加える第2条第2項につきましては、育児休業の取得可能期間等を定めたものです。例えば第1号は、第2号、第3号以外は子どもが1歳に達するまで。第2号につきましては、夫婦ともに育児休業をしている場合は、子が1歳2カ月まで。5ページにいきまして、第3号につきましては、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合は、子どもが1歳6カ月までとなっております。

5ページ、下から4行目。第3条、この第3条につきましては、再度の育児休業ができる特別の事情を掲げてある条文に、そこに書いてあります第6号、第7号を付け加えるというもの

です。

次に6ページをお開きください。

4行目の第17条につきましては、部分休業をすることができない職員の条文で、そこに書いてあります第1号、第2号を加えるというものです。

中段の第18条につきましては、部分休業の承認についての条文で、第1項と第2項は規定の整理として、そこに記載のとおり改正し、新たに第3項を加えるというものです。

以上、議案第3号の説明を終わらせていただきます。

次に議案第8号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ならびに議案第9号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、先にこの2件の共通部分について説明させていただきます。

この2件につきましては、本年1月28日の全員協議会で説明しましたとおり、諸般の事情によりまして、平成19年度に町長の給与10%減額、教育長は5%の減額を特例として制定したもので、本来、特例は1回が通常ですが、改正時にあたりまして社会情勢に鑑みということで、平成20年度更新する形でこれまで改正を重ねてきて、今回も特例として上程するものです。

それでは議案第8号について、説明をいたします。16ページをお開きください。

町長の給料についてのことですが、本来、月額69万1千円を支給するところを10%カットで、62万2千円を支給する条文の期間の部分を変更するものです。現行、ここにありまうように、平成22年4月1日から平成23年3月31日を、平成23年4月1日から平成24年3月31日に改めるというものです。

次に議案第9号について、説明いたします。教育長の給料の減額についてです。

本来、月額51万7千円を支給するところを5%減額で、49万2千円を支給する期間を定めた部分のところを変更するものです。

町長と同じく、現行、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間とあるのを、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間とするものです。

次に議案第10号から16号について、一括説明させていただきます。

議案第10号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定について、議案第11号 身延町高齢者技術伝承館の指定管理者の指定について、議案第12号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定について、議案第13号 身延町活性化施設の指定管理者の指定について、議案第14号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について、議案第15号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定について、議案第16号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について。

今回、上程します議案第10号から16号までの7件につきましては、1回目の指定管理の指定期間が平成18年4月1日から5年間、本年の3月31日をもって終了となるため、4月1日からの指定管理について、身延町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条に基づきまして、2月14日に指定管理者選定委員会を開催しました。それによりまして、町長からの諮問に対しましての答申は第1回目に引き続き、指定管理者に選定することに、すべて可決していただきました。そういった経緯をふまえて、今回、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をしていただきたく、上程するものです。

この7件に共通しますことは、指定管理者は本来、公募すべきものですが、町の条例第5条

の指定管理候補者の選定の特例としまして、第1号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度、期待できるものと思料するときに該当すると判断したものです。7件とも第1回目の指定管理者と同じですが、地域の活性化をということで、継続のような形になります。

しかし、今回の指定管理は行政改革実行プランの実施期間に合わせまして、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間としまして、それ以後は改めて、それぞれの施設の指定管理方法につきまして、評価、検討を行うこととすることにしました。

それでは、議案番号順に説明させていただきます。

議案第10号につきましては、身延町なかとみ和紙の里特産加工販売所の指定管理者の指定についてですが、指定管理者、指定管理申請者はそこに書いてありますように、みのぶうどん生産組合です。

主な内容は、なかとみ和紙の里にあります、あじさい庵の運営管理です。地元の食材や特産品を多く使い、地域に根ざした飲食提携をすることで地域の活性化に努めています。

次の議案第11号、なお説明する前に字句の追加修正ですけど、本文の身延町高齢者技術伝承館の指定管理についてとありますけども、指定管理者について、「者」の追加をお願いいたします。指定管理者について、下記のとおり議案を提出するというので、「者」の追加をお願いいたします。

指定管理申請者は、身延身体障害者福祉会下部支部です。

主な内容は、下部支所の近くにありまして町内の身体障害者を対象とした通所助産所です。施設名の由来は、もともとは高齢者の民芸技術の伝承および身体障害者の社会参加活動の場として建設された施設です。現在は障害者の地域活動支援センター、ひまわりの家として運営管理をしています。

次の議案第12号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定についてですが、指定管理申請者は農事組合下部特産物食品加工組合です。

主な内容は、国道300号線沿いの道の駅下部に位置する施設におきまして、地域の農産物の生産・加工および販売等に関する事業を行い、組合員の経済的地位向上を図り、併せて都市住民との交流と地域の活性化に努めています。

次に議案第13号 身延町活性化施設の指定管理者の指定についてですが、指定管理申請者は企業組合 みのぶゆばの里・とよおかです。

主な内容は、国道52号線沿いの豊岡にありますゆばの里におきまして、身延町特産のゆばを中心として、地域の農産物の販売や食材を利用した料理の提供を行うことにより、組合員の経済的地位の向上を図り、併せて地域の活性化に寄与しています。

次に議案第14号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定についてですが、指定管理申請者は議案第12号と同じく農事組合法人 下部特産物食品加工組合です。

主な内容は、国道300号線沿いの市之瀬にあります味噌加工所において、本町の奨励作物である大豆の生産拡大と地産地消の推進、加工品としての味噌の生産・販売促進に努め、地域の活性化、農業所得者の所得の向上に努めています。

次の議案第15号、先ほど町長が身延町市之瀬茶加工場（カコウジョウ）と言いましたけども、茶加工場（カコウバ）です。

身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定についてですが、指定管理者は下部茶生産組合です。

主な内容は市之瀬にありますお茶の加工場を中心に、組合員のお茶の栽培技術の向上と良質茶の生産拡大により、農業所得の増大と組合員の親睦を図ることを目的に、地域の活性化に努めています。

最後に議案第16号ですけど、身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定についてですが、指定管理申請者は大島農林産物直売所管理会です。

主な内容は南部町に近い県道、また大島地内にあります農林産物直売所におきまして、町内で生産された農林産物、ならびに加工品を提供することで、生産者、またそこに訪れる消費者との交流の場所として、地域の活性化、農家の所得の向上に努めています。

以上で、総務課所管の議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第4号について、税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

それでは議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

国保税の税率については、前回、平成21年度に改正をいたしました。景気の悪化等により税収が予想を下回り、半面、医療ニーズの伸び等で、医療給付費が右肩上がりとなっている現状から税率を改正し、国保財政の安定を図っていきたくと考えております。

それでは8ページと、お手元に配布させていただいてあります平成23年度国民健康保険税条例改正案をお開きください。

医療分を所得割4.70から5.62に。均等割1万6,900円を2万2,700円に。介護分の所得割1.20から1.80に。均等割6,200円を9,300円に。後期高齢者支援分所得割を1.40から1.70に。均等割を5,100円から6,500円にするものです。

それから、また23条については、今回の税率の改正に伴う低所得者世帯の軽減分について定めたものです。

なお、今回の税率改正においては、医療費分として4千万円。介護支援分として1千万円。後期高齢者支援分として、1千万円の収入増を見込んでの改正となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第5号について、学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

議案第5号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の詳細説明を申し上げます。

静川小学校、西嶋小学校統合計画につきましては、身延町立小中学校統合計画前期計画に位置づけ、平成21年6月より15回にわたる説明会の開催など、保護者など関係者のご理解をいただく取り組みを進めてまいりました。

この間、当初計画で決定していなかった校舎の位置については、現西嶋小学校校舎を使用することを計画決定し、また統合期日については関係者のご意見等をふまえ、当初計画の平成

22年4月1日の統合計画を二度にわたり変更し、平成24年4月1日の統合の計画とさせていただきます。

こうした経過の中で、静川小学校PTAや静川保育所保護者会などの皆さまから、三度にわたる要望書の提出をいただきました。教育委員会では、その都度、それぞれの要望について説明会を開催し回答を行ってまいりました。

保護者要望と教育委員会の考え方については、当初、一部意見の相違もございましたが、静川小学校PTAの皆さまには、その後、熱心に検討を重ねていただき、その結果として平成23年1月21日に静川小学校PTA会長から静川小学校と西嶋小学校の統合計画について同意書をいただき、ご同意をいただきました。また、その際、静川保育所保護者の皆さまの同意も頂戴いたしました。

教育委員会は、今回の小学校保護者や保育所保護者の皆様のご同意について、心より敬意を表すとともに感謝を申し上げます。

この経過を受け、平成23年2月7日には両校関係地域の皆さまへの説明会を開催し、西嶋小学校、静川小学校統合計画へのご理解とご協力をお願いいたしました。説明会終了後、教育委員会では会議を開き、条例改正案の取り扱いについて協議をいたしました。教育委員会会議の結論でございますが、2月7日に行った説明会の中には保護者の同意を尊重すべきである旨の意見や、また一部住民の方からは計画の見直しの意見もありましたが、静川地区保護者が示した判断を重視し、速やかな適正規模の確保に向け本条例改正案を今議会に提案させていただくべきであるとの結論に至り、この結論に基づき、町長との協議を行ったものでございます。

今後におきましては、議員各位のご理解をいただく中で、統合準備委員会の立ち上げや関係事務事業の詳細検討等、諸準備を進め、平成24年4月1日の統合に向け計画の推進を図りたいと考えております。

以上、提案理由の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（望月広喜君）

次に議案第6号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは議案第6号 身延町開発センター条例を廃止する条例について、ご説明を申し上げます。

身延町開発センターにつきましては、平成19年度の耐震診断において、強度の不備という結果となりまして、耐震補強工事を施すには膨大な費用がかかるということで9月補正予算で解体撤去費用をお認めいただきましたところでございます。その解体工事を現在進めてまいったところではありますが、現状はそのすべての解体、廃材の搬出作業も終了しまして、最後の行程として、ただいま整地作業が行われている状況でございます。

これによりまして、身延町開発センター条例を廃止したいものであり、本議案を提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第17号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第17号 平成22年度身延町一般会計補正予算（第5号）につきまして、詳

細説明をさせていただきます。

今回の第5号の補正につきましては、先ほど町長がごあいさつで申し上げたとおり、平成22年度の事業精査により、歳入歳出予算の全科目にわたり、減額等の補正をしたところでございます。

また、次年度以降の財政基盤の強化を図るため、繰越金、地方交付税の留保分を合わせて基金等に積み込み、増額の補正がなされたものが主なものであります。

それでは、まず6ページをお開き願いたいと思います。第2表 繰越明許費の補正でございます。

まず追加でございますが、6款1項農業費に県営ため池事業から中山間総合整備事業までの負担金を追加させていただきます。この負担金の繰り越しにつきましては、事業を県が繰り越すため、本町でも繰り越しをいたすものでございます。

次に8款2項道路橋梁費の町道下粟倉線調査測量設計業務委託であります。現地調査解析および工法の検討に不測の日数を要しているため、また町道大島樋之上線、道路改良事業につきましては、国土交通省発注の中部横断自動車道工事用道路において、地権者等の用地交渉に不測の日数を要しているため、また町道大道市之瀬線道路改良工事は、用地交渉に不測の日数を要しているため、それぞれ繰り越すものでございます。

また5項住宅費につきましては、木造住宅耐震改修事業補助金を3月末日まで補助金申請が可能でございます。年度内に事業が完成しない可能性があるため、県と協議をし繰越明許をすることといたしました。

次に変更になりますが、4款2項簡易水道運営費の簡易水道事業特別会計繰出金、12月補正で301万3千円補正させていただきました。今回、簡易水道事業特別会計で繰り越しをいたしますので、その額を追加し、430万1千円に変更させていただくものでございます。

第3表 地方債補正、7ページでございますが、まず過疎対策事業債でございますけれども、借り入れ限度額を1,780万円減額いたしまして、8,120万円とさせていただきます。これにつきましては町道富山橋線や古関丸畑線、それから耐震の防火水槽、それから大河内小学校のスクールバスの購入等の差金が生じたために減額補正をいたすものでございまして、限度額を8,120万円にさせていただきます。

次に臨時財政対策債でございますが、平成17年度に借り入れをいたしました臨時財政対策債、実際の借入額は平成18年3月30日に借り入れをしまして、4億4,550万円ございましたが、融資条件5年見直しとなっております。したがって、今回、5年見直し、平成22年度当初予算に計上いたしましたとおりでございますが、借り換えをするところでございますけれども、今回、地方交付税や繰越金を財源とする中で、残っております元金2億6,730万円を償還して、限度額をゼロにすることで、新たに借り入れをしない実質的に繰上償還をしてしまう形をとりたいということで、限度額をゼロとさせていただきます。

それでは10ページから、歳入からご説明をまいります。

歳入の3款から10款まで、利子割交付金から地方交付税までにつきましては、国税や県税で徴収をいたしましたものを、各市町村に交付してくれるものでございます。交付決定等に基づきまして、減額の補正、増額の補正、それから地方交付税につきましては、先ほどの繰上償還、それから、これからご説明いたしますが、基金への積み立て等を計画しておりますので、4億5,911万8千円の増額とさせていただきます。

それから12款分担金及び負担金でございますけども、1目の民生費負担金については、保育所の保育料、それから老人福祉施設の入所者の利用料、それから3目の教育費負担金につきましては、学校の給食費でございますけども、それぞれ実績に合わせまして、減額補正をさせていただきます。

それから次のページ、11ページ、14款1項1目民生費国庫負担金でございますけども、一番下に9節子ども手当の負担金1,967万4千円の減額でございます。これにつきましては、子ども手当を当初算定をする部分で、すべての子どもをカウントしてございましたので、被用者等の公務員等は抜いてございませんでしたので、その分の減額でございます。

それから2項の国庫補助金でございますけども、5目の教育費国庫補助金、2節の小学校費補助金の安心・安全な学校づくり交付金175万3千円の減額、これにつきましては身延小学校の大規模改造の補助金でございます。

それでは、次へまいります。

12ページの真ん中より下になりますけども、15款県支出金でございます。2項2目民生費県補助金でございますけども、1節の社会福祉費補助金の一番下になりますが、重度心身障害者医療対策事業補助金902万6千円の増額でございます。これにつきましては、重度心身障害者の重度医療の窓口無料化に対する、国民健康保険へのペナルティ分でございます。県が2分の1、町が2分の1になります。

それから3節の児童福祉費補助金につきましても、ひとり親家庭、それから乳児医療、それぞれ20万円と40万円の増額補正でございますが、これも窓口無料化によるペナルティ分でございます。

そのほかの補助金につきましては、実績に鑑みまして、減額等をさせていただきます。

次のページ、13ページ、3項の1目総務費県委託金でございますけども、参議院選挙費、それから山梨県知事選挙費、これらの委託金につきましては、もう選挙が終わりましたので減額、それから4月10日に山梨県議会議員選挙がございます。今年度分も準備等で支度が必要ということで、272万5千円の増額補正をさせていただきます。

続きまして、16款財産収入でございますけども、それぞれ基金等の利子配当でございます。

それから次のページ、14ページでございますけども、寄附金、17款1項2目の指定寄附金でございますけども、4名の方から寄附金をいただきました。地域福祉基金に寄附ということで4名の方からいただいた70万円を今回計上させていただきました。それから文化振興基金に関する寄附金ということで、2万円。それから富士山の文化遺産登録の関係で、負担金を出しておりますが、その部分で返ってくる部分、山梨県の推進募金会指定寄附金ということで54万1千円でございます。

18款1項1目老人福祉費特別会計繰入金でございますけども、これは老人保健特別会計がなくなりますので、その精算のお金を計上させていただきました。

それから19款1項1目繰越金でございますけども、2億9,238万2千円ということで、これらにつきましては、先ほどから申し上げているとおり繰上償還、あるいは基金への積み立ての財源といたすものでございます。

それから20款4項1目雑入でございますが、8節地域新エネルギービジョン策定事業補助金差金を160万円減額でございます。

それから10節ふるさと定期便会員会費でございますけども、ふるさと定期便、当初50人

を予定しておりましたが、86人になりました。増えた部分を40万7千円、増額補正をするものでございます。

それから21款1項5目でございますけども、一番下になりますけども、臨時財政対策債、先ほど説明しましたが借り換えの部分でございます、今回、2億6,730万円の減額でございます。

それでは、歳出のほうへまいりたいと思います。

16ページでございますが、2款1項1目一般管理費の18節備品購入費570万円の減額。これは図書目録サーバーを購入しないことになりました。これにつきましては、他のサーバーの中にその機能を入れることができましたので、目録サーバーを購入しないということで減額補正でございます。

次の2目文書広報費につきましては、19節負担金補助及び交付金に8万1千円、有線放送施設の整備補助金、これは手打沢区の有線放送に補助をするものでございまして、2分の1でございます。

それから3目の財産管理費でございますが、18節備品購入費129万4千円の減額でございますけども、公用車を4台購入しました差金でございます。

それでは、17ページをお願いします。

17ページの真ん中より下でございますが、4項3目の参議院選挙費、それから次の18ページ、4目の山梨県知事選挙費これらはすべて終了しましたので、すべて減額の補正とさせていただきます。5目の山梨県議会議員の選挙費につきましては、4月、新年度になってからでございますけども、今年度分の準備の部分の費用を計上させていただきました。

それでは、次に20ページをお願いしたいと思います。

3款1項1目社会福祉総務費でございますけども、28節繰出金、国民健康保険の特別会計への繰出金276万2千円の増額でございます、これにつきましては、国保に繰り出すルール分でございます。

次に3目高齢者福祉費でございますが、20節扶助費1,600万円の減額。これにつきましては、養護老人ホーム入所者の人数が当初54名で計上しましたが、47名に減りましたので、7名分を減額させていただきます。

それから28節繰出金は481万8千円、介護保険特別会計の繰出金でございます。それから4目老人医療費につきましては、28節繰出金で老人保健特別会計、それから後期高齢者医療特別会計の繰出金を減額しております。

次に5目の生涯福祉費でございますけども、20節扶助費に重度心身障害者医療費助成金88万4千円、医療費が伸びておりますので増額の補正、それから身障害者の補装具支給費58万3千円等でございます。

それから28節繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への1,805万4千円の繰り出しになりますけども、これについては国保の窓口の無料化、ペナルティ分の国保会計への繰り出し、重度心身障害者医療費の部分の繰り出しでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費でございます。20節扶助費420万円の減額でございます。これにつきましては、子育て支援医療費助成金が500万円の減額。それから、ひとり親家庭の医療費につきましては、80万円の増額になっております。

28節の繰出金につきましては120万円で、これにつきましては、国保会計への、特別会

計への繰り出しでございまして、今、申し上げた子育て、それからひとり親の医療費助成に対する窓口無料化のペナルティ分を国保会計へ繰り出すものでございます。

それでは、次の22ページをお願いいたします。

下のほう、23ページになります。すみません。4款1項5目環境衛生費でございますが、13節委託料、新エネルギー・省エネルギービジョンの策定業務の差金252万円を減額させていただきました。

次に3項の1目簡易水道運営費でございますけども、19節の負担金補助及び交付金40万6千円。大山小規模簡易水道事業補助金ということで、給配水管の漏水工事につきまして、31万5千円。これは事業費は52万5千円でございますけども、5分の3を補助するものでございます。

それから中山の小規模簡易水道事業補助金につきましては、事業費が18万3,046円ということで、その2分の1、9万1千円を補助するものでございます。配水管および消火栓の敷設替え工事の内容に補助をするものでございます。

それから28節の繰出金627万円の減額でございますけども、簡易水道事業特別会計の繰り出しの減額でございます。

次のページをお願いします。24ページ。

6款1項3目農業振興費でございますけども、19節51万2千円の増額補正でございます。あくりビジネス確立支援事業23万3千円、これは農事組合法人 結いの里しもべて、芋を乾燥するハウスを建設するというところで、4分の1の補助でございます。

それから環境保全型農業産地導入促進事業ということで、27万9千円。これにつきましては、農事組合法人 手打沢組合の水田の除草機、それからモミの消毒機等の購入に対して、補助をするものであります。

それから4目の農業土木費でございますけども、次のページ、19節に入りますけども、一番下になりますけども、県営中山間地域総合整備事業負担金でございまして、1,517万7千円。いずれも県が増額補正したものを本町でも増額をいたすものでございまして、繰越明許もしてございます。

次に5目の山村振興費でございますけども、19節負担金補助及び交付金にゆばの里エアコン修繕費の補助ということで、49万2千円。それから道の駅しもべ非常灯のバッテリーの保守ということで、43万4千円を補助いたすということで、92万6千円の増額補正でございます。

次に2項の3目林業土木費でございますけども、14節使用料及び賃借料350万円、重機借上料でございます。これにつきましては、2月11日および14日に雪が降りました。それらの重機の借上料、除雪作業のための借上料でございます。

それでは、次のページをお願いしたいと思います。

7款2項1目観光費でございますけども、13節委託料にふるさと定期便の40万8千円。これにつきましては、定期便利用者が増えましたので、その分の補正でございます。

それから次のページ、27ページでございますが、8款1項2目急傾斜地崩落対策費でございますけども、9カ所予定をしておりましたけども、それらの差金ということで136万7千円の減額補正でございます。

それから次の2項1目道路橋梁維持費でございますけども、ここに445万2千円、14節

使用料及び賃借料、これにつきましても雪の除雪費の経費でございます。

それから2目の道路橋梁改良費につきましては、工事請負費280万円の減額。これにつきましては、古閑丸畑線の道路改良舗装工事等でございます。また財源の過疎債を減らしたために、財源組み替えもしてございます。

次のページ、28ページ、真ん中より下になりますけども、6項1目の下水道総務費でございますが、28節2,808万2千円、繰出金。下水道事業特別会計、それから農業集落排水事業等特別会計繰出金を減額補正しております。

次のページ、30ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費でございますが、15節工事請負費、身延小学校大規模改造工事の差金945万円の減額補正でございます。

それから18節備品購入費は、大河内小のスクールバスの購入に対します差金128万9千円の減額でございます。

それでは、33ページをお願いいたします。

4項の1目社会福祉総務費、社会教育総務費、28節繰出金6万9千円の減額。これにつきましては、青少年自然の里特別会計への繰出金でございます。

2目の公民館費につきまして、12節役務費に108万2千円。これにつきましては、開発センター内にある大きな廃棄物につきまして、手数料を計上させていただきました。

それから13節の委託料につきましては、下部地区の公民館建設関係の委託費の設計業務の委託関係の差金等でございます。

それから15節の工事請負費でございますが、739万5千円の減額補正ということで、これについても開発センターの解体工事等の差金でございます。

ほか、それぞれ実績に合わせて減額補正等をしております。

37ページをお願いいたします。

12款公債費でございますが、元金の組み替えということで、2億6,730万円いたしました。これにつきましては、一番最初に説明をいたしましたので、よろしくをお願いいたします。

なお、13款1項1目財政調整基金、これは基金以外に3億円を積み立て、補正額3億1万9千円ということでございますけども、基金を3億円積み足してございます。

それから2目減債基金でございますが、1億9,936万4千円の増額でございますけども、利子分については減額がされてはいますが、実際には2億円、積み立てをしたいということで、総額1億9,936万4千円の補正でございます。

それから4目公共施設整備基金費でございますけども、これにつきましても1億円を、一般財源のところでございますけども、積み立てをさせていただきます。積立金は1億950万円になります・・・これは合計欄でございますが、勘違いしておりました。大変、申し訳ございません。積み込む金額は9,998万6千円でございます。

以上、補正(第5号)の詳細説明とさせていただきます。大変、ありがとうございました。

○議長(望月広喜君)

議事の途中でありますが、昼食のため、ここで暫時休憩をいたします。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午後 12時05分

再開 午後 1時00分

○議長（望月広喜君）

再開前に報告をさせていただきます。

笠井財政課長は所用のため退席しましたので、代理に財政課遠藤副主幹が出席しております。

それでは休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

議案第18号から議案第20号まで3件について、町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

議案第18号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の詳細説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,403万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,392万8千円とするものです。

また今回の補正は、平成22年度の国庫支出金、県支出金等の決定および財政調整基金を取り崩しての補正であり、歳出については歳入減による保険給付費等の財源組み替えによる補正となっております。特に財政調整交付金につきましては、見込み額よりも6千万円ほどの減額となっておりますことを報告させていただきます。

6ページをお開きください。

歳入ですが、4款1項2目療養給付費等負担金、1節について療養給付費は国が国保財政の基盤安定の確立と事業の健全運営に資するために、療養費にかかった経費から基盤安定負担金を除いた経費の100分の34を国が交付するもので、今回、支給見込み額から計算し、6,747万5千円を減額するものです。

2項1目財政調整交付金、1節については後期高齢者支援金にかかる交付金算定が、平成20年度においては概算で交付されておりましたが、今年度より平成20年度および平成21年度の算定基礎となる数値が決定してきたために、多く交付された分については本年度交付の金額より調整がされ、調整分を含めた数値が6,220万1千円の減額となっております。

2節特別調整交付金については、国保総合システム整備に対する経費が追加交付されるもので、全体で347万5千円増額するものです。

5款1項1目療養給付費交付金、1節については支払い基金よりの交付金であり、退職被保険者分の195万5千円を増額するものです。

7款2項2目財政調整交付金、1節についても、先ほども説明させていただきました内容と同様となり、1,248万9千円の減額となっております。

7ページをご覧ください。

11款1項1目一般会計繰入金、6節については国保老人医療対策費補助金、町負担分および重度心身障害者医療対策事業費補助金等の、一般会計よりの繰入金2,323万7千円となっております。

2項1目財政調整基金繰入金、1節補正額は4,422万2千円の増となっております。基金を取り崩して、療養給付費に充当するものとなっております。

次に、8ページをお開きください。

歳出ですが、1款1項2目国保連合会負担金、19節については国保総合システム整備にか

かる負担金で、336万円の増となっております。

2款保険給付費から、10ページ、7款共同事業拠出金については歳入で説明させていただきましたが、交付金等の数値決定により実質金額を見込み、それぞれ財源組み替え等をする中において、補正するものです。

10ページをお開きください。

8款1項1目特定健康診査等事業費、13節については健診実績による委託料の206万円の減額および、特定保健指導対象者の運動施設利用補助金の35万円の減額となっております。

11ページをご覧ください。

10款1項3目償還金、23節については、平成21年度出産育児一時金補助金の精算に伴う償還金で、6万円となっております。

次に議案第19号 平成22年度身延町老人保健特別会計補正予算について、説明させていただきます。

本特別会計については、平成20年4月より後期高齢者医療制度がスタートした後に、レセプトの整備期間の2年間は継続して設けることとされておりましたが、議案第7号の提案にもありますように、平成23年3月31日をもって閉鎖することとなりました。

会計閉鎖のための処理補正となっており、予算項目の残額をすべて一般会計に繰り出す予算書となっております。また3月31日をもって、一般会計の繰出金額については、平成22年度総額で、697万2千円となっております。

次に議案第20号について、説明をさせていただきます。

平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,768万8千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,956万3千円とするものです。

6ページをお開きください。

歳入ですが、1款1項1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料につきましては、保険料の1月末調定数値による特徴分493万1千円、普通徴収分952万8千円の減額補正となっております。

3款繰入金については、後期高齢者広域連合への納付金等の決定による322万9千円の減額補正となっております。

7ページをご覧ください。

歳出ですが、2款1項1目後期高齢者広域連合納付金については、後期高齢者医療広域連合納付金の決定に伴い、1,729万6千円を減額するものです。

以上で、3特別会計に伴う詳細説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

次に議案第21号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

それでは議案第21号 平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入、1款保険料、1項1目1節現年度分特別徴収保険料124万9千円の減額と2節現年

度分普通徴収保険料117万円の減額は、65歳以上の被保険者の保険料で死亡・転出等による被保険者の減により精査し、減額させていただきました。

3節滞納繰越分保険料49万3千円は、見込み額と当初予算で計上した差額を計上させていただきました。

次に4款国庫支出金、5款支払い基金交付金、6款県支出金、8款繰入金、1項2目の地域支援事業繰入金までは、介護給付費変更申請に伴う補助金等の増減と調整交付金変更申請による増額補正であります。

7ページに移ります。

中央になりますが、8款1項3目その他一般会計繰入金、2節事務費繰入金52万7千円の減額は歳出、1款総務費、減額補正による減額分でございます。

8款2項1目1節給付準備基金繰入金367万円の減額は、歳出2款保険給付費、1項5目の施設介護サービス給付費の減額に伴う減額分でございます。

2目1節第1号被保険者保険料軽減分等経費繰入金92万7千円は、歳出、2款保険給付費、1項5目の施設介護サービス給付費に充当するものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出に移ります。

1款総務費、1項1目8節報償費と11節需用費、12節役務費の減額はそれぞれ内容の精査により、不用額を減額したものでございます。

19節負担金補助及び交付金19万5千円の減額は、広域行政組合負担金で介護保険運営費負担金の額の確定による減額分でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費から、3目、5目、9目の居宅介護サービス計画給付費までの合計1,400万円の減額補正。2項1目介護予防サービス給付費、6目介護予防住宅改修費の合計で、462万円の減額は19節の負担金補助及び交付金で、いずれも各給付の事業量の精査による増額および減額補正でございます。

また1目の居宅介護サービス給付費は、合わせて1,604万5千円の財源組み替えもさせていただきます。

次に2款3項1目審査支払手数料、12節の6万1千円、手数料は県の国民健康保険団体連合会へ介護給付審査手数料分でございます。

5款地域支援事業費、1項1目8節報償費、11節、12節、13節の委託料、それから2目の8節報償費、11節の需用費の減額はそれぞれ事業の精査による減額でございます。

10ページをお願いいたします。

同じく5款2項1目9節旅費、14節使用料及び賃借料、19節負担金補助及び交付金の減額も同じく、事業の精査によるものでございます。

2目の20節扶助費159万円の減額は、紙おむつや尿取りパット等の介護用品等の扶助費で、74万円の減額と在宅高齢者等介護人見舞金の支給が終了しましたので、寝たきり高齢者介護人見舞金10人分で、50万円の減額と認知症高齢者介護人見舞金7人分、35万円の減額でございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第22号について、水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

それでは議案第22号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、詳細説明をさせていただきます。

まず先ほど、町長が提出議案の報告ならびに上程において、「第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,166万9千円を減額し」と説明されましたが、「3,169万6千円に減額し」と改めさせていただきます。

それでは、4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費の補正ですが、追加の2款2項の身延中央簡易水道事業費1千万円につきましては、導送水管敷設工事に関わる通行止め期間の設定において、地元住民との調整協議が難航したため、年度内の完成ができないと見込んだため、このたび繰越明許費とさせていただきます。

また変更の湯町簡易水道事業費につきましては、湯町簡易水道施設整備工事で、下部川に架かる林道三石山線の湯平橋の橋梁添架前後の埋設配管の設計変更の不測の日数を要したため、このたび繰越明許費を1千万円増額し、3,500万円とさせていただきます。

続きまして、5ページの第3表 地方債補正ですが、簡易水道事業債ならびに過疎対策事業債の限度額を3億1,420万円に設定しておりましたが、建設水道事業費の減に伴いまして、限度額を2,360万円減額いたしまして、簡易水道事業債、ならびに過疎対策事業債、合わせて2億9,060万円に設定変更するものでございます。

続きまして、歳入から説明させていただきます。8ページをお開きください。

1款1項1目簡易水道水道使用料については、現年度水道使用料として、484万円の増額補正であります。昨年の12月分までの使用料の実績を参考に、本年の1月から3月分の増額を見込んだものでございます。

2款1項1目簡易水道負担金につきましては、新規加入者34戸分にあたる178万5千円の増額補正です。

3款1項1目簡易水道手数料のうち、1節加入手数料については、設計審査手数料および完成検査手数料、それぞれ13件分にあたる6万5千円の増額補正です。

また、2節の給水装置工事業業者指定手数料については、2事業者の新規申請に基づき、2万円の増額補正でございます。

4款1項1目簡易水道国庫補助金については、建設事業費の減額ならびに財源組み替えに伴う861万1千円の減額補正であります。

5款1項1目1節水道事業費繰入金のうち、総務費繰入については、人件費であります一般管理費繰り入れ分として20万円を増額し、また建設費繰入金については、工事費減ならびに財源組み替えに伴い、363万4千円を増額して、水道事業費繰入金合計383万4千円の増額補正です。

2節の公債費繰入金のうち、元金の償還金につきましては、事業収入充当増に伴い、一般会計からの繰入金710万4千円を減額し、また利子の償還金につきましては、見込み額減により300万円を減額し、公債費繰入金、合計1,010万4千円の減額補正です。

続いて、7款1項1目のうち1節の消費税還付金につきましては、申告した結果、納付となりましたので、1千円の減額補正です。

2節の雑入につきましては、電気設備保守業務委託に伴う返還金がありましたので、7万4千

円の増額補正です。

次に9ページをお開きください。

8款1項1目水道事業債につきましては、工事費減ならびに財源組み替えにより、1節の簡易水道事業者ならびに2節の過疎対策事業債、それぞれ1,180万円の減額で、目合計2,360万円の減額補正です。

次に、歳出を説明いたします。10ページをお開きください。

1款1項1目のうち3節の職員手当等につきましては、本年度各施設の管理を行っている業務担当の時間外現場対応が多かったため、職員5名分の時間外手当不足分として、40万円の増額補正です。

12節の通信運搬費につきましては、後納郵便料金ならびに遠隔監視用携帯電話使用料の不足分として、24万5千円の増額補正です。

16節の原材料費につきましては、支出済み不用額として、96万4千円の減額補正です。

2款1項1目のうち3節の職員手当については、総務担当職員3名分の時間外勤務手当に不足が生じたため、20万円の増額補正です。

2款2項1目のうち13節の委託料につきましては、相又簡易水道実施設計業務委託費見込み額減による1,340万円の減額補正です。

15節の工事請負費については、国庫補助金ならびに地方債を387万3千円減額し、一般財源を387万3千円増額する財源組み替えです。

19節の負担金及び交付金につきましては、身延中央簡易水道下水道委託工事、ならびに湯町簡易水道下水道委託工事の工事費減に伴い、負担金1,517万7千円の減額補正です。

3款1項1目の元金については、繰入金と一般財源の財源組み替えであり、また2目の利子については、見込み額減による300万円の減額補正です。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第23号、議案第24号、2件について環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは議案第23号 平成22年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入であります。2款1項1目と3目の使用料につきましては、実績見込みによる2万円の減額であります。

4款1項1目農業集落排水事業繰入金4万5千円の追加。2目小規模集合排水事業繰入金3千円の追加。3目戸別浄化槽整備事業繰入金174万1千円の減額。これにつきましては、建設費および維持管理費の精査による補正であります。

7ページをご覧ください。

歳出でございますが、主なものですが、3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費、12節役務費128万4千円の減額につきましては、汚泥引き抜き手数料の減額であります。

2項2目利子43万2千円の減額につきましては、借入利率の確定に伴う減額であります。

以上で、議案第23号の詳細説明は終わらせていただきます。

引き続き、議案第24号の詳細説明をさせていただきます。

議案第24号 平成22年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入であります。1款2項1目身延下水道事業負担金900万円の減額。2目下部下水道事業負担金617万7千円の減額。これにつきましては、簡易水道の配水管敷設工事のための受託工事負担金の減額であります。

2款1項1目中富下水道事業使用料165万2千円の追加。2目帯金塩之沢下水道事業使用料70万9千円の減額。3目角打丸滝下水道事業使用料64万9千円の追加。4目身延下水道事業使用料62万3千円の追加。5目下部下水道事業使用料5万4千円の減額。これにつきましては、実績見込みの額の精査によるもので、合わせて216万1千円の増額補正であります。

4款1項一般会計繰入金につきましては、1目から6目まで、それぞれの事業費、維持管理費、公債費等の精査による2,638万9千円を減額するものであります。

6款1項1目雑入54万2千円の追加につきましては、消費税還付金であります。

8ページをご覧ください。

歳出であります。1款1項1目下水道事業総務費6万2千円の減額。2項1目中富下水道事業建設費、15節工事請負費236万5千円の減額につきましては、国道52号、手打沢地内ですけど、歩道への下水道管敷設を予定しておりましたが、今年度も歩道拡幅工事が行われなかったということで、管の敷設ができなかったための減額であります。

2目身延下水道事業建設費、14節使用料及び賃借料100万9千円の減額につきましては、土木積算システムリース料の減額であります。

15節工事請負費1,216万9千円の減額につきましては、管渠敷設工事の入札差金による減額と簡易水道配水管敷設工事受託分の減額であります。

22節補償、補填及び賠償金52万2千円の減額につきましては、電柱等の移設費を計上しておりましたが、管の埋設位置の変更により減額補正であります。

3目下部下水道事業建設費、15節工事請負費878万1千円の減額につきましては、管渠敷設工事の入札差金による減額と簡易水道の配水管敷設工事受託分の減額であります。

19節負担金補助及び交付金26万5千円の減額につきましては、県道舗装本復旧工事の確定に伴う負担金の減額であります。

22節補償、補填及び賠償金80万円の減額であります。

3項維持管理費につきましては、1目の中富下水道事業維持管理費から、10ページの5目下部下水道事業維持管理費まで、各下水道事業維持管理費の精査による補正でありまして、合わせて780万3千円を減額するものであります。

4項公債費につきましては、使用料収入に伴う一般会計繰入金との財源組み替えおよび精査の結果、合わせて489万8千円を減額するものであります。

以上で、議案第24号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(望月広喜君)

次に議案第25号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野正美君)

それでは、平成22年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)の説明をさせて

いただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

歳入ですけども、1款使用料及び手数料、1項1目施設の使用料でございます。17万円の減額でございますが、これにつきましては、2月に予約のありました団体のキャンセルによる使用料の減額でございます。

それから4款一般会計繰入金、繰入金については6万9千円の減額でございますが、歳出の減額に伴う減額でございます。

それから、7ページをご覧くださいと思います。歳出です。

1款1項1目一般管理費、3節の職員手当8万3千円の減額については、時間外手当の減額、それから宿日直手当の不足分の増額でございます。

8節の報償費につきましては、6千円の増でございますけども、これは主催事業の講師の謝礼ということで、急きょ看護資格を持つ講師を頼みましたので、その分の追加でございます。

11節の需用費の6千円の減額でございますけども、これは燃料費、電気料の節電に伴う減と修繕費の増分です。修繕費の増額、17万円につきましては、食堂厨房内の大型冷蔵庫の温度基盤の故障により、その交換をしたいというものでございます。それから、あと1点。事務室の設置型の暖房機が故障しているため、その修理に伴うものでございます。

2款の運営費、1項体験活動費でございますけども、7節の賃金6万円の減額については、主催事業の実績による減でございます。

それから8節の報償費10万円の減額については、体験活動事業である陶芸教室の回数の減に伴う講師謝礼の減でございます。

3款事業費、1項食堂事業費、13節の委託料につきましては、財源の組み替えをしたいというものでございます。

以上、歳入歳出予算24万3千円の減額補正をしたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第26号について、財政課副主幹。

○財政課副主幹（遠藤基君）

財政課財政担当の遠藤でございます。急きょ、笠井財政課長が退席いたしましたので、私から、ご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは議案第26号 平成23年度身延町一般会計予算の詳細説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。第2表 地方債でございます。

本町の23年度の地方債につきましては、過疎債につきましては1億1,620万円でございます。事業内容といたしましては農道整備事業に450万円、林道整備に2,770万円、町道整備に6,300万円、耐震性貯水槽の整備に540万円、消防ポンプ車の購入にかかりましては1千万円、身延町中学校のスクールバスの購入にかかりましては、560万円の借入れをして、事業を進めていく予定でございます。

合併特例債は2億9,570万円でございます。事業内容は、中山間地域総合整備事業にかかります負担金に8,770万円、下部地区の公民館でございますけども、建設事業費に2億800万円でございます。一般公共事業債につきましては、480万円でございます。事業内容は、中山間農地防災事業にかかる起債でございます。臨時財政対策債におきましては、6億

円でございます。これは地方交付税の見返り分でございますので、県の試算等に基づきまして、6億円の起債をします。

また臨時財政対策債の平成18年度の借り換え分でございますけれども、これは平成18年度に借り入れした3億8,600万円の元金を借りましたけれども、残債としまして、5年間経過して、2億3,160万円が利率見直しの借り換えということで、本年度の借換債ということになります。合計が12億4,830万円の地方債でございます。

続きまして、11ページから歳入歳出の事項別明細の説明をさせていただきますけれども、本説明につきましては、前年に比べ増減の大きかったところ、それから新規事業等についてのご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1款町税につきましては、歳入予算の16.3%を占めておりますけれども、特に町民税の個人分につきましては、現在の経済状況に応じまして、1,990万円の減額とさせていただきました。法人分につきましては、法人の経営状況も勘案しながら、22年度の決算を見込み、1,020万円の増額をさせていただきました。また、2項固定資産税におきましては、現年分としまして、1,100万円の増額をさせていただいたところでございます。

したがって、町税全体におきましては、増減はあるものの、平成22年度と同様な予算計上とすることができました。

地方譲与税、それから12ページ、それから13ページにかかります交付金等につきましては県の試算、また22年度の決算見込みを見据えながら予算計上をさせていただきました。

13ページをご覧ください。

10款地方交付税でございます。今年度は、41億7千万円の計上をさせていただきました。地方交付税には普通交付税、特別交付税がありますけれども、普通交付税を40億2千万円、特別交付税1億5千万円を当初予算として計上させていただきました。

全体では歳入の47.8%を占めているわけですが、試算的には、前年度並みの交付税が交付される予定でございますけれども、歳入歳出のバランスをとりながら予算計上をさせていただきたいと思っております。

11款交通安全対策特別交付金でございますけれども、県の試算等に基づきまして、計上させていただきます。

12款分担金及び負担金でございます。増減のあったところでございますけれども、1項負担金、2目衛生費負担金、3節休日夜間急患診察体制整備費負担金でございます。210万円の計上をさせていただきましたけれども、これは本町が峡南地区の急患深夜体制の当番町ということで、各町村の負担金をこちらのほうに入れていただきながら歳出として、それぞれの医療機関に払っていくというための負担金を本町が今年は代表していただくということでございます。新設でございます。

14ページをご覧ください。13款使用料及び手数料でございます。

1項使用料、1目総務使用料、1節コミュニケーションテレビ使用料でございます。18万9千円を計上させていただきました。平成22年10月に、民間のほうへ経営が移行しております。この18万9千円につきましては、過年度分の残債分を計上させていただきました。鋭意努力して徴収する予定でございます。

続きまして、15ページをご覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、5節子ども手当負担金でござ

います。1億4,248万9千円の予算計上をさせていただきました。今、国会では子ども手当の審議をしていただいておりますけども、本町におきましては、その法案が通りましたら、23年度の予算執行におきまして、遅滞なく対象者に支給できるように予算計上したところでございます。

16ページをご覧ください。

2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金でございます。1節の保健衛生費補助金のうち、女性特有のガン検診推進事業補助金が62万5千円でございます。補正対応等もしております女性特有のガンの検診につきましては、当初予算で計上したところでございます。

また、3目土木費国庫補助金のうち2節土木費補助金の社会資本整備交付金でございますけども、この交付金につきましては消防ポンプ、それから耐震貯水槽等の整備にあたるものでございます。

18ページをご覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金でございます。1節保健衛生費補助金の1,810万1千円のうち、子宮頸ガン等ワクチン接種緊急促進事業費補助金697万6千円。妊婦健診審査支援基金事業費補助金172万2千円。地域自殺対策緊急強化事業費補助金50万円。休日夜間急患診療体制整備補助金279万3千円。これらが前年と比較しまして、増えた要因でございます。

6目衛生費補助金でございます。1節商工費補助金のうち8,659万2千円のうち、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を1,296万8千円。緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を7,337万4千円計上させていただきました。歳出でのちほど、ご説明いたしますけども、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金につきましては3つの事業を、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金につきましては、14事業を予定しております。

19ページをご覧ください。

6目土木費県補助金、3節都市計画費補助金でございます。200万円を計上させていただきました。これは今年、景観計画策定事業を行うための補助金でございます。

3項県委託金のうち1目総務費県委託金、2節統計調査費委託金でございますけども、本年度は国勢調査が終了した関係で、大きな減となっております。

20ページをご覧ください。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金でございます。594万4千円を計上させていただきました。前年度に比べまして167万6千円の減額となりました。これは、経済上昇に伴います利率の引き下げによりまして、基金の利率が減ったものがございます。

21ページをご覧ください。

18款繰入金、1項基金繰入金、5目地域情報通信施設整備基金繰入金851万1千円を計上させていただきました。前年度は建設部分の大きな繰入金をしなければなりませんので、1億5千万円を計上させていただきましたけども、本年度は維持管理の分でございますので、851万1千円となったところでございます。

なお、18款繰入金のうち老人保健特別会計繰入金につきましては、会計の廃止から廃目となったところでございます。

22ページをご覧ください。

20款諸収入、4項雑入でございます。1目雑入のうち、2節指定管理者納付金でございま

す。378万円を計上させていただきました。指定管理者納付金は、平成22年度までの予算におきましては、使用料で徴収しておりました。制度上、使用料というより、指定管理者納付金という諸収入で受けることが法的によろしいということで、計上の仕方を変えたところでございます。

したがしまして、指定管理者納付金のうち活性化施設指定管理者納付金を120万円、相又特産品生産施設指定管理者納付金を120万円、なかとみ和紙の里特産品直売所指定管理者納付金を138万円の計上をさせていただきました。

それから23ページの19節、雑入でございますけども、373万1千円の計上をさせていただきました。主なものは職員の健診の負担金、それから保育所の職員の給食費、あとトンネルの電気料とか、民間の方から負担をしていただくようなところが、この計上の主なものでございます。

21款の町債につきましては、先ほど地方債の中で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上が、歳入の詳細の説明でございます。

では24ページから、歳出の事項別明細の詳細説明をさせていただきます。

まず、1款議会費でございます。本年度は9,499万3千円の予算計上をさせていただきました。前年度に比べて2,190万円の増となりました。予算の計上のものにつきましては、ほとんどが計上のものでございますけども、4節の共済費、議員共済会負担金が2,742万8千円でございます。これは議員年金の制度改正に伴います一時金の負担ということで、本年度に限り求められた負担でございます。したがしまして、この増が議会費全体の増ということになっておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、28ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち18節備品購入費でございます。機械器具費として、1,393万7千円の計上をさせていただきましたが、そのうちふるさと号、29人乗りの乗り合いバスを本年度、更新していく予定でございます。

30ページをご覧ください。

2目文書広報費2,705万7千円の計上をさせていただきました。前年に比べて、1億4,803万3千円の減がありましたが、これは下部地区の地域情報通信施設整備に伴います負担金が減った部分でございます。

31ページをご覧ください。

3目財産管理費でございます。1,523万円の計上させていただきました。このうち、18節備品購入費でございますけども、公用車の3台の買い替えを予定しております。

34ページをご覧ください。

7目バス運行対策費8,285万1千円の計上をさせていただきました。前年に比べて、2,541万円の減となっておりますが、バス運行に対する負担金としまして、身延町地域交通活性化協議会を使いまして、デマンド交通を展開しております。そちらに対する負担、それから代替となりました支出負担が減りましたので2,541万円の減となっております。しかしながら、事業に影響があったわけではなく、町民の足の確保につきましては、この科目でもって確保する予定でございます。

続きまして、36ページをご覧ください。

2項徴税費、1目税務総務費でございます。8,349万9千円の計上をさせていただきました。前年度と比べて、4,215万7千円の減となりました。これは23節の償還金利子及び割引料のところにおきまして、約4千万円、前年度よりも減額となったところでございます。その理由としましては、工業団地にあります岐阜プラスチックにかかります過疎債等の課税免除の償還が1年で終わった関係でございます。

2目賦課徴収費1,403万7千円の計上をさせていただきました。前年度に比べて、1,627万8千円の減額となりましたけども、これは前年度計上してありました固定資産税の評価替えに伴います宅地の鑑定料、1,151万9千円の減額となりました。

続きまして、39ページをご覧ください。4項選挙費でございます。

4項の選挙費につきましては、平成22年度につきましては参議院議員選挙、それから山梨県知事選挙が行われましたので、そちらの科目を廃目といたしまして、23年度に予定しております山梨県議員選挙費927万5千円と、4目農業委員会委員選挙費640万1千円の計上をさせていただいたところでございます。

41ページをご覧ください。

5項統計調査費、2目指定統計調査費でございますが、110万1千円の計上をさせていただきました。前年度に比べて845万2千円の減額となりましたが、これは平成22年度に実施されました国勢調査の調査費が減額となったための影響でございます。

45ページをご覧ください。

8項支所費、出張所費、2目身延支所費でございます。5,699万4千円の計上をさせていただきました。前年に比べてマイナスではございますけども、新規事業といたしまして13節、15節に下水道接続工事を計上させていただいております。身延公共下水道事業が整備されておりますので、本町といたしましても公共施設の下水道加入を積極的に進めるところでございます。

続きまして、47ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。13節の469万1千円の計上のうち、身延町地域福祉計画策定を233万1千円の計上させていただきまして身延町の地域福祉計画を23年度において作成する予定でございます。

また、48ページをご覧ください。

28節繰出金といたしまして、国民健康保険特別会計繰出金といたしまして、1億5,276万5千円の計上をさせていただきました。

50ページをお開きください。

3目高齢者福祉でございます。28節繰出金でございます。3億1,703万3千円の計上をさせていただきました。介護保険特別会計繰出金といたしまして、3億1,691万4千円を、介護サービス事業特別会計繰出金といたしまして、11万9千円の計上をさせていただきました。

また4目老人医療費、28節繰出金3億1,795万9千円の計上でございますけども、これは後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

また5目障害福祉費4億5,180万8千円の計上をさせていただきました。前年度に比べて、1,530万5千円の増となったところでございます。主な要因は、51ページの扶助費でございます。障害福祉にかかる、それぞれの扶助費につきましては障害者の人数も増加、そ

れから医療費の増加等に伴いまして負担するものが増えたということで、22年度の決算を見込みながら扶助費の増を行ったところでございます。

54ページをお開きください。

2項児童福祉費、2目児童措置費でございます。歳入でもご説明申し上げましたが、20節扶助費1億7,812万6千円の計上をさせていただきました。制度改正に伴いまして、子ども手当に1億7,810万6千円の計上をさせていただきますけれども、今後の情勢によりましては児童手当に変換するということを考えながら、総額を計上してあります。

なお、3目常葉保育所から58ページの6目原保育所につきましては、それぞれ経常的な予算を計上させていただいたところでございます。

60ページの7目静川保育所につきましては、施設の経常的な予算を計上させていただきました。

続きまして、63ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健総務費でございます。このうち19節負担金補助及び交付金のうち、63ページの中ほどにあります、休日夜間緊急診療体制整備負担金が1,342万9千円となっています。先ほど、歳入でご説明いたしました本町の当番ということで、こちらのほうにお金が計上されまして各医療機関等に支払われるところでございます。

続きまして、64ページをご覧ください。

2目予防費、19節負担金補助及び交付金でございます。例年予算は計上しておりますけれども、飯富病院の起債の償還金としまして5,882万7千円、飯富病院の普通交付税の再配分としまして2,686万1千円を計上いたしました。また、僻地医療拠点病院運営費補助金としまして、本町の5つの診療所分といたしまして1千万円の計上をいたしました。また20節扶助費につきましては、それぞれの予防接種の負担金を計上したところでございます。

続きまして、66ページをご覧ください。

5目環境衛生費でございます。3,776万7千円を計上させていただきまして、前年度に対しまして853万2千円の減となりました。主な要因でございますけれども、平成22年度の当初予算にありました地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定業務委託がなくなったためでございます。

69ページをご覧ください。

2項清掃費、1目清掃総務費2億3,615万1千円の計上をさせていただきました。そのうち19節負担金補助及び交付金2億3,613万5千円でございます。そのうち峡南衛生組合負担金で2億3,602万5千円の計上でございます。

以上、負担金としましては2億1,901万4千円、起債償還負担金といたしまして1,701万1千円でございます。起債償還金につきまして約8千万円以上の負担が軽減されたわけでございますけれども、これはゴミ処理施設の起債償還が終了したため、本年度の予算が減少したためでございます。

70ページをご覧ください。

3項簡易水道運営費、1目簡易水道運営費のうち28節繰出金3億7,352万5千円を計上させていただきました。これは簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

71ページをご覧ください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費でございます。1億1,159万6千円の計上を

させていただきまして4,441万1千円の前年に比べて増でございます。歳入でもご説明いたしました。これは主に緊急雇用創出事業の増に伴いました増額でございます。

主な事業について、ご説明させていただきます。

全部で緊急雇用創出事業につきましては、14事業を予定しているところでございますが、予算の計上といたしまして4節共済費82万2千円、7節賃金442万1千円の臨時職員の保険料、賃金を計上させていただきました。これは、統合中学校遠距離通学送迎事業といたしましては、これは身延中学校、下山中学校、ともにかかるものでございますが279万6千円、それから町立小中学校の図書館データ整備事業といたしまして244万7千円を直接的に身延町が雇用して、賃金として払うための計上でございます。

またNPO法人等を使いながら、業者委託等をするものにつきましては、13節の委託料1億635万1千円の中に計上してありまして、それぞれの事業名を最初に計上しながら事業を明記してありますのでご覧になっていただきたいと思います。

また、ふるさと雇用分につきましては3事業でございます。これは去年と同様でございますけれども、ふるさと定期便、それから本栖湖キャンプ場の交流広場の事業、それから特産品の事業ということでございます。

続きまして、76ページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費のうち15節工事請負費360万円、計上させていただきました。これは曙地区にあります曙健康増進施設消防施設の整備工事でありまして、この健康増進施設と申しますのは体育館のことでございます。体育館の消防施設を整備するものでございます。

続きまして、78ページをご覧ください。

4目農業土木費、19節負担金補助及び交付金のうち県営中山間地域総合整備事業負担金としまして9,240万円の計上をさせていただきました。いよいよ中山間整備事業につきましては身延北部地区で本格的な事業となりまして、本年度は去年よりも負担が増えたところでございます。また財源につきましては地方債で説明いたしましたとおり、合併特例債を使いながらこの整備に取り組んでおります。

続きまして、81ページをご覧ください。

3目林業土木費でございます。19節負担金補助及び交付金のうち、林道三石山線開設事業負担金が2,774万7千円でございます。いよいよ三石山の林道開設も終盤になっておりますけれども、この負担を計上いたしました。財源につきましては過疎対策事業債を2,770万円の計上をさせていただきました。

続きまして、84ページをご覧ください。

7款商工費、2項観光費、1目観光費のうち15節工事請負費1,932万円の計上をさせていただきました。これは、ただいま指定管理をしておりますけれども、本栖湖の憩いの森キャンプ場の浄化槽の設備を更新するための工事費でございます。世界遺産に向けて県が先頭になりまして取り組んでいるところでございますけれども、本栖湖のキャンプ場における浄化槽の整備をすることによって環境に配慮するということでございます。

続きまして、87ページをご覧ください。

8項土木費、1項土木管理費、1目土木総務費のうち13節委託料1,243万6千円の計上をさせていただきました。その委託料のうち、今年度は橋梁長寿命化修繕計画となる橋梁の点

検業務を委託したところでございます。

また、88ページをご覧ください。

2目急傾斜地崩壊対策費でございます。1,855万円の計上をさせていただきました。これは19節負担金補助及び交付金としまして同額の1,855万円を計上いたしましたが、急傾斜地の崩落対策事業といたしまして県営事業への負担をさせていただきます。施行箇所は9カ所ということになります。

続きまして、89ページをご覧ください。

2目道路新設改良費9,898万2千円のうち、15節工事請負費の工事の8,970万円のうち古閑丸畑線道路改良舗装工事、それから大道市之瀬線道路改良舗装工事、飯富宮根線道路改良舗装工事、この3町道の改良舗装工事につきましては過疎対策事業としての取り組みをいたしまして、起債を6,300万円の充当をしながら事業を進める予定でございます。

また、4項都市計画費、1目都市計画総務費のうち、13節におきまして556万5千円の計上をさせていただきました。新規事業といたしまして、都市計画区域基礎調査業務をすることでございます。

また90ページにありますように、景観形成の作成業務を同時に行っていくというところの予算計上でございます。

続きまして、90ページでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費でございます。13節委託料674万3千円の計上のうち、91ページの下のほうでございますけれども、町営住宅長寿命化計画策定業務委託を計上させていただきました。この住宅の長寿命化計画を策定する上におきまして、本町の町営住宅の維持管理、新設、統廃合の計画を立てていく予定でございます。

続きまして、92ページをご覧ください。

6項下水道費、1目下水道総務費のうち28節繰出金3億9,833万3千円でございます。下水道事業特別会計繰出金といたしまして3億7,947万8千円を、農業集落排水事業等特別会計繰出金1,885万5千円を計上させていただきました。

続きまして、93ページをご覧ください。

9款消防費、1項消防費、1目非常消防費、18節備品購入費2,052万6千円の計上でございます。これは、身延第2分団の第3部におきまして消防ポンプ車を購入する予定でございます。

94ページをご覧ください。

2目消防施設でございます。1,800万円の計上をさせていただきました。15節工事請負費に1,800万円でございますが、本年度の耐震性貯水槽の整備といたしまして60トンのものを下山地区、それから梅平地区に整備する予定でございます。

続きまして、96ページをご覧ください。

10款教育費、1項教育総務費でございます。1目教育委員会費は1億3,174万7千円の計上をさせていただきました。前年度と比べて1,130万6千円の減額となったところでございますが、主な計上でございますけれども7節の賃金3,436万5千円の臨時職員の賃金のうち、複式学級の解消に向け3名の町単職員の配置をこの中でしております。

98ページをご覧ください。

2項小学校費、1目学校管理費でございます。4,725万8千円の計上をいたしまして、

前年度に比べまして、1億1,024万2千円の減額となりました。これは身延小学校の大規模改造工事が本年度は提出されておられませんので、その減額ということになります。

あと、100ページをご覧ください。

2目の久那土小学校管理費から107ページまでの大河内小学校管理費につきましては、学校の管理・維持に関しましての予算計上をさせていただいたところでございます。

また、108ページの11目久那土小学校教育振興費から18目大河内小学校の教育振興費につきましては、子どもたちの教育振興にかかる予算を計上させていただいたところでございます。そのうち各目の11節需用費の消耗品の中が、前年に比べておよそ1校当たり100万円ほど増加しております。これは平成23年度に教科書の改訂があります。そのために教諭用の参考書、それから児童に関わる参考書等の購入をするために、各校、約、人数によりますけれども100万円ほどの増額となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。これは中学校の振興費も同じことが言えますので、よろしくお願いたします。

それから、113ページをご覧ください。

3項中学校費、1目学校管理費3,950万7千円の計上をさせていただきました。前年に比べまして1,353万8千円の増となっておりますけれども、そのうち13節の委託料におきまして、今年4月に統合いたします下山中学校の校舎、屋内体育館、プール等の解体を予定しておりますので、その設計業務を予算計上させていただいたところでございます。

また114ページの15節工事請負費につきましては、1,050万円の計上をさせていただきまして身延中学校の下水道の接続工事を行います。

また18節備品購入費といたしまして、身延中学校と下山中学校の統合に伴いますスクールバスの購入を631万1千円の予算計上の中で購入していきたいと考えております。

なお、114ページの2目久那土中学校管理費から117ページの身延中学校管理費につきましては、学校管理に伴うそれぞれ学校の予算計上をさせていただいたところでありまして、

そのうち117ページの5目身延中学校管理費のうち、11節需用費532万6千円のうち修繕費287万4千円の計上をさせていただきまして、よその学校よりも修繕が多いわけでございますけれども、これは教室の傷みがひどいところを修繕するための費用でございます。

また118ページ、7目久那土中学校教育振興費から、121ページの10目身延中学校教育振興費につきましては子どもたちの教育振興に伴う予算を計上させていただきまして、小学校費のところでも説明いたしましたとおり、消耗品につきましては人数に応じまして教科書の改定に伴った増を行ったところでございます。

続きまして、123ページをお開きください。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。28節繰出金1,787万7千円の計上をさせていただきました。これは、青少年自然の里特別会計への繰出金でございます。例年よりも経常的なものが増えているところでもありますけれども、そのうち特別会計でまた説明があると思っておりますが、青少年自然の里の施設内にあります体育館の屋根の防水工事部分を、あれは町の持ち物ですので、こちらで、特別会計のほうへ繰り出しをしながら整備するところでございます。したがって前年よりも増額の繰り出しとなっております。

続きまして、124ページになります。

2目公民館費でございます。13節の委託料627万9千円のうち、下部地区公民館建設に伴う管理等業務、また15節工事請負費、2億3,551万5千円の計上をさせていただきました。

して、なおまた18節備品購入費は1,564万5千円の計上をさせていただきました。これは下部地区の公民館建設に伴います委託工事、また備品工事というところの予算計上でありまして、おおよそ2億5千万円の総額の予算の計上でございます。

なお、これにつきましては地方債でご説明いたしましたが、合併特例債を2億800万円の充当をする中でこの事業を進めていく予定でございます。

なお、127ページをご覧ください。

開発センター運営費は、去年は予算計上がありましたけども、これにつきましては、開発センターがすでに取り壊しをされてありますので、予算の計上から廃目ということになります。

続きまして、132ページをご覧ください。

5項文化振興費のうち、4目総合文化会館管理費でございます。7,352万9千円の予算計上をさせていただきました。前年度に比べて、1,699万円の増となりました。これは11節の需用費のうち、修繕費1,817万6千円の計上をさせていただいたところでございますけども、この大きい修繕につきましては、舞台ホールでございますけども舞台ホールの吊りもののワイヤロープの更新ということで、多額の修繕費がかかる予定でございます。

なお、このワイヤロープにつきましては、開館以来まだ一度も更新していないということで、点検上これは更新したほうがよろしいということでございますので、ご理解をいただきたいと考えております。

したがって、133ページの5目総合文化会館自主事業におきましては、修繕期間がたくさんかかりますので、1,176万6千円の予算計上で、前年度よりも401万8千円の減額となりましたけども、これは催しものを一定期間、休まなければならないということで、そのへんの報償費が減となるということでございます。

140ページをご覧ください。

6項保健体育費、5目体育施設費でございます。2,158万7千円の予算計上をさせていただきました。前年度よりも1,022万5千円の減額となりました。これは平成22年度に整備いたしました、パークゴルフ場の整備がなくなったためでございます。

142ページをご覧ください。

パークゴルフ場につきましては、今年度、竣工いたしまして町民の方々に利用活用していただいたところでございますけども、18節の備品購入費196万円の計上をさせていただきました。そのパークゴルフ場のための管理用のプレハブを用意したいと考えております。また、更衣用のテントといいますが、弓道場などにおきまして更衣をするところの場所がありません。したがって、更衣用のテントを購入した中에서도各種大会等に備えていきたいと考えておりますので、更衣用のテントを購入させていただきたいと考えております。

143ページをご覧ください。

12款公債費、1項公債費、1目元金15億661万1千円の計上でございます。そのうち、地方債の説明でも申し上げたとおり、このうち2億3,160万円は地方債ということで財源があたっていますけども、これは平成18年度に借り入れをいたしましたものの、利率見直しの借り換えということで、歳入歳出に同じ金額が載りまして予算が膨れているだけでございます。新規の借り入れではございません。

したがって、通常分の元金におきましては前年度に比べて約16億円の減少となったところでございます。また利子につきましては、1億3,572万1千円の計上をさせていただきました。

きまして、前年度に比べまして2,954万2千円の減額となったところでございます。これはやはり、地方債残高の抑制の効果が出まして単年度の負担が減ったものとなります。1億5,905万9千円の元金としては減額となります。

また、143ページから145ページにあります13款諸支出金、1項基金費はそれぞれの各基金についての積み立てでございます。ほとんどが前年度に比べて減額の計上となっておりますが、歳入で申し上げたとおり、利率が非常に低いので利子のお金が入るお金が減ったということで積立金が減るところでございます。

なお、元金の積み立てとしましては、143ページの5目湯町開発基金におきましては800万円の元金を積む予定でございます。

また、145ページの予備費につきましては1千万円の計上をいたしまして、災害等の対応をさせていただきたいと考えております。

以上で、議案第26号の詳細説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時45分といたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

なお、再開の前に先ほどの中学校の教育振興費について訂正がありますので、財政課副主幹、訂正をお願いします。

○財政課副主幹（遠藤基君）

先ほどの議案第26号の、平成23年度身延町一般会計予算の詳細説明のうち、10款でございますけども、118ページから121ページまでの中学校にかかります教育振興費の説明をさせていただきました。そのうち教科書改定に伴います消耗品の増というふうに、私、申し上げましたけども、中学校の教科書の改定は平成24年で来年でございますので、これは通常の予算ということで訂正をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第27号、議案第28号の2件について、町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは議案第27号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計予算について、詳細を説明させていただきます。

8ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款の国民健康保険税については、平成22年11月末の調定額に徴収率95.3%で計算し、滞納繰越分については徴収率を13%として計算し、また議案第4号で上程してあります国保税率改正の収入見込み額についても、徴収率を95.3%と計算した中で予算額を4億1,979万4千円計上するものです。

次に、9ページをご覧ください。

4款国庫支出金から10ページ8款共同事業交付金については、療養費等の実績に上昇率分

をそれぞれ乗じた数値を計上してあります。

11ページをご覧ください。

11款1項1目一般会計繰入金、1節については保険税軽減分に対し国が2分の1、県が4分の3、町が4分の1負担する中で、一般会計より国保会計に繰り入れてくるもので、平成22年度申請額に対し伸び率を掛けた6,342万8千円を計上するものです。

2節、この部分につきましては低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費で補填するもので、国が2分の1、県と町でそれぞれ4分の1ずつ負担することになっており、今年度は1,353万円を一般会計より繰り入れをするものです。

次に13ページをお開きください。歳出を説明させていただきます。

11款1項1目2節から4節までにつきましては、職員4名分の人件費となっておりますので、詳細については説明を省かせていただきます。

13節委託料、ここにつきましては、レセプト等の電算処理委託料および電算システムの保守点検委託料で312万6千円の計上をしていくものです。

14ページをお開きください。

2款、この部分につきましては、保険給付費になります。2款1項から15ページ、2項高額医療費につきましては、平成22年度実績に対し上昇率を計算し、予算計上させていただいております。

16ページをお開きください。

3款1項1目後期高齢者支援金、19節につきましては医療保険加入者、1人当たりの支援金に被保険者数を掛け、出された数値に調整率を掛けた数値となっておりますが、23年度予算の算定につきましては22年度実績により算定し、2億381万1千円を計上してございます。

4款前期高齢者納付金から17ページ、6款介護納付金につきましては、ここにつきましては、支払い基金への納付金となっており、数値については基金よりの通知金額となっております。

17ページ、7款共同事業拠出金につきましては、県下市町村で国保連合会に拠出するもので、市町村が連合会に拠出した金額に対し国と県が4分の1ずつ財政支援するもので、算出数値につきましては国保連合会より示された数値となっております。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費につきましては、住民健診の費用となっており、22年度実績から1,830人分を計上してございます。

18ページをお開きください。

3目疾病予防費、13節につきましては、平成23年度よりレセプトの電子化に伴い紙ベースのレセプトがなくなるため、遅延分レセプトの点検費用3カ月分の点検委託料となっております。

次に議案第28号 平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計予算の説明をさせていただきます。

議案第28号 平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。

歳入の保険料につきましては、平成22年12月調定数値をもとに算定してございます。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料、1 節につきましては特別徴収 3, 1 3 9 名分の保険料となっております。2 目普通徴収保険料、1 節につきましては普通徴収 6 5 5 名分の保険料となっております。徴収率は 9 5 % で見込んでございます。

3 款 1 項 1 目療養費繰入金につきましては、広域連合よりの数値の 1 2 分の 1 を療養費の町負担繰り入れ分として計上するものでございます。

2 目事務費繰入金につきましては、保健事業費分および後期高齢者広域連合で示された数値の共通経費を均等割、総人口割、後期高齢者人口割で算出した数値を計上したものでございます。

3 目保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する軽減分措置であり県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 負担するもので、一般会計よりの繰入金であり 7, 4 3 7 万 1 千円を計上させていただきます。

7 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目一般管理費、2 節から 4 節につきましては 1 名分の人件費となっております。1 9 節負担金補助及び交付金になります。歳入でも説明させていただきましたが、広域連合の共通経費で、システムの保守点検等に対する負担金となっております。

8 ページをお開きください。

2 款 1 目保健事業費、1 3 節の委託料につきましては、医療の確保に関する法律に基づく住民健診の委託料となっており、1, 0 1 0 名分、5 9 7 万円の計上となっております。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、1 9 節につきましては後期高齢者広域連合へ納付する金額でございます。歳入で計上してあります保険料療養給付費、保険基盤安定負担金の数値を合算数値で 4 億 2, 7 0 1 万 2 千円の計上となっております。

3 款 1 項 1 目保険料還付金、2 3 節につきましては過年度において所得等の修正申告をしたために保険料が変更になり、還付が生じた場合の予算 8 0 万円を計上させていただきます。

以上で、2 特別会計当初予算詳細説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

次に議案第 2 9 号、議案第 3 0 号の 2 件について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

最初に議案第 2 9 号 平成 2 3 年度身延町介護保険特別会計予算の詳細説明をさせていただきます。

最初に、先ほど議案第 2 7 号 国民健康保険特別会計と、ただいまから説明申し上げます議案第 2 9 号の介護保険特別会計につきましては、表紙の第 3 条、(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの各項の間の流用があることを追加の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、6 ページをお開きください。

第 2 表 地方債、起債の目的、介護保険財政安定化基金貸付金であります。平成 2 2 年の決算を見込み、歳出の 2 款の保険給付費の伸びによる財政の不足のため、県の基金から貸付を受けるものでございます。限度額が 4, 5 2 8 万円でございます。

起債の方法、山梨県介護保険安定化基金運営要綱の規定によるということで証書借り入れによります。利率、山梨県介護保険安定化基金運営要綱の規定によるということで、これは次の

償還の方法で説明しますが、各年度の償還金の額を要綱で定められた毎年12月20日までに納付すれば無利子となります。

償還の方法、介護保険制度は平成12年に始まりまして3期を1期として実施しております。現在は、平成21年から平成23年の第4期の中間期にあたります。

償還の方法ですが、山梨県介護保険財政安定化基金運営要綱の規定によるということで、先ほどの4,528万円を事業計画期間の3カ年を3で除した額1,509万3千円を次期の平成24年から平成26年までの第5次の期間内で、3年間毎年1,509万3千円を償還するものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳入、1款保険料、1項1目1節現年度分特別徴収保険料2億3,196万円は、保険料調定予定額の98%を計上いたしました。2節現年度分普通徴収保険料1,362万3千円は、保険料調定額の90%を計上いたしました。3節の滞納繰越分保険料50万円につきましては、前年度の収納実績に基づいて計上をさせていただきました。

4款国庫支出金、1項1目1節現年度分3億5,032万円は2款の施設等給付費、ルール分でありますけども、15%と、その他給付費、ルール分の20%の合計であります。

以後においても、パーセントは定められた負担割合のルール分でありますので、よろしくをお願いいたします。

2項1目調整交付金、1節現年度分1億8,113万円は2款保険給付費の9%にあたります。2目地域支援事業交付金、1節の地域支援事業交付金240万9千円は、5款地域支援事業費、1項介護予防事業費の25%にあたります。2目の包括的支援事業任意事業交付金1,421万6千円は、5款地域支援事業費、2項の包括支援事業任意事業の40%にあたるものであります。

5款1項1目介護給付費交付金、1節の現年度分6億376万2千円は、2款の施設給付費、その他給付費の30%でございます。それから2目の地域支援事業費交付金、1節の現年度分289万円は、5款の介護予防事業費の30%にあたるものであります。

10ページをお願いいたします。

続きまして、6款県支出金、1項1目1節現年度分3億375万5千円は、保険給付費は2款の施設介護給付費の17.5%と、その他給付費の12.5%の合計額でございます。2項1目1節介護予防事業費補助金120万5千円は、5款地域支援事業費、1項介護予防事業費の12.5%でありまして、2節の包括的支援事業、任意事業費補助金710万9千円は、5款の地域支援事業、2款の包括的支援事業任意事業の20%分でございます。

7款財産収入、1項1目1節の利子及び配当金は基金利子でございます。

8款繰入金、1項1目1節現年度分2億5,156万8千円は、2款保険給付費の12.5%でございます。2目1節の介護予防事業費繰入金120万5千円は、5款の地域支援事業費、1項介護予防事業費の12.5%。2節の包括的支援事業費任意事業費繰入金711万8千円は、5款の地域支援事業費の2項包括支援事業任意事業の20%でございます。3目1節職員給与費等繰入金2,402万2千円は職員3人分の繰入金でございます。

2節事務費繰入金3,300万1千円は、事務費繰入金2,004万3千円と介護認定審査会費1,295万8千円の合計で3,300万1千円でございます。

2項1目1節給付準備基金繰入金3,300万円は、第4期事業計画による給付費不足の繰

入金でございます。2目1節の第一号被保険者保険料軽減分等経費繰入金213万円は、介護保険料軽減の交付金繰入分であります。

次に11款町債、1項1目4,528万円は、先ほどの町債で説明した2款の保険給付費、1項介護サービス費等の財源が不足のため、山梨県財政安定化基金より貸付を受けるものでございます。

12ページをお願いいたします。歳出に移ります。

1款総務費、1項1目の2節、3節、4節の人件費2,401万2千円は、職員3人分でございます。8節の16万4千円、介護保険運営協議会委員10人分で3回分を計上させていただきました。12節の役務費手数料の80万1千円は、県の国保連合会の事務共同処理手数料でございます。13節委託料203万5千円は、第5期の介護保険事業計画見直しの策定業務と介護保険徴収委託料の人材シルバーセンターの部分で、合わせて203万5千円でございます。先ほどの第5期の介護保険事業計画の策定業務につきましては190万円でございます。2項1目19節1,295万8千円は、広域行政組合の介護保険認定審査会の運営費の負担金でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は要介護1から5の方が該当する給付費で、1目の居宅介護サービス給付費から次ページの10目特例居宅介護サービス給付費まで、合計で17億9,857万円。2項の介護、今度は予防ですけども、サービス等諸費は要支援1から2の方が該当する給付費で、1目介護予防サービス給付費から8目特例介護予防サービス計画給付費まで合計で6,452万2千円。4項1目高額介護サービス費、2目の高額介護予防サービス費、1目と2目の合計で4,061万円。5項1目の高額医療合算介護サービス費と2目の高額医療合算介護予防サービス費、1目と2目の合計で631万円。

次の16ページをお願いいたします。

6項の1目特定入所者介護サービス費から4目の特例特定入所者介護サービス費まで、合計で1億13万1千円は、いずれも19節負担金補助及び交付金で、保険給付費としてそれぞれ支払われるものでございます。

続きまして、4款基金積立金、1項1目25節15万2千円は給付準備基金、利子積立金であります。

続きまして、17ページの5款地域支援事業費、1項1目介護予防特定高齢施策事業費の8節報償費は特定高齢者の筋肉トレーニング事業の講師の謝金であります。それから12節のその他保険料の5万8千円は、参加者の傷害保険料でございます。それから13節の委託料577万2千円は、そこに書いてございます特定高齢者筋力トレーニング事業に90万円、それから特定健診時の生活機能評価事業に487万2千円でございます。

次に2目の介護予防一般高齢者施策事業費でございますけども、同じく8節です。48万2千円は、一般高齢者の筋肉トレーニングのそれぞれの講師の謝金でございます。13節委託料につきましては、生活管理指導、短期資格事業、これは養護老人ホームへ委託する部分ですけども、12万円と友愛訪問事業、老人クラブ連合会へ委託する事業でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費、2節、3節、4節は人件費であります。その他の節は、地域包括支援センターの運営にかかる事業費でございます。

2目の任意事業費、13節委託料13万円は家族介護者交流事業社会福祉協議会に委託の事

業でございますけども、在宅介護者の集いに充てるものでございます。

それから20節の扶助費393万円は介護用品等の扶助費として93万円、それから寝たきり高齢者介護人見舞金に50人分で250万円、認知症高齢者介護見舞い分で10人分で50万円を計上させていただきました。

次に7款諸支出金、1項1目23節償還金利子及び割引料46万1千円は保険料の還付金でございます。

27ページをお願いいたします。

27ページの地方債の平成21年度末における現在高、ならびに平成22年度末の平成23年度末における現在高の見込みに関する調書の説明をさせていただきます。

区分1、介護保険安定財政化基金貸付金、それから平成23年中の増減見込み額、起債見込み額ですけども、先ほど説明いたしました4,528万円でございます。それから元金償還見込み額はゼロでございますけども、先ほど話をしましたように翌事業計画の期間内の3年間で償還しますので、本年につきましては償還は発生いたしません。23年度末の現在高の見込み額は4,228万円となります。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、議案第30号 平成23年度身延町介護サービス事業特別会計の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。最初に、歳入でございます。

1款サービス収入、1項1目1節594万1千円は、介護予防サービス計画費現年度分は要支援1と要支援2の方の介護予防サービス計画、ケアプランの作成料でございます。新規分として1カ月3件を見込んで1件7,120円で、25万6,320円。それから継続分として1カ月115件を見込みました。1件4,120円で568万5,600円の合計金額でございます。

2款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金11万9千円は歳出の1款事業費に充当する分でございます。

3款繰越金と4款諸収入、1節の雑入1千円はそれぞれ科目の設定でございます。

7ページをお願いいたします。歳出に移ります。

1款事業費、1項1目4節共済費82万4千円と7節賃金521万8千円は、臨時職員の賃金で介護支援専門員、ケアマネージャー2人分の人件費でございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

次に議案第31号について、水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

それでは議案第31号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

それでは、4ページをお開きください。

第2表の地方債ですが、簡易水道建設費の財源に充てるため簡易水道事業債の限度額2億2千万円と過疎対策事業債の限度額1億8千万円とし、合わせて4億円に設定するものでございます。これにつきましては建設に関わる総事業費として5億9,970万4千円を予定して

おります。

続きまして、歳入から説明させていただきます。7ページをお開きください。

1款1項1目簡易水道水道使用料としまして、1億8,767万4千円の計上であります。前年度の比較では145万1千円の増額になっておりますが、これにつきましては本年度の4月分使用料から料金改定を行い、12月分までの実績を勘案して増額を見込んだものでございます。

次に2款1項1目簡易水道負担金につきましては131万2千円の予算計上をさせていただきました。これにつきましては、加入者負担金として遅沢の三ツ石地区20件と通常の新規加入者5件の給水開始を見込みました予算計上でございます。

次に3款1項1目簡易水道手数料につきましては、1節の加入手数料では設計審査手数料と完成検査手数料をそれぞれ5件分の2万5千円を計上し、また2節の給水装置工事事業者指定手数料として1万円を計上しました。

4款1項1目簡易水道国庫補助金につきましては、本年度、身延中央簡易水道、相又簡易水道、下部統合簡易水道、湯町簡易水道、中富南部簡易水道等の事業を行う予定でありますので、1億2,870万2千円の国庫補助金の計上であります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金のうち、1節の水道事業費繰入金では総務費繰入金として、3,002万2千円、建設費繰入金として7,100万2千円で合計1億102万4千円の計上でありまして、2節の公債費繰入金としては2億7,250万1千円の計上でありませ

す。

6款1項1目繰越金につきましては、10万円の計上であります。

7款1項1目雑入のうち、1節では消費税還付金として1千円の計上であります。

続いて、8ページをお開きください。

8款1項1目水道事業債のうち1節簡易水道事業債として2億円、2節過疎対策事業債として1億8千万円の合計として4億円の計上であります。

次に歳出を説明します。9ページをお開きください。

1款1項1目簡易水道管理費については、2節、3節、4節は人件費ですので、省かせていただきます。

7節の賃金のうち、臨時職員賃金については身延地区の施設巡視員賃金として124万5千円の計上で、その他の賃金では各地区の水道検針員15名分の賃金として717万円の計上であります。

8節の報償費については、下部、中富地区で毎日行う水質検査員12名分の報償費として36万円と、波木井配水池周辺草刈り謝礼として1万2千円で合わせて37万2千円の計上であります。

11節の需用費のうち消耗品につきましては、消毒用塩素滅菌剤の購入ならびに施設機械器具等の購入として547万円の計上であります。燃料費については公用車2台分の燃料費として84万8千円の計上で、印刷製本費については検針票等の印刷代として42万1千円の計上で、光熱水費については各水道施設電気料として2,798万1千円の計上です。修繕費については各地区水道施設および漏水等の修繕について2,437万9千円の計上です。

12節の役務費のうち、通信運搬費については水道施設遠隔監視の電話回線使用料等に442万9千円の計上で、手数料については水道使用料口座振り替え手数料等に53万3千円

の計上です。その他保険料については施設巡視員1名と検針員15名分の普通傷害共済の加入のため11万1千円の計上です。

13節の委託料については、各水系の水質検査業務、ならびに各水道施設の保守点検等に2,479万8千円の計上であります。内容については説明欄に記載されているとおりでございます。

続いて、10ページをお開きください。

14節の使用料及び賃借料については、21カ所の水道施設用地賃借料として91万7千円と重機借上料に20万1千円、合計111万8千円の計上です。15節の工事請負費については総額2,215万3千円の計上で、工事内容は説明欄のとおりでございます。16節の原材料費については浄水器購入費と補修用材料費として492万6千円の計上です。18節の備品購入費については公用車1台分と漏水探知機を購入するため、158万6千円の計上です。19節の負担金補助及び交付金については、水道料金算定関係システム負担金として、15万2千円の計上です。

続いて、11ページに移ります。

2款1項1目一般管理費については、2節、3節、4節は人件費ですので省かせていただきます。

11節の需用費のうち消耗品については、一般事務用品として3万2千円、修繕費については公用車2台分の車検整備料として8万円、需用費、合計11万2千円の計上です。

続きまして、2款2項1目簡易水道建設費につきましては、11節需用費のうち消耗品費については事務用品として35万9千円、燃料費については公用車2台分の燃料費として、27万1千円、需用費計63万円の計上です。13節の委託料につきましては2,843万5千円の計上でありまして、内容については説明欄のとおりでございます。

続いて、12ページをお開きください。

15節の工事請負費については5億2,425万1千円の計上でありまして、内容については説明欄のとおりでございます。17節の公有財産購入費につきましては165万8千円の計上でありまして、内容についても説明欄のとおりでございます。

13ページに移ります。

19節負担金補助及び交付金については、身延中央簡易水道下水道委託工事負担金として4,423万円の計上です。

続きまして、3款1項1目元金の23節償還金利息及び割引料については長期債元金の償還金として2億2,338万7千円の計上です。

2目利息の23節償還金利息および割引料についても長期債利息として7,359万7千円の計上です。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第32号、議案第33号の2件について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは議案第32号と議案第33号について、詳細説明をさせていただきます。

まずはじめに議案第32号 平成23年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入であります。1款1項1目農業集落排水使用料につきましては上之平地区43世帯分の使用料146万1千円の計上であります。2目小規模集合排水使用料につきましては、北川地区17世帯分の使用料57万6千円の計上であります。3目戸別浄化槽整備事業使用料につきましては、111基分の使用料396万3千円の計上であります。

2款1項一般会計繰入金につきましては、1目から4目まで合わせまして1,885万5千円の計上であります。これにつきましては、上之平農業集落排水事業、北川小規模集合排水事業、戸別浄化槽整備事業の維持管理費および公債費の財源に充てるものであります。

なお、丸印につきましては、廃目でございます。

8ページをご覧ください。

歳出ですが、1款1項1目上之平地区維持管理費につきましては、職員の人件費のほか処理場施設およびマンホールポンプの保守点検業務等、施設の維持管理費358万8千円の計上であります。

2項公債費、1目元金と2目利子につきましては、それぞれの償還金で合わせて607万3千円の計上であります。

2款1項1目北川地区維持管理費につきましては、同じく処理場施設およびマンホールポンプの保守点検業務等、施設の維持管理費117万2千円の計上であります。2項公債費、同じく1目元金と2目利子、それぞれの償還金を合わせて417万円の計上であります。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費につきましては、職員の人件費のほか浄化槽の汚泥引き抜き手数料や保守点検業務、施設の維持管理費として807万8千円の計上であります。

10ページをご覧ください。

2項公債費、1目元金と2目利子はそれぞれの償還金で、合わせて147万5千円の計上であります。

4款1項1目予備費は、30万円の計上であります。

以上が、議案第32号の詳細説明であります。

引き続き、議案第33号をお願いします。

議案第33号 平成23年度身延町下水道事業特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

4ページをご覧ください。

第2表 地方債であります。身延公共下水道事業および下部下水道事業の財源として充てるため、特定環境保全公共下水道事業債の限度額を230万円、公共下水道事業債の限度額を7,090万円、過疎対策事業債の限度額を7,310万円とし、合わせて1億4,630万円と設定するものでございます。

7ページをお願いします。

歳入であります。1款1項1目中富下水道事業分担金につきましては、1世帯分20万円。2目帯金塩之沢下水道事業分担金と3目につきましては、科目設定として各1千円でございます。4目身延下水道事業分担金は、身延支所から東電の間の区間を本年度10月までに供用開始の予定であります。したがって、その13世帯分260万円の計上であります。

5目下部下水道事業分担金は21世帯分、420万円の計上であります。2項1目身延下水

道事業負担金は、簡易水道配水管敷設工事のための受託工事負担金で合わせて4,423万円の計上であります。

2款1項1目中富下水道事業使用料3,376万2千円は984世帯分、2目の帯金塩之沢下水道事業使用料578万2千円は165世帯分、3目角打丸滝下水道事業使用料913万4千円は270世帯分、4目身延下水道事業使用料504万4千円は120世帯分。

8ページをお願いします。

5目下部下水道事業使用料35万9千円、合わせて5,408万1千円の計上であります。

3款1項1目身延公共下水道事業国庫補助金として、1億850万円、2目下部下水道事業国庫補助金は500万円で、今年度の工事等に対する国庫補助金は合わせて1億1,350万円の計上であります。

4款1項一般会計繰入金につきましては、1目から6目まではそれぞれの各科目に対して、維持管理費、事業費、公債費、予備費に充てるための財源として合わせて一般会計からの繰入金3億7,947万8千円の計上であります。

7款1項1目身延下水道事業債につきましては、公共下水道事業債と過疎対策事業債で1億4,180万円、2目下部下水道事業債には特定環境保全、公共下水道事業債と過疎対策事業債で450万円を見込み合わせて1億4,630万円の計上であります。

10ページをお開きください。

歳出であります。1款1項1目下水道事業総務費は職員の人件費のほか法令外負担金等として1,092万円の計上であります。

11ページですが、2項1目身延下水道事業建設費につきましては、同じく職員の人件費のほか13節委託料に948万2千円。これにつきましては、公共下水道事業積算施工管理業務1名分と下水道台帳情報管理作成業務委託料であります。

15節工事請負費に3億1,398万5千円。これにつきましては、波木井地内および小田船原地区の一部の管渠敷設工事と中央簡易水道にかかる受託工事費等であります。

12ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金は、262万5千円。これは県道の舗装本復旧工事負担金であります。22節補償、補填及び賠償金は100万円。合わせて3億5,220万5千円の計上であります。

2目下部下水道事業建設費につきましては職員の人件費のほか、13節委託料に172万2千円、これは下水道台帳情報管理作成業務委託料であります。

15節工事請負費に1,120万6千円。これは湯町市内のシンクロユニット設置工事および下水道工事に伴う施設簡易水道等移設切り回し工事等であります。合わせて、1,796万6千円の計上であります。

13ページの丸印ですけれども、中富下水道事業建設費につきましては建設事業完了に伴う廃目であります。

3項維持管理費であります。1目中富下水道事業維持管理費に2,824万9千円。

14ページにいきまして、2目帯金塩之沢下水道事業維持管理費に1,456万円。

15ページの3目角打丸滝下水道事業維持管理費に1,699万8千円。

16ページ、4目身延下水道事業維持管理費に1,919万8千円、5目下部下水道事業維持管理費に1,194万6千円。合わせて、9,095万1千円の計上であります。これにつ

きましては、職員の人件費のほか、それぞれの処理施設やマンホール等の維持管理業務に要する経費に充てるものでございます。

17ページの4項公債費であります。1目から18ページの10目まではそれぞれの建設事業の長期債にかかる元金及び利子の償還金で、合わせて2億7,155万8千円の計上であります。

2款1項1目予備費として、100万円の計上であります。

以上で、議案第33号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第34号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、議案第34号の詳細説明を行います。

平成23年度身延町青少年自然の里特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,887万4千円としたいものでございます。

6ページをご覧いただきたいと思ます。

まず歳入からですが、1款使用料及び手数料、1項1目1節の施設使用料については、988万9千円を計上させていただきました。これは体験活動の1,500人、それから主催事業500人、食堂利用分ということで、昨年実績を見まして、1万2,840食を見込んだものでございます。

2款の県補助金、1項1節青少年自然の里の補助金でございますけども、本年度予算200万円の計上でございます。これは歳出の体験施設運動費、それから報償費、需用費のうちの消耗品分に対する県からの補助金でございます。

これらの歳出の合計額は、419万9千円となりますけども、補助率が2分の1ということで上限が200万円ということになっておりますので、その上限、目いっぱい計上させていただきました。

3款の県委託金でございますけども、1項1節の山梨県青少年自然の里委託金、これは当施設が県立であるために、町が県から委託を受けて管理を行っておりますけども、これらの経費として2,914万8千円を見込んでございます。

対前年度比較について、834万9千円の増となっておりますけども、これは今まで県から派遣されておりました指導担当の3名分の人件費が、直接県で支出しておりましたけども、23年度からはこの3名を町で県と協議しながら雇用することになったために、これらの人件費の上乗せされているためでございます。

それから4款の一般会計繰入金、1節の一般会計繰入金については1,783万7千円を見込みました。これは23年度の本年度の歳出の総額5,887万4千円から、一般財源の施設使用料の部分、それから特定財源の県補助金、それから県の委託金を除きました残りの不足分を一般会計から繰り入れさせていただきたいと思ますのでございまして、先ほどの一般会計の繰出金の中にもございましたけども、前年度比較が576万2千円の増額となっておりますけども、歳出の工事費のほうでご説明を申し上げますけども、そのほとんどが町の施設である体育館の屋根の葺き替え改修工事を見込んであるためでございます。

次に、歳出をご説明いたします。7ページをご覧いただきたいと思ます。

1款1項1目、歳出総額は3,649万4千円でございます。2節から7節は職員1名分と指

導担当の3名分の人件費でございます。

8節報償費の12万5千円から11節の需用費450万8千円は、昨年とほぼ同額の計上をさせていただきます。運営委員会の報酬、それから講師の謝礼、旅費、燃料等でございます。

12節の役務費201万8千円の計上でございますけれども、電話料、郵送料、切手代、水質検査等でございます。

それから7ページから8ページにかけて、13節の委託料485万2千円。これについては施設の清掃、それから除草、草刈り等、シルバー人材に委託している分。それから、各種点検業務の委託料でございます。

それから8ページになりますけれども、14節の使用料及び賃借料、それから27節の公課費まででございます。これも昨年度とほぼ同額の計上でございます。シーツ、モップ等のリース代、それから各種協議会、研修会への負担金でございます。

2款運営費、1項体験施設運営費の総額は1,252万3千円の計上をさせていただきます。まず8節の報償費242万円でございますけれども、各種体験と主催事業での郷土食体験の講師の謝礼でございます。11節の需用費285万円の計上でございますけれども、これは体験活動の消耗品、それから光熱水費等でございます。

9ページをご覧いただきたいと思います。

12節の役務費17万7千円の計上でございます。これは体育館陶芸工房の浄化槽の維持管理費、それから貸し自転車、あそこに35台ございますけれども、それらの整備の手数料等でございます。

14節使用料及び賃借料48万8千円の計上でございますけれども、これにつきましては町の施設分の土地の賃借料でございます。43筆分でございます。

それから15節の工事請負費に611万1千円を計上させていただきました。これは先ほど申し上げましたとおり、町の施設である体育館、この体育館が平成2年に建設ということでありまして20年ほどを経過してございます。その屋根がカラーベスト風なものでございますけれども、劣化が激しくて、もう剥離しまして、飛び歩いているような状態でございますので、鋼板に葺き替えを、工事したいというものでございます。

それから3款の事業費、1項1目食堂事業費の総額が965万7千円の計上でございます。まず11節需用費10万円の計上でございますけれども、これは厨房内の消耗品の計上でございます。それから13節の委託料955万7千円の計上でございますけれども、これは宿泊者等の食事代でございます。前年度の食事数の実績見込み額を参考に計上させていただきました。

ちなみに朝食、昼食、夕食、それから郷土食、カレーセット等で1万2,840食分と、それに伴う食堂委託者に支払う管理費1万100食分を計上させていただきました。

以上、歳入歳出予算の総額5,887万4千円と定めたいものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第35号について、下部支所長。

○下部支所長（渡辺明彦君）

議案第35号 平成23年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について、詳細説明を行います。

予算書の6ページをご覧ください。

まず歳入ですが、1款1項1目温泉使用料には温泉受給者28人の使用料635万1千円を計上いたしました。

2款1項1目利子及び配当金には、下部奥の湯温泉事業基金利子1万円。また3款繰越金には1千円を計上いたしました。

次に歳出ですが、予算書の次ページ、7ページをご覧ください。

1款1項1目温泉管理費ですが、施設維持管理費として11節に需用費として113万6千円、12節役務費に38万8千円を。また温泉施設設備にかかる点検業務のために、13節委託料に128万9千円を計上いたしました。

2款1項1目下部奥の湯温泉事業基金積立金は、使用料等の歳入総額から温泉管理費を差し引いた残り354万9千円を積み立てるものです。

以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（望月広喜君）

以上で、提出議案の説明は終了しました。

これで、本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時50分

平成 2 3 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 7 日

平成23年第1回身延町議会定例会（2日目）

平成23年3月7日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決
- 日程第4 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 野 島 俊 博 | 2番 | 望 月 明 |
| 3番 | 河 井 淳 | 4番 | 望 月 秀 哉 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 7番 | 望 月 寛 |
| 8番 | 深 沢 脩 二 | 10番 | 草 間 天 |
| 11番 | 福 与 三 郎 | 12番 | 川 口 福 三 |
| 13番 | 渡 辺 文 子 | 14番 | 穂 坂 英 勝 |
| 15番 | 伊 藤 文 雄 | 16番 | 望 月 広 喜 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- | | | | |
|----|-------|----|---------|
| 6番 | 松 浦 隆 | 9番 | 日 向 英 明 |
|----|-------|----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	赤池義明	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

欠席の連絡をいたします。

日向君は入院のため、松浦君は所用のために欠席の届が出されております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案第4号、議案第5号の条例の一部改正および議案第26号から議案第35号までの当初予算につきましては、委員会付託を予定しておりますので、付託予定の議案の質疑は総合的・大綱的な質疑に留め、詳細な質疑は各委員会で行っていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

議案第2号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

福与君。

○11番議員（福与三郎君）

議案第2号につきまして、2点ほどお伺いいたします。

条例におきまして、委員会の構成人員は10人以内となっておりますけれども、現状は何人なのか。

そして2点目でありますけれども、委員会の中には外部委員というか、民間の方が入っておられるのか、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

今回の議案第2号につきましては、過日、説明をしましたけど組織改革に関するということですが、そのもとのということですか。行政改革委員ですか、この議案内容ではなくて。

○11番議員（福与三郎君）

議案内容にかかっているんだけど、今回は改正だから文言の改正ですけども、ちょっと、ここを聞きたいと思って。

○総務課長（広島法明君）

では、行政改革推進委員会そのものについての質問ということですね。分かりました。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

今の行政改革推進委員につきましては、10名の委嘱をしております。外部委員ということなのですが、これは全部、町内の方をお願いしております。ただ、公募がありまして公募のほうからお二人、選ばれています。

以上です。

○議長（望月広喜君）

福与君。

○11番議員（福与三郎君）

そうすると、外部委員が10人のうち2人ということですね。分かりました。

こういう社会経済の変化がすごく著しく進んでいる中で、外部委員のノウハウというのか、そういうことが非常に必要ではなかるうかと思えます。その点で、10人中2人ということがいいのかどうかと思うんですけども、今年度につきましてはこの外部委員をもっと増やすということはお考えなんでしょうか。

それと、もう1点。委員の報酬10人分として、今年度16万3千円の報酬費が計上されておりますけども、これの中身についてもちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

委員の10名のうち、組織に関しては町政に関して優れた見識を有する者と公募による者と2種類あります。公募のほうは、毎年というか、委員の改選時に広く広報とかで呼びかけております。呼びかけの中で応募してくる方が非常に少ない。残念ながら今回はお一人もいないような状況。来年度ですね。これからも広く、町民の皆さんにぜひ委員になっていただくよう呼びかけはしたいと思っております。

あと当初予算のことなんですが、ちょっとお待ちください。

委員会の回数によって委員報酬をお支払いする予定になっております。こちらにつきましては詳細でいきますと、行政改革委員長、お一人5,800円掛ける3回を予定しております。それと一般の委員の皆さん9名なんですが、1回当たり5,400円の報酬で、やはりこちらでも3回予定しております。16万3,200円は、お一人5,800円掛ける3回、9人掛ける5,400円掛ける3回の予算になっております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

福与君。

○11番議員（福与三郎君）

そうすると、今年度は外部委員が1人もいないということになると、この委員報酬は、全然いらぬということになるけども、どうですか。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

外部委員の方の認識がちょっと私、分からなくて。行政改革委員は、町民の方からすべて選んでおります。役場職員は1人も入っておりません。すべて町民の方たちということになります。行政改革推進委員会のほうには入っていません。ただ、その下の段階ですね、実質的にいろんな実行するとか計画を立てる、その段階では職員がつくったものを委員の皆さんに審議等をしていただきながら要綱をつくったり、改革プランをつくったりしております。この10人はすべて町民の方たちで職員は1人もいません。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

あえて、ここで条例の一部を改正する中身について、ちょっとよく分からない。説明は受けているんですけども、よく分からないという点があります。その1点が、広聴および広報と書いてありますが、政策室、簡単にいうと行政改革の部分を総務課というふうに取り替えただけに過ぎないんだけど、その必要が行政改革というその中で、なぜ総務課にいき、広報なんていうのは広聴広報、このへんを行革の中で進めていくななんていうのは、もともと総務課のはずなので、どっちにどういうふうにしたからといって行革の一環として、これも考え方を変えているとすれば、その意図がいまいち分かりません。そのへんの説明をお願いします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

これについては、文言ではその広聴および広報に関することを政策室ということになっていきますけども、実際には担当を変えるということです。担当を広聴広報担当。今の内容的には、ここに書いてあります広聴および広報に関することと謳ってありますが、それに関するホームページをつくったりとか、そういったものもこの広聴広報の担当ということで、だから現状をふまえた中で総務課にそのまま広聴広報担当がいるよりも、政策室のほうにいてブログとか、そういうものとの連携をとったほうが町の行政運営にとってもプラスではないかということと、それからもう1つは、先ほど言いました行政改革のほうにいくのではなくて政策室のほうにいくということです。

政策そのものも広聴広報したほうが、よりよい広報的な活動もできるではないかということと、もう1つは行政改革を総務課へということは、定員管理とか組織機能等の見直し等は、総務課の庶務担当とじっくり内部協議したほうがよりよい運営ができるではないかということで、はっきり言えば担当の入れ替えということです。もともとが、合併当時はそのような形だったんです。総務課のほうへ行政改革、そして企画のほうに広聴広報ということで、そういったことになりましたけど、SCTの関係とか、行革が一時は単独で1つの課になったりということと、経過をふまえた中でここ6年半経過した結果として、やはりもとの形にしたほうがいいではないかということで今回のお願いです。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

どうのこうのというよりも、よく分かりません。なぜ分からないというか、これは行革推進委員会条例なんです。今の組織機構の中をいじっているわけでもなんでもありませんね。委員会条例ですよ。そのへんがよく分からないということ。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

下の第2条にあります身延町行政改革推進委員会条例の一部改正については、もともと、その行政改革推進委員会事務局を行政改革担当が事務局をしています。その事務局自体が総務課へ移るから政策室から総務課に変えるということです。事務局を。だから事務局そのものが政策室から総務課に変わります。だから当然この文言も政策室から総務課へ変えるべきとのことの改正です。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

分かりました。

政策室に変えると、そのバスターで広聴および広報、その代わり政策室に変えるということは事務的なものが偏ってしまうのではということではないように変えると、要するに組織の中身を変えると同じですよ。そうですね。組織の中身を変えてしまう、それを委員会条例は当然、改めなければならないですよ。そういう理解。なんか、そんな必要があるのかないのか分からないし、あえて、なぜここでそれをというのは、さっき言ったようなことだけで委員会条例を変えると。いいえ、別に変えることに反対しているわけでもなんでもありませんからいいんだけど、やっぱり、こういう形でいじってくるというのはよく分からない。組織中の行政改革という意味で行政の改革を進めていく、その委員会がよく分からないようなことの、これも改革の一環でしょうね、やっぱり。行政改革というのはなんだといたら、こういうところにあるわけですよ。実際、捉え方は行政改革と一緒にではないんですよ、これは。まったく行政改革がどうのこうのではありません。しかし、中身はやっぱり行政改革をしていこうという中で、こういう問題が浮かび上がってきたという解釈を、僕たちはするんですけども、それだと、ちょっと意味が分からないと、こういうことで質問しました。分かりました。結構です。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

では、はっきりしないようなところがありますので、ちょっと例規集をお持ちの方は、1ページの右下に書いてあります3の6の2の1、それがページということですけど、3の6の2の1、その第8条ということで、この身延町行政組織機構推進委員会の委員会の庶務は政策室において処理する。先ほども言いましたこの委員会の事務局は行政改革担当が事務局を務めているということで、その行政改革担当そのものが政策室から総務課に移るということで、この文言を委員会の庶務は、総務課において処理するに変えさせていただくというものです。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

関連というか、この改正条例の説明のときにホームページの充実とブログについて述べられたと思うんですけども、実は3月4日の山日に、合併へ参入するということでそれを見た町民から質問があったんですけども、これは政策室、ここにあるように、まさに政策室で担当している業務ですけども、今後、合併にのせて、いろんな仕事をするのはどこがやるのかということと、たしか、加工品が200から300品目というふうにあったと思うんですが、農産物のようなものは今後、のせないのかどうかというか、その販路にのせないのかどうか、そのへんについて。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

事務のほうは政策室で行いたいと思います。これも当初予算に計上してありますので、その費用を使いながらやっていきたいと考えています。ただ、当面は町が直接運営に関わっている施設の品物を販売していくような形になります。その他の農作物については、今後、検討してまいりたいと思っています。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

これは、私も一般の企業にいたときに、大変、これ、苦労したんですけども、ただ単に注文を受けるだけではないんですね。発送があるわけですから。実務も政策室で行うのか、あるいは実務は例えば商工会みたいなところで行うのか、そのへんをちょっとお聞きします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

当面は町営の施設ということで、一応、今、計画では和紙の里の商品と、あと金山博物館の商品を考えております。一応、注文を受けるのは政策室で行い、それを担当の和紙の里および金山博物館にこんな品物が注文されたということで、発送のほうは和紙の里と金山博物館にお願いしようと思っております。発送と同時に、郵送料とか品物代を金山と和紙の里のほうの口座へ振り込んでいただくような手続きを、それらについてはそれぞれの金山博物館、和紙の里にお願いする予定です。受け付けは政策室、実際の発送等の事務はそれぞれの生涯学習課の和紙の里担当と金山博物館の担当にお願いする予定です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

農産物等については様子を見ながらということだと思うんですけども、結いの里とか、曙大豆とか、にんにくとか、いろんな農産物がありますのでぜひそのへんを広めていっていただきたいというか、今後、実際に動き始めるといろんなノウハウやなんか分かってくると思うん

ですが、かなり複雑というか大変な仕事になると思いますが、そうなってもらわなければ困ると思うんですけども、ぜひ、そういうところまで考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第3号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第4号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

基盤安定のための保険税の改正、中身はよく分かります。ただ、中で1点だけお聞きしたいと思っております。その中で所得割はこういうような形で5千円ぐらいの上げ方の中で、まったく資産割はパーセント減らしていただいたと。あと均等割、その他、据え置いている中身もあります。熟慮したいろいろな経過の中でこのような構成がなされたと思います。ご努力は感謝するんですけど、中身をこういう形の割をしてきた中身について、もう少し説明していただくと町民の方々は保険税が上がるわけですから、中身をこういうふうに考えて基盤安定のための改正を行ったという点が分かるのではなからうかと思えます。その点について、ご説明をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

税条例の改正の関係で据え置きの部分、また改正の部分ということで、今、ご質問があったわけなんですけど、ここの部分につきましては、20年の改正の折に若干低くしてしまったところ等がありまして、今回、近隣町村、県下等を比較した中で低いところはやはり標準的に持ち上げていく中で、財政の運営安定を図っていくという形で、高いところについては据え置きをさせていただきまして、低いところにつきましては財源確保という形もありまして、計算の中でこのような改正をさせていただきました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

もう少し町民に分かるようにご説明していただきたかったですけども、近隣町村、類似町村を見た場合の比率でやりましたというのは、少し説明が町民にPRができないかなと思います。ともかく、この内容でご努力していただいたことには私の意見を含めて感謝いたしますけども、やはり健全化をするためにはこれだけの値上げで、そして今年ベースでいったならば増

収がどのくらい見込まれるのかの判断も当然された中で、今年の要因というのは人口、世帯、その他課税対象数が今年と同じ割合でいった、この改正でどのくらいの増収になるか、推定になるか、そういうものを含めながら計算されただろう、ご苦労したんだらうと思います。そのへんも分かる、こういう場で説明をして、そして町民のご協力を得るといふ姿勢が必要だと思いますので、もう一度そのへんのご説明をお願いします。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

ここについては、税率改正等々をする中において医療費分の中の部分について、4千万円、本来ですと4千万円でちょっときつかなと思いますが4千万円、確保していきたい。介護分については1千万円、後期高齢者支援分については1千万円を確保していきたいという形で、逆算をしていく中でこの税率に至っている状況でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

1点だけ、伺います。

20年に税率改定した折においては、各市町村の税率について新聞で報道されました。その際には町民として、身延町は上げ幅が低くてよかったなという声を町民から聞いたわけですね。今回はおそらく、また県下の市町村の保険の料率が発表されると思います。そういった段階において、われわれ町民から問われたときに、どのような説明をしたら町民に理解が得られるか、その点を伺います。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは、20年に条例改正いたしまして21年から施行してきたわけなんです、その場合によって、医療費がやはり高額になっておりまして、当時20年の時点で、基金残高が2億7千万円あったわけなんです、21年に2億700万円。22年度、これは見込みなんです、補正等々で取り崩した中で、9千万円に減ってしまったという形で、医療費で基金を取り崩しているという状況でございます、補正の中でも若干説明させていただいているんですが、その中におきまして新年度予算等も勘案しますと24年度へ繰り越せる金額が200万円になってしまったと。これについて、税率改正した中においてもやはり、これくらいの医療費がかかってしまうという形で、私たちの事務の中ではかなり危惧しているんですが、医療費を下げっていく努力もする中で、今回、条例改正をさせていただきます。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

そうすると、結局、20年の改正の時点、いわゆる向こう3年間の医療費についての概算的な見通しが少し甘かったという判断でよろしいか。それと、もう1点は、やはり今回これだけ

の値上げをされて、次の見直しの3年後において、このような状況が発生するかどうか。それと、もう1点、前期の見直し、いわゆる料金を改定した、前期ですね。今回、見直しをされようとする今期についての医療費の負担、たしか、条例化した状況、医療費も加算していることは、おそらく分かっておりますが、そのへんについてはどのような比率で上がっているか、伺います。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

最初の質問につきましては、そのとおりだと思います。税率につきましては、やはり、その実績に基づきまして、毎年、見直す必要があるのかなと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第5号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

この小学校の設置条例についてですが、この条例を改定するにつけて教育委員会部局で町村合併に対して小中学校の統廃合に対する、いわゆる文部科学省から通達が出ていると思います。たしか平成17年だったと思いますが、その内容についてお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

お答えいたします。

文科省の通知でございますけども、その内容につきましては学校統合を進めるにあたっての考え方、これらが記載されている状況でございます。

いろいろな内容がありますけども、その町村合併の意義をふまえた学校統合が基本的には必要であろうという考え方になっております。ただ、学校統合を進める段階におきましては、やはり地域の方のご意見、あるいは同意等を得る努力をなささいというようなことも関連して受けております。基本的には、文科省の考え方とすれば町村合併する、学校統合は必要であるという考え方でございます。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

今、課長のほうから答弁をいただいたんですが、いわゆる、この合併した際の統合に向けての要綱は、地域住民の理解と協力を得て行うという項目があるわけですね。そしてまた、今回、統合しようという静川小学校、西嶋小学校の場合、静川小学校は現在33人在校生がいます。今年3月、8人の卒業生。4月から9人の入学生があり、33人が34人になる。しかしなが

ら、この近場の富士川町中部小学校の場合は、現在17人の児童生徒。今年、5人卒業して、4月から1人入学。4月以降は13人の小学校になります。また、早川北小学校においては、11人の生徒でもって町単職員を2人置いている。中部小においても、町単の職員が3人というような状況で統合をせずに小学校単独でもって存続している。

こういった近くの町村を比較した場合、30人以上いる小学校の統合の実例は聞いたことはありません。そうしたような状況で、ただ保護者の同意が得られたから、地域住民との説明会を2回ほど全体的には行いました。そうした中で、地域住民の意見もかなり統合に対する意見はございました。その意見の中で、やはり静川小学校も140数年という、いわゆる峡南地域においては伝統ある小学校です。そうした小学校を30人以上の児童があるにもかかわらず、あえてここでもって統合へ踏み切れることはどうかと、私はそう考えるわけですが町当局の考えを伺います。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

今、10数名の学校というようなご発言があったわけですが、やはり、行政というのはそれぞれの町の考え方で行われているわけですが、そうした相違というのは当然出てくるものと考えております。

私ども教育委員会は、現在、大幅に児童数が減少しているという状況がございまして、このことを非常に大きな課題として捉えまして、審議会の答申、これを尊重する中で学校統合の前期計画これを作成いたしまして、取り組みを進めてきております。そして、前期計画に位置づけました3つの計画のうち2つにつきましては、関係者や議員の皆さまのご理解とご協力をいただきまして実現をしたわけがございまして。

先ほど、30名を超えるというような話もあったわけですが、21年の9月議会に提案させていただきました、豊岡小学校を廃止するための学校設置条例の改正案でございます。このときの豊岡小学校の児童数がちょうど30名でございました。議員におかれましては、21年の議会において豊岡小学校廃止の条例改正案のご判断をするにあたっては、学校の適正規模はどのようにあるべきか、2人とか3人の学級で本当によいのか、そうした基本に立ちご判断をいただいたことと思います。今回の静川小学校廃止に関する条例改正案をご判断いただくに際しましても、ぜひ学校統合の原点に戻り今後の身延町全体の将来を見据え、大所高所からご判断いただきますよう、心よりお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

今、課長が言われたように、豊岡小学校も30人の生徒がいながら統合したという答弁でしたが、豊岡小学校の場合は合併以前、旧町時代からのそういった統合に対する地域住民の話があったわけですね。ところが静川小学校と西嶋小学校の場合は、合併して、いわゆる統廃合に対する審議会を立ち上げて、たしか、私たちも審議会の立ち上げには賛成しました。私も昨年の一般質問の中で、いわゆる議会としての考え、町民の意見も取り入れた中で、審議会の答申どおり前期計画をあくまでも進めるといふのを、計画を変更する考えはないかというようなこ

とも話しました。

しかしながら、今の現状を見ますといわゆる適正化、これを進めると人は住むな、若い人は住むなというような結果にもなるわけですね。過疎化にますます拍車がかかる。山付きだけではなくて、いわゆるこういった国道筋までも限界集落になるような可能性もあるわけです。行政というのは何か、政治は何か。やはり、その地域を守り、いわゆる住民側の意見を取り入れた中でやっていくのが政治や行政ではないですか。できないことを、やはり無理をしてもやるのが町の政策であり、それだけの役割であろうと思うわけです。

私もあえて賛成する立場にはございません。この問題は、真剣に考え、やっぱり、これは今回、静川小学校、西嶋小学校が統合したにしても、あとあと原小学校、また旧下部地区においてもこういった統合問題に対するしっかりした説明をされて統合していかないと、いわゆる適正化でもって、その地域だけを統合させるような行政は、あえて賛成するわけにもいきません。これは町全体の問題です。教育は、身延町教育のビジョンをしっかり立てて、その中において統合計画はじめ1中問題も論議し、みんなで計画を見直す必要があるところと思うわけです。

以上で終わります。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

学校統合問題、長い間いろいろございました。静川、西嶋の統合に関してやっと表舞台に設置条例の改正という形で出てきたと。今までは、住民にご理解を得る努力とか説明とか、そして声の聞き取りとかをやってきた段階で、そしてはじめて、表舞台に出て議会の議決を必要とするとき、名前は設置条例だからこっち、説明は教育委員会だとかなんとかということはなく進めてきた。議会も、非常に遅れながらどうあるべきかを論議してきた。ここへきて、やっと皆さんの意見が出尽くしつつあるような形になります。

そこで今回、この議案を教育厚生に付託ということでございますので、私、教育厚生委員でございますけど質問を避けるべきではないかと思うんですけども、あえて町民の皆さんの前に、このことはということを申し上げておかないとやはりご理解していただけないかなという観点から質問させていただきます。

まず、私どもも議会のほうも学校問題ということで長い時間をかけて議会の中で論議を進めてきております。一番、それぞれの異なった意見がいっぱい出て議会もなかなかまとまりがつかない。今現在も、その議論の最中でありまして。結論はもともと見出せるものではありませんから、意見で、みんなの考え方を調整しているというような段階でございますけども、まず学校問題を質問の前にちょっと述べさせていただくと、学校の統合問題、先ほどご説明があったように町村合併に伴ってこのことも浮かび上がることはありました。ただ、その町村合併のときに各旧町は学校統合問題は地域ごと、旧町の間で整理しながら合併しようという形の申し合わせになっていたと思います。今さら言うまでもなく、これはとときの行政の仕事の欠落、やっていなくて合併になってから途端に出してきたことは、これは拙速だとかなんとかという声が出てもしようがありません。事実、合併してから話が始めれば何をやっても拙速になります。これは行政のほうで、現行の町政の中がどうのこうのということよりも、過去を振り返ったときには行政のやり方が合併前に各町で論議し一定の整理をしながら合併しようということ

になっていたのに、やっていなかったというところは認めていただかなければいけないかなと思っております。

それで今回、こういう形で改正が提案されてきました。これで、今までおっしゃっていた前期の計画が完了するというか、可決・否決の問題がありますから完了というのが妥当かどうか、とりあえず提案されてきています。同僚議員が今言ったように、これから先はどうしていくかということは分かりませんと。審議会の答申の内容に伴っているだけです。しかし、私どももいつもここで議員が論議するとき、最終トータルをどこへいけばいいのかということの論議が集中しますので、静川・西嶋の一問題を論議する前にそちらが始まるから、このことについても、なかなか思うようなことができない。住民の皆さんからも議会に付されるのは、どういふふうになるのか、議会はどうか考えているんだという言い方で進めてきていました。議会は最終、どういふようにするのがいいと考えているんですか、こういう質問ばかりでした。しかし、当然、今の教育委員会と同じように、いや、それはという形で返答しています。そうすると、あなたたちは何も考えていないのかと。そんな議会では困るではないかというご意見もたくさんいただいています。

そこで前期計画が、一応、ここで是非を問う段階にきました。すでに後期計画と申しましょうか、このあとに続くものの方針をもう決めていなければならぬではないかなと思います。その決めたものに向かって、住民説明や何やらしていかなければならぬではないかなと思いますので、決めていないではないかなと思いますけども、いつごろ、それを表に出せるかどうかをおおよそのことになりまして、お答え願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

今議会で、町長のほうから上程されましたこの議決を経て、来年の4月1日に向けて、静川・西嶋の取り組みに入るわけですが、今、言われたのはいつごろかということでございます。うちのほうもいろいろとその準備等ございます。いろんなことがございますので、なるべく早い時期にはしたいなと思いますが、いずれにいたしましても委員会で皆さんの考え方を聞きながらやっていこうと思っておりますが、できれば私は8月、9月ごろから入ってやっていったほうが、当然、そうなると思いますね。いろんな西嶋・静川のほうについても、職員もそちらに今後はあれしますので、委員会には今議決をいただければすぐにもお話を伺いながら、委員会として答えを出し、それをもって町長と相談しながら進めていきたいなというふうには思っております。

○議長（望月広喜君）

ほかにございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

1点だけ、伺います。

私も教育厚生常任委員会のメンバーですので、ちょっと、あんまり、いろんなことを聞くのはあとと委員会のほうでお伺いします。

この条例改正を行うということで、教育委員会で審議して、その結果を上程するという事になったというふうなご説明でしたけども、これ委員会は5人の委員がいらっしゃるわけですが

けども、全員一致でそういうことになったのか。あるいは反対があったのかどうか、その点についてだけ、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

全員一致でございます。

○議長（望月広喜君）

ほかにございますか。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

静川・西嶋の統合につきましては、特に静川区民が反対するのは小学校廃校による地域の衰退、これがひいては、地域の過疎化を加速するのではないかと、そういうような懸念がなされ、そしてこれに対する、説明会における町当局の対応が納得できるものではないと。これが最も大きな反対の考えだったと私は思っておりますが、保護者から21カ条の要望書が出ておまして、これをクリアするという事の中で了承がなされたと思うんですけども、私はこの地域衰退への対応策、的確に、また早急にこれを解決してもらうことが必要だと思っております。そんな意味から、それができるということを、この場で町当局の責任者の方にお答えいただきたい。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

地域が衰退するというような、お話でございます。これにつきましては、以前もそういったご意見がございましてお答えさせていただいたわけでございますけども、町の施策の展開といたしましては、総合計画の中に町の振興のためのいろいろな事業を盛り込みまして、現在、進めている状況でございます。これらが効果的に、その事業目的が達せられるような中で努力をしてみたいと思っております。個々の事業は何かということ、ここでは申し上げられませんが、総合計画に則りまして、地域の振興を図りたいと、このように考えております。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第6号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第7号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第8号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

これにつきましては、私、個人的には総務課長からお話を伺っておりますけども、この場で改めてお伺いしたいと思います。

全員協議会の説明と異なりまして、これは全員協議会の時点では特例をもとに戻すというふうなことで提案されたというふうに記憶しておりますけども、これは第8号と第9号にも関わる問題ですけども、これにつきましては、全員協議会の説明と異なっている理由をぜひご説明いただきたいと思います。

それから、こういうふうにする必然性があるのかどうなのかというのは、私、どうもちょっと疑問があるんですが、69万1千円が62万2千円になると。教育長の場合は51万7千円が49万2千円になるというふうなお話だったと思うんですけども、これは10%と5%の場合ですね。それはちょっと内容が、第8号の場合は5%、それから第9号の場合は7%というふうな内容だったように思いますけども、この点について総務課長のほうからご説明をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

1月28日の議員全員協議会で説明しましたのは、身延町の給与に関する条例の一部改正、今回のは給与の特例に関する条例、議員全員協議会でも話をしましたけど特例というのは本来、1回のみということですけど、それがずっと続いているのは、県からも指摘等がありましてということで、それだったら本則をしっかりと見直すべきではないかということで提案をさせていただきました。

だから、この特例というのは、例えば議案第8号につきましては、町長の給料を1年間、10%カットするという特例です。本来からいえば、これは2年目にはこの条例の一部を改正する条例を廃止する条例を出すべき、もとに戻すべきが本来だとは思いますが、だけど、そのときの社会情勢等ということで、さらに1年ということできたのが実態だと思います。だから、この前の1月28日で、そこをしっかりと考えていただいて、本則を5%、もと自体を5%カットでということをお願いしたいということでしたけども、同意が得られないということで、では去年と同じにということでしたということです。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

同意が得られないというふうに判断したのが、なんか2、3人の人が質問したからというふうなことを総務課長から前にお伺いしたような気がしますけども、それだけが理由なのか。私の感じでは総務課長がなんか非常に覚悟を決めてここへ提案されるような、そういうふうな感じで取ったんですけども、この特例に関する条例の一部を改正するというのは、これはもとに戻すという意味ではないですね。10%は減ということですね。だから、そのへんがちょっと。もう平成19年からでしたか、ですからもう4年くらい経つわけですね。そのへんが

ちょっと総務課長のお考えが私もちょっと理解できない部分は、そういうのをなぜ突然というか変更して、またもとに戻すということにされたのか、ちょっと、もう少し説明をお願いします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

それは先ほども言いましたように、1月28日の議員全員協議会の席で自分も本当に、納得してもらえそうな説明ができなかったということは、重々反省はしております。けれども、住民代表であります議員の皆さんから町民の同意が得られないということですので、これは町民に直接関係があることでしたらもう少し強く言いますけれども、自分たちのことですから職員側に関係することですから、はっきり言って残念ですけどその意見を聞き入れました。だけど、自分とすれば、来年度に向けて、もう一度、ぜひ、お考えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

あえて言う話ではないんですが、同僚議員が今、質問したように賛同が得られないからという文言、簡単ではありますが非常に意味の深い話です。全員協議会で説明してそこで賛同を得られたかどうかなんて判断をする、その姿勢が総務課長、われわれには理解できません。提案してきたものでもなければなんでもないですね。こういう考えがあるよと、ご親切に議会に説明して議会の皆さんの理解を得た上で理解という意味が賛成とか反対とかではなくて、その改正、特例を廃止する意味をよく分かっていた上で提案しようというお考えだったと思うけども、そこで、どうも賛同を得られない、簡単に言うと提案しても否決されるんじゃないかというようなもの考えに聞き取れますから、そのへん総務課長、ほかのことにしてもそういうお考えの持ち主ではないことは理解していますが、何かにつけて、そういうふうになわれわれには伝わってきてしまうということが残念です。

それで、町民の理解というのを得るための提案が、この議会に提案することが町民に対する理解を求めるわけですから、この議会が反対したけど町民は賛成していると、そういうことではないこともふまえて、先ほどの説明の中ではどうも町民には理解を得られるかもしれないけど、議会が賛同してくれないというふうなニュアンスに取れるような感じに受け取れましたので、そのへんも今後、気をつけていただきたいなと。総務課長本人がそう考えて言っているのではないということは分かりますので、気をつけてほしいなと思います。

よく議会軽視だとか何とかという言葉が飛び交う、決して議会軽視をしていないのに、よくそういう言葉が飛び交うというのは、皆さんのほうも議会軽視なんかしていないんだけど私どもには議会軽視と言っているように聞こえるという、そういうことを含めまして、この議案の前回の説明の中のことが、そのままこういう形に特例の特例を取り止めたような形で出てきたということは、僕もやはりある意味では不満です。ご答弁いらないけども、ぜひ、そのへんはご承知しておいて今後の議会を進める中でお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

ほかにございますか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第9号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第10号から議案第16号までにつきましては、一括質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第16号までは一括質疑を行います。

10号から16号まで、質疑を行います。

質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今回、指定管理者の公募をしなかった理由について、お伺いしますけども、条例の第5条に町長は次の各号のいずれかの該当するときは、公募によらない選定を行うことができるというふうにありますので、これによってなのかということと、それからもう一つ、同じ条例の第11条の業務報告の聴取等ということで、定期にまた必要に応じて町長はその臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができるかとありますけども、すべて、この7つの施設についてこの第11条の聴取等を行っていらっしゃるのかどうか。実際、私が気になるのは、本当にすべての施設がうまくいっているのかどうかということなんですけども、その点について、お伺いします。

それから身延町下部農村文化公園につきましては、これ、全体を指定管理になっているように、これを見ると理解できるんですが、ホテルドーム売店、バーベキューの施設とか、そば屋さん、そば屋さんは今ないんですかね。トイレ、駐車場、すべてがこの指定管理者のもとにあるのか。あるいは、その中で何カ所かは町が管理しているのか、そのへんについてお伺いします。

以上です。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

では、1点目と2点目は自分のほうでお答えさせていただきまして、文化公園につきましては、担当の産業課長のほうから答弁をさせていただきます。

1つ目の特例、第5条につきましては、過日説明したとおりです。今回の場合は、特に公募しなくて、直接のここ5年間の事業経過、効果等を見て単独指名したほうがいいではないかという判断のもとにということです。

過日の説明でも言いましたけど、次については3カ年という契約で、その中で本当にここに、公募すべきかどうかもしっかり検証させていただきましてしたいと思います。その場合には当然、公募ですから町外、県外からも業者が来る可能性は十分あります。だけど、地域活性化、地域住民のためにということからすれば、今回の措置がいいではないかということでもさせていただきます。

そして2つ目のことで、うまくいっているかどうかということですが、はっきり言ってうまくいっていないければ引き受けてくれないと思います。ある程度は、うまくいっているから指定管理になっていると思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

それでは3つ目の、下部農村文化公園の指定管理に伴います対象施設でございますけども、申し上げます。10施設ほどあります。下部ふるさと振興館、民家、そば処、水車小屋、バーベキュー施設、炭窯、陶芸釜、特産物貯蔵用施設、ホタル養殖研究棟、芝生公園、以上10施設になっております。

○5番議員（芦澤健拓君）

それをすべて、その指定管理者がということですか。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

はい、そうです。ただいま申し上げました、この10施設を下部農村文化公園の指定管理者のほうに指定することになります。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

10施設というのは私も知りませんでしたけども、ここの従業員、職員はすべてこの農事組合法人 下部特産物食品加工組合が雇用しているのでしょうか。それとも、町の臨時職員等が雇用されている部分もあるのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

雇用につきましては、農事組合法人 下部特産物食品加工組合のほうで雇用しております。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

ただいま、職員のことでも話がありましたけども、他の、いわゆる、このあと出てくるそれぞれ指定管理者で働いている人たちは、それぞれ、その組合で雇用している、いうならば直接関係ないということですか。ほかの施設については、どうですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

これにつきましては、過日の説明でもさせていただきましたけど、身延町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条に基づきまして、指定管理者選定委員会は5名の委員からなっておりますけども、例えば1つの施設についてもこれだけの厚い書類を出していただきまして、これに基づいて選定委員のほうで報告をいただいて、組合員数何人、そしてそこで働く人はどうこうという説明は受けております。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午前10時30分といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（望月広喜君）

再開の前に、政策室長から訂正があります。

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

大変、申し訳ございません。

先ほどの行政改革委員の公募に対する答弁で、応募者について、なしと答弁いたしましたが、応募者1名と訂正させていただきます。申し訳ありません。応募者1名ありましたので、訂正させていただきます。

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

議案第17号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今回、4億3,885万円の追加ということで、歳入歳出がそれぞれ100億2,890万7千円ということになりましたけども、当初予算は90億1,080万円ということで、10億円以上増えているわけですが、この増えた主な要因について1点、お伺いします。

それから次に19ページ、これは減額になっているわけですが、地籍測量業務等750万円、この内容をたしか説明の中ではなかったように思いますので。

それから21ページ、障害福祉費の繰出金、これは国民健康保険特別会計繰出金ということでお伺いしましたが、この窓口無料化のたしかペナルティというふうにおっしゃったように思うんですが、これは児童福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金のところでもそのような説明を受けたように思いますが、このペナルティというのはどういう意味なのか。私が知ら

ないだけかも知りませんが、

それから23ページ、環境衛生費の委託料、13節ですね。地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定業務で、当初651万円の予算でしたがこれが252万円の減額になっている理由をお聞きします。

それから、今日もちょっと雪が降っていたようですが、25ページの農林水産業費と、それから次のページの土木費の道路橋梁維持費、ここで重機等借上料、これは除雪にかかった費用ということで約800万円の計上があるわけですが、これは何社がこの業務を行ったのかということ。それから、テレビで見たものによりますと、この除雪用の重機をもっているところが少ないということで、その重機等借上料とあるのはそういう意味のものなのか。あるいは、その業者に支払った除雪料なのか、そのへんについてお聞きします。

それから次に、これは30ページ。学校管理費の15節工事請負費945万円。これは工事請負費の差金ということでご説明をいただいたと思うんですが、この身延小学校大規模改造工事は1億1,050万円という予算で始まったのが、1千万円近くの差金が出たということで大変ありがたいことだと思うんですが、これ、はじめの予算がちょっと多すぎたんじゃないかなという気がしますので、ちょっと、そのへんについてお伺いします。

それから32ページですね。教育振興費の19節負担金補助及び交付金の補助金350万円、選手派遣費補助金ですが、これは当初の予定と違って350万円の減額になっているんですが、この中身と申しますか、この予定は何に対する選手派遣だったのかお伺いします。

それから、その次のページの公民館費ですが、大変中央公民館の建設ということはありがたいことなんですが、この委託料の減額と工事請負費の減額でそれから逆に役務費で手数料が110万円計上されておまして、これはなんか大きな廃棄物の処理ということで、これは解体を請け負った円崎さんとは関係のない大きな廃棄物なんでしょうか、これについて、お伺いします。

それから35ページと、次のページにまたがってですが、和紙の里のその他賃金、それから売店材料費、それから次のページの現代工芸美術館の委託料の減額、これらについて、ご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

まず1点目の補正予算で、100億円を超える金額に増額になったということの大きな要因でございます。

それぞれ当初予算を立てるときに計画をしなかった事業等が年度途中で増えたというものもございまして。特に国による活性化交付金等が今回もついで、現在、2月に臨時議会を開いて決定をされたわけですが、そういう交付金が増えて予算が大きくなったということが一番大きな原因だと思っております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

土地対策課長。

○土地対策課長（滝戸文昭君）

19ページの、地籍調査費の委託料の750万円の減額の説明をいたします。
測量技師単価の改正と、指名競争入札による差金の減額でございます。
以上です。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

障害福祉費の28節繰出金の1,805万4千円ですけれども、国民健康保険特別会計の繰出金であります。これにつきましては、身延町の国民健康保険が国保運営安定化制度に基づく国の指定を受けておまして、それに伴う部分でございまして、重度心身障害者医療対策事業の負担分でございます。その内訳といたしましては、6歳未満の者の分としまして9,451円。それから6歳から70歳の分として、1,699万2,816円。それから70歳以上の1割負担分として、74万3,439円。70歳以上の3割負担分として、31万4,290円の合計1,805万4千円が国民健康保険特別会計の繰出金でございます。

○5番議員（芦澤健拓君）

ペナルティという意味は。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

この国保安定化制度におきまして、国で定められております地域差指数という指数がございます。その地域差指数が、1.14が基準値なんですけれども、身延町におきましては平成21年1月現在で地域差指数が1.194ということでありましたので、この基準額を超えているということで国からの指定を受けたものでございます。それに伴います負担分でございます。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは23ページの5目環境衛生費の13節委託料、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定業務252万円の減額でございますが、これにつきましては当初651万円、計上しましたが入札差金による252万円の減額であります。

○5番議員（芦澤健拓君）

業務の内容は。

○環境下水道課長（樋川信君）

業務の内容につきましては、地域における新エネルギーの保存量調査、可能性の調査。また町民アンケート等、内容等についての検討でございます。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

それでは25ページになりますが、農林水産業費、林業土木費の14節、重機等の借上料で

ございますが、これにつきましてはすべて業者のほうへの支払いとなります。今回の350万円につきましてはすべて除雪費用でございます。農林土木のほうでお願いしている業者数につきましては、そのときの積雪の量によっても変わりますが、おおむね7社から10社程度の方々にご協力をいただいているところであります。

以上であります。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えします。

27ページの土木費の道路橋梁維持費の重機借上料ですが、産業課長が申したとおり、重機の借り上げは業者に支払うものであります。建設課のほうで、町道の業務委託をお願いしている業者は、町内まんべんなくということですので28社をお願いしております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

30ページの教育費の小学校費の学校管理費の15節の工事請負費、の945万円でございますけれども、これにつきましては、当初、この建設に関わる設計を業者委託いたしまして、算定いたしまして、それに基づいて当初予算に計上させていただきました。今回、請負差金により945万円の減額になったということでご理解をいただきたいと思っております。

それから32ページの、7目の教育振興費の負担金補助及び交付金でございますけれども、350万円の減額でございます。これにつきましては、各中学校にいろいろな部活動がございまして、県内の試合あるいは状況によれば関東大会とか全国大会というようなところに勝ち進んでいく場合もございます。そういった野球部であるとか、テニス部であるとか、いろいろな部がありますけれども、それぞれの部で対外試合等を行います。それに関わる、主にバスの借り上げについての補助金という形が主になりますけれども、それを精査した結果が、今回の減額の内容でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、33ページの公民館費の12の役務費の件から、ご答弁させていただきます。

まず、この手数料については工事を請け負っていただきました円崎興業さんをお願いするものでございます。内容としましては、開発センター取り壊しに伴うものですが、長い、40年の歴史のものが詰まっておりますので、実際解体を行って精査していく中でないとちょっと見込めないということで、手数料として、中の搬出物を精査していただく金額でございます。

それから13の委託料につきましては、当初の計画面積よりも小さくなったということと、それから地質調査、ボーリングを何力所かやる予定だったんですけども、センター、それから支所が建設されたとおりに行って、それで十分だということでの減額でございます。

それから15の工事請負費につきましては、当初、開発センターの建設当時、基礎の下の地

盤が柔らかかったものですから、45本、杭打ちがされておりました。その杭打ちを、当初の計画ではすべて抜いて整地して行うという予定でしたけども、逆に杭をそのまま残しておいて強度的によいということで、その分の差金でございます。

それから35ページの和紙の里の運営費の部分ですけども、賃金の減額の150万円ですけども、これはパートの長期休暇や退職、また勤務の調整を行った結果の減額でございます。

それから需用費の230万円の減額でございますけども、光熱水費、これは使用料を極力減少しまして節電・節制に努めたという結果のもの。それから売店の材料費でございますけども、これは仕入れ商品の精査を図りまして、より効果的な商品揃いや数量調整を行った結果の減額でございます。

それから36ページの委託料の320万円の減額ですけども、これは展覧会等を行うときにその後の作品を搬入なりするわけなんですけども、その展覧会が1本中止になりました。それから本来、輸送の場合、美術輸送をいまして、特殊な輸送方法で高額な金額になるわけですけども、一般輸送に変更可能ということでその分の減額でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

はじめに10億円ですけども、これは国による活性化交付金というのが支給されたことが一番大きいということですけども、どのような、なんか土木工事が多いとかという質問が前にもあったように思いますけども、どのような活性化事業が行われて10億円、全部ではないと思いますけども、どのくらいの事業にどういうふうにお使いになったのか、主な事業だけで結構ですのでお願いします。

それから地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定業務は、これは差金で400万円ほど出たということですけども、これはどこへ委託してのものなのか。当初、651万円というのがその策定業務にすべてかかるという予定でやったのが、ちょっと内容が変わってきたのか、そのへんについてお伺いいたします。

それから、さっきの公民館の解体撤去がこれはいくらになったのかというのを、ここに金額がありませんが差金が出たと。たしか、開発センター解体撤去工事は円崎興業が受けてやったと思うんですが、それと、この手数料110万円は差し引きできなかったのかなというそういうことが疑問としてあるんですが、そのへんについて、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

地域活性化のきめ細かな交付金の関係ですが、大変、申し訳ないんですがちょっと私、ここに資料を持ってきておりません。ただ、平成22年度の補正予算（第4号）のご議決をいただいた部分の内容ですので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

新エネルギービジョンの関係の落札業者でございますが、株式会社 日本審査機構ということで、額の減額についての当初からの内容は特に変更はございません。

以上です。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

この役務費の手数料の関係ですけれども、先ほども申しましたとおり中のものを精査していく中でないと見込みが立たないということで、私どももかなり職員で使用できるもの、できないものの、かなり分別をしましたけれども、その他、中身とすればじゅうたんとか、主なものは前のSCTの関係の機材が、かなりの廃材が出てきましたので、そのへんが、当初の中ではなかなか見積もりが出せなかったというものが原因でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

3点ほど、お聞きします。

まず1点目、6ページに中山間地域総合整備事業に繰越明許が2,200万円ほど計上されております。この中身についてお聞きしたいんですが、まず、この整備事業の事業年度、いつまでになるのか。当初の計画から変更になっているかも分かりませんもので、そのへんを聞きたいということです。

それから堰事業の総額、いくらなのかという点も加えて、ご説明を願います。そして、この負担金が繰越明許になった事業内容、県が明許になっているから負担金も明許だよという説明がありましたけれども、その中身を。そのとおりだと思いますけど、その中身。具体的には、予定されたものが県がやらなくなって、どうのこうのというへんを付け加えて説明をお願いいたします。

それから、9ページに公債費の減額補正があります。金額はわずか公債費の総額から比べれば1,140万円という小さな数字でございますが、地方債の2億6千万円から、一般財源が2億5千万円、こういうふうに書いてあります。ただ、予定された公債費の支出が執行できなくて、これだけを減額ということは、一般的に言えば財政の、非常に窮屈の中のやりくりの中で公債費がこれだけしか使いようがないという、一般的な言葉になろうかと思うんですけども、このへんについて、理解できるような説明を付け加えていただければ、ありがたいと思います。

あと1点、14ページに20款4項10節に、先ほど同僚議員からちょっと所管事務のことで質問があったようなんですけども、ふるさと定期便の会が50名から80名ぐらいになったので、諸収入の補正をという説明を受けたように記憶しておるんですけども、まず中身が50名を予定したものが80名になった。30人ほど増えたというその増えた会員の方がどういうふうな傾向の方、ふるさとですからたぶん対象が身延地域出身の方だと思います。身延町出身の方だと思いますけど、そのへん調べていないかどうか、そのへんを分析していないんだろうと思いますけども分かれば教えていただきたい。その3点をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

6ページになります。第2表 繰越明許費補正の中の農林水産業費、農業費の中の県営中山間地域総合整備事業負担金2,265万円についての答弁をさせていただきたいと思いますが、この事業につきましては、旧中富と旧下部町、こちらを事業区域としまして、身延北部地区と言わせていただいております。この事業につきましては、平成22年度から当初5年間ということですから27年を予定して、最近の情報ですと、それにもう1年加えて6年間で行ってきたいということです。総事業費としますれば、概算であります。約38億円でございます。

今回の繰り越しにつきましては、農業用の用排水路、あるいは農道の整備、それともう1つは有害鳥獣の防除材の整備事業です。これが総事業費全体でいきますと、1億3,900万円。これに対する負担金2,265万円を今回、繰越明許費として設計をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、9ページの公債費のご質問についてのお答えをいたします。

9ページというか、37ページをお開き願いたいと思いますが、12款の公債費がございませぬ。約1,140万円の減につきましては元金の部分ではなくて利子の部分でございます。当初予算では、当然、その年に借りる公債費はまだ最終的に金額ははっきりいたしませんので、利子分については足りませぬとこれは大変なことになりますので、約2%ぐらいの利率の予想で予算計上をしておきますので、多少、多めにとっていた部分があります。

それから最終的には、お金が足りなくて一借というような部分も考えられますので、一時借入金の利子分も予算計上してあります。それらを含めて、ここで減額補正を利子分についてさせていただきますのでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

ふるさと定期便のことにつきまして、お答えをいたしたいと思います。

細かい件数はちょっと分からないんですけども、身延町の方が親戚等で県外へ送る方、それから身延町の方が自分のところへほしいということでもらう方、それからホームページ等を見て身延町に全然関係ない人がこの内容がいいから送ってくれという方、そんな感じでいろいろ増えていると思います。どれが何件ということは、ここは答弁できませんけど、一応、内容とすれば、そんな方がだんだん増えているということで、商工会のほうから聞いています。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

どの件についても理解できました。

中山間地域総合整備事業、この件につきまして22年から27年、5年間で1年伸びた28年までということで、総額38億円という。この負担金は、総額の10%というふうに理解していたんですが、その点は、そうすると簡単に言うと当町に対する金額が推定、例えば3億8千万円、4億円かかるよというふうな感じの理解でいいかどうかをお聞きしたい。総額で、それが北部地域に限ってのものだよと言葉でいうとそういうことになります。それをお聞きしたい。

それから公債費についてはよく分かりました。一時借り入れがなかったということによく理解できました。ありがとうございます。ご努力がなんとなく理解ができるような感じがいたします。町民の皆さんにも、そのへんは分かってほしいなと思う部分ではあります。

それから、ふるさと定期便の件ですが、諸収入でここへ上がってくるという観点から質問したんですけど、科目はここでいいとか悪いとかかという話ではございません。諸収入で入ってくる。そうすると、先ほど同僚議員が聞いたときに政策室にどうのこうのという話をしましたけども、実際、業務をやられているのは観光課、そして観光課ということになると、この商売というのは悪いけども、この商売を町がやっているということでもいいわけですね。商売という言い方はちょっときついかと思うけども、政策的に、身延のそれらの特産品の振興を図るために町が実質的に仕事をして、会員の会費も町へ入れる。ただ、やっていく過程で実際の作業は委託をしていると。こういうことになりますよね。

普通、僕らが考えると施策はつくる。しかし、実際は住民にその施策を援助しながら住民のどなたかがやる。簡単に言うと、いろいろな仕事を公設民営で私どもはいいことはやっていただいできて、それを進めようと。それが行革の一端でもあるというふうに考えて進めてきたんですが、まったくそれはそういう形ではない。それから商品の扱いについても行政ですから、商売ではありませんから町内、均等に中身をやってあげなければ送る品物になりますよね。ならなければいけないのではないかなとなんとなく見ていると、北部というか、そちらのものに偏っている。その偏る部分も分からないことはありません。特産品が南部のほうにもありますけども、町が助成しながら民間で販売、販路を求めているいろいろなことをやっているというのが実態だろうかと思えます。だから、そういうところの商品は入ってこないのかなと思うんですが、そのへんについてのお考えを再度、お尋ねします。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

先ほどの県営中山間総合整備事業、身延北部地区の関係で事業の中身ですけども、町の負担金は事業費の15%でございます。それとあと、今後、町全体どのくらいの負担になるのかということでございますが、概算でございます、約6億円を予定しております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

2点目のご質問の、ふるさと定期便の関係の答弁でございますが、このふるさと定期便につきましてはもともと始まりが国のふるさと雇用事業の中で始まったものでございます。これらの中で雇用をしていただくために事業をなささいということで、町が始めた部分で実際には身延観光センターのほうに事業を委託して、実施していただいているものでございます。

実際には、町がこれを実施するという事業でございますので、町のほうへ各会費については入るようになっておりますので、こういう形で諸費のほうで入れさせていただいているというのが実情でございます。そんなことで、ご理解を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

内容、すべて分かりました。

1点目の中山間総合整備事業、当初、役場からいろいろご説明があったときに北部のほうを取り入れていただいたという中身で、議員各位といろんな話をしていく中ではこういうことを言っておられました。身延のほうには、身延はやったばかりだから北部のほうで進めるんだけど少し内緒に、内緒という言葉は妥当ではないかもしれませんが、ワークショップだなんだ、いろいろ議員も集まってやるんだけど、もともと町のかかる金は5%だから、そんな目くじら立てる話ではないよということ、ささやかながらやってきたと。非常に影の部分がいやらしい。やることは少しも悪くないんだけど、少し、その実施に向けてのわれわれにするといかなものかなというのは感じとして残ります。今のご説明ですべて理解はできましたけども、そういう形で町でかかる金はわずか5%だよという話を言われたように思っておりました。ご答弁はいりません。

それから、今の諸収入のふるさと定期便、中身は分かりましたけども、会費は町に諸収入で入るのがなんなのかなと。会員の会費。このへんは、こういう事業はそういうものなんでしょうか、もう1点、そこだけ、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまの答弁でございますけども、ふるさと定期便につきましては、補正予算書の26ページ、7款商工費、1目の観光費でございますけども、13節の委託料で、ふるさと定期便の業務を40万8千円で委託をしておりますので、かかる経費については町が出すという形になります。それによって、人を1人、雇用していただくということで雇用対策という形になっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

よろしゅうございますか。

（はい。の声）

他にございますか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

教育費、30ページの小学校の扶助費ですね、就学援助金、それから32ページの中学校の就学援助金、それぞれ減額になっているんですけども、今、ここ時節柄、これは減額というのは、私、ちょっと理解できないし、それから歳入のところで国庫補助金のところで、歳入に教育費補助金ということで出ているんですけども、これは歳入になっているんだけど、こっこのほうが減額になっているということで、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

31ページの上のほうに、20節の扶助費115万円の減額がございます。これにつきましては、そこに書いてございます準要保護児童就学援助費が93万2千円。それから特別支援教育就学援助費が21万8千円の減額ということでございます。これにつきましては準要保護、あるいはその特別支援の就学援助、それぞれ学用品であるとか給食費、あるいは修学旅行にかかる費用、それから校外活動費等の援助を行っております。これにつきましては、当初予算を計上するにあたっては、前年度の実績等をふまえ、見込みで計上するわけでございます。準要保護の関係の援助費につきましては、当初63名を見込んだわけでございますけれども実際にはこの46名であったと。それから特別支援教育就学援助費につきましては、おおむね同じ数字でございました。それらで、今後の見込みも当然、中に含めまして、精算をしまして、見込みを含めて115万円の減額で予算的には足りるという形で、今回、減額をさせていただいたというものでございます。だから、お支払いする金額が少なくなったとか、そういったことではございませんので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

少なくなったとは思っていないんですけども、今、やっぱり、こういう社会情勢だから、だんだん、どこの町も増えているような状況の中で、見込みより少なかったというのが意外だったし、それから、その歳入の部分で入ってきていますよね。今、入ってきているのに、ここでなぜ減額なのかというのはちょっと理解できなかったんです。その説明をお願いします。中学校の部分も先ほど言ったように、見込みより少なかったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

中学校につきましても、同様な考え方でございます。それから国の補助金につきましては、これは国の予算の範囲の中でというような形になっていまして、若干、国から内示、決定の金額が違う場合がございます。そういったことで、満額いただけないというような状況もございます。そういった中で、最終的に交付決定のあった金額を精査して、今回、補正させていただくものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

そこが理解できないんですけど、例えばそういう扶助費というのは何人いるからいくらとかというような感じで国からくるのかなと思っていたらそうではないということですね。こっちで減額しているのに、国から補助は出ているわけですからどういう交付の方法なのかなというのが、そこがちょっとよく理解できないので説明していただきたい。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

歳入につきましても、当初見込みがございまして、それとの差額ということでご理解をいただきたいと思います。先ほど申しましたように、単価につきましても他町と比較して本町が少ないとか、そういったことは一切ございませんので、どちらかというと他町よりも若干ではございますけれども、国の基準等がありまして、他町と比較しましても本町はそれ以上の単価で支援をしているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○13番議員（渡辺文子君）

はい。あの、ちょっと言っている意味が、3回なんですけど、言っている意味がちょっとよく理解できないんで。あの、少なければ補助金だって少なくなるのは普通ではないでしょうか。だけど国庫支出金が出ているっていうのは、私は理解できないと言っているのです。人数が減れば減るのは当然ですね。支出が。だけど国からきているのが増えているのが理解できないと言っているのです。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

大変、失礼いたしました。

当初の見込み金額より、国の決定が若干多かったということで、ご理解をいただきたいと思

います。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

補足の説明をいたします。

ものの申請をするときには、お金をもらうわけですから、来るか、来ないか分からないこともございますのでやはり低めに抑えて出します。それに基づいて決定がきまして、決定が1万3千円オーバーになったと。今、渡辺議員が言っているのは、そのほか、こっちの歳出のほうが減っているからおかしいではないかというご指摘だと思います。今、うちの課長が言っているのは、支出の部分について言っているわけですね。ですけど、補助金の申請を行うときには必ず満額くるとは限りませんので、うちのほうは低めに抑えて申請いたします。決定になったときにそれが95%か97%か分かりませんが低めに抑えてやってそれが100%になると多くなると、こういうこととございましてご理解願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第18号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第19号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第20号について、質疑を行います。
質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第21号について、質疑を行います。
質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第22号について、質疑を行います。
質疑はございますか。

草間君。

○10番議員(草間天君)

4ページの繰越明許費補正、湯町簡易水道事業費、説明では湯平橋の設計変更ということで、補正前が2,500万円、それで補正後が3,500万円。それで確認なんですけど、10ページ、水道事業費の19節の湯町簡易水道下水道委託工事負担金が減額になっていますけども、これは工事個所が違うということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長(望月広喜君)

水道課長。

○水道課長(千頭和勝彦君)

まず繰越明許費でございますけど、これにつきましては、事業発注後、橋梁添架の前後の埋設管の設計変更等に伴いまして、繰り越したものでございます。それから19節の湯町簡易水道下水道委託工事負担金につきましては、事業個所を変えたのではなくて、工事費減に伴う減額でございます。

以上です。

○議長(望月広喜君)

他にございますか。

望月秀哉君。

○4番議員(望月秀哉君)

何か、私の聞き間違いだったら申し訳ありませんけども、この22号の補正予算の説明の中で、あのとき、課長、あとでもって@第1条の3,169万6千円を」という「を」を「に」に訂正してくださいと言わなかったですか。そういうふうに聞いて、エンピツに直したんですけども、こっちの表を見ると、この「を」で正しいと思うんですけども、私の聞き間違いだったでしょうか。

○議長(望月広喜君)

水道課長。

○水道課長(千頭和勝彦君)

町長が議案の説明、上程の報告のときに相違がありましたから、それを訂正させていただきました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

もう一度、申し上げます。

まず町長が提出議案の報告、ならびに上程において「第1条の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,166万9千円を減額し」と説明されましたが、「3,169万6千円を減額し」ということに改めさせていただきたいということで、ご説明申し上げました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

ちょっと説明しますけども、水道課長は金額の部分だけを修正という3,166万9千円という金額だけを3,169万6千円にという、「を」を「に」に変えるではなくて、金額だけを変えてくださいということです。

○議長（望月広喜君）

ほかにございますか。

（なし）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第23号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第24号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第25号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第26号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

41ページですが、1節報酬、それからその説明欄の経済センサス活動調査員、これにつきまして説明をお願いいたします。

それから47ページ、3款1項13節委託料ですけども、下のほうに身延町地域福祉計画策定とあります。これについても説明をお願いいたします。

それから128ページ、19節負担金及び補助金のところですが、一色のニッケイ保存事業

補助金、本妙寺イチョウ保存事業補助金、県町指定無形文化財保存事業補助金、それからケヤキ等保存事業補助金、これにつきまして内容説明をお願いします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

41ページ、指定統計調査費に報償費として100万円計上しておりますが、これは国の経済センサスということで24年度調査されます。大変申し訳ありません、センサスの詳しい内容についてはちょっとこちらでは分かりませんので、のちほど調べまして報告したいと思いません。申し訳ありません。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

それでは、47ページの3款1項1目の社会福祉総務費のご質問の、身延町地域福祉計画策定ですけれども、委託料233万1千円でございます。これにつきましては、本来、策定すべき計画でありましたけれども、本町においてはまだ、策定が未策定だということで、本年度、計画させていただきましたけれども、この計画の中には本町における、地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項とか、それから地域福祉に関する活動への住民への参加の促進に関する事項、それから地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項等の計画を策定するものでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

お答えいたします。

128ページの19節負担金の関係ですけれども、まず本妙寺のイチョウ保存事業の補助金、ということでいいですか。それについて・・・一色のニッケイ、それから本妙寺のイチョウ、嶺のケヤキ等の枯れ枝の撤去の補助でございます。

○議長（望月広喜君）

ほかにございますか。

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

いくつかあるわけですが、私の委員会に関することは遠慮して委員会以外のことについて3点ほど質問をさせていただきます。

64ページの予防費の、20の扶助費であります。この1,567万3千円。この子宮頸ガン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの算定方法と、なお5日の新聞のニュースの中にも、大変、緊急報告というようなことで県からの通達が出ていると思うんですが、本町では通達があったのか。また、それについての緊急の対応をどのようにしたのか伺いたいと思います。

2点目であります。114ページの学校管理費ですが、18の備品購入費であります。631万1千円あります。中学校のスクールバスについてあります。どの程度の車を購入し、今から4月の下山中学校の生徒のために購入するのではなからうかと思いますが、そ

れに間に合うのかどうか、その対応もできているのかどうか。

3点目として、142ページの5目の体育施設費の、同じく備品購入費であります。196万円。これの管理用プレハブ、更衣用テントの詳細を伺いたと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

まず最初に扶助費の1,567万3千円の積算根拠でございますけども、最初に子宮頸ガン予防ワクチン接種助成でございますけども、867万4千円ですけども、232人分の1万5千円の90%を積算いたしました。それからヒブワクチン予防接種助成ですけども、263人分の85%の8千円で積算していただきました。肺炎球菌ワクチン予防接種ですけども、263人分の1万円の85%で積算をさせていただきました。

それからヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンにつきましては、本町でも昨年の12月議会に予算をお願いして実施をしているところでございます。先ほど、伊藤議員からも話がありましたように、3月5日、6日と山日新聞にこの事故の例が出ておりました。京都市、それから宝塚市、川崎市で、このワクチンを接種した乳幼児ら4人が相次いで亡くなったということでございます。これを受けまして、国のほうでは接種の見合わせを固めまして保健所より3月5日土曜日ですけども、午前11時に電話が入りました。この電話を受けまして、本町で契約をしております飯富病院、身延山病院、松島医院、高橋医院の4医療機関に見合わせの連絡を取らせていただきました。なお、保護者にも合わせて、その旨の連絡をとっているところでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

114ページの18節備品購入費631万1千円でございますけども、説明欄に書いてございますように身延中学校のスクールバスの購入を予定しております。バスの形といたしましては、28人乗りのマイクロバスの購入を予定しております。

来年の4月以降の考え方でございますけども、4月には間に合いませんので昨年の6月まで使用しておりました町営バスの岩間線の車両、だいぶ、距離が乗ってありまして厳しい状況もあるんですけども、当面、その車両を利用いたしまして、新年度なるべく早い段階で補助金をいただく関係等も予定しておりますので、ちょっと県の担当者とも協議しながらなるべく早い段階で購入できるように進めてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、142ページの備品購入費でございますけども、管理用プレハブの部分についてはこれまで遅沢スポーツ広場の申請等が下部の生涯学習の生涯スポーツ担当のところまでいか

なければ申請ができなかったわけなんですけども、今度、予算をお認めいただきながらあそこにプレハブを用意して、管理者をつけてあそこで貸し出しができるような措置をとりたいと思うところでございます。

それから更衣用のテントでございますけども、これは身延弓道場、下部弓道場にそれぞれ更衣室がございません。それで弓道関係者から更衣室がほしいということが言われましたので両方に1個ずつ、更衣用のテントを用意するというものなんですけども、これはあくまでも移動式のものと考えておまして、いろんな場合に対応できるようなテントを用意したいと思っております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

今、管理用のプレハブに、それでは職員を1人置くということですか。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

これはシルバー人材のほうへお願いしまして、国の補助事業は緊急雇用の補助事業がありまして、そこへお願いしてその補助金を使いながら行っていきたいというものでありまして、職員を配置ということではございません。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

すみません。先ほどの望月議員さんの経済センサスの内容についてという質問に対して、お答えしたいと思います。

わが国の全産業分野における、事業所および企業の経済状況の実態を全国および地域別に明らかにするとともに、事業所および企業を調査対象として調査します。調査の内容なんですけど、従業員数などの基本的な項目のほか、売上高や費用などを調査するものです。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今年度の一般会計は87億2,240万円ということで、昨年度の当初よりもかなり減額、3.4%ですか減額されております。先ほどもちょっと質問いたしましたけども、補正で、100億円を超えるという最終的な22年度の会計になったわけなんですけども、今年度の町長の目玉といたしますか、目玉にするような事業はどういうことで、どこにそういうものが盛り込まれているのかということがあれば、ぜひ、お答えいただきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

まず基本的には、将来に負の遺産を残さないようにしようということでございますので、比較的大きな事業、私の政策の中では盛り込んでおりません。特にこれから、残念なことに人口減になってまいります。今現在、私が就任したとき1万6千人あったんですが、1万6千人で借金をして、近い将来は1万人、あるいは1万人以下になるだろうというようなことも考えますと、特に今年も約1億6千万円ほど、借金を減らしましたが、逆に人口が減るために、1人あたりは増えていく、こういうような状況でございますので、これらを考えて大きな事業が本当に必要であるかどうかという部分は考えておりませんが、私が過日の施策の中で申し上げた部分を申し上げさせていただきますと、ふるさと創生事業については3事業で3名をお願いした。採用をさせていただいたと。それから創出事業の特別基金事業ですが、これらについても14事業で38名の皆さんに頑張らせていただきたいなと。それから、あとは申し上げましたとおり、乗り合いタクシー事業でございますけども、これらについても特に足の確保は絶対必要ですから、これらについても今度は、今までは国から補助金をいただいてやったんですが今度は切れてまいりますけどもこれらについてもやっていこうと、こういうことでございます。実証が終えましたのでこれから本格運行へいきたいと。

あとは、下部地区の公民館の建設等々は、新しい事業として進めたい。あとにつきましては、今まで継続しております、当然のことですが基盤整備事業について、上下水道あるいはもっと皆さんの生活に密着した事業等々も、国の予算をいただく中で言うところの真水100%の予算で、今年も出てくるだろうということも予定しておりますので、それらについては積極的に手を挙げて住民の皆さんの生活に応えていきたい、こんなところが私の考えているところでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

予算を昨年度よりも減額したということで一定の評価は得られることだと思います。ただ、先ほどからもちょっと何人かの同僚議員から出ましたけども、学校を減らしたり、要するに住みよいまちづくりのために何か特別な事業というか、これからこういうふうにしていかないと人口の減少に歯止めがかからないよということを考えていらっしゃるかどうか、まずそれによって多少の事業に予算がかかったとしても、それは町民が納得のいく予算になるんじゃないかなと。国の消費税の問題と合わせて、そういうふうな積極的に何かを変えていこうということがないと、今の町の状況は変わらないんじゃないかというふうに考えております。そのへんについて、もちろん町長もお考えのことだと思いますけども、今後、何か特別に、これについては、ちょっと力を入れていきたいなというふうなものがあれば、ぜひお聞かせください。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

まず、これからの問題につきましては、コミュニティビジネスでなんとかしてもらおうということで私も就任以来、町民の皆さんが本当にやる気の人、やろうというふうな人には町が当初から参画をする中で立ち上げていった。常々申し上げておりますとおり、最近では何件かそ

ういう事業、団体等が出てまいりましたけれども、もっともっと考えていきたいなと、こんなふうにも思っているところでございます。

それから、あとどうすればいいかという部分なんですけども、子どもをどういうふうに育てていくか、このことで学校をなくすのが私はいいと言っているのではない。子どもの教育環境をいかによくするか、こういうことに考えを寄せているところでございますし、また、それから子どもの健康でございますが、皆さんもご案内のとおり、23年度の県内の予算等が山日なんかには出ていますが、大きな市であっても、まだ小学校3年生まで、あるいは国と同じように小学校へ入るまでしか無料ではないところがあるわけなんですけども、私の町ではすでに、私の前の依田町長さんが中学3年生まで無料ですよというような、大変、素晴らしい施策を、私にも引き継いでいただきました。

こんなことで、今、新聞なんかを見ますと小学6年生まで何とか無料にしたと鼻高々におっしゃっている市長さん、首長さんもいますけれども、私のところではすでにもう、依田前町長さんのときから、大変、素晴らしい施策として進めていただいておりますし、そのことは私も絶対堅持をしますよということで今も進めさせていただいているところなんですけども、もう、中学3年生までタダというと、失礼な言い方ですけども、当たり前のような感じでおりまして、本当に全国の規模、あるいは県内を見ても、本当に中学3年生までタダというところが少ないんです。そこらへんを町民の皆さんに、身延町としては、子どものためにはこういうことをしていますよという部分が、なんかちょっとPR不足だったかなと思うんですけども、そんなことも含めて子どものためにも絶対、頑張っていかなければならない、こんなふうにも思っているところでもございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変、いい考え方だと思います。教育環境をどうすればよくできるかということ町長がお考えだということで、非常に頼もしい思いもしたわけなんですけども、この間、NHKの朝の番組で、夜間議会ということで、傍聴者が50人以上を超えるというふうな、そういう町村があるというふうな放送を見ました。これはまだ、私個人の考えなんですけども、コミュニティビジネスを発展させるというか根付かせるというかそれから育てていくということも含めて、夜間議会というものを本町でも行ったらどうかというふうな考えておりますが、これについて、もし、そういうことになりましたら、町のほうでも対応していただけるのかどうか、これは仮定の話ですので、あくまでもそういうことができたということでお伺いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

議会サイドのほうで議論していただいて、そのような形にということになれば、当局としてもできる限りの体制はとると思います。

○議長（望月広喜君）

他に。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

民生費、54ページの保育所の負担金補助及び交付金ということで、常葉保育所から久那土保育所、順次、保育所の経費が出ていますけども、保育料保護者負担金軽減補助金というのが、今年の項目にないんですけども、これはどういうふうになっているのかというのが1点。

それから先ほど、補正で就学援助金のお話をしましたけども、小学校費のほうの就学援助金、前年に比べて少なくなっているんですね。これはやっぱり、こういう時代だからこそ、私は増えていくのが当然かなというふうに思っているんですけど、先ほどおっしゃったように、思うようにいなかったということは、周知の方法がどうなっているのか。先ほど、課長さん、よそから比べては結構たくさんというお話、せっかく、そういう制度があるのにもかかわらず減っているというのは、周知の方法に、私はなんか問題があるのではないかなという見方もしているんですね。やっぱり、そういう人たちが誰でも申請できるような方法をとっているのかどうか、それが1点。

それから中学校については、増額になっているんですけども今年から部活の費用とか、3点について、新しく認められたということをお聞きしているんですけども、その分の増額なのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

今、渡辺議員さんからおっしゃられましたように、平成22年度までは予算書の中に軽減負担金補助という形で予算を計上してきたところであります。今回、ここには計上してきませんでした。といいますのは、果たして補助という形のものがあっているのかどうかということの中で、その補助金というものの見直し、つまり、この金額につきましては、直接、保護者にいっているわけではなく、あくまでも、例えば今現在、町のほうでは11区分の階層があるわけです。当然、国の階層をもとにしているわけでありましてその国の階層より、だいぶ安い金額として保育料を取っております。それが果たして補助にあたるのかどうかということにおいて、ここに計上しないほうがいいというふうな結論に達したものですから計上はしなかったと。しかしながら実際には、保護者の皆さんには国の保育料の算定のものよりもそれぞれの階層において安い金額で保育料を徴収しているということでもあります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

お答えいたします。

就学援助費の関係につきましては、学校を通じましてすべての保護者にこういった制度があるということで、ご連絡をしております。

なお、予算の関係は前年度といいますか、今の状況の数と来年入学される方の数、全員ではないんですけどもそういった方の数を想定しまして、当初予算に計上させていただいたものです。単価的に変わったというものではありませんので、対象となる方については本年度と同様な援助がされるということをご理解をいただきたいと思います。

内容につきましては先ほど申し上げましたとおり、学用品であるとか、給食費であるとか、

そういったものについての援助費ということでございますのでご理解をいただきたいと思
います。

中学校の部活という項目はございませんけども、一応、分類としてはその分類される各単
価が決まっているわけでございますけども、その単価に応じて、例えば学用品の中で対応
できるものについては対応していただくというような形になろうかと思ます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

1点目の保育料の軽減なんですけども、もちろん国に比べてだいぶ安くはなっているのが事
実ですね。だけども、ここの補助金というところにはないけど今までどおりに保護者のほうに
は安くなるという、それは変わらないというお答えだったと思ます。それを確認したいのと、
それから近隣町村では直接現金を年度の最後のほうに直接現金を補助金というか、お渡しをす
るということも聞いています。そういうことに関して町ではどうなのかというのを。

それから就学援助金なんですけども、その学校を通じて、その仕方だと思うんですね。もち
ろん学校の先生たちが全児童生徒を対象にきちっと渡していただいているということで、理解
してよろしいんでしょうかという点。

それから中学校は今年から部活の部分も対象になるということで、私は増えているのかなと
いうふうに思ったんですけど、どうもそうではないような感じなんですけど、その部分につい
てはなんか通達かなんかが来ていてご存じなんでしょうか。それについてお聞かせいただきた
いと思ます。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

渡辺議員さんがおっしゃられましたように、保護者への軽減補助金は昨年度と変わることは
ございません。あくまでも、この身延町保育料一覧表があるわけでございますけども、この表
に基づいて軽減を行っていきたく。当然、保護者の皆さまにもこの一覧表はお渡しして、町
でもこれだけの軽減を行っているということはお伝えし、今後も軽減を行っていきたく。で
すから、昨年と変わらないということでございます。

同時に今、2点目の関係ですが、ほかの町では自主的なお金も配布しましてやっている。と。
たしか、私も南部町のほうでやっているというふうな話は聞いておりますが、町のほうではお
金のやりとりはありませんけども、この一覧表の中でかなりの金額を軽減していると、こんな
ふうにご存じしております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

一応、この就学援助制度は当初、国の制度がありまして、その考え方に基づいて進めており
ます。先ほど申しました項目につきましては、学用品費、それから給食費、修学旅行にかかる
費用、それから校外活動にかかる費用等について、1人当たりいくらくと手元にちょっと具体的

な単価がないんですけども決まっています、それに基づいて支援を援助するものでございます。

周知につきましては、一応、学校を通じまして行っているわけでございますけども、学校のほうから状況によればこの人はどうなんだろうというような問い合わせがある場合もあります。そういったときには、その本人から問い合わせがくる場合、事例がございます。そういったときに、教育委員会でご相談に乗って可能性についてご協議して、対象になるようであれば申し込んだらいかがでしょうかというような話をした経過がございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

就学援助金なんですけども、やっぱり対象がどうなのか、その制度を知っている人がもちろん自分から申請書をくださいということだと思いますけど、知らない方たちがいたらそれはもったいないことで、きちっと教育の機会均等ということで国の制度としてあるわけですから、やっぱり新学期になったら全員に配るとかそういうようなことをしていかないと知らない人もこれを見て分かるという部分もありますので、そういう周知徹底の部分でも、ちょっときちんとやっているかどうかということの確認もしていただきたいなというふうに思っているんですけども、そこのところはちょっと本人が判断するという。知っている人はいいけど、知らない人たちがやっぱりこういう制度があるんだということを知らないと申請できないですから、みんなに配るようなことをしていかないと、本来もらえる人がもらえないということになってしまうのではないかなと思うんですね。そういう意味では、周知徹底の部分で、もうちょっと考えていただきたいと思っておりますけども。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

全世帯に、この制度につきましては周知をしております。該当しそうな家庭について、本人によって申請をしていただく。申請行為が必要になりますので、そういった形で進めていくというのが現状でございます。ある特定の家庭に周知をしないとか、そういったことはございませんので、一律に周知をしてその中でそれぞれの保護者の考え方に基いて申請をあげていただくと、申請していただいても対象にならない場合もございますし、いろいろな状況がございますので、それらについて申請したからすべて援助を受けられるということではございませんので、そのへんにつきましてはご了解をいただきたいと思っております。所得による制限といいますが、そういったものもでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

草間君。

○10番議員（草間天君）

65ページ、母子保健費の中の報償費の中のフッ素のことについて、お伺いします。

まず虫歯予防推進事業費とは、これはどのようなことをしますかということ、虫歯のない

3歳から5歳児、これが地区別、旧村単位で結構ですが、もし地区別に分かれば何人中何人、表彰されるかということ、それと身延地区フッ素洗口事業講師、これは身延地区だけなのか。それともよその地区でやるのかどうかということ、それと何回、そういうことを講師を呼んでするのかということ、それとフッ素調合薬剤士、これも予算書に薬剤士とありますけども、これもフッ素に関係ある薬剤士なのでしょうか、それをお伺いします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

虫歯のない3歳児、それから5歳児の表彰につきましては、1,500円で120人を予定しております。毎年、福祉健康まつりにおきまして、この子どもたちを表彰しているわけですが、地区別な表彰の実績につきましては、今、手持ちがございませんので、また、のちほど答弁させていただきたいと思います。

それから身延地区のフッ素洗口事業の講師の謝金3万円ですが、これにつきましては1万5千円で、2人分で2回の事業を予定しております。それからフッ素の調合薬剤士の6万円ですが、これにつきましては3千円で5人の薬剤士さんが年4回、フッ素の洗口のための調合のための補償費であります。それから薬剤士15万円につきましては、5人で年額3万円でございます。それからフッ素洗口をしておりますのは、旧身延地区の保育園、それから小中学校でございます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

今、身延地区でやっているという話なんですけど、これを旧中富、旧下部に普及するかどうか、推進する考えはありますでしょうか。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

今のところ、旧身延町のみしか実施していないんですけども、将来的に向けましては、実施をしていない旧中富町、旧下部町でも実施に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

22ページの雑入の一番上の、曙・大須成郵便局事務取扱交付金ということについて、お伺いいたします。

実は郵政でご飯を食べていた私が、この議場へ、5年目に来て、初めてこれに細かく気がついて質問するのは誠にお恥ずかしい次第ですが、一応、ご臨席の皆さんにも分かっていたきたいことだと思いますので、お伺いいたします。

まず最初に、この区分のところの説明欄の曙・大須成郵便局事務取扱交付金とありますが、私が承知している範囲内では、曙・大須成簡易郵便局、簡易が付くと思うんですけど。な

ぜかという、簡易郵便局と郵便局では全然違うんです。どう違うかという、簡易郵便局というのは基本的には原則は個人が過疎地で、要するに遠隔地のために利用者が不便であると。昔の郵政ですから、非常にきめ細かなサービスをしていた。そういうところで、公に郵便局を国の経費で建てて業務を行うわけにはいかないの、その土地の有志の方に事務所と人材を提供していただいて、いわゆる受託契約をしてお任せをして、その郵便局の基本料は決まっているんですけども、実績によってハガキを何枚売れたとか、ゆうパックを何個引き受けたとか、貯金を何件扱ってどうしたとか、それぞれに件数がついております。それを積算して、受託料として支給されていたわけです。まず最初言った、名称のことが1つ。

それから、ここでは交付金と言っているんだけど、このへんのあれが。あるいは、私が退職して十数年経ちますからその間に制度が変わったとすれば仕方がないんですけど、そのへんを分かりやすく説明してください。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

それは交付金の名称上、郵便局事務取扱交付金ということで、実際には、その予算書的には、26ページの臨時職員賃金の中に大須成簡易郵便局臨時職員ということで、大須成・曙簡易郵便局臨時職員賃金ということで、その7節賃金、臨時職員賃金、そしてその受け入れの方は、上の4節の共済費の臨時職員保険料の30万円も、簡易郵便局臨時職員保険料等々です。だから、受け入れの郵便局事務取扱交付金660万円につきましては、すべて歳出のほうで大須成・曙簡易郵便局の経費として、充当をしております。

○議長（望月広喜君）

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

そうすると、まず最初の、今の質問で、局名は簡易郵便局が正解ですね。そうすると、私のあれでいきますと、受託者は町長ですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

身延町です。

○議長（望月広喜君）

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

そうすると、町長の名刺には大変あるから書かないかもしれないけども、身延町曙簡易郵便局長、身延町大須成簡易郵便局長という肩書きがあるわけですね。そして、先ほど言ったこの交付金、今、郵便局会社ですか、この会社からくる受託料ではなくて交付金としてくるんですか。このへんは別に支障はないですか。まあ、いいです。それは、あとで、ここで聞いてどうということではないから。

もう1つ、この660万円の内訳、330万円ずつですか、2局で。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

明細については、ちょっと大まかなことしか分かりません。約半々ぐらいだと思いますし、その名称につきましては、今までもこういった形でずっと事務取扱交付金という形で雑入のほうで問題はないということでしたのでいいと思います。また、そここのところは確認させていただきます。

○議長（望月広喜君）

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

交付金は交付金でもいいけども、おそらく端数がつくと思うんですね。その点もまた、あとで検討してください。

もう一つ、さっき臨時職員うんぬんとあったけども、先ほど言いましたように、要するに分かりやすく言えば請負なんですよ、郵便局というのは。ただ、請負の郵便局だと格好が悪いから、簡易郵便局の局長の会がありますよね、連合会が。そこからいろいろ何度も陳情して、郵便局長という肩書きを許されたのが、ちょうど10年ぐらい前なんですよ。そうなってくると、一般的には個人が請け負ってやっていることです。手数料の中で自分が必要な職員を雇用して経営しているんですね。今の話ですと、現在、曙および大須成の郵便局にいるのは町の臨時職員なんですか。その点は別に、雇用上、支障はないんですね。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

先ほども望月議員のほうからも話がありましたように、設置者というか、郵便局長的には町長ということで、ここに勤めております臨時職員につきましては総務課の臨時職員ということで取り扱っております。

○議長（望月広喜君）

秀哉君、3回過ぎておりますので。

○4番議員（望月秀哉君）

そうすると、当然、その賃金は町の臨時職員の扱いであると。これは郵便局の実績が多かれ少なかれ、臨時職員にはちゃんとお金をくれるというメリットがありますけども、逆に言えば、その局員が一生懸命働いて例えば分かりやすく言えば、年賀ハガキの発売のときに、大体、このへんの郵便局で5万か6万枚、売ると思うんですけども。いろいろコネがあって、もし10万枚売れば、10万枚分の手数料がくるはずなんですよ。そのへんのそういうことの矛盾がきつと出てくると。私がそこまで、余分なことを言って悪いけどそのへんも一応考慮して、検討していただきたいと思います。これは回答無用です。

○議長（望月広喜君）

昼食の時間ですけども、だいぶ超過しておりますけども。

はい、どうぞ。

○4番議員（望月秀哉君）

すみません。もう一つ、お伺いします。

3月5日付けの山日に、住宅の火災警報器のことが載っていましたね。6月から義務化される。その中で、当町は甲斐市、ならびに上野原市と同じで購入助成をするというところに丸が

付いている。この火災警報器の設置についての実態を教えてください。この予算書の中にどこかあるみたいですが、私にはよく分かりませんので、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

明日の一般質問に出ていますので、そのときの答弁ということによろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

（はい。の声）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

実は所管なんですけども、こういうときでないと聞けませんもので、64ページの飯富病院の所管でこれが予防費に入っている。これについては、担当は財政という話でしたものでこれは一応、保留しておいたんですけども、実は3つありますよね。衛生組合、広域行政、それから飯富病院と。いわゆる、われわれの議会に対してほかに議会がありますよね。3つ、あるわけなんです。それに対する負担金というものを一括して、総務あたりに置いておいたほうがよろしいんじゃないかなと思うんですけども。

例えば広域行政の、現在、負担金も総務にあるわけなんですけども、その中に民生費、いわゆる民生費老人ホームの負担金および消防費の負担金が入っていますね。ということは、これを業務から切り離して、ここに消防費と民生費がありますが、そっちへ繰り入れるべきではないかなと思うんですけど、どっちかに統一しておいたほうがよろしいかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問でございますが、それぞれ病院については衛生費、それからゴミも衛生費ですね、そういう中で、事業として分けてございます。ただし広域だけは一括して支出がなされますので細かく分けるわけにはいきませんので、総務費のほうへ一括してのせていただかされているということで、ご理解を願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

いわゆる予防費というものは、考えてみますとこれは行政が行うことが非常に多いわけです。いわゆる病院が行うのは、病院にかかってからのものですから、予防費に入れておくこと自体、ちょっとおかしいのではないかと。もし別の項目をつくってくれるなら、別の項目をつくっておいたほうがよろしいのではないかと。予防費の中、どうもわれわれが考えている病院というのは、予防的なものではなくて、それもありますけども、ある程度、予防のものもありますけども、予防になるものは大体、町の衛生関係の予算に入っているケースが非常に多いものですから、ちょっと形がおかしいんじゃないかなと思っているんです。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

これは旧町からのものだと思いますけども、一部事務組合を病院の事業を設置すること自体が住民の病気を予防するという観点から、一部事務組合を設立したと理解しておりますが、そういうことだと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（望月広喜君）

深沢脩二君、3回目です。

○8番議員（深沢脩二君）

ですから、われわれの教育厚生の中の所管の中に入っていますけども、その担当の人が出てこないではないですか。これは別の項目として考える、いわゆる担当の方がこれに対して分かっていないと。そうでしょう。飯富病院のことに対して質問しても、教育厚生を担当者は分からない。だから、そのへんが問題だろうと思っていたんですけども、そういう関係のところへ入れておくということは、ちょっとおかしいなと思うんです。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

確認ですけど、その飯富病院の関係者というか飯富病院の職員が来ていないということですか。

○議長（望月広喜君）

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

飯富病院に対しての公債ですね。どういうものか。いわゆる、はじめからずっと引き続けているものか、途中から引き続けているものか、それから公債に対しても、いわゆる分担金が、早川町との分担金だと思うんですけども、分担金が毎年いくらなのか、早川町はいくらなのか。そういうことというのはいくら、何年に終わるのかということも答弁してほしいんですが、それに対してやはり財政でないと分からないということだと思います。だから、この分だけ財政が、教育厚生常任委員会の中で財政のものが飛び込んできているという、これ自体がおかしいということですよ。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

では、総括的なことで話をさせていただきますけど、ただいまの飯富病院の関係につきまして、今言ったように算定根拠、予算計上の算定根拠は財政のほうで、その起債償還等をふまえてということではございますけど、正直、その一つひとつの起債のもとの内容というのは、本当に細かくみないと分かりませんが、ここの予防費の担当自体は福祉保健課ということになりますけど、自分も経験しましたけど、もとのあれは財政課からいただきますけど、福祉保健課のほうでも今後、ある程度、その積算根拠のほうを勉強させるようにします。

○議長（望月広喜君）

深沢君。終わりました。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

農林水産業の77ページ、これは補助金の中、富士川漁協補助金として33万円。それから、もう1点、88ページの中で土木費、工事請負費の460万円、これも町道の除草工事というような科目になっておりますが、この2点だけ、ちょっとお伺いします。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをします。

道路維持費の中で、工事請負費を2月、国のきめ細かな交付金との整合の中で当初予算には一昨年と同様に道路の除草のみ計上をさせていただきました。除草については、できるだけ我慢をしまして予算的にも少のうございますから、何回も刈ってあげればいわけですけども、おおむね発注だけはしておきますけど、お盆前くらいまで作業のほうは待っていただくというような格好で事業のほうは進めていきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

富士川漁協の補助金33万円について、お答えをさせていただきます。

これにつきましては、富士川漁業協同組合下部支部と中富支部に支払うものでございます。下部支部につきましては、昭和59年度に取り交わしがされております覚え書によるものでございます。これは当時、ヤマメの里振興センターを栃代川の上流に建設するにつきまして、漁協の関係者と話し合いをする中、下流に対する影響等を考える中で覚え書が取り交わされております。それともう1つ、中富支部につきましては、漁協組合の育成補助金ということでやっております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

漁協の補助金の件ですが、これは今、お聞きしましたら、昭和50何年、旧下部町時代に地元の漁協の支部と覚え書を交わしたと。その覚え書のまま、今現在もきているわけですね。ところが、中富で現在3万円補助金としていただいているんですが、中富の場合は当初、補助金として7万円いただいわけです。ところが合併を控えて、こういった補助金もお互いに減額しようという中で、今、3万円になっておりますが、果たして新町になっても旧町時代の覚え書をそのまま継続して補助金を出すことがいかなものかなと思うわけですね。やはり新しい町になった以上は新しい町の施策に従ってあらゆる補助金も減額している中、こういったものも減額されたらと思うわけです。

それから、もう1点。先ほどの草刈りの問題ですが、草刈りは町道、もちろん町道の草刈りだと思っておりますが、全長で大体、何キロくらいになりますか。そのへんの概算でよろしいですかからお願いします。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えします。

今、細かく積算資料を持っておりませんが、両側を刈るところ、それから片側を刈るところ、場所場所によって違います。特に地域の人たちが手を出していただけるところはともかくとして、そうでない部分は積極的に行政のほうで草刈りをしていきたいということで考えております。キ口数については、あとでまた、ちょっと昨年の実績を確認させていただきます。以上です。

○議長（望月広喜君）

昼食時間、35分という時間になっております。

他にないようでしたら、26号、質疑をこれで終結したいと思います。もし、あるようでしたら、昼食のあと、また続けていきたいと考えております。

では、続けます。

福与君。

○11番議員（福与三郎君）

1点だけ、労働諸費について。71ページでございますけども、国のほうからたくさんの補助金をいただいております。緊急雇用創出事業についてでございますけども、この関連事業が12事業ございますけども、総額6,913万1千円、これが計上されているわけでございますけども、この12事業に対して委託をするわけですが、委託先、あるいは雇用者、これはすべて、町内業者、あるいは町民でないと、この事業の目指すところではないと考えておりますけど、これからきっと事業を始めるわけですが、こんなような考えで進めていただきたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

これらの補助金につきましては、国の事業でございます。先ほど言ったように地域活性化ということで、地元の、できる限り雇用を創出するものでございますので、そういうことで努力をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（望月広喜君）

福与君。

○11番議員（福与三郎君）

ぜひ、そんなふうにしてもらいたいと思っておりますけども、事業者にとりましてこの事業の活性化というふうな点からできるならば障害者に、あるいは県外等に発注しないように、ぜひ進めていただきたいそんなふうにあります。

それから、もう1点。事業の中身ですけども、ちょっと分からないのが3事業ばかりありました。常葉川の特別鮎釣りエリア設置事業670万1千円。それから町営バスコンシェルジュ事業611万5千円。それから買い物代行サービス事業1,111万1千円。この3事業が、ちょっと僕、なかなか紐解けなかったんですけども、これについて説明をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

富士川、常葉川の特別釣りエリアの設置事業ですが、富士川の支流であります常葉川に特別な日釣り券を購入した人のみが利用できる特別釣りエリアを設けまして、富士川漁業協同組合および周辺地域の活性化を図りたいと考えています。

今後、富士川漁業協同組合と実現に向けて話し合うとともに、管理運営方法などについても協議したいと思っております。

なお、平成23年度は予算計上しました事業費の範囲内での経営をお願いしまして、24年度以降は、その特別釣りエリアの日釣り券の販売収入のみで経営できるように、システムを構築していきたいと考えています。

続きまして、町営バスコンシェルジュ事業なんですけど、非常に分かりにくい横文字を使用して大変申し訳ありません。フランス語で、解釈を広げますと、総合世話係というような職業になる職名として使われていますが、今回、国の緊急雇用創出事業をいただくために、一応付けた事業名で、実際のところは身延乗り合いタクシーの利用者からの予約を受け付けたり、運行ダイヤの作成とか、配車の連絡などを行っています。今、受け付けが商工会に3名いらっしゃるんですけど、その3名の分の費用に充てたいと思っています。これはたとえ1年でも国の予算をいただきながら一般財源の投入をできるだけ抑えたいと、そういう気持ちでの事業です。実際、今、やっている事業に充てるということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、買い物代行サービス事業につきましては、身延町内の下部地区、中富地区、身延地区の3地区で乗り合いタクシー等の公共交通が運行されていない地域に、それぞれ1名ずつ高齢者の買い物を代行する買い物代行員を設置しまして、高齢者の生活支援を行う予定です。これも24年度以降は、町からの委託料の支出がなくても経営できるように乗り合いタクシーを使って買い物をする場合の金額よりも多少低い金額の手数料をいただく中で運営できるように、今年度システムを構築したいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

みんな、お腹も空いた時間になって、質疑なんかよせばいいということなんけども、本当に厳しい財政状況の中で、財政改革を意識して策定した予算案に、われわれ何も聞かず何もしないで審議をしてきたんでは町民に大変申し訳ない、そういう思いで1点だけお聞きさせていただきます。

まず1点は、総務費の前年対比、歳出が減になっている。他の科目から比べると総務費、一番突出して減になっている。その要因。いろいろ理由があるだろうと思いますので、それについてご説明を願いたい。

そして、それから引き続いて、もう聞き飽きるくらい行財政改革を訴えながら、前年度も前々年度も比べると、経常収支比率も改善されたような、77%というふうに改善されたような形で流れてきておりますが、今年度、財政改革をにらみながら予算編成をした点はどのような点が

と。どういうところに表れているかということをお聞きします。

というのは、昨年も聞いたんですけども、昨年のお答えが補助金をみんな10%カットしたとか、行革のほうでは、自然退職の職員が何名いて何名が減っているというふうな説明だったんだけど、そういうことではなくて、この予算編成上いろいろなものを予算からカットしながら要求がたくさんあった中から整理してこれだけの予算規模にしてきたらということとはよく分かりますので、そのへんの目立った部分、分かるような部分を1点でも2点でも挙げていただきたいなと思います。

それから先ほど聞き漏らしてしまいましたので、ちょっと聞きたいなと。

96ページに、教育費の中の7節賃金があります。臨時職員賃金が盛られておりますが、この地域は複式を解消するための町単教委が3名いらっしやるとおっしゃっていたんですけども、その3名のための賃金なのか、そのへんがちょっと分かりませんものでしたから、そこだけお聞きします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問でございますが、総務費の減額というか、予算がかなり昨年度と違って低くなっているということなんですが、この主な原因は下部のSCTの関係のPFI事業を今回当初予算でまったく見ない。去年まで建設事業費とか基金を取り崩して1億5千万円やっております。今回、これがまったくありませんのでその分の減が主なものでございます。

それから予算総額では、全体的に約3億円の減でございました。しかしながら、10ページの歳出のところを見ていただければ分かりますとおり、一番右側に一般財源というのがございますけども、一般財源では2億ぐらいしか減額というか、少なくなっていないわけなんです。予算の総額を決めるのは、いくらでも、予算を大きくしても、起債とか特別な財源を用意して借りてきてすれば、予算額はいくらでも大きくなりますし、そういう操作はできるわけですけども、実は予算総額を減らしたいという、われわれの願いではなくて、本当はこの一般財源を減らしていきたいということで、今回、3億円を減らしておりますけども、実際にはわれわれとしては2億円しか減らなかったということであると思います。

これから大変厳しい時代にもなりますし、経常収支比率が大変落ちているというお話をいただきましたけども、それもこれも何が原因をしているかという和普通交付税、あるいは特別交付税、交付税がその経常収支比率を算出する分母に交付税がございまして、今、たくさん交付税をもらっているんで経常収支比率もどんどん下がっているという状態でございますけども、これがいったん、逆の方向に向かったときは、これは大変なことだなど。交付税がだんだん少なくなってくる。前にもお話をしましたが、合併算定替え等がございまして、そういう算定替えが終わるといようなときがございまして、そういうときを見越して、今、我慢をしているというときだと思っております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

96ページの臨時職員の賃金、7節でございますけども、内訳といたしましては、小学校に

おける複式解消のための町単教員、この3名でございます。それから中学校におきまして、英語、国語、あるいは美術科の充実のための講師、それぞれ1名ずつで3名。それから外国語の指導、ALTというんですけども、そのALT4名。それから学校司書、臨時職員、4名いるんですけども、その4名分。合わせまして、その3,436万5千円でございます。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

1点目の要因、よく分かりました。そして、今、財政課長がおっしゃるように工夫しておられるいろいろなことがあります。実はあえて、そんな質問をしたかということ、今現在、見えている状況が困るな、あと3年後はこうなる、4年後はこうなる、大変だなと言いながら、このところ言葉で大変申し訳ないんだけど、今の政府のばらまきというか、いろいろなものの中で、本当に4年後、私たちが言っているように、困ってくる状況がくるのかなど。お金がないといいながら、なんとかなくなってしまわないかというのが感覚的に芽生えそうな気がしています。

皆さんがそうということではありませんけども、例えば財政課長が予算要求のとき、厳しい厳しいといったって、実際こうではないかという話が出てくるとこれがまったく幻の話だよということの認識を改めてしていただきながら、予算編成をしていただいたというご答弁をされたので納得がいきます。よろしく、そんなふうな形でお願いいたします。

あとのことは結構です。時間を申し訳ありません。ありがとうございました。

3名がこの中に入っている町単の金額いくらかはまた別に聞きますので。

○議長（望月広喜君）

ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

食事のために、暫時休憩いたします。

再開は1時45分といたします。

休憩 午後12時50分

再開 午後 1時45分

○議長（望月広喜君）

再開前に、先ほどの川口君の質問に対して、建設課長が説明をいたします。

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

先ほどの、川口議員の質問にお答えをさせていただきます。

除草の延長でございますが、平成22年度の実績、おおむね33キロの除草が行われました。今年度については若干予算も少なくなっていますけども、できるだけ工夫しながら同じくらいの距離をやっていきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

次に草間君の質問に対して、福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

午前中、草間議員から質問がございました虫歯のない3歳児、5歳児の対象児童を報告する

ようにということでもございましたけども、先ほども回答しましたように、このことにつきましては健康福祉まつりの席において表彰させていただきました。虫歯のない3歳児につきましては下部地区が16名、中富地区が17名、身延地区が28名の合計で61名でございます。続きまして、虫歯のない5歳児ですけども、表彰が下部地区が6名、中富地区が2名、身延地区が10名の合計で18名でありました。

それから、もう一つ、午前中の答弁の中でのお詫びと訂正をさせていただきます。

芦澤議員から質問がございました、3款民生費の4目障害福祉費の28節の繰出金、国民健康保険特別会計の繰出金、窓口無料化のペナルティ分でございますけども、このことにつきましては、国が指定しております小学校1年生から中学校3年生の窓口無料化につきましては、交付金の対象とはできません。その分について、県・町がそれぞれ2分の1ずつ補填し、国保会計に繰り出すものでありますので、訂正をさせていただきます。先ほどの答弁につきましては誤りでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

昼食前に引き続き、議事を再開いたします。

議案第27号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第28号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第29号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今回は介護保険で、介護保険財政安定化基金貸付金ということで4,528万円という貸付なんですけども、これは3年間で返すと無利子ということですけども、1,509万3千円という額に1年間になりますけども、この額はどういうふうに返すようになるのでしょうか。住民の保険料を上げなければいけないということになると、また、これも大変な問題だと思うのでどういうふうに返すのかというのが1点ですね。それから、介護保険なんですけども、今、特養の待機者が何人いるのでしょうか。その待機者は昨年と比べてどう増えたのか、減ったのか。待機の場所ですね。どこで待機しているのか、自宅なのか、施設なのかという、そういう内訳が分かったら教えていただきたいと思います。

それと13ページの保険給付費を見ると、本当にずいぶん上がって、だんだんサービスを受ける人が増えているというのは分かります。それから国の制度で要支援1、2ということで、介護予防サービスというのができたんですけども、これがなかなか伸びていかないということで昨年に比べても減っているという状況の中で、本町の特徴ですね、それがどういうふうに判断をしているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

渡辺議員さんの介護保険特別会計の予算書に載っております地方債の県から借り入れます介護保険財政安定化基金4,528万円が介護給付費の財源不足ということで計上させていただきます。これにつきましては、説明させていただきましたように、ただいま第4次の介護保険事業計画の中間年でございます。第4次は21年、22年、23年で、22年度は中過年でございます。23年度に4,828万円を介護給付費に充てるとということで借りるんですけども、この償還につきましては説明しましたように第5次の介護保険事業計画が平成24年、25年、26年の3年間となります。この借りました4,528万円を、次期の3カ年で除した1,509万3千円を24年、25年、26年の毎年12月20日までに県にお返しすることになります。このお金の償還につきましては、第5次の事業計画の策定が平成23年度に策定することになります。この策定にあたっては、介護給付費の量、サービス等を把握するために昨年の9月に議会にお願いしまして、生活圏域ニーズ調査をさせていただきました。それを民生委員さんをお願いして11月に実施しまして、これらにつきまして、3月に集計が出てくる予定になっております。これら等をふまえる中で、23年度にふまえて、サービス料等を勘案する中で、1年かけてこの24年から26年の第5次までの給付費等を見積もる中で、保険料も合わせて決定していくこととなります。そのような中で、いずれ、この借り入れは第5次の中で精算していくような形になります。できれば、望むところは介護給付費が抑えられて、この給付費の安定化基金の貸付金を借りないですめば、それにこしたことはないというふうに考えておりますけども、ただ平成22年度の決算の状況をみますと、やはり、これは伸びておりますので財源としてこれを充てて、予算を編成させていただいたところでございます。

それから、介護保険の要認定者の特養の待機者なんですけども、今、実際の数字は手元にございませんですけども、実際、本町におきましても高齢化比率が38.6%、非常に高齢化率が進んでおります。そのような中で、介護認定者も進んでおります。そのような中で、今現在、待機者の状況なんですけども、やはり在宅が一番多くて、その次が老人保健施設等々が現状でございます。

そのような中で、実際、おおむね複数の個所を申し込んでいるんですけども、1人4施設くらい申し込んでおりますけども、実際のところ300人待ちとかが、今の現状でありまして、入所に至るまでは4年、あるいは5年というような状況であります。詳細の数字につきましては、今日、手持ちにございませるので、またのちほどお答えさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

先ほどおっしゃったように、第5次計画を立てるときに今の状況からいくと、やっぱり認定率も増えているということで保険料に跳ね返ってしまうのではないかなという危惧があるんですね。だから、私はいつも、前から言っているんですけども、国保もそうなんだけども、予防

に力を入れていかないと認定を受ける人たちがどんどん増えてしまう。デイサービス、生きがいデイなんかをやったり、もうちょっと身近な、誰もが受けやすいような形にして、元気なうちにそういうところに通っていただいて、なるべく元気な期間を長くいていただくというようなことをしていかないと、このままの推移でいくと、本当に大変なことになるのではないかなというふうに思っているんですね。そういう意味では、なんか右肩上がりで認定率も上がっているし、1から5の方たちも上がっているような気がするんですね。やっぱり、そういうときにこそ、そういう予防に力を入れていくような施策が私は必要ではないかなというのを前々から言っているんですけども、その点については町としてはどういようなところに力を入れているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

補正予算の17ページでございますように、先ほど説明しましたように、非常に介護認定者が増えております。いかに要介護状態に陥らないかというためには、今、議員さんも言われたように介護予防に力を注ぐべきだと考えております。そのような中で、地域支援事業としまして、1目にありますような介護保険の特定高齢者の施策を進めるという中で、特定高齢者の筋力の向上トレーニングや、それから今後、介護予防のほうでは一般高齢者の関係の転倒防止のために筋力トレーニング等をこれから在宅支援担当、それから地域包括支援センターを含める中で、またそのような新たな事業を取り入れる中で、事業に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、先ほどの説明の中で介護給付費が非常に右肩上がりで伸びているということなんですけども、その要因としましては、先ほど言ったものに含めまして、当初の第4次の計画の中にはなかったような、国が入れました高額医療の合算介護サービス、このへんも非常に圧迫している部分で、当初想定されました部分、それからなんか特養が新たにできた部分とかございますので、ちょっと当初、予期されなかった部分もその中には含まれているということも、また併せてご理解を願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

他にありますか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第30号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第31号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第32号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第33号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第34号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第35号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第36号から議案第47号までについては、一括質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第47号までは一括質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号、議案第3号、議案第6号から議案第25号までと議案第36号から議案第47号までの34件については、委員会付託を省略して討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、以上の34件につきましては、委員会付託を省略し、討論・採決を行うことに決定いたしました。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

議案第2号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第3号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第 6 号について、討論を求めます。
討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第 7 号について、討論を求めます。
討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第 8 号について、討論を求めます。
討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第 9 号について、討論を求めます。
討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第 10 号から議案第 16 号までについて、一括討論を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。
よって、議案第 10 号から議案第 16 号までについて、一括討論を求めます。
討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第 17 号について、討論を求めます。
討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第 18 号について、討論を求めます。
討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第 19 号について、討論を求めます。
討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第 20 号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第21号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第22号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第23号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第24号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第25号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第36号から議案第47号までについては、一括討論を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第47号までについては、一括討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第2号 身延町行政組織条例及び身延町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第6号 身延町開発センター条例を廃止する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第7号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、議案第8号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、議案第9号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第10号から議案第16号までについては、一括採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第16号までについては、一括採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、

議案第10号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者について

議案第11号 身延町高齢者技術伝承館の指定管理者の指定について

議案第12号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定について

議案第13号 身延町活性化施設の指定管理者の指定について

議案第14号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について

議案第15号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定について

議案第16号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定については原案のとおり、可決決定をいたしました。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第17号 平成22年度身延町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第18号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第19号 平成22年度身延町老人保健特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第20号 平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第21号 平成22年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第22号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第23号 平成22年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第24号 平成22年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第25号 平成22年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第36号から議案第47号までについては、一括採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第47号までについて、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、

議案第36号 平成23年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第37号 平成23年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第38号 平成23年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第39号 平成23年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第40号 平成23年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第41号 平成23年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第42号 平成23年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第43号 平成23年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第44号 平成23年度身延町西嶋財産区特別会計予算について

議案第45号 平成23年度身延町曙財産区特別会計予算について

議案第46号 平成23年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について

議案第47号 平成23年度身延町下山地区財産区特別会計予算について

は、原案のとおり可決決定をいたしました。

日程第4 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。
これもちまして、本日は散会といたします。
大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
相互に礼。
ご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

平成 2 3 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 8 日

平成23年第1回身延町議会定例会(3日目)

平成23年3月8日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	7番	望 月 寛
8番	深 沢 脩 二	10番	草 間 天
11番	福 与 三 郎	12番	川 口 福 三
13番	渡 辺 文 子	14番	穂 坂 英 勝
15番	伊 藤 文 雄	16番	望 月 広 喜

3. 欠席議員は次のとおりである。

6番	松 浦 隆	9番	日 向 英 明
----	-------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	赤池義明	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

欠席の連絡をいたします。

日向君と松浦君は昨日に引き続き、欠席届が出されております。

また、一般質問中に広報担当課が写真撮影のために出入りいたしますが、ご承知願います。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

通告者は、7人であります。

まず通告の1番は、伊藤文雄君です。

伊藤文雄君、登壇してください。

伊藤文雄君。

○15番議員（伊藤文雄君）

通告に基づいて、中部横断自動車道の残土処理について、5点、伺います。

中部横断自動車道は、平成29年度の開通に向けて国土交通省で町内各地で工事を進めておりますし、私の地元、下田原でも下田原川橋の工事が目に見えてまいりました。大変、期待を寄せているところでもあります。

その中で、建設残土についてを伺います。

まずその1点目は、町長の9月定例会の行政報告の中で、発生残土の処理について橋梁やトンネルが多く、約370万立方メートルの残土が想定されておりますが、すでに下山の河川敷に一部処理が進められております。また、200万立方メートルを曙地内へ処理するため説明会をしたとのことですが、その全容と現在の状況はどうなっているのか、町長に伺います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

伊藤議員の中部横断道の残土の処理について、その全容についてお答えをいたします。

議員おっしゃるとおりでございますが、中部横断自動車道につきましては、直轄区間はご案内のとおり地形的に山間地がほとんどですから、トンネルや橋梁が多く、盛り土区間は大変少ないことから建設発生土は全体で370万立方メートルといわれており、そのうち議員おっしゃるとおりすでに下山の河川敷へ20万立方メートルの処理が進んでいるところでござい

す。さらに盛り土区間の流用が150万立方メートルございますので、その差の200万立方メートルにつきましては町内の江尻窪地区へ処理するため、昨年8月江尻窪集会所および中山集落センターの2カ所において、地域住民の皆さん、さらには地権者の皆さんに集まっていただきまして説明会を行ってまいりました。併せて、曙地区にございます道路整備を促進する期成同盟会の役員の方々にも説明会を行ったところでございます。

以下、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

それでは、担当のほうから詳細について説明をさせていただきます。

処理場につきましては、江尻窪集落の東側の谷を利用しながら処理するものでございます。谷の流末に堰堤等をつくりまして、防災対策を行いながら土砂の搬入を随時行っていくということになります。現在、土地の必要面積はおおむね6ヘクタールぐらいが必要だというふうに想定をされております。

それから搬入路につきましては、中部横断道のルートは富士川の左岸側です。富士川の左岸側の現場から国道52号を通りまして飯富の交差点、それから県道粟倉飯富線を通りまして県道遅沢静川線、それから農道、それから中山の集落を経まして、町道曙五箇線をのぼって行きます。宮窪トンネルを抜けまして、江尻窪の集落に入ります。それから林道江尻窪遠見場線を利用して搬入をしていきます。

工事がたくさん始まってきまして、土砂が大変出てくるような状況になりますと1日におおむね500台ぐらいが通るのかなということが想定されております。今、搬路として申し上げました道路は、日ごろ皆さんがお使いになる通常的生活道路でありますので、交通安全対策は十分に確保していくように、国交省さんにはお願をさせていただきます。特に町道、農道につきましては非常に狭いところがありますので待避所を設置したり、交通整理員を配置したりということで、一般車両の通行には万全を期していくようにお願をしたいと、こんなふうに考えております。

それから曙橋付近は、曙橋が老朽化しているということですので、仮橋で渡り、それから宮窪トンネルは大型が通れるように新しく掘削をする。それから土地については、発生土の処理場の土地については、できたら借用をお願いしたいと。それから土砂の搬入は平成24年度の後半から搬入したい等々の説明を説明会のときにされました。おおむね、皆さんからご理解をいただけたというふうに理解をしております。現在は設計に必要な測量、それから用地等々の測量が行われているような状況にあります。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

ただいま、説明があった搬入路ですが、飯富の市街地を通行するより、住宅密集地なので下山の上沢の交差点から南アルプス公園線を利用し、早川橋を渡って遅沢へ入ったほうがいいのではないかと考えておりますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えします。

ご指摘のとおりかと思いますが、ご存じのとおり早川に架かる早川橋、非常に古い橋でございまして、現地を確認しますと耐荷重が14トンということでございます。土砂を積んで走る大型ダンプの総重量というのは、おおむね20トンぐらいにはなるのかなということでございますので、通行には若干の支障があるのかなと、こんなふうに考えております。できれば橋を補強して大型が通れるようにと、それから帰りは空荷ですので、そちらのほうを通ってもらうというようなことを、また国交省に申し入れをしていきたいと考えております。よろしく願いします。

○議長（望月広喜君）

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

ただいまの答弁では、飯富の市街地を通行するということですので、ピーク時には1日500台からのダンプが通行すると一般車両が通行困難な状態になるのではないかと思うわけですが、その点についても交通安全対策は考えなければならない問題だと思っております。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

ご指摘のとおりだと思います。特に交差点からしばらくの間は幅員が狭い状況になりますので、一般車両、それから大型が通るといって、非常に危惧されます。このへんにつきましても万全を期すように、先ほども申し上げたとおり交通誘導員等々の配置をしながら安全の確保をしていくということを国交省のほうにもお願いしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

それでは、次に2点目に入らせていただきます。

曙川に架かる仮橋についてであります。現在の曙川橋の老朽化を考えると永久橋にして将来に向けて残すことが町のため有利と考えるが、その点について町の考えを伺います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

質問にお答えいたします。

町道に架かる曙橋は、ご案内のとおり老朽化が進んでおりまして、近い将来に架け替えが必要となってきております。したがって、仮橋につきましても、曙橋を架け替えて利用するようにお願いをしまいたところではありますが、諸般の事情によりまして現在の曙橋の下流、

50メートル付近に架設されることとなりました。工事用の仮橋ですので、幅員は4メートルで計画されておりますが、長期間にわたっての設置でございますので、永久橋仕様にしていただいて、幅員を5メートルに広げていただく。そして発生土運搬終了後には、町道として移管をしていただけるように、国交省に対し要望をしているところでもございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

工事期間中、仮橋は一般車両の通行が可能なのかどうか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これにつきましては、担当課長に答弁をいたさせます。お願いします。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

それでは、お答えをします。

先ほど搬入路をいくつか路線を申し上げました道路を通るということでございますが、先ほど町長が申された曙橋は、現況の河川から50メートルぐらい下流ということですので、その部分は本当に純然たる工事専用道路ということで、今、考えているようでございます。よりまして、一般車両の通行はその部分に限りできません。その代わりに従前の曙橋が通行できるというふうにご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

分かりました。次に、3点目に入りたいと思えます。

3点目につきましては、江尻窪地区の有権者説明会の中で、地権者から借地ではなく、買収を望むと意見が出されたと同っております。先ほどの説明で6万平方メートル、約6町歩とのことですが、これだけの土砂をこれだけの土地を町有地化することは大変なことだと考えます。地権者が買収を望むことであれば、これを買収して残土処理が終了したのちには、曙大豆の生産拠点などにして使用することが地域のために必要であると考えますが、町の見解を伺います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの伊藤議員の質問にもございましたが、説明会で買収を望む意見、これもあったことは事実であります。町は工事期間中、長期にわたって土地を借用し、盛り土が終了して返還するときに、どうしても土地の地形、形状に不公平が生ずるおそれがございます。したがって、国交省に対して買収をしていただいて、残土処理が済んだのちには町へ移管をしていただきたい。こういう旨のお願いをしているところでございます。しかし、今の状況は、国土交

通省でも買収ではなく、借地でお願いしたいとの考えであります。しかし、地権者から買収の要望もございましたので、最終的には町が買収することも考えていかなければならないのかなと、こういうようにも思っていたところです。

町所有地として、6町歩の土地を曙大豆等の生産拠点に利用できれば地域の活性化に寄与できるであろうと、こういうようにも考えておりますが、少なくとも私どもは国交省に買っただいて町へいただきたい、こういうお願いをしているところでございますので、国交省と詰めの話し合いを行いながら、具体的な方策につきましては今後、検討をしてみたい、こういうように考えているところでございます。

○議長（望月広喜君）

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

もし町が買収して、国土交通省に土地を貸した場合、どのくらいの賃借料が見込めるのか伺いたい。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

数字的なことですので、担当課長に答弁をいたさせます。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

それでは、お答えさせていただきます。

土地を貸したら、どのくらいの賃借料がいただけるかということの質問ですが、一般の地権者も同様だと考えられます。国交省との打ち合わせ、話の中では買い取り価格の年5%、1年に買い取り価格の約5%が賃借料として支払われるということでございます。仮に10年賃借があったとすれば、5%が10回ですので、最終的には計算上、買い取り価格の50%ぐらいになるということでございます。これから発生土の処理、工事期間、はっきり今のところいつまでということは分かっておりませんが、おおむね、そのくらいは工事期間がかかるのかなと。工事が終わっても跡地の整備期間もありますので、そのくらいが見込めるのかなということで想定はしておりますので、おおむね町の負担は2分の1ぐらいになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

それでは、土地の所有者の買収についての感触はどこまで把握しているのか、伺いたいです。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

このことにつきましても、担当課長に説明いたさせます。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

それでは、お答えをさせていただきます。

説明会で、先ほども言ったとおり、買収の声があるということで公図から調べまして、所有者をある程度、調べさせていただいております。その中で想定ですが、先ほどの6ヘクタールということですので、おおむね地権者が26名おります。用地の調査が進んでいけば、はっきり分かるわけですが、現在、私どもが把握している中でもし町が買収をするときには、どうでしょうかねということで、お尋ねをしております。当然、具体的な条件を明示しているわけではございませんけれども、皆さんのほうからはおおむね了解がいただいているというような状況にあります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

おおむね分かりました。それでは、次に4点目の県道遅沢静川線について、伺います。

中山地内約750メートルがまだ、未整備区間ではありますが、すでに9割が測量、土地買収も済み、5月ごろには工事の発注もされると聞いておりますが、夜子沢地内については、いまだ約550メートルが手付かずの状態であります。今、すでにボーリング等がされているようではありますが今後の計画および予定について伺います。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

それでは、お答えをさせていただきます。

県道遅沢静川線は県道でございますので、峡南建設事務所のほうで担当しています。このへんの状況につきまして、ちょっと確認をさせていただきました。まず、遅沢地区は全体計画で約1,300メートルが計画をされているようです。平成21年から、先ほど用地の買収のお話もありましたけど、すでに工事が進められていまして、今年5月には中山橋付近を含めて710メートルぐらいが完成をする予定だというふうに聞いております。これから工事がどういふふうに進むのか、改めて尋ねましたところ平成24年度末、いわゆる建設発生土を搬入するころまでには、工事のほうは終わっていきたいというようなことのお考えも示していただきました。それから夜子沢地区でございますが、先ほどの質問のとおりでございます。現在、詳細設計をしております。明石神社の北側を通りまして、現道を利用しながらということで、夜子沢の河川沿いでございます。夜子沢は砂防河川でもありますので、県が、道路の担当者が砂防の担当者と協議をしながら、現在、詳細設計が行われている状況でございます。

そこらへんの設計がまとまったところで、また改めて地元、それから地権者等々に説明会を開催しまして、個々に交渉に入るとということで、具体的にはうまくいけば24年度ごろ、遅沢地区が終わったところで、夜子沢地区のほうに工事に入れればというようなことで、県のほうから説明を受けております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

それでは、夜子沢地区は発生土の搬入路として使用する予定はあるのか、ないのか、その点についても伺います。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

工事の進捗からして、先ほども言いましたとおり、夜子沢地区については遅沢のほうが終わってからということで、遅沢はできるだけ搬入路に間に合わせるということですので、先ほども搬入路全体の説明をしました。遅沢地区を通過して中山地区を通過のぼっていくということですので、夜子沢地区は通らないというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

分かりました。それでは、次に最後であります5点目に入らせていただきます。

5点目は、町道田原宮木線についてであります。

国道52号線の渋滞時の迂回路として、道幅も狭く、カーブの連続で片側には絶壁、危険な箇所もありますが、利便性が高く、交通量も増し、この地域にありましてはなくてはならない主要道路となっております。平成22年2月、国土交通省で現状のまま横断側溝および舗装がなされたが、本町にはどんな説明がされたのか伺いたい。また、残土搬出路として使用の話もあったと聞いておりますが、その点についても伺いたい。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

それでは、お答えをします。

たしかに田原宮木線は中部横断自動車道の施工に伴う町道の補修ということで、国交省が行ったものであります。その工事をする時点におきましては、工事用の車が通るということで、傷むので補修をしたいということで説明があって工事のほうをやったわけですが、今現在は工事の車両は通行しておりません。今後、通るおそれがあるのかどうなのかということですが、現在のところは承知しておりませんので、改めてそのことが発覚をしたときには、また地域住民への説明、それから安全対策等々は十分していきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

分かりました。

富士川側に防護柵がない、危険な箇所がございます。約145メートルぐらいですが、虎口ロープを張り、大変、危険であります。したがって、ガードレール等の設置についてはどうなっ

ているのか、伺います。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをします。

田原宮木線につきましては、合併以来、19年度まで改良工事のほうを進めてきました。これは町の単独事業で行ってきたわけですが、用地問題で、ちょっと困難なところがありまして、現在は一時中断をしております。本格的な改良は用地の問題があつてうまく進められませんけれども、通行の安全を確保するという観点から、富士川側への防護柵につきましては、今後、検討してまいりたい、こんなふう考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

分かりました。これもちまして、私の質問は終わります。

○議長（望月広喜君）

以上で伊藤文雄君の一般質問が終わりましたので、伊藤文雄君の一般質問は終結いたします。次に通告の2番は、望月寛君です。

望月寛君、登壇してください。

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

私は障害者について、お伺いいたします。

私は平成14年3月31日、30年間、同僚や地域の皆さんに支えていただき、60歳の定年を迎えることができました。退職後に働くところを探してみましたが、60歳になると働くところはありませんでした。そのとき、ホームヘルパー2級を取得すれば、働くところがあるかもしれないとアドバイスをいただき、早速、申し込み、土日の講習を半年間受け、平成14年2月23日、ガイドヘルパーと2つの資格を取得しました。早速、施設に行ってみましたが60歳の壁は破ることはできませんでした。もう働くことを諦め、少しでも人に喜んでもらえることに取得した免許を使いたいと思って、ボランティアの会に入会し、退職から今日まで少しではありますが、高齢者関係、障害者関係に携わってきましたが、最近になって身体障害者および高齢者について、深刻なときがきていると思っています。早速、福祉課の担当に行き、障害者手帳取得者の平成22年12月31日現在の一覧表をいただき、障害者が多いのに驚きました。

そこで、お伺いいたします。

障害者手帳取得者958人は、何が原因で障害者になったのか、まずお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

身体障害者になられた原因は、個々によりそれぞれ違いますが、身体障害者手帳の障害名で

申し上げますと、最も多い原因は上肢、手であります。それから下肢、足、脚部による肢体機能障害であります。次が心臓機能障害。次が聴覚、耳の機能障害。次が視覚、目の機能障害。次が呼吸器機能障害。次が腎臓機能障害。次が膀胱、直腸機能障害。そして音声、言語機能障害の順となっております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

この障害者には町として、どのような手当をしているのか、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

この障害者の方々には、それぞれの等級によった給付が受けられることになっております。いずれといたしましても、町としましては、障害者の方が適切な給付が受給できるように、ご指導させていただいております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

それでは、話の中でよく出てくる、身延町は透析者が多いという話を聞きますけど、透析者はどのくらいいますか。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

現在、本町において人工透析をしている方は61名であります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

それから、もう1つ。これもよく聞く話ですが、心臓へバイパスを入れたとか、なんとかという話も、今朝も実は聞きましたけども、その人なんかはどのくらいいるんですか。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

その方は24名おります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

それでは、2番目にいきます。

障害者は今、在宅で誰と生活をしているのか、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

障害者の方が在宅で生活の場合、多くの方々は配偶者や子ども、親や兄弟と生活をいたしております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

障害者が両親と生活しているときにはいいんですが、もし両親がいなくなった場合、その人はどのような生活をするか、それが、僕は一番問題ではないかと思います。今の時代は、自分の親もみるのが嫌で、親に分からないように施設へ申し込んでいくという話もよく耳にします。そのようなときだから、特に兄弟があれば、その兄弟が結婚していれば、その奥さんは他人さん、そうなる、おそろくみることは拒むと思うんですよ。

そこで、僕もちょっと施設がどういうものかと思って調べてみましたが、どこでも施設は満タンです。これは行政として、ちょうど学校なんかも統合して空くことが目に見えて出ていますから、そういうのを利用して、そういう人を生活ができるような状況をつくっていただきたい。だから僕は今まで、福祉高齢者ということを書いてきましたけども、やっぱり親を自分が見るのは当たり前だと思うんですよ。それを自分がみるのが嫌でもって親を入れてしまって、そして自分らはぬくぬくと生活している。そういうのをあちこちで見ますよ。それは、僕は絶対、許せないことだと思うんです。やっぱり自分の親は自分でみる。また、自分の家族は本当は自分でみればいいんですけど、兄弟となると先も言ったとおり一方が他人さんだから、私はその人をみるためにあなたと結婚したのではないよという人もあるらしいんです。そうなる、障害者は行き場がないんですよ。そこをもう少し真剣になって、空いている建物もあるんだから、そういうことも考えてもらいたいと思うんですが、どうですか。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

基本的には今、議員さんが申されたとおり、親族の方に見ていただくのが一番よろしいと思います。ただ、状況によって、それぞれ施設のほうに入所されている方もございます。ただ、先ほども申されましたように、施設はなかなか申請してもすぐに入所できる状況ではございません。したがって、いずれにしても在宅の生活の場合につきましては、先ほど言ったような形の中で親族の方にみていただくような形をこれからもしていきたいと考えております。

○議長（望月広喜君）

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

だから、僕が言うのは、もしそうであれば、親と今幾人が生活をしているのか。それをちゃんと把握して、いつも目を光らせていないと、親が亡くなりました、それからその子は行くところがないよということが絶対出てくると思うんです。親がいなくなってから、さあと行って行政へ来られても、お宅は今までうちのほうでは把握していなかったからとなると、本当に行き場所がなくなってしまう。だから、この958人、これを信用しないわけではないんだけど、もっと、せつかく民生委員もいることだから、民生委員はおそらく部落のことは分かると思います。だから、それをちゃんと民生委員にお願いして、どういう障害者がいるとか、僕もちょこちょこ、あちこち行くと、障害者が歩いているのを見ますよ。見れば分かります、僕ら素人でも。あの人は、この人はという人が。やっぱり、そういうのをちゃんと調査しておかないと、急にそれといったときに、うちのほうではと行って、僕が何カ月もかけて山梨県の障害者の施設を調べました。だけど、どこも空いていません。だから、これは困ったなと。

それで障害者も高齢者なんですよ。下手すれば、もしかすると、親より先に逝くかもしれない。それならまだいいと言っては悪いけど、親も安心かもしれないけど、僕が何軒か行っているところは、親は、この子のことを考えると食べるものも食べられない、夜も寝られないと泣いていますよ。だから、もう少し真剣になって、このことについては考えてもらいたいと思います。どうですか、町長。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員のおっしゃるとおりでございますので、きめ細かい調査、その他を考えていきたいと思えます。

○議長（望月広喜君）

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

どうか、よろしく願いいたします。

では、3番にいきます。今までに会社などに仕事の斡旋をしたことがあるか。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

障害者の方を会社に仕事を斡旋した経緯はありませんが、障害者の方が作業訓練や生活指導を通して、仲間づくりや作業能力、社会生活や適用の改善を図りまして、社会復帰の訓練を行う小規模作業所であり、丸滝地内にありますNPO法人 そよかぜワークハウスや下部支所の前にあります、ひまわりの家に自立支援のための紹介はしております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

それは僕もちょいちょい遊びに行って、顔見知りになって、僕が行くと喜んで話をしてくれ

ます。ただ、僕が今日これを言いたいのは、その中に、山梨学院大学で、パソコンの成績表ですよね。こういうものをとっている障害者がいるんですよ。一生懸命になって、僕ら、なんだか分からないけども。それでこれを見れば、通信表でもって1から4までとなっている。4が多いんですよ。1が少ないんです。それで1はなんだと思ってよく見たら、やっぱりなというところが体が不自由だから体操ができない、それが1なんです。

それで僕も毎年、夏と正月のときに、望月さん年賀状を作るんだったら作ってやるよという言葉をかけてくれたんです。僕、今年、作ってもらいましたよ。喜んで作ってくれました。僕にはできませんよ。だから、そういう人も、障害者の中に一生懸命やっているということをおそらく知っていないでしょう。僕はこれを聞いたわけではなく、向こうから望月さん、こういうわけだよといって話しかけてくれたんですよ。だから、これだけのものを障害者が作るように努力しているんだから、もう少し目を光らせて、こういう人にどこかへ仕事を探してやるとか、あとでまた障害者の雇用の問題で出ますけど、そういうところに使ってやるとか、やっぱり、そういうことをしてあげなければ、どうも手を携えてやっているなんていうのは、僕にはききません。どうか、それをよろしくお願いします。

それでは、4番に移ります。

昨年の5月9日の山日の新聞に、身延町大島に肥料を作る作業所が開設されました。それによりますと、20人を受け入れとなっておりますが、今までに、そこへ作業員を派遣したことがあるか伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

ご質問の作業所は、昨年の4月に「社会福祉法人 一房の葡萄」が就労継続支援B型施設としまして、アグリ身延の名称で開設した作業所であります。事業の内容は、一般企業などに就職することが困難な障害のある方に地域での社会的自立を目指して就労や生活、健康管理、余暇活動の支援を行っている施設であります。

昨年の12月に利用希望者から町のほうに訓練等の給付費の申請がございました。町では審査をして、その上で支給決定をいたしました。身延町では本年1月から1名の男性の方が作業所のほうに通所しております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

そこへ僕も行ってきました。そしたら、これが2月9日の新聞で出ました。それで、これがパンフレットになっております。責任者がいまして、作業員が1人いましたけど、身延には障害者というのはいないんだねということ、その責任者は言いました。なぜと言いましたら、募集していたけど、全然来てくれないよと。それで僕も、金額はどうなっているんだといったら、金額はそう出せないけども仕事に来てくれればありがたいんだけどなということでした。だからおそらく、この958人、その中でも、それでも5人や10人はいるかなと思ったけども、ただ1人ということ。だから、もうちょっと障害者を見たときに仕事ができる人があった

ら、やっぱり、こういうところへ率先して仕事をしてもらおうと、家へこもるようなことがないようにしなければならないと思うんですよね。ぜひ、そういうことも今後力を入れてもらいたいと思います。

それから先ほど出ましたそよかぜワークハウス、そこには登録者が24名、それで定員が20名、そして毎日行く人が13名くらい、それはなぜかという、障害者だから起きてみなければ分からない。また迎えに来て仕事場へ連れていっても、降りて、私は帰るよという人もあるから仕事をするか分からないと。それで仕事をしたと思えば、すぐに休憩所があるから休憩所へ行って休んでしまう。それを無理強情に仕事させるわけにはいかないから、ご自由にどうぞでやらせていますけども、だけどやっぱり僕らが行くと気持ちがちがらっと変わってしまって話をどんどんしてくれますよ。

だから、お金がかかるかもしれないけども、やっぱり、こういう人もなりたくてなったわけではないんだから、しっかりみてくださいよ。言ってみれば、かわいそうでしょう、本当に。あの人たちはあの人なりに一生懸命やっていますよ、仕事を。それで取る金は月に6千円から8千円ですよ。給食を頼めば、自分の懐に入る金はないんですよ。ただ、本当に来るっきりで、行って顔を見るのもかわいそう。

町長が一番最初に就任したときに、町長と総務課長でワークハウスへクリスマスに来てくれましたね。あのときには僕は本当にうれしかった。ここを忘れなかったと。町長も就任したばかりでもって思いが通じたなと思って。やっぱり、そこの行事が毎日あるわけではないんだからそういうのは連絡を取り合って、足を踏み込んでくださいよ。どんなに、あの子らがうれしいか。だから、僕が前にも言ったけど、かじか寮とかみのぶ荘とかで、納涼祭がありますよ。そのときだって家族が来ないんですよ。入れたばかりで。入れたときには、おじいちゃん、おばあちゃん、すぐに来るからといって、そんなことは嘘なんです。そこの寮母さんが言うんだから。ああ言って帰ればもう来ないですよ。だから1年にいっぺんの納涼祭にも来ないんだよ。だから、僕が毎年行くたびに聞きますよ。家族に連絡をとっているんですかと言えば、とっていますよ。本当に来ていないんです。入れればおしまいですよ。そういうところへ。課は別かもしれないけど、誰でもいいから、役場の代表だよということでもって、行ってやってくださいよ。

僕も親が身体障害者でもって、長く厄介になりました。だから、よく分かります。親でも、中には隠しておきたいという親もあるらしいです。だから、そよかぜでもって何か行事をしても親が本当に出てこない。20人いても、本当に2人か3人しか出てこないんですよ。なぜといえば、あの子の親があの人だということが言われるのが嫌らしい。どうか、今からでも遅くはありませんから先の施設の心配なんか、ぜひ手を付けてもらいたいと思います。それは家族がみるのが一番いいことだと思います。だけど高齢者を、自分の親をみないんだから、みんな。自分の親をみるのが嫌だから。もらうものはもらうよと。だけどみるのは嫌だよ、苦労は嫌だよだから。

以上で、僕の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

以上で望月寛君の一般質問が終わりましたので、望月寛君の一般質問を終結いたします。

次は通告の3番は、川口福三君です。

川口福三君、登壇してください。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

通告に従いまして、質問いたします。

まず第1点目の消防団員の定数見直しと今後の自治体消防団員の確保について、伺います。

現在、消防団員の現有団員は766人の消防団員により、町民の生命・財産、また防犯・防火の啓蒙等、安心・安全なまちづくりに努めていただいております。

しかしながら、この現有団員の766人に対し、条例の中では860人という定数になっております。この860人の定数は昭和41年、旧下部町、中富町において制定され、また旧身延町においては、昭和30年に制定された条例をそのまま新町になって改定され、860人という条例になっておるわけですが、新町になってもう6年半経過する中で、この条例の定数を見直す必要があるところと考えます。

団員資格においても、やはり町内居住者、また地域に勤務する人、そうした条例の中に制約された団員の条件があるわけですが、そのへんの条件を兼ねた中で、行政として定数の見直しをどのようにお考えであるか、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員の質問にお答えをいたします。

合併から今日までの経過をふまえながら、平成23年度におきまして消防委員会の方々を中心に見直し協議をさせていただき予定でございます。

消防委員会につきましては、昨年11月5日の全員協議会で説明させていただきましたとおりでしたが、委員10名のうち町議会からも代表で3名の議員さんに構成員として参画をしていただきたいと思います。住民の代表の議員さんの意見を十分反映させていただくことができるのではないだろうかと考えているところでございます。

以下、詳細につきましては担当課長に答弁をいたさせますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

定数につきましては先ほど川口議員が言われましたとおり、条例上の定数は860人ということになっていまして、昨年4月1日現在の実団員数の登録者は766人ということで、充足率は89%ということ。昨今、どこの市町村でも消防団員の減少ということで、その市町村等の立地条件等で何人ぐらいの定数がふさわしいかということもふまえまして、先ほど町長が言いましたとおり23年度におきましては消防委員会を構成させていただきまして、これにつきましては、11月5日の全員協議会のほうで議員さんにもお配りしたと思っておりますけども、身延町消防委員会条例につきましては委員の定数は10人とし、消防関係者4名、町議会議員3名および学識経験者3名をもって構成し、これを町長が委嘱するとなっております。

そういったことで、平成23年度について、今の実団員数766人をふまえながら、また、その消防関係者4名、町のほうで考えていますのは現職の正副団長、そして学識経験者につきましては、現在の正副団長のうちから地区1人ずつの3名をすれば、それに議員さん3名ということで協議していただければ、よりよい身延町の消防団員数の定数の見直しがされると思

ます。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

今、766人のうち、いわゆる団員の数の上では766人であっても、現実に居住地を町外にありながら、居住地、勤務地も町外にありながら、団員として活動していただいております。これもやはり、条例からいいますと町内在住、もしくは勤務する者というような1つの条件があるわけですが、やはり高齢化を控えて、過疎化の中でもって地域を守るという観点からこの町外在住していながらふるさとを守ってくれるという団員も、これもありがたいわけでございますが、そのへんは町当局でどのようにお考えでありますか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

今、川口議員がおっしゃいましたとおり、消防団員の資格としましては、住所が身延町か、もしくは勤務地がということですが、今の現状766名のうち勤務地が町内の団員が450名、そして町外勤務の団員が316名、パーセントからすれば約6対4、58.7%、約6割の方が町内勤務、そして4割の方が町外勤務ということで、そして住民登録につきましては居住地が身延町内の人につきましては726名、パーセントで言えば94.8%、約95%の消防団員が身延町に住所を有しています。そして残り5%、40名の団員が町外ですけど、町内の勤務地ということで身延町の消防団員として活躍をしていただいております。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

このデータを見ましても、町内に職場が少ないという関係から町外で働く団員が多いわけですね。そうした中、かつて旧中富町時代にデータをとったケースがございます。例えば昼間の火災で詰所へ何分くらいで帰れるかなど。10分以内で詰所へ5人以上集合できるといったのが13%。その部に15人ないし16人のうち13%というような状況。13%といういわゆる車を引き出してもポンプを放水するまでの人員がそろわないわけですね。そういったようなデータもございます。また各町は、旧町時代に昼間の火災において山林火災でたまたま消防団員がいないその集落において、消防車はあるけども消防団員がいない。そこをあるご婦人が2人で消防車に乗って現場へ駆けつけて、消防団員ないし地域の男の人たちが消火に集まったときには、すでに水が出せる体制であったと。そういった実例もふまえた中で、結局、その火災も本当に消火も早く、大火にならなくて済んだというケースがございます。

今後やはり考えられるのは、昼間の火災、火事は3分ともいいます。結局、そこに行って時間がかかればかかるほど延焼が広がるわけですが、そのへんのこのデータから見ますと、その初期消火体制が非常に不安であると。この点を行政当局として、どのようなお考えであるのか、伺います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

ご存じのように、消防団につきましては非常備消防ということでその上に常備消防として、峡南消防組合本部がおられますのでその連携ということですが、どうしても初期消火には地元消防団の力が不可欠ということで、その地域によっては初期消火にも対応する団員の不足ということは承知もしておりますけれど、その分団等の問題として本部、町の本部としても一緒に協議して、今後の団員確保をどうしたらいいかということと、先ほども言いましたように少しでも早い常備消防との連携プレーをこれからも詰めたいと思います。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

今、総務課長の答弁ですと、やはり初期消火が一番大切であるということですが、私もかつて一般質問の中でこの機器の問題で質問したケースがありますが、今の、町で購入している可搬式の消防車、いわゆる消防自動車は別として、可搬式のポンプ車1つにしても先ほども申し上げましたように、婦人が引き出していってどうこうするというような、いわゆる使えないような車だと、架装が非常に飾り立ててあって、消防経験者であってもちょっと何がどこに納まっているのか分からないというのが最近入れている可搬式の車が多いんですが、そのへん、やはり行政側としても今後まだ考える必要があると思いますが、そのへんはどのようなお考えであるか伺います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

それは、その地域の特性に応じまして大きい車両が入らないとか、そういったところにつきましては可搬式のほうなんですけども、その道路整備等がされた場合にはポンプ車の搬入というか、それぞれ見直し、だから、現状を十分、把握していく中でその地域に合った消火活動に適したということで確認をしています。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

関連してですが、甲斐市の場合、以前、普通車で可搬式の消防車を使っていた。しかしながら、市街地においても、やはり、道路の狭いところがある。そういうような状況の中、最近は軽に切り替えるケースが非常に多い。特に本町の場合は山間地を含んで、道路事情も非常にあまりよくないというところにおいては、このへんも消防団員から要望があったからというのではなくて、もう少し地域を考えた上で行政側も購入等にあたっては検討してもらいたいと思います。

次の消防団員の確保についてですが、先ほども申し上げたように非常に高齢化した中で、各地域においてもなかなか消防団員に入ってくれるという青年が少ないというような状況の中で、確保については行政側としてどのような考えでおられるのか、伺います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この件につきましては、消防団員の確保についての方法論かなと思いますので、担当課長に説明をいたさせます。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

先ほども話をしましたように、全国的にも消防団員の減少には苦慮している。また現有団員につきましても、後継者が育たないということで平均年齢の上昇が進んでいて問題になっています。これは全国的な問題ということで、消防庁におきましても、テレビ、新聞等でも消防団員の募集ということで入団促進のPRをしています。

昔というか、過去においても消防団に入ることが地域コミュニティの1つ、また地元にいる以上は消防団に入らなければならないという義務的な考えも持っていたと思いますけども、最近はその義務感が薄れてきたということも事実です。そういったことを、やはり町のほうでどうしてもというよりは、地元のよく顔を知っている現職消防団の方から地域のため、町のためということで、お願いするほうが一番の勧誘方法ではないかということで、消防団の役員会におきましても町のほうからも団員確保の協力お願いということでは常々申し上げております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

何か、今、総務課長がおっしゃられたように、この町にいて、いわゆる消防団適齢期といいますが若いうちは消防活動をすることは、やはり地域づくりと同時に将来のまちづくりにつながるような活動につながると思うんです。そのへんが、やはり今の状況下で言いますといくら高齢化したとはいっても、地域を衰退する結果はこういったところにもあろうかと思えます。ですから、行政側でもこの団員の確保については知恵を絞っていただいて、この消防活動が、団員の確保が、できるだけ地域が守れるような体制づくりをしていただきたいと。

それと、もう1点は、先ほども定数問題が出たんですが、結局、何か起こって、いわゆる町外に住居もあり、また今現在は地域のためにとって所属しておられる団員においては、今後、やはり、この定数の上でも見直す必要があると。あえて、結局、860人を何人にするかはまた行政側でも検討されると思いますが、このへんもやはり再検討した上で団員の確保にも努めてほしいなと、このように思います。

それでは、3点目に移ります。女性消防団員、または後援隊の考え。

先ほども質問した中で、やはり初期消火体制をつくるにはこうした女性消防団員、または後援隊、いわゆる昼間でも地域におられる人たちの組織が初期消火の体制づくりに必要ではないかと、こう考えるわけですがそのへんは行政側ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これらにつきましても、先ほどの条例見直し等々に関連をしておりますので、先ほどお話をしました。したがって、このことにつきましても担当課長のほうから答弁をいたさせます

ので、よろしくお願ひいたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

女性消防団員につきましては、全国的にも年々少しずつ増加しているということは聞いております。けれど、それもその立地条件等をふまえてということもありますし、また内容を見ますればほとんどが防火、作業服等は一切用意しなくて、その消防団の中の予防PR等を重点的にというところも見受けられます。身延町におきましても、その女性の力というのも本当にすごいものだということも、自分も重々承知をしております。また、これにつきましては、消防もですけど有事の際の救護や救援、援助等を中心での活躍をお願いすることになると思えますけど、今現在、各区へお願いしております日本赤十字奉仕団もその救援・救護というような形でしておりますので、そちらの充実のほうが先かなと個人的には考えます。

それと、もう一つ。その後援隊の件につきましてはですけど、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、火災発生が日中の場合だとどうしても現職団員の勤務地が遠距離で駆けつけるのに時間がかかったり、駆けつける前に鎮火したという形になりますけど、最近の火事、火災、ほとんど自分も現場に行っていますけど、本当にこういうふうに初期消火の重要性、また初期消火にあたっては地元の人たちの活躍によって延焼を免れたという事例も数力所みしております。その場合でも、正式に後援隊として位置づけるのが果たしてよいかどうかということもふまえて、先ほど言いました消防委員会の皆さんに協議していただいて、その身分保障的なもの、位置づけ等も23年度において協議をしていくつもりです。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

今の課長の答弁ですと、女性消防団員と後援隊組織においては今後つくられる消防委員会のほうへお願いするということですね。分かりました。

では、次の火災警報器の設置状況についてであります。3月5日の山日新聞一面トップに出ました、県内の18町村が給付助成。この新聞を見ますと、県下の27の市町村のうち15の市町村が警報器に対して無償給付をされております。本町をはじめ、ほかの2町が購入助成というような状況で、現在、身延町においては37.1%、今戸数が6,100戸ですから、そのうちの37.1%が今設置されていると。この助成はもとより、今の設置状況からいきますと5月いっぱいまでに、これは1つの義務付けになっておりますが、町の考えは現在の設置状況でこのまま推移していくのか。それとも呼びかけをどのような形でしていけるのか。そのへんについて、お伺ひいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これらにつきましては、すでに22年の9月の議会に補正の計上もさせていただいておりますし、設置状況ですから数字的な問題ですので担当課長に説明をいたさせます。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

設置状況は2月末現在ですけど、それから先ほどの3月5日の新聞記事ですけど身延町が37.1ということではありませんで、町独自ではなくて、峡南消防本部の峡南消防本部区域5町の設置率ということで、37.1%、これにつきましても、新聞にもありますけど、昨年12月末時点という数字です。それが37.1%ということですけど、また、これも峡南消防本部のほうで、一応直近の数字はということで聞きましたら、2月28日現在、2月末現在で37.1%から41.5%ということで、41.5%これにつきましては、各町の実態というか、それを聞いておりますので身延町につきましては、44%という計算ですが、設置というような形になっております。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

今、この山日の数値は峡南消防本部のほうの数値であって本町は今現在、44%というような状況ですが、44%ということは、まだ6,100世帯のうちの半分に満たない状況なんです。しかも、期限が5月いっぱいというような中で、これはやはり人命に関わる問題でもあります。最近の町内の火災も平成21年8件の火災によって人家が5件、山林が3件。22年には人家が2件というような中で、21年には2人の死亡も出るような状況にあります。やはり、最近の火災というと必ずと言っていいくらい、死亡者が出ているような報道がされております。その点、この警報器を設置する義務につけては、やはり行政側でも今までこれは広報等でお知らせしたかもしれませんが、この呼びかけ方法には、いろいろあると思います。他町の場合は、個人組織の中で呼びかけをした。また行政組織の中で、組長さんを通じて全戸へ、いわゆる5月いっぱいですよというような形でもって声を掛けたと。ですから、この呼びかけと同時に、これからの町の姿勢というものをもう少し、もっといいアイデアがあれば伺いたいわけですが、そのへん、課長に伺います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

町の広報もですけども、峡南消防本部からの広報ということで全戸配布したり、町の広報でも2回ほど載せまして、また今回、4月の広報にも再度掲載するという事で原稿のほうはしてあります。そして区長会におきましても、昨年の区長会また平成22年の初区長会におきましても、区長さんにも区民への皆さまへの周知をお願いしますということも説明しましたし、また消防団の役員会におきましても、普及活動の協力をということで現に分団におきましては、1軒1軒まわってそこでは消防団員による査察等の実施をしたという報告も受けております。

また、その部分的、新聞にも書いてありますけど購入助成、本当に部分的ではありますけど、その購入助成につきましてもあくまでも呼び水にはなろうかと思っておりますけど、そういったことを通じてそのほかの全世帯を対象に設置の普及をということで、これは先ほどもありましたけど、民生委員さんをお願いして、この助成制度につきましても昨年の9月のときにもお話ししましたし、またこの広報11月号の12ページに、住宅用火災警報器購入費助成制度が始まりましたということで10月1日から。これにつきましては、町のホームページにも載っておりますので、これとここをコピーしたのを作っておりますので、また、この議会の合間にという

か、議員さんにも配布させていただきますので、議員さんのほうからも普及啓発のご協力をぜひ、お願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

先ほど消防団員によるというお話もございましたが、その消防団員が、今、この設置状況等を調査した結果については行政側でも把握しておられるんですか、そのへんを伺います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

その結果は把握しておりません。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

これはやはり、もう期間も迫ったことですからぜひとも全町の消防団員に協力をいただいて、各戸の調査と同時に購入、または購入した際の高齢者においては設置も簡単だそうですから消防団員にさせていただくような措置で、できるだけ100%の設置をお願いしまして、この問題は終わります。

次の行政栄養士配属について、お伺いいたします。

地域における行政栄養士による健康づくり、従来、地域保健法および保健増進法 平成14年法第103号に基づき、食育基本法 平成17年法律第63号の制定により地域における栄養食生活の改善のためさらなる推進が求められる。食生活の改善、指導を含む保健指導の実施により、生活習慣病の予防を図り、保健対策において健康づくりおよび栄養食生活の改善を推進することが一層重要となっています。

行政栄養士による健康づくりおよび栄養食生活の改善が図られるよう、地域における行政栄養士による健康づくりおよび栄養食生活の改善について、平成20年10月、県発第1010003号をもって健康局から通達が出ております。

この食生活、いわゆる食べるという字は人をよくするという字になるわけですね。分解すると、こういう日常生活において誰もが健康にいたいというのは、この食生活にあると思います。町として今後、この行政栄養士を配属する考えがあるかどうか、1点、伺います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

質問にお答えをしたいと思います。

本町では、ご指摘のとおり現在、職員としての行政栄養士は配置しておりません。しかし、事業の都度、必要に応じて町内の非常勤栄養士に指導をお願いしているところでございます。

今後につきましては、住民の生活習慣病対策、あるいは特定健診、保健指導事業、食育の推進事業等がいわれている中でございますので、事業量を勘案する中で、今後、検討してまいりたいと思います。ただし、学校給食については私どもでも1名、雇っているところでもございます。

以下につきましては、担当課長より答弁をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

本町が非常勤栄養士に栄養指導をお願いしている主な事業について、ご報告させていただきます。

最初に母子保健事業としまして乳児検診、0歳児や1歳児や乳幼児健診、1歳6カ月健診や3歳児健診や訪問指導に指導いただきました。また老人保健事業といたしまして、先ほどちょっとと言いましたように生活習慣病健診における栄養の普及活動、それから食生活改善推進委員さんの研修や健康教室、メタボの予防教室や健康相談に出させていただいてご指導をいただいております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

県下へ、結局、行政栄養士、たまたま、この峡南地方には南部町だけだと。あとの市川三郷にしても早川町にしても本町においても行政栄養士がいないわけなんです、先ほどの町長の説明ですと、いわゆる催しがあるときとか機会があれば栄養士をお願いするというような状況ですが、この栄養士の仕事というのは町民の食生活を全体的に指導と、妊娠期の食生活、学童はもちろん、思春期の食生活、成人期の食生活、高齢期の食生活、こうした、やはり年代を追っての食生活の指導も含まれているわけです。

ですから、単なる学校教育だけではなくて、日常茶飯事において町民の健康増進のため、こうした行政栄養士は必要であろうと。今現在、町では116人による栄養改善推進委員によってこうした栄養に関する事業を行っていただいておりますが、先ほども透析、これも61名の町内に患者がいる。また、メタボリックの人が139人と、こうした状況を見ますとやはり食生活によってかなりカバーできる面もあるのではないかなと、こう思うわけです。この食の安全を考えることによって医療費の削減にもなるし、人間、健康であれば医者にも行かずということですから、この管理栄養士こそ町の職員として必要であろうと私はこう考えますが、今後の計画とすれば町としてどのようなお考えか伺います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほど、お答えをしたとおりでございます、今後、業務量等々を勘案する中で検討してまいります。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

今、町長が検討していかれるということですが、こうした峡南地方も少子高齢化の中で、やはりお互いに健康で長生きできるまちづくり、地域づくりをしていかなければならないと考えます。その点、ぜひとも、こうした栄養士の配属を前向きにご検討いただきまして私の質問を

終わります。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

以上で川口福三君の一般質問が終わりましたので、川口福三君の一般質問は終結いたします。一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は、通告4番は野島俊博君です。

野島俊博君、登壇してください。

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

質問の内容であります。4項目ありまして、まちづくり、財政について、教育行政について、地産地消と町の姿勢について質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず、まちづくり集落の整備ですが、近年、スローライフという言葉に代表されますよう、田舎暮らしや自然志向といった考えの中で、田舎での生活が見直されつつあり、U・J・Iターンなど、都会から田舎に移り住む人たちが全国的に増えてきております。

しかし一方、地方においては農山村での過疎化、また少子高齢化が進行し、荒れた田畑や空き家の老化が深刻な問題となっている中で、こうしたふるさと回帰の流れを的確に捉えた手段といたしまして、空き家を定住促進に向けた新たなまちづくりとしての取り組みが進められております。

山梨県の推計人口と世帯数、これは企画県民部統計調査課のデータの社会増減を見ますと、平成22年3月1日現在では県内9人、県外・国外15人、その他1人、このその他というのは職権記載および削除とありますが合計25人、転出は県内24人、県外・国外16人、その他1人でありまして16人の減、22年9月1日を見ますと18人の減、また22年、11月1日現在を見ますとこれは4人増となっておりますけれども、直近の23年2月1日では14人の減となっております。ほとんどの月で転出者が転入者を上回っている状況であります。

身延町過疎地域自立促進計画では、現状と問題点がしっかり挙げられており、その対策といたしまして6項目が挙げられ、しっかり取り組んでいることは十分伝わってはおりますが、かといって、必ずしもこの効果が上がっているとは思われないことも、これも事実であります。そこで政策室長にお伺いいたしますが、ここまでの取り組みをどのように分析され、その結果、原因はどんなところにあるか、これを伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

まず国勢調査におけます人口の推移を見てみますと、平成17年度1万6,334人、平成22年度国勢調査の速報値としまして1万4,460人となっております、1,874人減

少しております。また、平成21年度の住民基本台帳での人口推移を見ますと、増加が390人、減少が741人となっており、合計で351人の減少となっております。

議員ご質問の人口減少の原因ですが、まず減少の741人のうち、お亡くなりになられた方が271人、また転出の方が463人、その他、職権抹消等で7人となっております。町では窓口にて住所を移そうとする方を対象に、社会度理由別調査表への記入をお願いしており、転出の理由のうち第1位は住宅事情で20.9%、第2位は就職で13.9%、第3位は結婚等で13.4%でした。

なお、増加の390人のうち出生が68人、転入者が304人、その他、職権記載等で18人となっております。転入する理由のうち第1位は住宅事情で25.1%、第2位は転勤で10.9%、第3位は婚姻等で7.8%となっております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。

それでは、過疎地域自立促進計画の中で、対策として6項目挙げておりますけども、現況、この6項目、どのような取り組みを行っているのか伺います。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

過疎地域自立促進計画の中で、集落の整備についてその対策として6項目の取り組みを行っております。まず第1項目なんですが、定住を促進するため、各種助成制度の実施および住宅用地の造成分譲を検討する。このことにつきまして、説明いたします。

まず定住促進のための制度につきましては、1つ目、結婚祝金として5万円の支給、2つ目、出産祝金として第1子に3万円、第2子に5万円、第3子に20万円を支給しております。3つ目、就職奨励金としまして、新規学卒者に3万円、転入就職者に3万円を支給しております。4つ目といたしまして、子育て支援医療費の助成として、出生から中学生まで保健対象医療費の全額を町では助成しております。5つ目としまして、不妊治療費の助成もしております。自己負担額の2分の1の額で上限を20万円として年1回、それを通算5回まで助成しております。6つ目としまして、敬老祝金の支給です。77歳に3千円、88歳以上100歳未満に5千円、100歳以上の方に1万円、満100歳のお祝金として30万円支給しております。7つ目といたしまして、福祉教育学校等へ就学される方に奨励金として支給しております。進学が決まりましたら10万円の奨励金を支給するなど、各種助成制度を実施しております。また住宅用地の造成分譲につきましては、定住を促進するためには必要な施策であり、経済情勢等を見ながら、さらにはすでに生活しておられます皆さんが喜んで迎えていただける土地を探して、できるだけ早い段階での実施を検討してまいります。

次に2つ目のU・J・Iターン情報を提供するにつきましては、町のホームページにU・J・Iターンの希望している方たちを対象に転入のためのいろいろな情報、例えば住むための住宅に関する情報、暮らすための各医療機関や商業施設、公共機関等の一覧表や地図の掲載、子育て支援のための保育所、小中学校、高等学校、大学等の一覧表や地図、また先ほどの定住のた

めの各種助成制度や身延町に関する情報など、町のホームページのトップページの1カ所のバナーをクリックすれば、すべて連動して閲覧できるよう、現在作成しており、3月末には完成させホームページに載せる予定です。

次に3つ目のNPO法人や企業等との連携も考慮する中で、空き家や空き公共施設等を体験学習、創作活動の施設や宿泊施設として再生させることも検討し、交流拠点として有効活用を図る。このことにつきましては、のちほど同様な項目でのご質問があるようですので、その際、答弁させていただきます。

次に4つ目、生活道路の整備を図る。このことにつきましては、道路の改良工事や防護柵の設置、側溝の整備、舗装の修繕、除草等、厳しい予算の中ではありますが実施しております。今後も同様な整備を進めていきます。

次に5つ目の遊休農地や遊休施設を活用した都市住民等との交流を推進する。このことにつきましては、地域の高齢化や担い手不足などにより遊休地が増えている状況であります。農事組合法人 手打沢組合、また農事組合法人 結いの里しもべ、また町内の建設会社による農業参入等により、遊休地の解消が図られているところであります。現在は県の指導を仰ぎながら地域に合った農作物を栽培しているところであります。

今後、農作業が順調に行われれば、経営の安定化を目指すとともに、将来的には観光農業としての考え方を持ち合わせているところから、今後の活躍が大いに期待されているところでもあります。

次に6つ目の曙大豆などの特産品を活用した作物オーナー制度を推進する。このことにつきましては、本町の特産品である曙大豆は古くから味噌、豆腐に加工され、最近、JAふじかわによる曙大豆オーナー制は評判もよく参加希望者が年々増える傾向にありますが、現地で直接圃場の管理をさせていただいている方の高齢化などにより、今後については大変厳しい状況が見受けられているところでもあります。

さらには身延町商工会では、曙大豆の魅力を広く知っていただくために取り組んでいただいております曙大豆枝豆収穫体験につきましても県内外より多くの方に来ていただき、好評をいただいているところであります。昨年は圃場面積を増やすなど整備をしてきましたが、悪天候に遭い1日のみの開催となったものの、1日としては過去最高の入場者となったところであります。

以上が、6項目の取り組みの状況であります。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

細かな答弁、ありがとうございました。

そこで空き家バンク、このへんについてちょっとお伺いいたしますけども、地域資源の空き家の活用方策についても、今、言ったように施策を講じていると。そして空き家の存在要因、また空き家バンクの現状と課題等々、十分、分析し、対策を講じているとは思いますが、特に空き家の存在背景には所有者が貸し手、借り手、双方の側から家屋が空き家のまま使用されないように、また空き家の存在要因がそういうことがありますけども、まず1つとして、空き家の所有者が貸すことに家屋への愛着から他人への提供に抵抗がある。2つ目として、賃貸に伴うトラブルの回避のため活用しない。また3つ目といたしまして、家屋の老朽化による改

修が必要となり、持ち主もしくは借主に経済的負担が生じる。このようなことが考えられますけども、そこでこれらの課題をどのように捉えて、今後どのように解決し、人口減に歯止めをかけ、空き家を他地域からの人の呼び込みの受け皿として活用し、まちづくりに生かそうとするのか。また空き家や公共施設の再生の進捗を伺います。お願いします。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

空き家や公共施設の再生の進捗状況についてであります。まず空き家の対策について説明したいと思います。

町では空き家情報登録制度、通称 空き家バンクを設けております。町民の皆さまには広報みのぶなどを活用して登録の呼びかけをしております。また空き家を利用したい方々にはホームページなどを活用して利用の登録を呼びかけているところであります。

今年度はすでに登録があった空き家3棟のうち、2棟に2世帯4名が入居を終え、現在、空き家の登録は1棟のみとなっております。

なお、空き家を利用したい方の登録は13世帯あり、空き家の物件を待っている状況にあります。

また、今年度は山梨県と共同で豊岡地区において、地域に貢献してくれる人に空き家や遊休農地を提供しようとする新たな住まい手と地域のマッチング事業を行ってまいりました。実際に空き家がありそうな大城、相又、横根地域を対象に調査したところ、23棟の空き家が見つかりました。そして所有者に空き家バンクへの登録を呼びかけたところ、将来、使う予定があるとか、年末年始や墓参り等で使うからなど、22棟の所有者に断られ1棟のみ承諾をいただいているところです。しかし、この家屋も非常に傷みが激しく、賃貸より売却に適しているようで、今後、売却を視野に入れ空き家バンクへの登録を行いたいと考えています。

また、この事業ではすでに空き家バンクへ登録のある1棟と相又の町有住宅への利用を呼びかけるため、昨年11月、立川市において山梨県の事業として身延暮らしセミナーを実施しました。21組25名の参加者がありました。そのうち2組5名が12月身延町にお越しください、1組の3名のうち1名が相又の町有住宅に入居が決まりました。周辺の農地を借用して稲作1反3畝と畑を1反耕作することになりました。これは遊休農地を活用しての利用であります。

あとの2名の方は、新たな空き家の物件を待つことになっております。この事業からも空き家を利用したい需要はかなりあり、供給が間に合わない状況がお分かりになると思います。町では、平成23年度も豊岡地区と同じ事業を山梨県と共同して、中富地区と下部地区の2カ所で実施を予定しております。また広報みのぶなど活用し、空き家バンクの登録を呼びかけるだけでなく、少しでも早く空き家を提供できるようにするため、平成23年度国の緊急雇用創出事業を導入し、身延町全域から空き家を探すため空き家実態調査事業を行う予算を計上しております。よろしく願いいたします。

次に公共施設の再生について、説明いたします。

議員ご承知のとおり、今後、小中学校の統合に伴い廃校となる学校が生まれます。昨年4月には豊岡小学校、今年4月には下山中学校が廃校となり、来年4月には静川小学校が廃校となるよう、お願いしているところであります。これらの公共施設については、今後、文部科学省

がホームページに掲載している蘇る廃校施設や全国の各種優良事例等を十分参考にしながら所在地の住民の方々の意見や関係機関と協議しながら、再生の方法等を検討してまいりたいと考えておりますので、議員の皆さまにもよりよいアイデア等がありましたら、町へご指導・ご助言をいただければありがたいと存じます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。この少子高齢化、また過疎化の進行は町民の皆さん誰もが危惧しております。手をこまねているとは思いませんが、過疎化対策の一環として若い人に一人でも多く定住してもらうための施策、他地域からの人の呼び込みにかかる空き家バンク、これは重要な課題でありまして、政策として優先して取り組むべきと考えます。

町では新たなまちづくり施策研究事業、身延町役場職員まちづくり研究グループを若手職員25名で立ち上げ、若い世代の感性で問題点を探り、その解決策を本音で議論し、企画・立案するという研究会を7カ月間続けさせていただいたことがありますけども、新たなまちづくりに積極的に挑戦していくことの決意も迷うところでもあります。これを3年間継続し、60名に修了書を手渡すとのことでもありますけども、人口減の歯止めは待ったなしであります。ぜひ各課の垣根をとって、そして若手の育成に力を注いでいただいて全員が同じ目標に向かって一致団結し、取り組んでいただきたいことを申し添えて、この質問を終わります。

次に、財政について聞きます。平成22年度予算執行状況について。

入るを図って出るを制す、これが財政運営の基本だと考えます。一方、必要とするサービスの水準に応じて負担するのも自治、また今日的課題への対応として政策評価や議会審議、また監査意見、問題発生後の対応方針等の反映が重要でありまして、どのような財政運営を目標とするかは、現在から将来にわたって持続することが可能であることが、これが非常に大切であると考えます。

平成22年当初予算編成方針によりますと、歳入の面では町税などは引き続き厳しい状況、国庫県支出金も整理・合理化などによる減少が見込まれる一方、本町の一般会計の起債残高は平成21年度末で105億5千万円が見込まれ、将来への負担が大きいことなどから一段と厳しい財政運営が予想されるとあります。

予算執行においては、常に職員みずからの発想により経常的経費の節減、節約が必要となり、財政状況については世界的な景気低迷と円高等による経済状況の悪化により、町税収入や地方交付税など、歳入全体の伸びが期待できない状況にもあるとっております。

また、昨年22年3月定例会において、町長さんの施政方針では、今後、地方債残高の抑制は不可欠でありますので、発行に際しては対象事業選択等に十分配慮してまいるとありました。

また決算審査意見書においては、20年度分の歳入の半分は地方交付税が占め、歳出は経常経費の支出が多く財政の硬直化が懸念されるとあり、21年度分においても町税、使用料の滞納が目立つので徴収の強化を図り、歳出においては義務的経費、いわゆる経常経費が大部分を占め財政の硬直化が懸念されるとあります。

そこで、お伺いいたしますけども、町税と義務的経費、投資的経費について、特に扶助費は高齢化、生活保護、少子化対策などの要因から伸びており、また人件費については職員数の削

減、また各種手当の見直しなどによって現在は減少傾向にありますけども、ちょっと考えをほかにまわしますと、団塊の世代の退職によりまして、また、これも大変、厳しいものがあると思います。

以上をふまえて、平成21年度決算、平成22年度決算見込みから見る本町の財政状況をお伺いいたします。財政課長、お願いいたします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

本町の平成21年度決算につきましては、9月決算議会ですすでにご承知のところだと思います。本町の起債残高につきましては、町長のできる限り子や孫に借金は残さないようにや1万6千人で借金して1万人で返すことはよく考えるべきだと、この考えをもとにいたしまして、こここのところ起債残高がかさむような特別な大きな事業を計画されておりませんので、地方債の残高総額は毎年少しずつではありますけども、減少をしているところでございます。しかしながら、事業別に見てみますと簡易水道特別会計や下水道事業特別会計等、現在、事業展開をしている会計につきましては当然ながら地方債の現在高は伸びております。

人間は水のないところでは生活できませんので、本町のような山間地で都会と比べて、大変効率の悪い地域では簡易水道事業等の推進は長期にわたり計画され、今後も建設的的事业は継続するものと思われまます。

このような状況の中で、本町財政健全化指標であります財政健全化判断比率を9月の決算議会で報告をいたしました。町債発行に影響があります実質公債比率も16.7%と比較的落ち着いており、財政の健全化を維持しております。また本町の地方交付税は合併以降、小泉内閣のときの三位一体改革により、平成16年度に50億5,980万円でありました地方交付税が平成19年度には46億740万円、毎年1億円ずつ減少しておりましたが、平成20年度から景気の後退を受けた国からの経済対策や、地域を活性化させるための地方交付税の増額により、平成22年度決算見込み額は50億円を超えることは間違いございません。本町は地方交付税が歳入総額の50%を占めております。したがって、地方交付税が減っていくことが財政状況を悪化させる要因になっております。国が国債を発行してまでも地方交付税を用意してくれているうちはいいわけでございますけども、今後、景気の後退を理由に交付税総額が落ちてくると大変心配であります。

また平成27年度から地方交付税の合併算定替えが終わり、平成32年度までの5年間に8億円以上の交付税が一本算定に移行するという事で減っていくこととなります。これは、決定しております。この5年間は、平均すると1年間当たり1億6千万円以上、毎年、地方交付税が減ることとなります。この一本算定以外にも当然、過疎化による人口減で交付税は確実に減っていくところでございます。

これらのことを考えまして、この交付税の人口減による減および一本算定に移行することによる減を考えますと、今のうちに基金等を積み立て、地方債残高を減らしていくための繰上償還を積極的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。

大変、厳しいというようなことが、ますます、私のほうにも伝わってきておりますけども、次の平成22年度予算執行の年度内の見通しについてでありますけども、これは4日の身延町一般会計補正予算（第5号）により説明を受け、大変、厳しい財政状況であり、いろいろな手を尽くしていることを伺いましたので、これは重複を避けまして次の質問に移ります。

平成22年9月の定例議会、町長の行政報告、町税徴収についての中で、平成19年度には79%、20年度から徴収強化を図り86.8%、21年度には90.1%と聞きました。本町の歳入内訳において、自主財源の占める割合が徐々に小さくなっており、今後、新たな財源確保が見込めない場合、財政運営が非常に厳しい状況が予測されます。

特に工業団地の税収の割合は高いと思いますが、リーマンショック以来、早期退職者を募る企業もあり、現在も大変厳しい状況が続いているようでございますけども、なんとか厳しさを乗り越えて、元気を取り戻してほしいところでございます。

そこで、財政課長にお伺いいたしますけども、町税の収納状況と身延工業団地分はどのくらい見込めるのか、よろしく願います。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

お答えいたします。

平成22年度の町税全体の収入見込み額は14億6,474万円、平成21年度決算額が15億7,448万円でしたので、1億974万円の減額となる見込みです。大きく減額となったのは、町民税の5,792万円、次いで、固定資産税4,056万円、その他、入湯税760万円、タバコ税315万円、軽自動車税49万円の減となる見込みです。町民税のうち、大きく減ったのは、個人住民税で5,492万円の減、心配された法人町民税分は300万円の減となる見込みです。また、タバコ税も値上げの影響で大きく減額になるのではないかと心配されましたが315万円とそれほど大きな減とはならない見込みです。

町民税については、今後も人口の減少、主に労働力人口の減少が顕著であり今後も減少していくものと思われます。また、固定資産税についても地価の下落傾向が続いていますので、24年度の評価替えにより減少が見込まれます。

続いて、身延工業団地分はどの程度見込めるかということですが、工業団地の法人町民税については21年度法人税割が65万5,700円、均等割が442万円という状況ですので、今年も同じくらいは見込めると思います。

個人住民税については、特別徴収分で比較してみますと21年度分が179人、3,336万円でしたが、22年度は163人、2,390万円と16人減、金額にして約1千万円減額になっています。23年度については、現在、申告受け付け中ですのではつきりとは言えませんが、見込み特別徴収対象者が160人ですので、今年度と比較しても、そんなに大きくは減らないと考えております。

固定資産税については、21年度9,830万円が22年度分は2,366万円に大きく減となっておりますが、これは課税免除が大きく影響したもので、23年度は6,191万円となる見込みになっております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。大体、厳しいということで、5千万円、1億円ぐらいの、だんだん減ってくるような感じも受けますけども、働き手がだんだん減少しております。また、工業団地へは多くの町民も行っておりますので、なんとか元気を出していただきたいということで、また工業団地とも連携をしていただいて情報を早く集めていただいて、それに備えていただきたいと。

そこで、次の質問に移ります。

コンビニエンスストアでの納付の検討について、聞きます。

これは単身者や共働き世帯の増加、都市部の24時間化などの社会情勢の変化や納税者ニーズの高まりから、私人への委託が認められコンビニ収納が可能となりました。そして、ある自治体の注目すべき時間帯別の利用状況で見ますと、午前9時から午後3時までの納付が全体に占める割合は41.2%、残り58.8%は午後3時から午後9時までの時間帯に納付されている、そんなふうな自治体もあります。また休日関係なく、いつでも納付ができるということも、これは特筆すべき点であると思います。

このことから、身近にあるコンビニエンスストアを納税の窓口を広げたことにより、納税者に利便性の向上に大きく寄与している自治体もあるようです。そこで、本町においては、行政改革実行プランによりまして税務課の取り組みとして、1.税に関すること、2に徴収に関することの中で、コンビニエンスストアでの納付を検討するとありますが、ここまでの進捗を伺います。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

コンビニエンスストアでの納付について、今、計算センターが中心となって、峡南地区全体で取り組んでいこうということで検討しているところです。ところが、費用が思った以上にかかりそうということで新たなシステム等を利用して、最小の費用で大きな効果が得られるよう課題の解決に取り組んでいるというような状況があります。コンビニで税等が納付できるようになれば24時間納付が可能となりますので、町民の利便性が向上することはたしかですが、そのためのコスト負担が許容される範囲であるのか、収納率の向上に結びつくのか、さらなる検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ある自治体のコンビニ収納の事業において、システム整備費用で5,400万円かかる。またこの下水道の使用料、コンビニ収納における運用費用が480万円ぐらいかかる。大変な費用がかかるんですね。したがって、費用対効果、また手数料とか、督促等のいき違い等、これは入金トラブルも発生しているようです。そういうことも含めて、納付金保全策等も調査・

検討していく必要があるかと思ひます。よろしくひとつ、検討をしていただきたいと思います。

以上で、この質問を終わりたいと思ひます。

次に教育行政について、聞きます。

本年2月19日に平成22年度山梨学校応援団育成事業、峡南地区学校支援ボランティア研修会が開催されまして、教育長さん、教育委員長さんも主催者側で出席されておりますけども、「身延大河内、和田地区、下大島地区のみんなで大河内の子どもを育てる」によりまして、和田地区の芋掘りの体験学習、下大島地区の高齢者と子どものふれあいほか、それぞれの地域の特色を生かした実践発表を聞いたところであります。

両地区とも集落の行事、公民館、育成会行事をはじめ、集落内に昔から残る行事をこなす中で、しっかりと地域全体で子どもの心を育てていること。また地域全体の連帯意識、仲間意識、ひいては地域全体の連帯意識と、望ましい人間関係を育てていると感じたところでもあります。大変、素晴らしい発表でありまして、特筆すべき点は、和田地区の畑に峡南地域の子どもを集め芋掘りをさせ、収穫の喜びを体験させたことが挙げられます。また研修においては地域ぐるみで子どもを育てる事例、板橋区成間小学校の場合と称しまして、成間小学校学校支援地域本部地域コーディネーターを講師にいたしまして、いろいろな研修を受けたところであります。

この中でも特筆なものは、子ども支援教室として赤ペン教室等の運営・支援等々そういう話を聞いて、学校支援ボランティアで学校地域に新しい風を、子どもたちが将来の夢や希望に向かって生き生きと成長していることがよく分かり、魅力ある学校づくり、一歩も二歩も先んじていると感じたところでございます。

そこで質問ですが、子どもたちに豊かな心とたくましさを、子どもたちが活躍する、これからの社会では今日以上に情報化、国際化、そして高齢化が進むと考えます。このような社会ではたしかな思考力、判断力、また情報の選択力を身に付け、鋭い国際感覚や責任感、行動力などのたくましさが大切であります。

また、今後も進む高齢化社会ではいろいろな経験を持つ方々が、生き生きと活躍していかれることが大切であると考えます。今、子ども一人ひとりはずみから行動する力、またみずから未来を切り開く、たくましく生きる力を身に付けなくてはなりません。そのため、教育委員会においては知・徳・体の調和がとれ、創造的に個性豊かな人間性を持って、激しく変化する社会を主体的に生き抜いていける子どもたちの育成が求められます。みんなで大河内の子どもを育てる協議会を経て、今後、地域の取り組みをどのように生かすどのように進捗していくか、教育長に伺います。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

野島議員の一般質問にお答えします。

このことにつきましては、昨年度の3月の定例議会におきまして前山田教育委員長の教育委員長方針で説明をいたしましたとおり、学校応援団設置モデル事業といたしまして大河内地区を指定し、事務局を研修センター内に置き取り組みを始めたところでございます。

いろいろな方々の意見を聞き、みんなで大河内の子どもを育てる体制づくりをして、6月25日にみんなで大河内の子どもを育てる協議会設置要綱原案づくりを終えまして、8月6日にみんなで大河内の子どもを育てる協議会全大会を開催しました。

委員の構成といたしまして、地区町議会議員、それから地区公民館長、各集落公民館長主事、各集落育成会長、身延地区区長会長、各集落区長、町民会議支部長、老人クラブの支部長、交通安全協会支部長、身延駅前駐在所の部長さん、それから学校のほうで大河内小学校の校長、教頭、教務主任、それから大河内PTAの正副会長、総勢43名でございました。こういう形で構成されております。

教育委員会といたしましては、本来、教育とは個人の豊かな社会生活ばかりではなく、社会全体の活性化を実現するものであります。いかなる環境にある子どもたちに対してでも、生まれてから社会に出るまで切れ目なく、学びや育ちを支援していくことが必要であり、地域社会が次世代を担う子どもの成長を支援し、成長した子どもが社会を支えていく好循環をつくることとなるように考え、地域住民、各集落の人たちの理解を得るよう努力して推進を図っていきたいと思っています。また、これをすることが最終的には学校応援団になると私は信じています。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

聞いておりました若い人へのメッセージ、また持続性のある答弁であると思います。次世代を担う子どもの心を育てることを大切な政策として常に一步前の精神で、国につなげていくことをお願いいたしまして、次に移りたいと思います。

行政と地域が目標を意識し、テーマに向かって社会貢献意識をしっかりとって展開していくことが大切であると考えます。

そこで質問ですが、教育長に伺います。どのような将来像を描いているのか、伺います。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

お答えします。

このみんなで大河内の子どもを育てる協議会のモデル事業を通じまして、まず、よい点、悪い点を洗い出しまして、よい点はバージョンアップし、悪い点は切り捨て、1つの身延町スタイルを考えています。将来的には身延町全域にこの運動を展開させたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

今の日本は豊かで便利で、日々の生活を見れば豊かで自由な時代であります。しかし、何か大切なものを失ったとみんなが感じているのも、これは事実であると思います。そのことが問題として顕著に表れているのが教育ではないかと、そんなふうに思うところです。子育てや子どもの教育に関しては昨今は本当に大変な時代になっております。何が大変かと言えば、本当に大変なことは何かということに私も含め多くの人が気づいていないことであるとも思います。

この教育行政の質問に対する答弁に何か気づきのヒントがあるようにも思われますけども、10年、20年はあつという間です。やがてくる人口1万人、しっかり環境を整え、しっかり

心を育てていかななくてはならないことを申し述べて、この件の質問を終わります。

次に地産地消と町の姿勢について、伺います。

今、消費者や生産者を問わず食品に対する不安が高まっております、自給率の低さはもとより食に対する安全や安心についても再認識しているのが現状です。地場産の安全性と重要性を広めるよい機会とも考えます。身延町過疎地域自立促進計画において、食の教育と農の教育を一体として進め、食習慣など子ども時代の食生活のあり方が重要であることから、学校教育の場で食を生み出す農業の体験を取り入れ食についての教育を推進するとありますけれども、食生活の乱れは家庭の食卓、また団欒の欠如と消費者の食に対する意識の低下であり、食と農を一体の行政課題として捉え、その対策として取り上げることは非常に大切なことであると考えます。

そこで、これは産業課長でよろしいでしょうか。地産地消の、ここまでの取り組みと推進状況を伺います。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（申松文雄君）

それでは、お答えいたします。

地域で生産されております農産物を地域で消費しようとする取り組みとして、最近、地産地消の言葉がよく使われております。身近な取り組みとしましては、農林産物の直売所の活用が大きいものと思っております。消費者にとりましては、生産者の顔が見えることから安心と新鮮さに加えまして安く購入できるなど、いろいろなことが評価されまして消費者と生産者の距離感が縮められているところでもあります。

本町での農業経営は決して規模の大きいものではございません。どちらかと言えば、個人経営によるところの兼業農家が多く、今までは多く獲れた野菜などは畑に放置されるなどして収穫などはされませんでした。直売所等での販売が行われるようになりますと、消費者の反応なども聞かせていただくなど畑での作物の取り扱い品種も多くなり、農業への活性化が図られているところでもございます。

さらには、農事組合法人 下部特産物食品加工組合、同じく手打沢組合、同じく結いの里しもべ、最近では建設業者による農業参入も加わりまして特産品の加工・販売、農作物の生産・販売に取り組み、耕作放棄地解消事業の導入をこのきっかけとしまして本町の農業形態も大きく変わろうとしているところでもございます。

農事組合法人では、遊休地の解消などに努めながら種まき体験、あるいは収穫体験など特色ある農業に取り組み、町としても、これら法人の運営には大きな関心と期待をしているところでもございます。引き続き農業経営などへの支援等に努め、地産地消の推進を図っていきたいと考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

そこで、子どもたちのすこやかな成長のため、正しい食の教育が必要であると思います。これは大変、大切なことであることから、地産地消および食の教育と農の教育を一体として進め

るため教育委員会ほか関係課と各課の垣根を取り去って連携して、これを進められないか、そのところをちょっと伺いたいと思いますけど、よろしく願いいたします。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

お答えいたします。

私たちが生涯にわたりまして健康な心身と豊かな人間性を育むために、食べ物を正しく理解し、食べ物が自然の恵みをもとに生育し、それを育てた人々に支えられ、生産されていることに感謝し、食べ物を大切にすることを育む食育の推進は大変、大切なものであるといわれております。

学校では、学校農園による農作業の体験を取り入れる一方、給食におきましてはそれぞれの食材の持っている栄養、さらには食材の生産地の紹介などについて栄養士から子どもたちに伝えられております。私たちが毎日、健康で暮らせることの大切さにつきましては給食を通して教えているところでございます。

町の農業委員会では、昨年、栄養士との情報交換会を開催しました。町内で生産された食材の提供をお願いされる場面などもあり、今後は農事組合法人との情報交換会の場を設けるなど法人としての農業経営の取り組みに資するような機会を、1回でも多く設けていく考えでございます。

農業経営に取り組んでおります農事組合法人では、すでに地域の子どものたちによる菜の花、あるいはジャガイモの種植え農業体験、あるいは保育園児によるところの菜の花の間引き作業、淡竹の収穫体験など、機会あるごとに地域を巻き込んだ農業体験に取り組んでいるところでございます。

学校、家庭、地域での食の重要性につきまして再認識するとともに、現在、それぞれが取り組んでおります食の大切さにつきましても、情報、体験など連携を深める中、機会あるごとに努めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

あと5分だと思いますけども、まとめて終わります。ありがとうございました。

日本では、ファーストフードに代表される食の手軽さが浸透してしまっていて、さまざまな食材や調理法により食の多様化が進み、飽食の時代ともいわれる反面、噛むことが少なくなりましてあごが弱くなり健康にも悪影響を与えていることも問題視されております。したがって、育てること、食べることをつなげることによって、食の大切や命の尊さ等を学習し、豊かな感性を育てていこうとするものであります。

このことは、いつの世も同じでありまして、人間が生きていく上で最も大切なことであるが故、大切な子どもたちのためにぜひ取り上げていただいて、早く一步を踏み出してほしいことを申し述べて、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

以上で野島俊博君の一般質問が終わりましたので、野島俊博君の一般質問を終結いたします。

一般質問の途中ですが、昼食のため、ここで暫時休憩をいたします。
再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（望月広喜君）

昼食前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に通告5番は、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は3点について、質問をさせていただきます。

まず1点目、町立小中学校統廃合問題についてです。

2月7日の、西嶋小と静川小の統廃合についての経過報告会の実施がされました。その報告会に私たち議員も参加をしまして、住民の皆さんのいろいろなご意見を伺ってきました。その報告会の中で住民の皆さんの意見は本当にいろいろな経緯がありました。今まで、地域住民への説明をしてほしいということで求めていたけどなかなか説明がなく、今日、保護者の同意を得たという段階で説明があったけれども、私たちの意見はどこへどう反映したらいいのか、そういう意見やら、10年先の青写真が見えない、ビジョンがないとおかしいという、不安があるという意見、学校がなくなった地域に子どもたちに戻ってこいとは言えない、保護者の意見を尊重したい、いろいろな意見がありました。

一応、意見は続いていたんですけども、時間ということで打ち切られてしまいました。住民の方たちはもっともっといろいろな思いを持って意見を言いたいというようなことだったんですけども、時間ということで打ち切られてしまいました。私はまた、そういう機会をつくるのかなというふうに思っていたんですね。あのままだったら、やっぱり、あの中では不安やら、そして不信やら、不満やら、そして怒りやらが渦巻いていたと思うんですね。このまま終わるわけがない、終わってはおかしいんじゃないかという思いを私は持っていました。そうしたら、この3月議会に提案ということになって、教育委員会の議員全員協議会の説明では地域の発言として保護者の意向は尊重すべきとの意見や、また一部には計画の見直しの意見もありましたが、これらもふまえて教育委員会における会議を行いましたということで、本議会に提案させていただくべき町長と協議を行い、提案をいたしましたという説明がありました。

ああいう、皆さんの不安や不信や不満、そして怒り、そういうものを聞いた中で、教育委員会の方たちはそう判断をされたということで、私には理解ができません。教育委員会の中でどのような話し合いがあって、今議会に提案するようになったのか、説明をしていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

渡辺議員の質問に対して、お答えいたします。

住民説明会は保護者も含めて、両校の地域住民を対象におっしゃられたとおり、2月7日の

午後7時半より中富総合会館で開催いたしました。この説明会については、先ほど申されましたように、議員各位の皆さまにはご通知を差し上げておりましたので多数の議員の皆さまのご出席もいただきました。当日の出席者は、教育委員会関係者を含めて110名ほどの説明会等となりました。説明会での意見ですが、私たちは保護者の判断を尊重していこうという趣旨の発言も多々ありました。また一方、従来からの考え方に沿って計画に否定的な発言を展開される方々もございました。

説明会では、9名の方々からの発言がありました。ほとんどの方は発言をされなかったわけですが、保護者の同意という状況変化の中、発言しなかった方々も含めて私ども教育委員会は、そのあと教育委員会で話し合いをもちましてその結果として、多くの方々に計画の推進についてご理解をいただいたと判断してそして確認をいたしました次第でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

そういう判断をしたということが、私には理解できないんですけども。もちろん、保護者の方たちの重い決断を尊重するという意見もありました。でも、みんな、喜んで廃校に賛成したわけではないと思うんですね。いろんな思いがあって、保護者がそう言うんだったら仕方がないという思いだったと思うんです。けども、中にはやっぱりきちんと説明をして、納得をして、たとえ廃校になるにしても納得を、地域住民の方たちに、みんなそうだと思うんですけど、納得をして、そういうふうに進むんだったらまだやり方として理解はできるんですけど、ああいうふうに、まだまだ、そういう不満とか、いろんなものが渦巻いている中で、一方的に打ち切ってしまうと、それで理解を得られたという判断自体が私は違うんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこは、そういうふうに判断されたというんでしたら、それはそれで、仕方がないことだと思うんですね。保護者の方にしたって、やっぱり自分たちはいろんな思いがあって最終的にはそういう重い決断をしたと思うんです。

けども、保護者の方たちの同意書を、それにもあるように保護者の方たちだってすごく不安を抱えていると思うんです。重い決断はしたけれども、21項目の要望書、それが本当に最後までどうなるんだろうかと。そういう思いやら、本当に子どもたちのために最善を尽くしてくれるんだろうか、この要望書がどうなるんだろうかという思い。それから一番最後にありますけども、地域住民の方々への説明を十分に行い、理解が得られるよう取り組みをお願いするとともにというふうにありますよね。やっぱり保護者の方たちだけ自分たちだけの決断で廃校が決まったということは、廃校というのは1回やってしまったらもう取り返しがつかないことなんですよ。長い歴史のある学校を廃校にしてしまうということは。

だからこそ、やっぱり、地域の皆さんにも十分ご理解をしていただいて、仕方がないけどでは廃校にということだったたら仕方がないというふうに思えると思うんですけども、そうではなくて、あんな形でまだまだ説明してもらいたいことがいっぱいある中でそれを一方的に打ち切ってしまうと、保護者の重い決断を尊重するという一方的なことで3月議会に上程すること自体、私は理解ができないんですね。そういう保護者の方たちの理解が得られるような取り組みをしてほしいという、そういう願いも持っているわけですから。私はもっと時間をかけて、住民の皆さんに理解をしていただくようなことを重ねる中で、廃校になるんだったら、

それはそれで住民の皆さんの判断ですから仕方がないことだと思うんですけども、この段階で、あの説明会の雰囲気の中でしてしまうということが本当にそういう地域の人たちの意見を、一方的に保護者の判断ということで解決してしまうやり方がいいんでしょうか。そこが私、疑問なんです。

教育委員会の方たちは、そういうことで理解を得られたという判断をされたんでしょうけど、町長もそこに同席をされていて、町長にも相談をする中で3月議会に上程をしたということなんですけど、町長はあの雰囲気の中で十分地域の方たちの理解が得られたということで、判断をされたということによろしいんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

それでは、私の判断を今聞かれましたので、私の判断を申し上げます。

2月7日の日の状況等につきましては、渡辺さんも出席をしておりましたので状況はお分かりだと思いますが、あの中で身延町と、それから学校統合を考える会という素晴らしい会がございまして、その会というのは私の判断ですと静川地区委員の皆さんが中心になって、そして大きく身延町も考えたり、そして学校統合を考える、統廃合も考える会だと、こういう会を立ち上げていただきまして、そして前には学校統合に対してまだ会長さんが決まる前ですけども、学校統合に対して陳情書をとっていただいて、私もいただいたとおりです。

その経緯は経緯として、聞くところによりますと2月5日の日に身延町と学校統合を考える会の拡大委員会だったように思いますけども開催をされて、そこで静川小学校と西嶋小学校の統合をどうするかということその会で検討された。これは静川地区の地区委員が中心の会ですから、この会の中でも意見が出る中で会としては保護者の同意が取り付けられていますので、その方向でよいではないだろうかという会の結論に達したというように伺っております。そのことを裏付けるべく、2月7日の日に会の会長さんから保護者の皆さんの同意をいただいているのであれば、私どもの会としてはよかろうと、言葉がちょっと違うかもしれませんが、そういう話がありました。

ただし、今まで反対をしていたにもかかわらず、保護者がなぜここで賛成したのか、そのことだけは聞きたい。こういう質問があったように私は記憶しております。その中で、保護者の代表が、実は町のほうともお話し合いをする中で会合を重ねる中で、21の項目について検討をさせていただいて、町の教育委員会のほうの回答もいただいた。そのことで、私どもは賛成をするようになりましたという話があったように私は記憶しております。もちろん、私はその速記を読んでいるわけではありませんから言葉は若干違うかもしれませんが、ニュアンスはそうだったと私は思います。そして会長さんも分かりましたということで、考える会の会としては賛成ですと言われました。

それに対して反対したのは、その会の会員である2、3の方が反対したように私は考えております。会としては賛成であるならば会長が賛成であるということすでに確約しておりますので、私は住民の皆さんも静川地区も学校統合を考える会、こういう立派な会の皆さんも賛成をしてくれていると、こういうふうに取り受けるのは当然だろうとこういうふうと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

いろいろな地域の考え方がありますよね。もちろんその中にその会も、今までいろんな活動をやってきた会がありました。けども、いろんな考え方がその中にはあって、やっぱり、あの説明会の先ほど多くの方は発言されなかったとおっしゃいましたけど、ああいう場所でなかなか発言は難しいと思うんです。だから何回も、いろんなところで住民の皆さんのご意見を聞くということが私は大切ではないかなというふうに思ったんですね。あそこから出てきたあと、やっぱりいろんな方がいろんな話をされていて、不満やら怒りやらを口々にお話をされていました。

1つの会がそういう結論に達したかも分からないけども、やっぱり、それが住民全体の声ではないわけです。中には賛成の方もいるでしょう、反対の方もいるでしょう。けども、例えば、あのときに保護者の方たちとちょっとそういうのでやりとりがあったときに、そういうものがそのまま進行する中で地域の方たちや子どもたちの中に、そういう禍根を残すようなことにならなければいいなという思いがあったんですね。

保護者の方たちも、やっぱり自分たちの判断ということで決まってしまう、先ほども言ったように決まってしまうという、そういう重みというものは十分理解しているからこそ地域の方たちに説明していただきたいというふうに思ったんだと思うんですね。それはやっぱり、同じ地域の中でいろんな摩擦というか、そういうものが起こるということを一番心配しているわけですから、そういう意味ではそういうことがないように行政もできる限り私は努力をすべきで、みんなが納得したという形で終わらないと、このまま、あの状態では一部の方とおっしゃいましたけど、いろんな方がいて、その方々もやっぱり、統廃合という大きな問題については、みんなが納得する形で解決していかないとしこりが残ってしまうのではないかなと思うんですね。

そういう意味では、私はもっと説明をきちんとやって、今回、3月議会に出すのではなくて、もっと時間をかけて説明を重ねる中で、たとえ統合するにしても、皆さんの理解を得る中で仕方がないのではないかとということになってするんだっいたらいいけど、そうではない段階でするというのはまだ早いのではないかとこのものがあったから、今回、3月議会に出たということで驚きました。

あの説明会でもそうだったんですけど、もう一方的に保護者の同意が得られたんだから、あとはもうそれを納得するしかないというような説明会というのはいかがなものかなというふうに思ったんですね。そうではなくて、そういう説明会ではなくて、みんなの意見を吸い上げるような住民の皆さんが意見を言って、それが反映できるようなものではないと一方的に押し付けられても、それをすぐ納得しろといわれても、私は納得ができないのは仕方がないことだし、私自身、あの説明会では納得できなかったですね。

そのところが、見解が違うといえば違うんですけど、そういうやり方でこれからやっつけられるのかなと思ったら、ちょっと不安になりました。今までやってきたこともそうなんですけども、もうちょっと計画をするときでも地域の皆さんのご意見を聞きながら、その意見を取り入れて計画に盛り込むような形をしないと、決まってしまうんだから仕方がないということと納得はしないけど、仕方がないということで進んでしまう行政でいいのかなと私は思うんですけど、そのへんは、今までの手法ですね、そういうものも考えてそれでいいという判断を

されているのでしょうか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

私たちは、当初から静川小学校、そして西嶋小学校の統合につきましては15回にわたって、説明会を開いてまいりました。そして静川小学校の保護者、PTAの方々、そして保育所の保護者の方から三度にわたって要請書もいただいています。そういうものに対して、すべて誠心誠意あたってまいりました。そして、そういうことを重ねる中でもって、統合の年月日も22年の4月から23年、24年の4月という形でもって何回にもわたって考えてまいりました。そのようなことの中でもって、教育委員会としても誠心誠意、保護者の皆さま方の意見に耳を傾けまして、そしてどういうふうにしていったらいい統合ができるだろうかということは、重々考えてまいっておるわけでございます。

そして、さらに学校統合計画の取り組み状況については、町の広報誌などを通じてその情報と提供は何回にもわたって行ってまいりました。それは平成21年の5月号、7月号、11月号、22年の3月号、10月号と5回にわたって計画の進捗状況、あるいは計画変更の内容等を掲載して説明も行ってきてまいりました。ですから、私たちは誠心誠意、この件に関しましてやってきたと、そんなふうを考えております。ご理解を願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

もちろん、そういうのをやってこなかったとは言っていないんですけども、広報誌でというのは一方的ですよ。やっぱり一方的では見ているかどうか分からないし、そうではなくて、ご意見を直接聞く、こっちから行って、向こうからどうなのかということを知る、そういう機会がないと、保護者の方たち、保護者の方たちにはそういう取り組みをされたというふうにおっしゃっていましたが、保護者の方を含めたやっぱり地域住民の方たちに、そういうことが私は足りなかった。だから、こういう、私からするとすごく強引なやり方で決めてしまっているような思いがするんですけども、そういう意味ではもうちょっと住民の方たちの意見を聞くような場を設定する必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、それについてはどうなんでしょうか。十分、場は設定したというふうに判断されているのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

まず保護者の方々、いわゆる直接子どもたちの教育に関係する保護者の方々の考えを十分理解いただいて、そして、そのあと、住民の方々の意見、考えを、そこでもってご理解いただくというふうな形でできておりましたので、先ほど、最初の答弁いたしましたように、住民の皆さまの考えも私たちの考えも認識していただいたと、そんなふう考えております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

これはあれですね、私は住民の方たちの意見を十分取り上げていなかった。そして最後の段

階に保護者の同意を得たから、皆さん理解してくださいということで、押し付けの不誠実な説明会だったというふうに私は判断しているんですけど、それは見解が違うから、これ以上、話をして平行線のままですから、この1点目はこれで打ち切りますけど、今後、町全体の住民に対して誠意ある説明会、住民の方たちが自分たちの意見が全然、決まったから仕方がないということで取り上げられないのではなくて、住民の方たちだっていろんな知恵や意見を持っていますよね。そういう意見を反映できるような、そういう説明会ではないとやっても、私、意味がないのではないかなというふうに思うんですね。ただ、単にこう決まったから理解してくださいだけの説明会だったら何回やっても意味がないというふうに思うんですけども、今後、そういうふうな形で住民の方たちの意見を聞くような説明会をしていく考えがあるかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

前期計画が終了しましたら、速やかに後期計画の検討を進めることとしております。計画検討にあたっては今までいただいたご意見や答申などを尊重する中で、進めていきたいと考えております。このことは教育長も話したとおり、これまでの説明会でもまた議会の場においても説明してまいりましたとおりでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

ご意見をといっても、私たち議会が白紙に戻せという特別委員会の報告も無視をされている状況ですよね。やっぱり、この前聞いたような皆さんのご意見、私が前にも何回もここで一般質問している中で、この問題というのは町全体に関わる問題なんだから、やっぱり、数が少ないとか多いとかという問題ではなくて、数合わせではなくてこの町をどうしていくのか、この町の子どもたちをどういうふうに、どういうところに力を入れて教育をしていくのかということが見えないんですね。だから皆さん不安やら不満やら持っている。私自身、そういう質問をしてもなかなか答弁が返ってこないということで、私自身もそういうところが見えないというところがあります。

やっぱり、そういうのにきちんと答えていただかないと、せっかく議会でも意見を出しても、それも無視をされる。住民の皆さんもそういう説明会で意見を出しても、それがなんにも生かされることもないということになれば、行政に対する不信みたいなものにつながってしまうのではないかなというふうに思うんですね。そういう意味では、もちろん方針はあるんですけども、押し付けでなくて住民が主人公の、住民の皆さんの意見を反映していくというふうな、私は行政にしていっていただきたいというふうに思うんですけども、そういうことについてはいかがでしょうか。今までは、そういう意味では押し付けだったのではないかな。あまりにも強引なやり方だったのではないかなというふうに思っているんですけども。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

私ども教育委員会は、当初から説明してまいりましたとおり、できるだけ速やかに複式学級の生じている学校について適正規模を確保し、よりよい教育環境の中で子どもたちに学んでもらいたい、そのように考えてこの計画を推進してきたわけでございます。

一方、議員の統合計画に対する基本的認識は、特別委員会の報告書にもありますように、先ほども申されましたように計画を白紙に戻しての見直し、つまり今の計画を否定しているものとするわけですか。こうした大きな基本的認識の違いを持っている場合、物事の捉え方とか感じ方など、そこには当然違いが出てくる、そんなふうにするわけですか。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

だからこそ、話をすることが大切なんではないでしょうか。だから、一方的に計画どおりやるというのは、それはあまりにも強引なやり方で意見が違うからこそ話をし、ではどこでお互いに折り合いをつけて、町、子どもたちのために一番いいことなのかと。違うからこそ、話をすることが必要ではないですかということを行っているんです。そのところが、いろいろ出たけれども意見が違うから、自分たちの思うとおりになってしまうということが強引だというふうに私はさっきから言っているんですけども。だから、話し合いをするという考え方はなかったんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

私たちは、長い間、子どもたちのために思いまして充実した教育環境をつくるためにはということでこの計画を推進してまいりました。そして保護者の考えも誠心誠意、伺いながら、一番いい統合の方法はということで進めてまいりました。決して、一方的な考えで進めてきたというわけではございません。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私には一方的に思えるんですけど、先ほど言った適正規模とか言っていますけど、少ない人数がいいとか、いいや少ないのはよくないとか、保護者にはいろいろあると思うんですね。だから、計画どおりにいくのではなくて、そのところをどうするかということをお話して、皆さんに、全町に働きかけたことがありますか。前期計画の1つの、静川小学校の統廃合ですよ。その計画に基づいてやるわけですから、その1つなわけですから、自分たち教育委員会はこういうふうにするということで全町の皆さんに話をし、こういう方針でいきます、私たちはそういうふうにするから、皆さんのご意見はいかがかということをお話して、そして合意のもとで計画を立てるんだとしたら分かるんですけど自分たちはそういうふうにするとおっしゃるけども、いろんな考え方があるわけではないですか。では、少ない人数でもいいよという人たちの意見はどうなるんでしょうか。そういう意見、もちろん少ない人数では困る、少ない人数でいいという、いろんな意見があるわけですからそういうもの、皆さんのご意見を聞くということをお話して、まず最初に、私はしてから、計画を立てるべきだったと思うんですね。

議会が途中で白紙といっても、そこでも意見の相違だから自分たちの思う方向にいくというのは強引としか、私には考えられないんですけども。

いろいろな考え方があるということは、理解をしていただけるんでしょうかね。そして、そういう人たちと話をして、教育委員会としてはこういう方向でいくという、そういうものがあればいいんですけど、そうではなくて自分たちの結論で進んでしまうというのは強引だと言っているんです。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

先ほどから申し上げておりますように、前期計画が終わった時点で次のことはいろいろな方々の、あるいは話し合いを経て、次の計画を考えていくというふうに申し上げております。そのとおりに進めます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

あくまで、前期計画はしてしまおうということなんではないですか。そうではなくて、その前期計画も計画の一部ですから、その計画を立てるときにはそこも考えてほしいということで、今回の静川の問題が決まる前に私たちは提案をしているわけですから、そこでやっぱり検討していただきたかった。今さら、出てきたところですから仕方がないことですがけれども、そういうふうに思います。

同僚議員も全協で質問をしたんですけども、3月1日に富士川町の中部小学校の記事が出ていて、今年の4月から11人になるけど地域の人たちも盛り上げて学校の統廃合なんてことは全然なくて、地域の人たちと一緒に学校を盛り上げていくというような記事があったんですけども、それはきっと、どういうまちづくりをするのかということにも関わってくると思うんですね。このところの統廃合を見ると10何人の規模のところは南巨摩でも西八代でも統廃合されている段階で、まだ11人、でもそんな統廃合という問題が出なくて地域の人たちと一緒に学校づくりをしているところもあって、これは町長の考え方だと思うんですね。ほかの町ができてなぜ身延町ではできないんでしょうか。町長にお聞きいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

その前に、私がお答えをする前に聞き違っていないか心配なので、ただいま、私たちが提案と書いていたが私たちが何を提案したんでしょうか。そのへんをちょっと聞かないと。言ったことですから言ってください。これも関連をしていますので聞いています。20分も30分も関係ありません。関連していると私は解釈していますから、どういうことを言っているか聞きたい。それがないと、いいや、私が考えているんです。反問権ではないです。聞きたいんです。違います。

○議長（望月広喜君）

町長、今の富士川町の小学校の数人のところで統廃合しないというようなことですから、こちらで。反問権といいましたが、反問権ではないので。

○町長（望月仁司君）

それでは議長の指導ですから、お答えをさせていただきます。

富士川町が、なぜかは分かりません。しかし、私どものほうはなぜ存続しているかは、私には、よその町のことですからこれをとやかく筋合いはございませんので、その点は了解していただきたいと思います。

しかし、私どものほうの町は、統合の町村合併の時点から学校教育をどうするかという部分の検討がなされ、その延長線上で小学校がどうあるべきか、中学校がどうあるべきか、こういう諮問を町のほうからさせていただきました。そして、その回答に基づいて、今やっているところでございます、したがって、それに基づいて私どもは粛々とやっております。ただ、ご案内のとおり、少なければいいという議論もあります。しかし、少なくともはまずいいという議論もあります。その議論の中で、今、私どもが諮問をした町の審議会のほうは、これはこんな少なくともは困りますよ、しっかり検討をなさよということですから、そのために検討をしているものであります。これは当然だろうと、私は思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

これ以上しても時間がもったいないので、2番目の質問に移ります。

国民健康保険税の税率改正についてということで、今議会において税率改正ということで、値上げの提案がありました。今、町民の生活実態を町として、担当としてはどういうふうに捉えて、この提案をしてきたのかということ、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは、お答えいたします。

議員さんの町民の生活実態は把握しているかとの質問ですが、身延町民はもとより、全国的に景気も低迷しておりますことは承知しておられることと思いますが、町では町民の皆さまから提出していただいております町民税、県民税の申告書と兼ねております国民健康保険税の申告書において、また税務相談等においても生活実態の把握をさせていただいております。特に身延町においては少子高齢化の影響を受け、税収の伸びが懸念されているところでもあります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

所得階層別状況ということで、平成21年度の資料なんですけども、加入世帯2,579、この時点ではですね、所得なしが763世帯ですね。80万円から100万円の世帯が半分を超えているんです。52.9%。半分以下の世帯が100万円の所得という、いつも私、国保税が高いという、課長はよそと比べて高くないとおっしゃるんですけど、よそと比べて高くないかも分からないんですけども、この町はやっぱり低所得者が多い町、そして国民健康保険というのは無職の方とか、職人さんとか、自営業とか、本当に景気の波をもろに受ける人たちが入っている、そういう医療保険なんだというところにちょっと頭を置いておかないといけない

んではないかというふうに思うんですね。

3月3日の山日に受診遅れ71人死亡ということで、昨年の民医連の調べで県内でも2人増えて3人が死亡していた。それは国保税を滞納して無保険状態になったり、保険証を持っていても医療費の自己負担分を払えなかったりして受診が遅れてこういう事態になっている。これは年々増えている。これは民医連の調べだから、ある一定期間ですからもっとほかにもいるんじゃないかという、犠牲者がいる可能性があるという指摘がありました。本当に、これが現実だと思うんですね。

だけど、皆さん、国保、保険証がないと病院にかかれぬというふうに思っているから、本当に負担が重くても一生懸命払っているのが現実だと思うんです。けれども払いきれぬという人たちが滞納してしまったりということで、22年6月1日現在で、身延町では国保世帯2,678世帯に対して滞納が260、1割超えていますよね。短期保険証が35世帯、資格証明書、今まで資格証明書が出ていなかったと思っていたんですけど、これ5世帯に資格証明書が出ているんですけども、この資格証明書というのは、証明書はあるけども病院に行かなくて10割払わなければならないということで、保険料が払えない人が、滞納している人が資格証明書をもったって病院には行けないですよ、払えないですよ。ここのところが重要だと思うんですね。

この5つの世帯について、対面して資格証明書を出しているのか。高校生以下はいないのか。それから診療の途中ではないのかという、そういう調べはついているんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

まず保険税の関係ですが、先ほどもお話をいたしました。今、せっかく申告されております申告書の関係でその所得関係等によりまして、保険税が軽減という形もなされております。7割、5割、2割という所得に応じた軽減もされておりますので、所得の少ない世帯についてはそれなりの措置がとられております。

また、先ほど高校生以下の問題にお話がありましたが、高校生以下の子どもさんをお持ちの世帯には滞納世帯でありまして、短期証、半年ごとに更新がされますが、半年の部分の短期証というものは国からの指示もございまして、全員に出されております。

資格証の問題ですが、資格証につきましては窓口にて要請がありまして、そして出しているところですが、資格証を出す前にあなたのお宅は保険料が若干遅れ気味ですので、早期に納付をしてください。納付ができない場合は窓口にて相談に来てくださいというお手紙等々については、再三、出させていただいておりますので、どういう状況か来られない方もおりますので、来られた方については、税担当と国保担当と同席する中で相談等に応じている状況になります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

来られる人はいいですけど、来られない人がどういう状況なのかという把握はどうなんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

ご連絡いただけるようにという通知を差し上げてありますので、それに対応ができるかどうかというのは連絡をいただいている状況によります。先日も、こちらのほうに来られないのでお願いしますというお話がありましたので、職員が出向いて相談に応じているところもございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

分かりました。滞納している人は出向いて来いといっても来られないんですね。だから私は、その職員が行く必要があるのではないかなということで、この前もそういう提案をさせていただきました。

いずれにしても資格証明書というのは本当に保険証がってないようなものですので、これはなんとか出向くなりして、状況も分からないわけですから、診療中かどうかということも含めて、前、私に相談があったときの人の例でいうと、治療の途中だったけども保険証が切れてしまって治療がもうできないという方もいらっしゃいました。そういう意味では、本当に命に直接関わる問題ですから、こういうのはきめ細やかな対応をしていただいて、来られない人たちも困っているわけですから、もうちょっと、きめ細やかな対応をしていただきたいと思います。

今回、6千万円ということで提案がありました。先ほど、7割、5割、3割の軽減があるというふうにおっしゃったんですけども、平等割はそのまま据え置きということで、均等割が上がっているということは1人増えれば1人分増えるわけですよ。そうすると、ご夫婦2人と所得割は計算しなくても、1人で1万300円は増えるということでご夫婦2人だったら2万600円はこの人数の均等割だけでも増えてしまうという状況の中で、今のこの状況の中で増えて本当に払えるのかなということが心配なんです。

この医療費、負担を上げないための町の努力ですね。これは、どんな努力をしているのかということで、ちょっと時間がないので端的に伺うんですけども、2年連続して医療費が高いという指定を受けました。それはそれで仕方がないことだと思うんですけど、どうしたら医療費を抑えることができるかということで、私は介護保険のときもそうなんですけども、やっぱり予防に力を入れていかないとこの抑えはなかなか厳しいものがあるのではないかなというふうに思っているんですね。予防にどういうふうに力を入れているのかということ1点と、それからこの6千万円の負担を住民に転嫁をするのではなくて、行政の中でなんとか工夫ができないものかなというふうに思ったんですね。21年度の各町や市の一般会計の繰り入れを見てみると、身延は1,800万円ということで、市川が1億1,600万円あったんですね。なぜ、こんなに市川はそんなに世帯も変わらないのに、こんなに多いのかなと聞いてみたら、やっぱり赤字のために1億円、一般財源を入れているというんですね。国は、自分たちが補助金を削っておいて、上げるために一般財源を入れるのは好ましくないといっているけども、今、どこも基金なんて底をついていますよね。どこだって、大変な状況ではないですか。その中で、市川はこういうふうに入れている。基金も少しはあるということで1億円とは言わない、その6千

万円をどういふふうに工面して住民に税率を改正しないで済むようにならないかということはやっぱり検討する必要があると思うんですね。21年度の民生費の不用額が6,348万5千円でありますよね。この一部を入れるとか、そういういろんな工夫を、私はできないものかなというふうに思うんですけど。まず何しろ、住民の皆さんの生活が大変で、これ以上、負担を増やさないと、増やしても滞納が増える一方で税収が上がらなくなったら、やっぱり市川みたいに甲府もそうですよね、一般財源を入れる。法定外、ルール分外を入れるということが必要だというふうには私は思うんですけど、その2点、お願いします。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

先ほどの私の答弁の関係で、ちょっと誤解を招くお話が、答弁の仕方があったかなと思いますので、相談に来られない方については、なんらかの事情があつての、こちらのほうから訪問ということで、ご理解をお願いいたします。また税滞納については一切訪問ということはしておりませんので、そこも誤解のないようお願いいたします。

それでは、今、ご質問の住民負担を上げないため町は努力をしているのかというご質問ですが、住民負担を上げない努力というのは、すなわち医療費の削減に結びついていくかと思いません。

医療費削減については、保健師さんによる健康教育、重複頻回対象宅の訪問、ジェネリック医薬品の利用促進、生涯学習課とタイアップしての健康教室、広報誌を利用した医療費節約にかかる広報等を実施しているところでありますが、被保険者の医療費のニーズの伸びで、医療給付費は右肩上がりとなっている現状で、今後も医療費削減については健康な町民を一人でも多くするべく努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、他市町の一般会計からの繰り入れというお話がありましたが、これについては、ただ単に繰り入れをするというのではなくて、これは言うなれば一般会計から借金をしていると、そういうご理解をお願いしたいと思えます。利息がつくか、つかないかというのは、ちょっと私たちのほうでは分かりませんが、とりあえず市川三郷町につきましては、年1億円の借金をしていると、そういうご理解をお願いいたします。その借金というのは、いずれは返さなければならぬと、そういう形になりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

あと医療費の削減というか、なんか医療費の伸びを抑えるというか、かかる医療費は仕方ないですから、そこをいかに医療費がかからないように済むかということで、健診もなぜ健診を受けなかったかというアンケートの理由の中に、11%に費用の問題というのがあったんですね。やっぱり、前に無料だったところが有料になってしまったり、健診を受けるには結構お金もかかりますから、そういうところを無料にしていくということも、私は1つの方法かなというふうに思います。

それから市川の借金というんですけども、これは赤字補填のために繰り入れをしたというふうに言っていましたので。

○議長（望月広喜君）

もう時間が。

○13番議員（渡辺文子君）

では、すみません、最後にリフォームのことなんですけども、これは9月も12月もして、今年度の予算でもかなり多くの自治体がこのリフォーム助成制度をしています。私のところにも、あちこち傷んでいるので、リフォームしたいんですけども、今、そういうリフォームをやっているけど、この町ではできないだろうか。私はリフォームをしたいからそれができるまで待っているけどというような話もあったり、職人さんたちが今、本当に仕事がなく困っている、ぜひこのリフォームを実現させるために頑張してほしいというような話も伺いました。

それで、これは緊急の課題だなというふうに思って今回もお話をさせていただいたんですけど、3日に市川の議会がありまして、市川でこのリフォーム助成事業費が300万円だけでも予算に盛り込んだという話がありました。町長が、地域経済の疲弊は本当に深刻です、町内でお金がまわるよい制度だと判断をしました。使い勝手のよいものに改善しながら、町の主力施策にしていければと考えていますと答えてくれました。

町長は、県とも相談をしながらこの制度をとというようなご答弁だったんですが、その後の進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺君、時間を超過しております。

最後の答弁を。

○町長（望月仁司君）

12月の定例会でも同じ質問をいただきまして県のほうとも相談をしておりますが、県のほうも議会中でございますので今ここで結論は出ておりません。検討をさせていただきたいと思っております。

○13番議員（渡辺文子君）

以上、私の質問を終わります。

○議長（望月広喜君）

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。一般質問の途中ではございますが、暫時休憩をいたします。

再開は2時15分といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次の通告6番は、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変お恥ずかしいのですが、この質問要旨が間違っておりましたので、訂正をさせていただきます。

2番の本計画の実施には61億2,400万円がというふうにありますけども、これは30億6千万円です。何カ所もあって本当に恥ずかしいんですけども、5番の下田原は上田原の間違いです。それから7番、下部処理区では毎分200トンとありますが200リットルですね。それから8番の最後のところ、すべて個別処理区的とありますが、個別処理区の間違いです。

以上、訂正させていただきます。

通告に従って、質問を行います。

昭和33年4月に制定された下水道法第1条には、法律の目的として、この法律は流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項、ならびに公共下水道、流域下水道および都市下水道の設置、その他の管理の基準を定めて下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とすると定めております。

本町の下水道計画は、この法律の目的のうちの流域別下水道整備総合計画と公共下水道の設置、その他の管理の基準に沿って行われているものと理解しておりますけども、このたび平成22年度身延町生活排水処理計画概要版というものが提出されました。本日、一般質問でいくつかの事項を確認したいと思います。かねてから、下水道事業は非常に金がかかるもので、本当にこんな田舎に大都市と同じような下水道が必要なのだろうかという疑問を持っておりました。そういう意味で、今回の下水道計画の見直しは大変よく理解できるし、賛同できるものであると考えております。

そういう観点から、質問を行いたいと思います。

はじめに、本計画は平成20年9月に国土交通省、地域整備局下水道部より発行された効率的な汚水処理施設整備のための、都道府県構想策定マニュアル(案)に準拠して策定されたということですが、こういう考え方というのは、従来からあったのかどうか。また、新たに排水処理計画はいつから始めて、いつまでに実施する予定であるのかという2点について、質問したいと思います。

○議長(望月広喜君)

町長。

○町長(望月仁司君)

それでは、お答えいたします。

本計画につきましてはご案内のとおり、平成17年度に策定いたしました身延町生活排水処理計画から5年が経過をしております。社会情勢が変化していること、あるいは未着手になっている下山処理区、久那土、常葉の3地区を今回、集合処理区として処理するのか。それとも個別処理のところの合併浄化槽で行うのかについての排水処理計画であります。これらにつきましては、ご案内のとおり大変地方の財政を圧迫しているというようなことで、最近ということではございませんけども、3、4年前からそういう考えが出てきたところでもございます。そして、私どもの町におきましては、久那土処理区と常葉処理区については合併処理区から個別処理区とし、下山処理区は引き続き集合処理区域といたしました。

実施につきましては、当然ですけども実施計画を策定して実施することになります。したがって、地域の实情や財政状況等を勘案する中で、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

本当に、こういう見直しがされるというふうになっていること自体が、下水道にいかにか金がかかってきたかということを示していることであると思います。

今、下山処理区だけは集合処理区として変わらず計画を行うというふうなお話でしたけども、今からいろんな状況を判断して実施計画をお立てになると思いますけども、あまり金がかかるようであれば、この集合処理区から下山も個別処理区に変わるということはあり得るんじゃないか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

当然、お金がたくさんかかるとすれば、当然検討はさせていただきます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

平成16年9月13日に3町が合併して、6年半が経過したわけです。その合併の当時、旧3町それぞれいくつかの問題点を抱えながら合併したというのはご存じのとおりであります。この下水道に関しましては、旧身延町では昭和50年代の終わりごろに、家庭雑排水の処理をどうするかということが議会で質問されまして、下水道計画のスタートが切られたような感じがいたしますが、旧中富町では昭和63年3月に中富町議会の一般質問において、当時の望月満治町長が農村集落排水事業によって行うと答弁しており、全戸加入でなければ割高になるとまで言及しております。

旧下部町においては、今になってみればよかったなと思われるところもあるんですが、当初、下部、久那土、常葉を集合処理区として行う計画でしたが、結局、いろんなことの遅れから、現在、下部処理区だけが集合処理区となり、新身延町になってからなったわけですけども、そういう形になっております。下部地区におきましては、今の下部処理区とそれから上之平と北川の小規模下水道建設ということに留まっているという状況でございます。

金がかからなかった部分だけは、下部町はよかったのかというふうな感じがしないでもありませんけども、おそらく身延にしても中富にしても流域下水道計画ということで県からのいろんな働きかけがあって、こういうふうな形になってきているんじゃないかと考えております。

合併直後の平成17年度の計画を今、町長のほうでおっしゃられましたけども、この久那土処理区と常葉処理区、それから下山処理区と計6億2,400万円ということでしたけども、久那土、常葉は今回の計画で全域個別処理に変更ということで、今後、下山処理区が3億6千万円ということで実施されるわけですけども、この財源はどこに求めることになるのか、お聞きします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

下山の処理区については、まだ集合処理区として残っております。そして、これはあくまでも概算ですし、議員ご案内のとおり30億6千万円がもしかかったとしますと、どのくらいかということですから、概算ということをご理解をいただきたいと思います。

国庫の補助金は当然2分の1でございますので、これは15億3千万円でございます。それから町債につきましては国庫の補助残の90%ですので、事業費でいきますと45%にあたります。これが13億7,700万円になります。そして残りの5%につきましては、受益者負担金、ご案内のとおり各戸から今現在は20万円ずつ各戸負担金としていただいているんですが、これを20万円で計算しますと、今、下山で486戸を想定しております。これを掛け算しますと、9,720万円になります。そうしますと、単純に一般会計から繰入金というのは5,580万円になるかと思えます。

いずれにしても、調査、それから受益者負担金、それから一般会計の繰入金、こういう形、それに、もちろんですけども、国からの補助金をいただいて工事を進めていくとこういう状況でもございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今まで、どのくらいかかっているのかというのが、ちょっと、私、本当に疑問でありまして、中富町、身延町、下部町の各旧町時代の議会広報を見てみました。身延町については、ちょっと計算がしきれなかったんですけども、というのは長年にわたっておりまして、身延町が一番早く、帯金・塩之沢の下水道から始まっているわけですけども、ちょっと計算が間に合わなかったんですけども、中富の場合は、はじめに県代行ということで、これ、広報によりますと44億円。それから町の事業を全部特会で計算いたしますと、約73億円。計120億円近くの事業費がかかっているということでよろしいのかどうか、このへん、もしお分かりになれば、旧身延町、旧下部町の方もここで分かればということでお願いします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これは数字的なものですから、資料ですので、課長のほうに回答をさせますので、よろしくをお願いします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

身延、中富、下部、すべて、手元に資料はございません。今現在、ここで申し上げられません。申し訳ございません。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

いずれにしても、大変、多額な費用がかかっておるし、今後もこの下水道の建設については

いろんな見直しをしていかなければならないんだろうなというふうに考えております。

それから、この次の質問に移りますけども、この概要版によりますと、汲み取り便所の戸数が下山247戸、久那土243戸、常葉183戸ということでございますけども、今、皆さまのお手元にあるように、地区別汲み取り式戸数ということで見ていただきますと、下山は今、247戸、それから常葉が183戸、久那土が243戸ということで、全体で6,007戸あるうちで2,391戸がいまだに汲み取り、いまだにというと、ちょっと汲み取りを使っている方に失礼かも分かりませんが、そういうことになっております。これは、計算上は39.8%が汲み取り式の便所になっているということでございます。

身延町全町ではということで、質問する予定でしたけども、こういうふうに皆さまのお手元にもあるように表になっておりますので、次の質問に移りたいと思います。

本町下水道条例第4条には、公共下水道の供用開始の日において、排水設備を設置すべきものは供用開始の日から3年以内に汚水と雨水を分流して、当該排水設備を設置しなければならないとありますけども、排水設備を設置すべきものというのは町を指すのでしょうか、それとも住民を指すのでしょうか。この条文だけではちょっと理解できませんので、どちらかお答えください。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

住民の各世帯ということでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

この条例を文言どおりに解釈すると、供用開始から3年以内には処理区に該当する全世帯が接続のために汲み取り式を水洗式に変えなければならないのではないかと思いますけども、もし、そうであるならば、住民の理解が十分に得られた上ではないとこの計画の成功は疑わしい。これはあえて、中富地区のことを言わせていただくと、中富はいまだに非常に接続率が低いと、このへんにもつながっているのではないかと思いますけども、こういう住民の理解が得られるというふうに考えているのか。あるいは供用開始から3年以内にはすべての世帯が接続できるような、そういう状況が実現できると考えておられるのか、見解を伺います。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

中富処理区につきましては、平成14年から供用開始しておりまして、加入状況が悪いわけですが、今現在、町外者とか、高齢のためとか、資金不足のためとかというような理由で、全戸の加入が今、進んでいない状況でございます。

下山につきましては、当然、町で下水をやるといいましても地域の人たちがこういう時代ですから加入してくれなければ下水道建設につながらないということです。地域の9割以上の要望がございましたときに、町の実施計画等を立てまして町の財政状況も勘案する中で進めていきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

下水道条例第25条には除害施設の設置について定められています。除害というのは害を除くという意味ですけども、下山にはいくつかの工場がありますけども、これらの工場には除害施設の設置が必要であるような、そういう工場はないのでしょうか。もし該当する工場がある場合には、その取り扱いはどのように行うのか、その点について伺います。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

現実には水素イオン濃度、ペーハーの基準が5から9というような形の中で、身延町の下水道条例に載っております。それをクリアできないものについては除害施設を造らなければならぬということなんですけど、今現在、工業団地にある会社が実際そうなのかどうかは調べておりません。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

下山地区を処理区にするということであれば、当然そのへんは確認していただかないといけないと思いますので、先ほどの汲み取り式を水洗化することに併せてそういうこともぜひ調査していただきたいというふうに思います。

私、ちょっと先ほど訂正いたしました上田原地区についてお聞きします。

旧下部町に属していた上田原地区でありますので、ちょっと、私、下田原と上田原を勘違いいたしましたけども、まさか上田原地区に中富処理区への接続ということがあるというふうには思っていなかったので、ちょっと勘違いいたしました。

今回の見直しによりまして、上田原地区も個別処理に変更され、大谷津、小田原の、いわゆる宮木田原線の流域と、それから小田原というのは一番、富士川に近い場所ですけども、ここが個別処理として扱われることになっております。

このほかに下水道に接続ができない地区が、当然、中富の広い土地の中にはあると思いますが、これらの地区につきましては、今回の見直しの中には特に組み入れられていないようですけども、その取扱いは今後いろいろな面で見直しをされていくんでしょうけども、今のところ、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

お答えいたします。

現在、下水道処理区域になっているところ以外につきましては、平成17年度に排水処理計画を策定したときに、すべて調査等をしまして集合処理にはならないということで、個別処理区域としております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そうしますと、中富処理区で中央処理区になっている地域のほうが面積的には小さいんではないかと思えますけども、当然、52号線に沿った地域は含まれていると思うんですけども、それ以外の、ちょっと奥まった地域はすべて、単独処理ということによろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

中富処理区以外にすべて単独ということで非常に集落が点在しておりまして、費用対効果の関係をみますと認可がとれないということで、今、処理区以外については個別浄化槽ということになっております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そうなんです。中富がなぜこの下水道の問題で集合処理にしたのかということが非常に私には疑問だったわけですけども、はじめの考え方は、さっきも言ったように、望月満治町長のときには集合処理区についてはまったく考えていないというふうな、合併浄化槽とか、そういうふうな形で処理するのがいいだろうというふう考えたのが、たぶん、県の関係の圧力というか、そんなふうなことで変更になったのではないかなというふうに推測するしかないんですけども、そういうことで、中富処理区の現在の状況はそんなに改善できないのではないかとこのように考えておりますけども、地元のご出身であります町長は、どんなふうに思いますか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

県の圧力というのは、私には理解が全然できませんけども、当時、合併処理がよからうということで立ち上げたことには間違いないだろうと。しかし、その後の情勢から一人暮らし等々が出てまいりまして、残念なことに今、75をまだ切っているというような状況ですので、これについては私も毎回の議会の中で皆さんにお願いしておりますとおり、ぜひ議員さんも一緒になって接続するようお願いしたい。そうしないと、自治体経営ですから大変になりますのでぜひお願いします。私も努力はするつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それで、さっきも汲み取り式のことについて質問したんですけども、汲み取りが中富地区というのは割と少ないんですね。曙はちょっと多いですけども、その他の地区はほとんど汲み取りはないということで、これだけ、要するに水洗式になっているのにもかかわらず接続ができないというか、接続率が高くないというのは受益者の負担金にも問題があるというか、受益者の負担金20万円が払えないからなのか。あるいは、もっとほかに問題点があるのか、その点について、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

先ほどもちょっと言いましたが、平成18年8月に下水道未接続世帯、各戸について、早期接続のお願い文書等を出しました。これによって、返ってきた答えが高齢のためとか、資金がないとか、町外に在住しておりこちらに居住していないものですから今のところ接続できませんといった理由が挙げられます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

なかなか、そういう状況では、あまり、われわれとしては進めるのはどうかなというふうな感じもいたしますけども、次に下部処理区の問題について質問します。

私、石和温泉の会社に勤めていた経験がありまして、ちょうど、私が勤めているところに石和の下水道もできたわけですけども、温泉ですから毎日温泉のお湯が排水されるわけですね。どうしても、その旅館、ホテルの下水道への接続率が非常に悪くて問題になっていたように記憶しておりますけども、新設の下部処理区でも同じような問題を抱えているのかどうか。計算上は、高温源泉が毎分200リットル、1日約29トンが消費されて排水されるという計算上なるわけですけども、この処理はどのようになるのかということと、また温泉成分については排水する前になんか特別な処理をする必要があるのかどうか。この点について、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

下部の温泉の下水処理につきましては、温泉成分調査の結果、水素イオン濃度、ペーハー9.32ということで基準値の5から9の範囲に入らないということでありまして、温泉水を流すことによって、当然、下水道の施設での金属の腐食や微生物が死んでしまうということで流せないんですが、流す場合には現在、旅館の湯船は下水ではなく、洗い場だけを分離して、下水のほうに流していただきたいというような指導を行っております。したがって、温泉を流すには分離しますと持っていくところはありませんから、当然、除害施設で処理していただければ下水道のほうに流せるということになります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

まさに、そのへんが心配だったわけですけども、どっちにしても、洗い場で使う水と温泉を分けるとか、除害施設を造るとか、付けるということになると費用がかかるわけで、ご存じのように非常に下部温泉も苦しい経営状況が続いているという旅館、ホテルが多いわけですけども、今現在の旅館、ホテルの接続状況はどんなふうでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

現在の旅館、ホテル等の接続戸数は2月28日現在では、ゼロでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変、大きな問題であると思いますし、言わせていただければこういうふうなことを下部処理区を建設する前に、きちんと住民あるいは旅館、ホテルのほうに説明があった上で、こういう計画に取り掛かったのかどうか、その点をちょっと確認したいんですけど。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

お答えします。

この下部処理区につきましては、地元から下水道の促進委員会という形の中で、下水をつくっていただきたいという要望があったことによって、事業を町のほうで実施しているという経過がございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それはちょっと、そういうふうな要望があればやるということはもちろん、住民にとってはありがたいことではあるでしょうけども、すべて受け入れることではないというふうな行政の状況もあると思いますけども、にもかかわらず、なぜ下部処理区はすでにでき上がっているわけで、今さらどうということもできないでしょうけども、こういうことがまさにその接続率の向上につながらないし、余計な金がかかる問題なのでその点については指摘しておきたいと思います。

帯金・塩之沢処理区、それから角打・丸滝処理区、身延処理区の3つの集合処理区に含まれていない地域につきましては、今回の計画にも含まれてはいないんですが、これはすべて個別処理ということになるのかどうか。あるいは、新たにその集合処理区を設ける計画があるのかどうか、この点について伺います。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

お答えいたします。

平成17年度の身延町生活排水計画策定の際に、身延地区全域を調査する中で生活排水処理計画における集合処理区域以外はすべて個別処理区域となっております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

分かりました。それは個別処理のほう金がからなくていいんだろうなというふうに、私としては考えます。

先般、空き家対策で質問した際に汲み取り便所でもなんら問題はないという、そういう答弁

がされたように記憶しておるんですけども、衛生面から、都会から移住してくる人にはイメージ的にも汲み取り便所よりも水洗便所のほうがいいのではないかなというふうに考えるわけですが、今後、汲み取り式から個別集合処理にせよ、浄化槽または下水道方式に変更していくというのが基本方針であると思いますけれども、その点について、今後、できれば集合処理方式は、今回の常葉、久那土だけではなく、できれば個別処理によってやっていくほうが財政的にも大変ありがたいことではないかと思うんですけども、そのへんの基本方針はどのようになっているのか、ご説明ください。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

本計画では、集合処理区域は下水道、それ以外の区域は合併処理浄化槽といったことで、すべて集合処理にするということではございませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

旧身延町でも、旧中富町でもはじめは、もうすべて集団的な、いわゆる処理区方式ではなく、いわゆる北川とか、上之平と同じような処理方法が適切ではないかということやってきたようですが、いわゆる都市であればそういう下水道がなければおそらく処理できないのではないかと思いますけども、身延町のように非常に家屋が散在しておりまして、地域的にまとまりのない、こういう場合には農業集落排水施設のような形が最も適しているのではないかなというふうに思いますので、そういう形で今後、進めていくのではないかと思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

先ほども申しましたように、処理区域以外はすべて個人設置型の合併浄化槽という形の中で考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

その場合、いろんな助成金というか、補助金というか、そういうふうなものが用意されているというふうに条例にあったように思うんですけど、その点についてお伺いします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それにつきましては、合併処理浄化槽整備事業補助金ということで、例えば5人槽であれば33万2千円の補助という形の中で、現在、整備をしております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

5人槽以外の、もっと大きくなった場合はどうなるのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

7人槽、10人槽、階層がございまして、7人槽の場合は41万4千円、10人槽の場合ですと54万8千円、ほかに11人槽から20人槽につきましては93万9千円、21人から30人槽までにつきましては147万2千円、31人槽から50人槽につきましては203万7千円、51人槽以上になりますと232万6千円の補助金額を出しております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そういう補助金が出るということをおそらく住民は知らないのではないかなと思いますけども、いつか大炊平地区に行ったときに、集中的に合併処理槽の計画というか実施をしていたように思いますけども、そういうふうに各地域で、そういうふうな合併処理槽を造るということをしてPRしながらやっていくという計画はあるのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それにつきましては、市町村設置型事業ということになるかと思えます。ただ、これにつきましては、事業の実施要件として10戸以上の合併処理浄化槽が設置される1団地。1集落で10戸以上ないと市町村設置型で浄化槽が整備できないということでありまして、これにつきましては、当然、事業費対象経費が国庫補助金であること。また、起債対象でやりますから、当然、対象基準の10戸以上まとまらないとできないということでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今後、できるだけそういう補助金の制度についても周知しながら、汲み取り式から、そういう浄化槽方式に転換していただきたいと思います。

最後に峡南衛生組合におきましては、汲み取り式トイレからのし尿とか、浄化槽の引き抜き汚泥などから発生するいわゆる脱水汚泥というものを堆肥にリサイクルする事業を実施しております。峡南1号という名前で販売をしているわけですが、町にも、今現在、終末処理場というのが5カ所ですか、あるわけですが、この汚泥処理はどのように行っているのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの意見に回答する前に、ちょっと下部の下水道の関係で補足をしたいと思いますが、時間をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

会計課長。

○会計課長（赤池義明君）

それでは、私は今、担当ではないんですが、以前、下部の処理区を私が担当させていただいたということで、住民説明会の経過を説明させていただきます。説明会の中で下部で一番困ったのは、やはり温泉水ということでございましたが、温泉水のほうは林務環境事務所のほうに私ども相談をさせていただき、温泉水の調査をしていただきました。

下部川の流量だと、下部川に温泉水をそのまま流しても大丈夫だろうと。最初は、除害施設を設けなさいという話だったんですが、大丈夫であるという見解をいただきました。その見解をいただいた中で下部の温泉水については分離し、申し訳ないんですが洗い場のほうは下水道へ、湯船のほうは川へということで説明をさせていただきました。説明会のたびにそのような説明をさせていただいた経過がございます。という状況の中から、住民の皆さまにご理解をいただきながら、今回の下水道の促進になったということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう1点。今の浄化槽の話ですが、これも旧下部町から持ち上がった市町村設置型ということで、合併して、すぐに周知をまわらせていただきましたが、その後、各地区ごとの区長会にも資料を出しながら説明をまいりました。それから補助金の内容についてもすべて資料を提示した上で、ご理解をいただいていたという状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

峡南衛生組合の問題は、どうなっているのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

峡南衛生組合の質問に対して、お答えをいたします。

従来から焼却処分をしていました汚泥や生ゴミを堆肥化し有効活用とすることですけれども、これらにつきましては、地球温暖化対策のいうところの温室効果ガス、あるいはCO₂削減に資するものでございます。したがって、ご案内のとおり私どもだけで支援していくということもできません。構成町、ご案内のとおり市川三郷町や早川町とも相談をして、よいことですから賛同を得られるならば私どもも今後も継続して事業を支援していきたいと、こういうようにも考えているところでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

浄化槽ではなくて、終末処理場を4カ所か5カ所かあると思うんですが、その汚泥処理はどのように行っていますか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

汚泥につきましては、中富処理区、身延処理区と下部処理区はまだ出ないんですが、公共下水については産業廃棄物というようなことで産業廃棄物業者のほうに出しております。

なお、農業集落排水事業と北川地区の小規模排水処理施設につきましては、一般廃棄物ということで峡南衛生組合のほうに出しております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

集合処理の終末処理場からの汚泥も、峡南衛生組合に持って行って処理するということはできないんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それにつきましては、廃棄物処理法がありまして、公共下水については産業廃棄物ということですので峡南衛生組合のほうには持っていけないということでありまして。公共下水というのは、工業系の処理が入りますから、どうしても産業廃棄物という形の中で区分されておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

以上で私の一般質問を終わりますけども、先ほども申し上げましたように、下水道には非常に大きな金がかかっておりますので、今後もできるだけ、その金がかからないような方向で考えていただきたいと思っておりますし、われわれもできるだけ、今現在も、すでにでき上がっている下水道に関しましては、多くの家庭、あるいは企業が接続できるように努力をしていきたいと思っておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

以上で芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。

次に通告の7番は、望月明君です。

望月明君、登壇してください。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

通告に従いまして、質問をいたします。

第1は、生涯スポーツの振興についてということでございます。

高齢化社会の到来とともに、生涯学習の重要性が叫ばれて久しい昨今であります。生涯スポーツにつきましては町長も身延一日運動を提唱しておるところであります。生涯学習、とりわけ生涯スポーツの振興ならびに普及につきまして、どのように考えておりますか。また、その対

策をどのように進めていっているのか、質問したいと思います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

このことにつきましては、教育委員会の教育方針の中でも教育委員長からご報告を申し上げておりますけども、町といたしましては町民の皆さんが生涯にわたり心身ともに健康な生活を営む上で、年齢や体力、目的に応じて、誰でもいつでもどこでも、町民1スポーツを合言葉に、常にスポーツを身近に親しむことができる環境整備や町民ニーズに沿った事業の展開を心がけているところでございます。

また、町民が健康で明るく活力ある生活を送るため、それぞれの年齢、体力、興味度、関心、能力に応じたスポーツ交流大会や環境の整備充実を図り、町内に既存する社会体育施設を有効活用できるよう、関係機関との連携を密にして、みんなで楽しくできる運動や誰もが身近に親しむことができるよう、利用者の利便を図りながら健康づくり、体力づくりを目指していきたいと考えております。

さらに町体育協会、体育指導委員協議会等にも、これまで同様、率先して協力をお願いし、今後とも地域スポーツが衰退することのないよう、地域に根ざした生涯スポーツ環境づくりに努め、身延生き生き運動を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

次にスポーツ施設等の充実というようなことの中で、遅滞に新しく設置されましたパークゴルフ場につきまして、質問をいたします。

新設後、利用がなされているわけですけども、このパークゴルフ場の管理ならびに運営等につきまして、やや不満の声も聞いております。その管理運営等の現状について、答弁を願います。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず、本町の社会体育施設は合併によりまして、45施設と数多くの施設を有しております。利用上の管理運営ということですが、全施設とも教育委員会でそれぞれ同様の管理を行っております。

ご質問の遅滞地内の新設パークゴルフ場の管理運営方法ですが、現状は、まず利用希望者は電話で仮予約をしていただくか、下部支所内の生涯学習課、スポーツ担当まで来ていただきまして、施設の利用申請と用具のない方は用具の借用申請を提出していただくことによりまして許可となります。これは他の施設も、今、同様でございます。

ご質問のパークゴルフについては、その際にスコアカード、エンピツ、マーク、説明等のマニュアル書、これはお持ち帰りできるようになっています。また、用具のない方にはクラブ、ボールの貸し出しを行っております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

使用上の手続き等分かったわけですが、さらにこの施設をこれから大いに利用、せっかくの新しい施設、利用するためには、使用上の手続き、あるいは管理上の改善等が必要と思われるが、これについて答弁を願います。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、ご質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、合併によりまして、事務所・施設も広範囲にわたるために、議員さんのおっしゃるとおり、一部の方からはパークゴルフ場から申請場所まで遠いので現地の申請、貸し出しはできないかというような、私どもその声も耳にしております。

現時点では、職員が電話を受けまして、その都度、現地まで用具を持って移動するというのは人的にも大変厳しいものがありますが、新年度におきましては、幸い国の交付金であります緊急雇用創出事業におきまして、採択の内容を受けているところでありますので、できるだけ早めに少しでも利用希望者の利便性を図るために利用申請、また用具の貸し出し業務を現地で行えるよう、関係者と協議、検討していく予定でございます。

また、この準備に伴う予算についても、ご質問が予算の中でありましたとおりその準備用品も本予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

町民が幅広く、また新しいスポーツを楽しむというようなことで、そういう施策を実践していただきたいわけですが、もう1点、使用料につきましてですが、他の施設との関連もありましてなかなか難しい面もあろうと思いますが、100円という使用料、こういった使用料については廃止できないものか。もし、未納付、やむを得ないかというような場合、納付の上での簡便な方法が考えられないかということにつきまして、質問いたします。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

お答えいたします。

まず、各施設の使用料については、身延町社会体育施設条例の第8条に使用料ということで、使用料は別表第1から別表第3までに定める基準により、利用許可を得たとき、納入しなければならないということがございます。また、ただし、管理者が必要と認めた場合は、使用料を減額し、また免除することができるということで同条の施行規則の第7条にも使用料の減免ということを謳っておりますので、その規定によって施行されております。

現状は町の体育協会の専門部に登録してある団体および個人は、生涯スポーツ、町民スポー

ツ振興のためにも、第8条のただし書きの規定により、使用料は減免とさせていただいております。

ご質問の使用料の廃止ということですが、先ほど申しました45施設の使用料金については合併時にそれぞれの施設内容に応じまして、調整方針が定められたものでございます。その施設の光熱水費、管理費、修繕費等の必要経費を考慮しながら、定められたものでございます。

利用者負担の観点から言いましても、全施設の使用料の廃止については、十分、検討していかなければならないと考えますけれども、しかしながらパークゴルフ場については、ご存じのとおり、昨年11月にオープンしたばかりでございまして、まだまだ希望どおりの普及に至っておりませんので、できるだけ早い時点で利用者の皆さまによりまして、パークゴルフ部を結成していただき、体育協会の専門部に登録していただけるよう、その推進に今後も努めていきたいと考えております。

新年度からは、パークゴルフ場の普及を図るとともに、さらに生涯スポーツ、町民スポーツ振興のためにも、施設の使用条例第8条の規定によりまして、ただし書きを利用しまして、町内の利用希望者については廃止ということではなくて減免措置という方向で、施設の管理者、関係団体と協議し、教育委員会に諮る中で、その計画について詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

すぐ隣りに遅沢のグラウンドゴルフ場があるわけですが、これも非常に利用度が高く、これは専門部になっておりまして、それに登録すれば使用料は実質無料ということになっております。パークゴルフもそのような普及することによって実質無料になると。そして今、課長から言われたような普及という観点から、当面、免除されるということで大変ありがたいことだと思います。したがって、利用する人たちが一層増えるように期待しているところでございます。

以上をもちまして、第1点につきまして、終わりたいと思います。

続きまして、地域活性化対策の推進につきまして、お伺いをしたいと思います。

これまで、地域活性化対策といたしましては、町はいろんな事業を実施してきております。その中で、最近の対策、対応の概略を示していただきたいということと、これからどのような施策を予定しているのか、伺いたしたいと思います。

同僚議員から過疎地域自立促進計画におきまして、同様な質問がされておりますが、地域活性化に絞りまして、お願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

議員もおっしゃっておりますとおり、昨日多くの議員さんから、大方、質問をいただいておりますので、その点につきまして、その都度、私の考えを申し上げさせていただいております。

で、特に今後の事業というようなことでございますので、担当課長に答弁をいたさせますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それでは、今後どのような事業を考えているかの質問にお答えをしたいと思います。

町における平成23年度の新たな事業について、説明します。

まず、総合計画の後期計画について。

平成23年度前期基本計画が終了しますので、今後、平成24年度からの後期5カ年の計画の策定を行います。

次に定住促進対策事業につきましては、先ほど、野島議員への答弁と重複しますので、内容の説明は省略させていただきます。

次に今議会において、国の緊急雇用創出事業を導入し、一般会計の当初予算に計上しました地域活性化対策事業について昨日の議会において説明した部分もありますが、もう一度、簡潔に説明したいと思います。

まず富士川、特に常葉川なんです、特別釣りエリアの設置事業ですが、富士川の支流、常葉川に、特別な日釣り券を購入した人のみが利用できる特別釣りエリアを設け、富士川漁業協同組合および周辺地域の活性化を図りたいと考えています。

今後、富士川漁業協同組合と実現に向け、話し合うとともに管理運営方法など協議していききたいと思います。

また、身延PR促進事業ですが、町内の出来事を月に7件程度、写真とPR記事にまとめてもらうための専属記者2名を雇用するための費用を計上させていただきました。これは町のPR記事をプレスリリース配信会社へ送り、全国のテレビやラジオ、新聞や雑誌等で紹介していくための事業です。

また、身延富岳12景トレッキングマップ事業ですが、現在、平成22年度の国の緊急雇用創出事業を導入し、町内のJR身延線の8駅間を結ぶ地図を作成していますが、これと同様に、23年度は町内で富士山が見える12の山の登山地図を作成する予定です。

また買い物代行事業ですが、身延町内の下部地区、中富地区、身延地区の3地区で乗り合いタクシー等の地域公共交通が運行されていない地域にそれぞれ1名ずつ、高齢者等の買い物を代行する買い物代行員を設置し、高齢者等の生活支援を行うものです。

次に町の特産品をインターネットで販売する事業について説明いたします。

楽天の協力を得、町のホームページへブログ身延ライフを始めた目的は、1人でも多くの人に身延町を知っていただき、身延町を好きになっていただくことでした。そして、今では1日800人以上の方々にご覧をいただいています。しかし、もう1つの目的があります。それは楽天のネット販売を活用して、町内の特産品を販売することです。当面は、なかとみ和紙の里および湯之奥金山博物館で販売しています各種商品の販売を考えており、その費用を当初予算に計上させていただきました。

最後に、町内の特産品のさらなる販路の拡大と高齢者の生産意欲の高揚、さらには町のPRを図るために平成21年度から身延ふるさと便を実施しています。身延町の特産品、名産品を年4回、会員として申し込んでいただいている皆さまにお届けしておりますが、ふるさとの香

りを堪能しましたなど、うれしいお便りも多数いただいております。これからも会員を増やす中、地域の活力となるよう実施していきたいと思っております。

なお、今後も身延町の活性化に向け、新たな施策等を検討してまいりたいと考えておりますが、議員の皆さんにもよりよいアイデア等がありましたら、ぜひ政策室にお声かけをいただき、実現に向け、一緒に検討していただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

次に身延町過疎地域自立促進計画というのが昨年出されておりますが、この中に町営住宅建て替え事業ということで、4カ所の団地が挙げられているわけですが、これらの実施計画、具体的に説明をしていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

まず、町営住宅の入居を確認してみたいと思っております。現在、町営住宅、町有住宅、合わせて町内に17団地あります。入居率を見ますと、町営住宅につきましては95.9%、それから町有住宅につきましては、1団地、相又がありますけども70%、そのほかに、町内には県営住宅が6団地ございます。入居率を見ますと68%ということで、町内にある公営住宅、非常に今現在、空き家が目立っているような状況にあります。近年、このような状況が続いております。入居者の希望には沿えるのかなということで考えております。

しかしながら、今後の町営住宅のあり方、このことも当然、考えていかなければいけません。今現在は具体的な実施計画は持っておりませんが、今後、ストック計画と併せて町営住宅のあり方について検討していきたい。長寿命化計画を策定して検討していきたいと、こんなふうに考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

町営住宅の入居、パーセントが悪いということですが、老朽化といいますが、そういうことが大きな原因ではないかと思っております。今後、よろしくご検討のほどをお願いいたします。

次は町営住宅の入居にあたりまして、所得基準が当然、定められております。したがって、希望があっても入居ができないというような世帯が出てきておるわけでありまして、住宅の建設当時から、だいぶ経っているのもあると思っておりますので、その時代の変遷、あるいは変化に伴って、基準の見直しをすべきではないかと思うわけですが、この点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃、いわゆる安い家賃で貸借をして、生活の安定と社会福祉の増進に寄与するということが大きな目的でございます。ご質問の入居時の収入基準ということで、このことについては、公営住宅法で定められておりますので町単独でそのことを見直すということではできません。町では、それらの対応としまして、相又の雇用促進住宅も町有住宅として収入基準がオーバーしても入居できるというようなことで対応をしております。それから、県営住宅ではみなし特定公共賃貸住宅、いわゆる俗にいう特公賃といいますが、下田原の県営住宅に6戸分が確保されております。この団地に収入の多い人は入れるということですのでご利用をしていただければと、こんなふう考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

公営住宅、法的に不可能だということで納得いたしました。下田原と、それから南の住宅ですね、雇用促進住宅が町有住宅になったということでそちらのほうを利用するしかない、所得のある人はということで、やむを得ないことだというように理解をしました。

次は結婚推進事業と申しますか、現在、身延町では15名の方々が結婚相談員ということで各旧町5名ずつの相談員さんが毎月、相談日を設けて活動していただいております。結婚の推進活動といいますが、個々の相談員さんだけでは、なかなか成果が上がらないと、上げにくいように思っておりますが、最近の結婚推進の活動の状況について、まず説明をお願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

結婚相談員の現状と活動につきまして申し上げますと、先ほど議員さんが申されましたように、本町には現在、旧町ごとに5名で、合計15名の結婚相談員さんがおります。また事務局を福祉保健課で執っております。活動は定例の業務といたしまして、身延結婚相談所を設置し、毎月第3日曜日の午後1時から午後4時まで2人の結婚相談員が相談に応じております。

また、結婚相談事業を効果的に推進するため、毎月第2水曜日の午後2時から、すこやかセンターで相談員相互の情報交換を行う定例会を行っております。そして峡南地区には峡南地区結婚相談員連絡協議会があり、各相談員は結婚相談員名簿を活用しまして各町の結婚相談員と積極的に情報交換を行っております。

また山梨県結婚相談員連絡協議会では、年に一度、交流会を開催しまして県下の相談員が一堂に集い情報交換を行う活動を行っております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

私自身の感想ですが、比較的、未婚者が多いのではないかというような感想を持っているわけですが、相談員さんの活動によってできるだけ結婚され、しかも町内で結婚されること

によって人口も増えるというようなことの1つのためにも、ぜひ、ご活躍を願っているところでございます。しかし、なかなか難しい面もございます。

そういう中で、さらにこの事業を推進し未婚者の結婚が可能なためには、個々の皆さんの相談員の活動はもとより、未婚者の交流の場を設けるといったようなことで、こういう事業もやっておられるわけですが、同時に、この推進事業がより一層、成果が上がるような対策あるいはそうしたお考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

最近の結婚事情は、日常生活の中で出会いがあればよいのですが、出会いが少ないのでいろいろな方法で出会いをつくるしかありません。身延町結婚相談員会では、結婚を希望する方に出会いの場を提供するため、近年、身延再発見の小さな旅と題しまして、なかとみ和紙の里で、この日の思い出を和紙に残そうと紙透き体験や湯之奥金山で博物館の見学と砂金取り体験の実施や身延出会いパート2と題しまして、富士川クラフトパークで軽スポーツや交流会を実施してきました。また本年度は昨年11月7日の日曜日に、出会いパート3と題しまして、中富のすこやかセンターでクッキング教室とレクリエーション等を実施し、参加者の交流が大いに図られたところでございます。

今後も近隣の町とも連携を図る中で、結婚相談員さんと協議しながら身延町内の体験施設や観光施設を大いに活用しまして、1組でも多くのカップルが誕生できるよう事業を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月君。

○2番議員（望月明君）

ぜひ今後とも、そうした活動を継続することによって、所期の目的が達せられるようお願いするところでございます。聞くところによりますと、葦崎市など結婚相談員制度を廃止するというようなところもあると聞いておりますが、本町ではぜひ継続してこの事業の推進をお願いしたいということで、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

以上で望月明君の一般質問が終わりましたので、望月明君の一般質問は終結をいたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しましたので、これをもちまして、本日は散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時36分

平成 2 3 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 4 日

平成23年第1回身延町議会定例会（4日目）

平成23年3月14日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案に対する採決
- 日程第5 附帯決議の件
- 日程第6 附帯決議の説明
- 日程第7 附帯決議に対する質疑
- 日程第8 附帯決議に対する討論
- 日程第9 附帯決議に対する採決
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	7番	望 月 寛
8番	深 沢 脩 二	10番	草 間 天
11番	福 与 三 郎	12番	川 口 福 三
13番	渡 辺 文 子	14番	穂 坂 英 勝
15番	伊 藤 文 雄	16番	望 月 広 喜

3. 欠席議員は次のとおりである。

6番	松 浦 隆	9番	日 向 英 明
----	-------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	赤池義明	財政課長	笠井一雄
政策室	長	丸山優	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	渡辺明彦	教育委員長	千須和繁臣
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 依田光太

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

今回の東日本の大震災に、国内最大のマグニチュード9という災害に遭われた方々、また被災地の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

欠席の連絡をいたします。

日向君は入院のため、松浦君は所用のために欠席届が出されております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第4号により行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任副委員長、河井淳君。

○総務常任副委員長（河井淳君）

委員長が欠席しておりますので、私のほうから報告させていただきます。

朗読をもって、報告とさせていただきます。

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（望月広喜君）

次に、教育厚生常任委員会委員長、報告を求めます。

教育厚生常任委員長、福与三郎君。

○教育厚生常任委員長（福与三郎君）

それでは、今定例議会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました議案について、審査結果報告をいたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（望月広喜君）

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、望月寛君。

○産業建設常任委員長（望月寛君）

それでは、産業建設常任委員会審査結果の報告をさせていただきます。

（以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（望月広喜君）

以上で、各委員長報告は終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

最初に、総務常任委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

渡辺文子君。

○13番議員(渡辺文子君)

議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

国民健康保険税財政の健全化および安定運営を図るための値上げです。国保の財政悪化と国保料が高くなる大きな原因は、国の予算削減にあります。国保の総会計に占める国庫支出の割合は、1984年度の50%から24.1%に半減しています。この国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と一体に進んだことが、事態を一層深刻にしています。本町においても、21年度の所得階層別状況を見ると、所得なしの世帯が763世帯で29.59%。80万円から100万円の世帯が1,365世帯で、全体の52.93%で半分以上を占めています。こういう中での国保担当は、本当に大変だとは思いますが、住民のこれ以上の負担を増やすのではなく、住民の立場に立ち努力をすべきです。

厚労省の調査では、20年度に法定外繰入をした保険者は、全体の7割になっています。お隣の市川三郷では、22年度に一般会計から1億円を繰り入れています。住民健診でも費用の問題で健診を受けないと、アンケートの回答がありました。住民健診を受けやすくする努力とともに、予防に積極的に取り組むべきです。

○議長(望月広喜君)

次に、賛成の方。

野島君。

○1番議員(野島俊博君)

議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、私は賛成討論を行うものであります。

現下の経済不況の中で、被保険者の国保税の負担増は大変、厳しいものがあると理解しております。しかし、国保事業会計の破綻を眼前にしても改正はやむを得ないと考えております。保険税率一部改正には応能・応益割合を慎重に精査し、所得の低下した子育て世帯、また資産の劣化した資産割、さらには減免措置の拡大に配慮した必要最小限の税率改正であり、このような中で、国保会計を破綻させるわけにはいかないということで、その苦渋の選択の中で、私は賛成をするものであります。

以上、この点を考え、国保会計の破綻を避け、予防による医療費の適正化に努められることを切望して、賛成討論といたします。

○議長（望月広喜君）

他に討論がないので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員長に対する討論を行います。

討論はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

議案第5号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。委員会でも反対討論をさせていただきましたけども、改めて本会議においても反対討論を行います。

教育委員会は、身延町立小中学校適正配置審議会の答申に基づいて前期計画を策定し、実行してまいりました。これは3段階方式による学校の適正配置案というものを参考に決められた計画でございます。しかし、いまだに全体計画は出されておられません。

教育委員会は、この学校適正配置案の第一段階を取り上げてはおりますけども、この答申の中にあります重要な事項、この審議会も非常に、地域住民に対する配慮をしております。この3段階方式による学校の適正配置案の下にも、「いずれの段階においても、それぞれの学校の歴史や地域性を生かしながら、児童生徒、保護者、地域住民の期待に応えられるような新しい学校をつくるという考え方を基本とすべきである。また、配慮すべき事項として、地域社会との関係、適正規模による学校配置を実施した場合、通学区域が広範囲となり、従来の行政区域や地域社会を超えることとなり、さらに風俗・習慣の相違、歴史・文化の多様性などが考えられるため、地域住民間の融和を図り、地域社会との新たなつながりを構築するように努めるべきである。また空き施設への適切な対処の中でも、地域住民の意見をよく聞き、その理解を得ることはもちろん、長期計画と整合した方針とし、これを効率的に活用した地域活性化を図るべきである。」

そして最後に、「本審議会でも時代を担う子どもたちにどうすれば望ましい教育環境の中で学び、育つことができるかということを中心に置いて検討してきた。学校は地域との深いつながりや幾世代にもわたる歴史があり、統合により学校がなくなることは、その地域の住民、卒業生にとって、大変辛いことである。そのため、本答申で示した内容を一律に実施することは大変な困難が予想される。しかし、新しい身延町の将来的なまちづくりを考えると、避けては通れない勇気と決断のいる組織であると考え。身延町教育委員会に対しては、適正配置を図る上で、各学校、各地域の実情をふまえ、保護者、地域住民など関係者の意見を十分聴取し、協議を行うなど、実現に向けて努力されることを望むものである。」このように記されております。

教育委員会は、その3段階方式の中の第1段階を前期計画として取り上げながら、十分な地域住民との理解を図ってきてはおりません。この委員会での質疑応答の中でも、私が統合に関しての同意は静川地区の住民の同意か、それとも静川地区の保護者の同意かということに対して、全町的な了解は得ていない。関係する地域住民と保護者会には、理解を得ていただいていると判断しているというふうに言うておりますけれども、私たちは判断していません。私たちは関係する地域住民と十分な話し合いも、協議もその同意も得ていないというふうに判断いたします。

したがって、今後、こういう計画を進める場合には、もっと時間をかけて、十分に住民との話し合いを行い、協議を行い、その上で同意を得て実施していくべきであるというふうに考えます。今回の条例は非常に拙速であり、十分に住民の理解を得ていないと思いますので、反対いたします。

以上です。

○議長（望月広喜君）

次に賛成の方。

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

議案第5号の件につきまして、賛成討論をさせていただきます。

まず小中学校、これは義務教育ですね、憲法に保障された義務教育であります。憲法が義務を与えておりますけれども、逆に父兄からすれば、あるいは子どもたちにすれば、1つの教育を受ける権利が保障されたということです。そういう基本的な理念の中で、次代を担う子どもたちに、それにふさわしい教育環境の中で、人間形成のための教育を受けさせる、そういう基本的な理念の中で、戦後改正された六三制の学制が現在まで継続されております。もちろん町も、細かく言えば町教委も、当然その理念に基づいて、諸般の行政を執行しているわけでございます。

さて、そういう状況の中で、今の日本の社会状況等を考えたときに、想定外に急速に進展する過疎・高齢化、その中で子どもたちが置かれている教育環境がいかなるものであるか。誰しもが懸念するところでございます。

特に当町におきましても、従来から続いてきている小中学校教育、まさに歴史に裏付けられた伝統を誇る、それぞれの学校でございますけれども、いかに少子化の中で、複式学級、あるいは複複式学級というような、子どものためにとって、果たしてそれがいいのかどうなのか、懸念される事態に至っております。

そういう中で、先に設置された適正配置審議会において、あのような答申がなされ、その答申をもとに教育委員会が策定した計画が着々と進行されております。

ただ、先ほどの同僚議員の反対討論にもありましたように、たしかに自分の住んでいる地域から学校がなくなるということ、そのことのデメリットは大変なものがあります。影響は計り知れないところがあります。そのことは分かりますけれども、冒頭に申し上げましたように、次代を担う子どもたちの教育環境として、小学校入学から中学卒業まで、同級生が数人で全然変わらない。そんな中で、果たして理想的な人格形成の教育ができるでしょうか。

たしかに小人学級の場合、先生方がマンツーマンで指導できるという利点はありますけれども、それよりも大事なことは、将来、この国を背負って立つ青少年がより多くの人たちと接し、切

磋琢磨する中で磨かれて、望ましい人格を養成することが、より大事ではないかと。たしかに、私も自分の集落から学校がなくなるとしたら、反対するのではないかと。なっていませんから、分かりませんが。今、統合に反対している方々の気持ちも分からないではありません。だけでも、考えなければならないことは、このあと町が、国が、どうなっていくのかと。そこに、まず力点を置いて、物事は考えるべきだと。

そういう意味合いからすれば、子どもたちがせめてクラス替えができるような学校に通って、おおぜいの仲間と切磋琢磨して、人格を養っていく。このことは、われわれ地域の者が第一に考えなければならない。たしかに学校がなくなる地域の皆さまには、お気の毒ですけれども、子どもたちのこと、そこに原点を置いて考えれば、この統合はやむを得ないのではないかと。そういう理想的なものを求めて出された答申であり、計画でございますので、直ちにそれを行うことが望ましいと、私は考えます。

ただ、先ほどからも申し上げておりますように、地域からの反対、抵抗も数多くありまして、今次の計画も1年、2年、3年と延伸されております。これもやむを得ないことと思っておりますけれど、その中ですでに統合が実施した身延・豊岡の場合の例を申し上げますと、当初、豊岡地区でもかなりの反対があったことは事実でございます。しかし、回を重ねる打ち合わせの中で了解をいただき、統合してみたならば、まず子どもたちが非常に仲良く、むつまじく学校生活を送って、みんなニコニコしている。地域の皆さんもそのことを知って、よかったなという感想を漏らす方が非常に多くありました。

たまたま本議案に関連する西嶋・静川の統合ですけども、反対される方々の気持ちはよく分かりますけども、やはりここで決断をしないと、先送りにしていくと、あとで馬鹿みたなということがきつと来ると思うんです。そういうことでございますから、ぜひひとつ、この計画は当初の計画どおり進めるべきだと。

ただ、1つ、先ほど芦澤議員も反対討論の中で述べておりましたけども、教育委員会に求めるものは、最終的な、いわゆる計画案の中での、10年後の1中2小という、漠然とした提案でございました。その後、なんかそのへんも、いささか裏付いているようなことを耳にしております。当委員会としては、そのことについて、のちほど附帯決議を提案する予定でございますので、今回のこの5号議案は、即座に皆さんに賛成していただいて、実行に移していただきたい。

多少混乱して、思うとおり述べられませんが、以上で賛成討論といたします。

○議長（望月広喜君）

他に討論はございますか。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

議案第5号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

今回の統廃合は、複式解消のための単なる数合わせとしか、とることができません。本町が平成16年、新しい身延町として誕生した町の理念はなんであるか。安らぎと活力ある開かれた町、この理念のもとに5つの町民憲章がつけられております。その町民憲章の中にも、創意と活力あふれるまちづくり、学び合い、誇り高い文化のまちづくり、助け合い心の触れ合う開かれた町、こうした理念と憲章からは、この条例統合設置条例については、一致するところがございません。

先日の本会議においても、よその町においては、10人そこそこでも単独で統合を考えず、そうした行政の今後のまちづくりにおいて、町民として希望を失う、今回の統廃合ではなかろうかと、私はこのように考えます。これからの行政で、統廃合をどのような形で進めていくのか、疑問でなりません、この設置条例には反対いたします。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第5号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

この条例は、平成24年3月31日をもって、静川小学校を廃止したいというものです。審議会の答申に基づき、教育委員会で立てた前期計画における静川小学校の廃校の条例です。そもそも全体計画を示さない中で、1中2小だけ決め、そのための前期計画を強引に押し進めるやり方は問題があり、認めることはできません。この計画は静川小学校、静川地区だけの問題ではなく、町内全体に関わることなので、広く町民に諮り、多くの議論を重ねる中で検討する必要があると考えています。静川小学校もそうですが、どこの学校も長い歴史と伝統を持ち、地域との深い関わりを持っています。PTAの同意があったとしても、地域住民への一方的な説明で、多くの住民は納得していません。町民全体に説明もされていない、前期計画による、この条例に賛成することはできません。

議案第27号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計予算は、議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の具体化ですので、反対をいたします。

議案第28号 平成23年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論をいたします。

高齢者を差別する姥捨て山と怒りが集中した後期高齢者医療制度は、8月末に厚生労働省が見直し案を発表したものの、年齢で区切る仕組みや高齢者の保険料が自動的に上がる仕組み、保険料値上げが嫌なら医療を我慢しろという仕組みなど、後期高齢者医療制度の悪い部分を引き継ぐものになっています。そればかりが見直し案は、国保の広域化を進めるとして、この悪い部分を国保全体に拡大しようとしています。廃止どころか存続です。このような後期高齢者医療制度は、今すぐ廃止すべきです。

議案第29号 平成23年度身延町介護保険特別会計予算について、反対討論をいたします。

介護の社会化を目指し、介護保険が始まって丸10年が経ちました。介護予防でサービス利用の回数や日数が減らされ、生活に支障を来している軽度者もたくさんいます。また利用料など重い費用負担のために、サービスの利用ができない事態もあります。特養ホームの待機者は昨年より増え、本町では300人を超え、入所できるまで1年待ち、2年待ちは当たり前という事態です。多くの方々が自宅で入所を待っています。家族の介護負担は、一層深刻化しています。全国では介護殺人、介護心中といわれる痛ましい事件があとを絶たず、ここ数年は年間50件以上も起こっています。

介護報酬の3%の引き上げがあったものの、労働条件の抜本改善や人手不足の解消など、介護現場の困難を打開するに、ほど遠いのが実態です。介護を社会で支えるための制度にするために、国に改善を求めることは当然ですが、町独自の保険料、利用料の負担軽減で、誰でも必要なサービスが受けられるようにすべきです。さらなる介護予防、健康づくりの充実が必要だと思えます。

○議長（望月広喜君）

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

それでは議案第27号、議案第29号の反対討論がありましたので、賛成討論をいたします。
まず議案第27号についてでございますけども、平成23年度身延町国民健康保険特別会計予算について、現下の経済不況の中で、必要最小限の予算設定であると考えます。

被保険者の立場に立った場合、非常に厳しいものがあるのは現実でございますけども、本年度にも加算が想定されるのではないかという話も耳にします。当町の国保特別会計を考えると、本予算はやむを得ない、適正なものであるという考え方で賛成をいたします。

続いて議案第29号 平成23年度身延町介護保険特別会計予算について、賛成討論を行います。

先ほどの国保同様、右側上がりの介護給付費により歳入歳出のバランスが取れない、危機的な状況であります。本予算では、当初から財政安定化基金4,528万円を借り入れるということで設定した予算であり、現状では適正な予算編成であると言わざるを得ません。したがって、本予算に賛成するものでございます。

○議長（望月広喜君）

他に討論はございませんか。

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

議案第5号の、反対討論に対しての賛成討論を述べさせていただきます。

まず議案第5号は、町立学校設置条例の一部改正の議案でありました。具体的には西嶋、静川の合併に生じているものであります。身延町全体の計画、その他については、教育厚生委員会では別に付帯決議を提案してありますので、静川と西嶋の件について論議していくのが、われわれの学校設置条例の一部を改正する、これが賛成・反対の論議をしている中でございます。

その観点から申し上げますと、住民説明もよくやっていると、私のほうでは捉えました。もともとが、住民の皆さんが学校統廃合問題について、合併前からやるよということに従ってきたはずなんです、それがやられていなかった。それは今の教育委員会に、だから拙速だといわれても、これは前に戻るわけにもいきません。その中で説明をしまいいりました。

そして全体計画を示せというのは、私がいろいろ説明会やなんかで聞いているのは、最初のころは、住民の皆さんは全体計画の雰囲気です話をしてくると、教育委員会は全部決めて、説明しに来ているのではないかと。全体計画を、住民の皆さんと話し合いながら決めていけという形の論議がされていまして。

その後、いろいろなことがありながら説明をし、論議を深めていく間を見ていると、どうも西嶋地域の住民は、もう、その後は説明会にはあまり出てこない。要は、自分の地域からなくなるであれば反対。自分の地域がなくならなければ賛成のような雰囲気に、住民の気持ちが変わってきたように私どもは受け止めております。それはなんだということになりますと、統合は反対、子どもの教育を主体的に考えろと言いながら、学校が自分のところへ今までどおり存続するであれば、統合はやむを得ないことだというふうな観点から、説明会の中で議論が集中していたように思います。そういう判断から言うと、決して100%、私個人にとっても、100%この統合がよろしいということで賛成しているわけではありません。

提案された5号については、先ほどの賛成討論の中で、同僚議員が言いましたように、今、そのことをすべて、どこに集約されるか、進めていかない中の一環としては、当局の提案に賛成せざるを得ないし、賛成すべきではないかと、こういうことで賛成のご意見を言わせていただきます。

それから27号については、先ほども言いましたように、どうしても国保の会計の立て直しと健全化を目指して、今、私どもの町は残念ながら、国から医療費の高騰を避ける施策をしると指導されております。このままいくと、それもその上の段階に、身延町はいかなければいけない。もう値上げとかなんだとかということより、身延の町、わが町の権能がなくなってしまう段階に突入すると。この段階ではどうしても改正、一番いい方法で、極端な改正でなくてという方向の、今回の改正では私どもは賛成せざるを得ないという実態の中で賛成をしてきたと、こんなふう考えています。

後期高齢者、これについて、28号についても反対討論がございました。たしかにおっしゃっているように、100%、いい制度だとは思っておりません。しかし、1つだけ、わが身延町にとっては、この制度、非常にありがたい制度、国保と同じように、身延町だけでやっている、今の国保会計、もっともっと値上げをしなければ存続できない状況になっている。ここを切り離れたということは、国全体から考えると、悪法だといわれるところはたくさんありますけども、身延町にとっては、大きなパイの中に後期高齢者医療の金が含まれて、わが町の財政の困難の中、ある意味では進められると、こういうふう考えたときには、大きな声では言えませんが、いい制度だと。わが町にとっては、いい制度だと。その中での予算ですから、こういうふうに解釈して、賛成の意見にさせていただきます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他に討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案に対する採決を行います。

議案第4号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数でございます。

よって、議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第5号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数でございます。

よって、議案第5号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のお

り可決決定をいたしました。

議案第26号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第26号 平成23年度身延町一般会計予算については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第27号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第27号 平成23年度身延町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第28号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第28号 平成23年度身延町後期高齢者医療保険特別会計予算については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第29号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第29号 平成23年度身延町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第30号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第30号 平成23年度身延町介護サービス事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第31号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第31号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第32号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第32号 平成23年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第33号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第33号 平成23年度身延町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第34号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第34号 平成23年度身延町青少年自然の里特別会計予算については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第35号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第35号 平成23年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定をいたしました。

日程第5 付帯決議について、議題といたします。

日程第6 付帯決議については、教育厚生常任委員長より趣旨説明を求めます。

教育厚生常任委員長。

○教育厚生常任委員長（福与三郎君）

それでは、教育厚生常任委員会が提案いたしました発議第1号につきまして、提案理由の説明をさせていただきますと思います。

議案第5号に対する付帯決議というふうな形の中で、提案理由の説明を行います。

身延町立小中学校の適正規模・適正配置等についての前期計画の進め方には、今まで多くの議論がございました。現下の児童生徒の数の減少は、統廃合を避けて通れない状況にあるということは、深く認識しているところでございます。

しかしながら、町民のための町政でなければならないという原則に立ったときに、このことが多くの町民に理解されたかは非常に疑問が残るところでございます。統合問題は児童生徒、保護者はもちろんのこと、地域住民にとっては非常に重大な問題でございます。十分な理解が必要とされる。これは当然、すべての人たちの理解、あるいは納得を得られるということは難しいことであろうというふうに思いますが、今後につきましては、より多くの説明会を開催し、より多くの住民の理解を獲得するための最大限、努力をされることを要請するものであります。それでは、附帯決議第5号につきまして、附帯決議を申し上げます。

身延町立小中学校の適正規模・適正配置等について

発議第1号

平成23年3月14日

身延町議会議長 望月広喜殿

身延町議会教育厚生常任委員会委員長 福与三郎

議案第5号に対する附帯決議

身延町立小中学校の適正規模・適正配置等について

1. 全体計画を早急に策定して、町内全地域の住民に説明し、意見を求めるべきである。
2. 説明会は町内各層、各種団体等に呼びかけ、十分な議論の場を持つこと。
3. 統廃合対象校に特定した段階で、改めて保護者（PTA）をはじめ、各層、各種団体等に説明会を十分に行う。
4. 統廃合に伴い、廃校となる学校施設の利活用については、権限を有する町長は全校の説明会に出席し、町民に十分な説明を行うこと。
5. 教育委員会が統廃合問題につき、なんらかの決定を行った場合は直近の議員全員協議会への報告を求めること。

以上、教育厚生常任委員会の第5号に対する附帯決議とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

教育厚生常任委員長の説明は、終わりました。

日程第7 附帯決議に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

この、ただいまの議案第5号に対する附帯決議の中で、5番目の教育委員会が統廃合問題につき、なんらかの決定を行った場合はとありますが、これは決定でなくて、統廃合問題の経過については、直近の議員全員協議会への報告を求めるというように直したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

川口君の5番目、訂正したらどうかということについて。

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

ご指摘のとおりだと思っています。非常に、言い訳ではございません。説明させていただきます。なんらかの決定という意味が、それぞれ教育委員会が統廃合問題について、住民との皆さんとの間でお話していく過程で、1つの方向が決まりつつあるような場面にぶつかったときは、私どもも一緒になって、そのことを考えますと、議会も考えますと、そのことを報告していただければ、議会に全員協議会という中で、きちっと、そういう方向かと。なるほどと、それは住民がそう言っているのかという状況を説明していただくと、私どもが、これが良い、これが悪いというものの最終的な改正条例が出たときの判断に、非常に楽になるという意味で、なんらかの決定という文言を、今言う経過の中をというふうな形に訂正していただいたほうが

分かりやすい。決定という表現をしてしまったのは、そういう意味でございます。そのご説明と、今の提案が妥当かなと感じております。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第 8 附帯決議に対する討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします・・・望月君。

○ 4 番議員（望月秀哉君）

今の質問の中に出てきた、5の字句の訂正については、なんらかの協議する場を。このままですか。今、川口議員と穂坂議員の話を統合して、この字句を変えるなら変えるで、それなりの処置をとってください。

○議長（望月広喜君）

議案第 5 号の中の、NO. 5 ですか。

○ 4 番議員（望月秀哉君）

今、このなんらかの決定を行ったという字句の訂正について、川口議員と穂坂議員が発言しているわけです。それを受けて、今の議長の進めだと、このまま決定してしまうのではないかと。直すなら直したほうが。

○議長（望月広喜君）

福与君。

○ 1 1 番議員（福与三郎君）

附帯決議の 5 番の文言でございますけども、5 名の委員で附帯決議をつくるにあたりまして、時間をかけて十分に協議をした中で作りしました。なんらかの決定を行った場合という文言でございますけども、これにつきましては、教育委員会で協議をされて、当然されたところの時点で、特に経過の中で、全協のほうに議員の皆さまに知らせておきたいというふうな、いわゆる事案が出た場合、全協で報告を求めるといことになろうかと思っておりますけども、決定を行った場合という文言についてですけども、私ども、その決定というのが、もっと軽いというのか、こういう文言にしてしまうと、何かあれなんですけども、これにつきましては、委員で、直ちに協議をいたしまして、変えるか、変えないかをしたいと思っておりますので、暫時休憩をいただきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

議事の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は 10 時 20 分といたします。

休憩 午前 10 時 10 分

再開 午前 10 時 20 分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

議案第5号に対する附帯決議の訂正がありますので、教育厚生常任委員長、お願いいたします。

○教育厚生常任委員長（福与三郎君）

大変、お手間をとらせてしまいまして、申し訳ございません。

それでは、ただいま協議をいたしました結果、文言の訂正をさせていただきたいと思います。附帯決議5番に関わる文言でございますけれども、教育委員会が統廃合問題につき、方針協議というふうな格好にしてもらいたいと思います。方針協議を行った場合は、直近の議員全員協議会への報告をする。最後もするというふうな形で、文言の訂正をお願いいたします。

さらに方針協議というふうな意味につきましては、当然、教育委員会では、今後、住民説明会等々、行われるものと思われましても、そんな説明会の、教育委員会で協議をされた、そんな時点も方針協議会の中には含まれておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、「教育委員会が」となっておりますけれども、これを「教育委員会は」にさせていただきたいと思います。

最終的に、読み上げます。教育委員会は統廃合問題につき、なんらかの方針協議を行った場合は、直近の全員協議会への報告をする。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（望月広喜君）

ただいま、教育厚生常任委員長から訂正の報告がありました。

そのことについて、何か。

（ な し ）

質疑がないので、質疑は終結いたします。

日程第8 附帯決議に対する討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第9 附帯決議に対する採決を行います。

発議第1号について、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第1号 議案第5号に対する附帯決議は、原案のとおり可決決定いたしました。

日程第10 委員会の閉会中の継続調査について、議題といたします。

総務常任副委員長、教育厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長、議会活性化等特別委員長より所管事務調査について、議会議事規則第74条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上、6委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告、並びに上程を行います。

同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

同意第6号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任について

同意第7号 身延町曙財産区管理会委員の選任について

同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について

以上、同意8件について、一括上程いたします。

追加日程第2 町長から提出理由の説明を求めます。

同意第1号から同意第8号までについて、町長。

○町長(望月仁司君)

今回、追加提出議案につきましては、人事案件が8件となっております。

それでは、ご説明を申し上げます。

同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について。

身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求める。

記

身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町西嶋337番地1、佐野力、昭和17年8月1日。身延町西嶋496番地、野中邑浩、昭和16年10月13日。身延町西嶋1232番地、佐野千博、昭和18年7月1日。身延町西嶋1319番地3、依田一、昭和23年9月17日。身延町西嶋1572番地、佐野光、昭

和20年8月26日。身延町西嶋1827番地、望月美光、昭和18年12月23日。身延町西嶋2256番地1、佐野昭男、昭和18年5月31日。

平成23年3月14日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由を申し上げます。

平成23年5月7日をもって、委員の任期が満了するため、新たに委員を選任したい。身延町恩賜国有財産保護財産区管理条例（平成16年身延町条例第194号）の第3条には、委員を選任するにあたり、議会の同意を得ることと規定をされております。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について。

第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

記

身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員

同じく住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町大塩1419番地、堀井雄三、昭和14年4月19日。身延町大塩1533番地、深沢恵一、昭和17年3月21日。身延町大塩1593番地2、佐藤千明、昭和11年1月27日。身延町大塩1980番地、渡辺晁、昭和13年6月14日。身延町大塩2011番地、佐野公臣、昭和16年11月7日。身延町平須2116番地、神宮寺七三、昭和21年3月7日。身延町久成4859番地、大森恒由、昭和25年6月18日。

以下は同意第1号と同じでございますので、省略をさせていただきます。

同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について。

身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

記

身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町矢細工1310番地、佐野三郎、昭和9年3月7日。身延町古長谷1203番地、星野強、大正15年4月3日。身延町福原218番地、河西俊郎、昭和17年1月7日。身延町江尻窪1396番地、遠藤嘉一、昭和9年12月23日。身延町中山24番地、山中孝雄、大正12年11月24日。身延町中山1600番地4、樋川久實、昭和12年10月10日。身延町遅沢1181番地、川崎晴義、昭和10年11月5日。

以下は、省略をさせていただきます。

同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について。

身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

記

身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町栗倉 884 番地、深澤勝海、昭和 15 年 10 月 12 日。身延町下山 261 番 1、高氏充、昭和 30 年 6 月 20 日。身延町下山 2305 番地、網野松岡、昭和 16 年 4 月 14 日。身延町下山 2380 番地、望月清史、昭和 22 年 10 月 3 日。身延町下山 2495 番地、遠藤武、昭和 8 年 9 月 3 日。身延町下山 5931 番地、中村英雄、昭和 30 年 6 月 4 日。身延町下山 8671 番地、山内規之、昭和 29 年 10 月 1 日。

提出日と提案者は省略し、提案理由を申し上げます。

平成 23 年 3 月 23 日をもって、委員の任期が満了するためでございます。

以下は、省略をさせていただきます。

同意第 5 号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について。

身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めらる。

記

身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町小田船原 1361 番地、大村一正、昭和 11 年 3 月 9 日。身延町小田船原 1837 番地、松田正材、昭和 10 年 10 月 6 日。身延町門野 1097 番地、柿島友之、昭和 6 年 2 月 10 日。身延町大城 730 番地、大野久方、昭和 24 年 1 月 8 日。身延町大城 1431 番地、望月幹夫、昭和 5 年 10 月 10 日。身延町相又 399 番地、市川悟、昭和 5 年 1 月 9 日。身延町相又 2552 番地、遠藤勇、昭和 13 年 3 月 4 日。

以下は、同意第 4 号に同じでございますので、省略をさせていただきます。

同意第 6 号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任について。

身延町西嶋財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めらる。

記

身延町西嶋財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町西嶋 337 番地 1、佐野力、昭和 17 年 8 月 1 日。身延町西嶋 496 番地、野中邑浩、昭和 16 年 10 月 13 日。身延町西嶋 1232 番地、佐野千博、昭和 18 年 7 月 1 日。身延町西嶋 1319 番地 3、依田一、昭和 23 年 9 月 17 日。身延町西嶋 1572 番地、佐野光、昭和 20 年 8 月 26 日。身延町西嶋 1827 番地、望月美光、昭和 18 年 12 月 23 日。身延町西嶋 2256 番地 1、佐野昭男、昭和 18 年 5 月 31 日。

提出日と提出者を省略し、提案理由を申し上げます。

提案理由

平成 23 年 5 月 7 日をもって、委員の任期が満了するためでございます。

以下は、省略をさせていただきます。

同意第 7 号 身延町曙財産区管理会委員の選任について

身延町曙財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めらる。

記

身延町曙財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町矢細工 1310 番地、佐野三郎、昭和 9 年 3 月 7 日。身延町古長谷 1203 番地、星

野強、大正15年4月3日。身延町福原218番地、河西俊郎、昭和17年1月7日。身延町江尻窪1396番地、遠藤嘉一、昭和9年12月23日。身延町中山24番地、山中孝雄、大正12年11月24日。身延町中山1600番地4、樋川久實、昭和12年10月10日。身延町遅沢1181番地、川崎晴義、昭和10年11月5日。

同意第6号に同じでありますので、以下は省略させていただきます。

次に同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について。

身延町下山地区財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求める。

記

身延町下山地区財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町栗倉884番地、深澤勝海、昭和15年10月12日。身延町下山261番1、高氏充、昭和30年6月20日。身延町下山2305番地、網野松岡、昭和16年4月14日。身延町下山2380番地、望月清史、昭和22年10月3日。身延町下山2495番地、遠藤武、昭和8年9月3日。身延町下山5931番地、中村英雄、昭和30年6月4日。身延町下山8671番地、山内規之、昭和29年10月1日。

提出日と提出者は省略し、提案理由を申し上げます。

提案理由

平成23年3月23日をもって、委員の任期が満了するためでございます。

以下は、省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご同意をくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（望月広喜君）

町長の説明が終わりました。

以上8件は人事案件でありますので、詳細説明は省略いたします。

お諮りいたします。

同意第1号から同意第8号までは人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第1号から同意第8号までについては質疑・討論を省略し、採決を行います。

追加日程第3 追加提出議案に対する採決を行います。

同意第1号について、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理会委員の選任については身延町西嶋337番地1、佐野力氏、昭和17年8月1日生まれ。身延町西嶋496番地、野中邑浩氏、昭和16年10月13日生まれ。身延町西嶋1232番地、佐野千博氏、昭和18年7月1日生まれ。身延町西嶋1319番地3、依田一氏、昭和23年9月17日生まれ。身延町西嶋1572番地、佐野光氏、昭和20年8月26日生まれ。身延町西嶋1827番地、望月美光氏、昭和18年12月23日生まれ。身延町西嶋2256番地1、佐野昭男氏、昭和

18年5月31日生まれを選任することに決定いたしました。

同意第2号について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任については身延町大塩1419番地、堀井雄三氏、昭和14年4月19日生まれ。身延町大塩1533番地、深沢恵一氏、昭和17年3月21日生まれ。身延町大塩1593番地2、佐藤千明氏、昭和11年1月27日生まれ。身延町大塩1980番地、渡辺晁氏、昭和13年6月14日生まれ。身延町大塩2011番地、佐野公臣氏、昭和16年11月7日生まれ。身延町平須2116番地、神宮寺七三氏、昭和21年3月7日生まれ。身延町久成4859番地、大森恒由氏、昭和25年6月18日生まれを選任することに決定いたしました。

同意第3号について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任については身延町矢細工1310番地、佐野三郎氏、昭和9年3月7日生まれ。身延町古長谷1203番地、星野強氏、大正15年4月3日生まれ。身延町福原218番地、河西俊郎氏、昭和17年1月7日生まれ。身延町江尻窪1396番地、遠藤嘉一氏、昭和9年12月23日生まれ。身延町中山24番地、山中孝雄氏、大正12年11月24日生まれ。身延町中山1600番地4、樋川久實氏、昭和12年10月10日生まれ。身延町遅沢1181番地、川崎晴義氏、昭和10年11月5日生まれを選任することに決定いたしました。

同意第4号について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任については身延町粟倉884番地、深澤勝海氏、昭和15年10月12日生まれ。身延町下山261番1、高氏充氏、昭和30年6月20日生まれ。身延町下山2305番地、網野松岡氏、昭和16年4月14日生まれ。身延町下山2380番地、望月清史氏、昭和22年10月3日生まれ。身延町下山2495番地、遠藤武氏、昭和8年9月3日生まれ。身延町下山5931番地、中村英雄氏、昭和30年6月4日生まれ。身延町下山8671番地、山内規之氏、昭和29年10月1日生まれを選任することに決定いたしました。

同意第5号について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任については身延町小田船原1361番地、大村一正氏、昭和11年3月9日生まれ。身延町小田船原1837番地、松田正材氏、昭和10年10月6日生まれ。身延町門野1097番地、柿島友之氏、昭和6年2月10日生まれ。身延町大城730番地、大野久方氏、昭和24年1月8日生まれ。身延町大城1431番地、望月幹夫氏、昭和5年10月10日生まれ。身延町相又399番地、市川悟氏、昭和5年1月9日生まれ。身延町相又2552番地、遠藤勇氏、昭和

13年3月4日生まれを選任することに決定いたしました。

同意第6号について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第6号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任については身延町西嶋337番地1、佐野力氏、昭和17年8月1日生まれ。身延町西嶋496番地、野中邑浩氏、昭和16年10月13日生まれ。身延町西嶋1232番地、佐野千博氏、昭和18年7月1日生まれ。身延町西嶋1319番地3、依田一氏、昭和23年9月17日生まれ。身延町西嶋1572番地、佐野光氏、昭和20年8月26日生まれ。身延町西嶋1827番地、望月美光氏、昭和18年12月23日生まれ。身延町西嶋2256番地1、佐野昭男氏、昭和18年5月31日生まれを選任することに決定いたしました。

同意第7号について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第7号 身延町曙財産区管理会委員の選任については、身延町矢細工1310番地、佐野三郎氏、昭和9年3月7日生まれ。身延町古長谷1203番地、星野強氏、大正15年4月3日生まれ。身延町福原218番地、河西俊郎氏、昭和17年1月7日生まれ。身延町江尻窪1396番地、遠藤嘉一氏、昭和9年12月23日生まれ。身延町中山24番地、山中孝雄氏、大正12年11月24日生まれ。身延町中山1600番地4、樋川久實氏、昭和12年10月10日生まれ。身延町遅沢1181番地、川崎晴義氏、昭和10年11月5日生まれを選任することに決定いたしました。

同意第8号について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任については身延町粟倉884番地、深澤勝海氏、昭和15年10月12日生まれ。身延町下山261番1、高氏充氏、昭和30年6月20日生まれ。身延町下山2305番地、網野松岡氏、昭和16年4月14日生まれ。身延町下山2380番地、望月清史氏、昭和22年10月3日生まれ。身延町下山2495番地、遠藤武氏、昭和8年9月3日生まれ。身延町下山5931番地、中村英雄氏、昭和30年6月4日生まれ。身延町下山8671番地、山内規之氏、昭和29年10月1日生まれを選任することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長(望月仁司君)

大変、お疲れさまでございました。

平成23年身延町議会第1回定例会の閉会にあたり、一言あいさつをさせていただきます。

まず、わが国の観測史上最大のマグニチュード9.0という、東日本大震災の発生から丸3日目を迎える現在も、地震や特に津波により多数おられる行方不明者や孤立者の一刻も早い救出を願っているところでございます。と同時に被災者の皆さんに、心からお見舞いを申し上げた

いと存じます。さらに犠牲になられました方々のご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

また、東電からは計画停電の連絡もありました。わが町では、本日は16時から19時の間が停電になります。町民の皆さんには不便をお掛けいたしますけれども、平穩で生活ができることや被災地の皆さんの痛みを分かち合うべく、また被災者に対し、町といたしましても、支援については今後、積極的に考えていきたいと考えております。ご協力をお願い申し上げたいと思います。

さて、本定例会は去る3月4日に開会され、本日までの11日間、望月広喜議長のもとで、私どもの提案いたしました54件の提案議案につきまして、ご熱心に、しかも真摯にご検討をご討論いただき、ただいま、すべての提出議案につきまして、すべてご可決・ご同意をいただき、閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご労苦とご協力に敬意と御礼を申し上げたいと存じます。

本議会でご議決をいただきました23年度予算につきましては、子や孫に借金を残さないよう、職員ともども知恵を出し合って、この執行には最善を尽くしてまいります。

議員の皆さんには、予算を議決していただきましたので、その結果につきましては、私どもとともに、直接、町民の皆さんに責任を負っていただくわけですから、このこともふまえ、町民の皆さんから一点の疑義をも持たれることのないように、また議決をいただいた議員の皆さんにご心配をお掛けしないよう行政運営をしてまいります。今後も温かく見守っていただくと同時に、厳しいご指導をいただければ幸いです。

また、本議会の中でいただきました提案や附帯決議案、ご指摘には、これを真摯に受け止め、最善を尽くしてまいります。

議員の皆さんには、今後におきましても、ともに住民の福祉向上という共通の目的に向かって、なお一層のご尽力をいただけますようお願い申し上げたいと思います。

今まさに施設の変わり目でございます。議員の皆さんには年度末のご多用と併せて、ご健康にご留意をいただき、住民福祉のため、ますますのご活躍をいただけますことをご祈念を申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございます。

○議長（望月広喜君）

町長のあいさつが終わりました。

以上をもちまして、本定例会の会議に付議されました事件は、すべて議了いたしました。会議規則第7条の規定によって閉会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

よって、本定例会は、これで閉会することに決定いたしました。

会期11日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

これからは日増しに春らしくなり、桜の開花も間近であります。各位におかれましては、くれぐれもご自愛をいただき、町政発展になお一層のご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

これをもちまして、平成23年身延町議会第1回定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時15分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長遠藤守が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上